

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
1	26.4.1	平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表（食品営業許可台帳） ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表（自動販売機・露天営業・自動車営業・臨時営業を除く）	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、移動食品、臨時営業、自動販売機、屋内簡易食品を除く、平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業施設の名称等、営業所所在地、営業所電話番号、営業者名、許可業種、許可年月日、満了年月日	26.4.10 全部開示			26.4.15 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
2	26.4.1	食品営業許可台帳にかかる次の事項 ・平成26年3月1日～平成26年3月31日の間に新規に許可を受けた飲食店（移動・臨時・自動販売機を除く）のうち、下記項目について ・施設名称・施設所在地・施設電話番号・営業者名・許可業種・許可年月日・許可の有効期限	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、移動食品、臨時営業、自動販売機、屋内簡易食品を除く、平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業施設の名称等、営業所所在地、営業所電話番号、営業者名、許可業種、許可年月日、満了年月日	26.4.10 全部開示			26.4.16 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
3	26.4.3	盛岡市内で開業している医療法人友愛会の決算報告に関する平成25年度分事業報告書、損益計算書、貸借対照表	医療法人友愛会の平成25年度の決算書関係書類。 (1)事業報告書(2)損益計算書(3)貸借対照表	26.4.9 全部開示			26.4.17	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	5枚
4	26.4.3	食品営業許可業者（飲食店）の店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもののうち、平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間に新規で営業許可を受けたものの一覧。ただし臨時と自動販売機、移動販売は除く。（盛岡市保健所分）	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、自動販売機、移動食品、臨時営業、屋内簡易食品を除く、平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業所名称、営業所所在地、営業所電話番号、営業者名、営業者住所、許可年月日	26.4.10 全部開示			26.4.17 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	3枚
5	26.4.4	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】盛岡市全域 【対象】飲食店（H26年3月1日からH26年3月31日の新規営業許可）（自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く） 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、登録者氏名、許可年月日	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、自動販売機、移動食品、臨時営業、屋内簡易食品を除く、平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可業種、営業者名、許可年月日	26.4.10 全部開示			26.4.30 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
6	26.4.7	管財課所管の施設についての平成26年度の清掃業務に係る入札調書または見積調書（予定価格を含む）	平成26年度 建物清掃業務委託契約に関する行政文書	26.4.18 全部開示			26.4.22	写し 交付	総務部 管財課	8枚
7	26.4.7	平成26年度の清掃業務についての入札調書または見積調書（予定価格を含む）	平成26年度の建物清掃業務の入札（見積）経過表及び予定価格決定書	26.4.17 全部開示			26.4.22	写し 交付	市立病院 総務課	2枚
8-1	26.4.7	平成26年度の清掃業務についての入札調書または見積調書（予定価格を含む） （施設名は別紙）		26.4.15 取下げ					市民部 文化国際室	
8-2		盛岡劇場、都南文化会館、盛岡市市民文化		26.4.15 取下げ					教育委員会 生涯学習課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
8-3		ホール、公民館（河南、都南、洪民）、盛岡市立ひまわり学園、勤労福祉会館、古川墓園、子供科学館、盛岡歴史文化会館		26.4.15 取下げ					保健福祉部 障がい福祉課	
8-4				26.4.15 取下げ					商工観光部 企業立地雇 用課	
8-5				26.4.15 取下げ					保健福祉部 企画総務課	
8-6				26.4.15 取下げ					教育委員会 歴史文化課	
9-1	26.4.7	盛岡市立教育施設廃棄物処理業務委託（区分1～3）※H26.3.25入札執行 盛岡市立小学校給食に係る生ゴミ収集業務委託（区分1～3）※H26.3.19入札執行	盛岡市立教育施設廃棄物処理業務委託（区分1～3）に係る「入札・見積徴収結果調書」	26.4.15 全部開示			26.4.22	写し 交付	教育委員会 総務課	3枚
9-2		可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その18）※H26.3.12入札執行 可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その6）※H25.5.13入札執行	盛岡市立小学校給食に係る生ゴミ収集業務委託（区分1～3）に係る「入札・見積経過表」	26.4.21 全部開示			26.4.22	写し 交付	教育委員会 学務教職員課	3枚
9-3		可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その14）※H25.5.13入札執行 可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その17）※H25.5.13入札執行 紙製容器包装収集運搬業務委託※H25.5.13入札執行 使用済小型家電及び使用済蛍光管収集運搬業務委託※H25.3.13入札執行 可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その16）※H25.3.13入札執行 厨川・緑が丘地区等廃棄物収集運搬業務委託※H25.3.13入札執行 以上の入札（見積）について公開できる事項全て	①可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その18） ②可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その6） ③可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その14） ④可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その17） ⑤紙製容器包装収集運搬業務委託 ⑥使用済小型家電及び使用済蛍光管収集運搬業務委託 ⑦可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その16） ⑧厨川・緑が丘地区等廃棄物収集運搬業務委託についての、入札調書及び予定価格調書	26.4.18 部分開示	予定価格調書中、設計額、 予定価格及び最低制限価格	5号	26.4.22	写し 交付	環境部 資源循環推 進課	16枚
10	26.4.7	盛岡市全域における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設一覧 平成25年10月1日～平成26年3月31日の間に新規で許可を受けた施設全て（但し、廃業している施設は除く（業種）全業種（項目）営業所名称、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名（申請者が法人の場合は、法人の住所・電話番号・代表者名）、許可日、許可満了日、許可番号、業種、種別	食品関係営業者台帳登録事項のうち、平成25年10月1日から平成26年3月31日までに新規に営業の許可を受けたもの（既に廃止したものを除く。）の営業所名称、営業所所在地、営業所電話番号、営業者名、営業者住所（法人に限る。）、営業者電話番号（法人に限る。）、許可年月日、満了年月日、許可番号及び業種目。	26.4.16 全部開示			26.4.25 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
11	26.4.7	以下の工事名の金額入り設計書（一次、二次、三次、四次代価表、機械代価表、諸経費計算書等全ての代価表に金額が入っているもの）とそれに係わる仮設材供用日数計算書、水替日数計算書、交通整理員配置人計画書、施工日数工程表等設計図書全て（当初設計書） 平成25年10月11日公告 ・前潟中央第二処理分区第二工区污水管建設工事	以下の工事名の金額入り設計書（一次、二次、三次、四次代価表、機械代価表、諸経費計算書等全ての代価表に金額が入っているもの）とそれに係わる仮設材供用日数計算書、水替日数計算書、交通整理員配置人計画書、施工日数工程表等設計図書全て（当初設計書） 平成25年10月11日公告 ・前潟中央第二処理分区第二工区污水管建設工事	26.4.16 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.4.17	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	149枚
12	26.4.7	病院台帳、一般診療所、歯科診療所台帳「施設名称」「所在地（郵便番号含む）」「開設者」「電話番号」「区分（法人、個人等）」薬局台帳、薬局製造医薬品の製造販売業台帳、毒物劇物販売業台帳「施設名称」「所在地」「開設者」「電話番号」「許認可番号」「有効期間開始日」「有効期間終了日」	平成26年3月末現在の病院台帳、一般および歯科診療所台帳の施設名称、所在地（郵便番号含む）、開設者、電話番号。区分（法人、個人等）については、台帳の記載項目にないため除く。 平成26年3月末現在の薬局台帳、薬局製造医薬品の製造販売業台帳および毒物劇物販売業の施設名称、所在地、開設者、電話番号、許認可番号、有効期間終了日。有効開始開始については、台帳の記載項目にないため除く。	26.4.15 全部開示			26.4.21	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	CD-R
13	26.4.9	・食品営業者名簿（平成26年3月31日現在許可されている飲食店営業のただし、臨時営業、自動販売機及び移動食品の各営業施設を除く。 ・集団給食施設の施設設置者、所在地及び名称。	1 食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、臨時営業、自動販売機、移動食品、屋内簡易食品を除く、平成20年4月1日から平成26年3月31日までに飲食店営業の許可を受けたものの営業施設の名称、営業所所在地、営業種目、営業者名、申請年月日、許可年月日及び満了年月日 2 集団給食施設台帳登録事項の一覧平成26年4月1日現在において届出のあるものの施設名称、施設所在地及び施設設置者	26.4.23 全部開示			26.4.25	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
14	26.4.9	別紙に記載した医療法人の医療法第51条の事業報告書（事業報告書、貸借対照表、損益計算書）医療法人鈴木内科神経内科外12医療法人	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算書関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書（未提出分は、除く。）	26.4.16 全部開示			26.4.18	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	32枚
15	26.4.9	平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規で食品衛生許可証が交付された飲食店の営業者名、営業所所在地、営業所TEL、営業所名称、営業許可番号、営業許可日。自販機、移動販売、催事、臨時営業、露天は除く。	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、移動食品、臨時営業、自動販売機、屋内簡易食品を除く、平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業者名、営業所所在地、営業所電話番号、営業施設の名称、営業許可番号、許可年月日	26.4.16 全部開示			26.4.23 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
16	26.4.9	平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規で生活衛生許可証が交付された美容業、理容業および旅館業申請者名、営業所住所、営業所TEL、営業所の名称、許可番号、営業許可日	美容所台帳及び旅館業台帳登録一覧 ただし、平成26年3月1日から平成26年3月31日までに新規に確認又は許可をした施設の一覧（営業者名、施設所在地、施設電話番号、施設名称、確認又は許可番号及び確認又は許可年月日が記載されたもの。理容所については、当該期間中に確認した施設がない。）	25.4.16 全部開示			26.4.23 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
17	26.4.10	工事名：新庄浄水場1号活性炭吸着池（平成25年度）活性炭再生工事 開札日：平成25年10月11日 金入り設計書全て	平成25年10月11日開札 新庄浄水場1号活性炭吸着池（平成25年度） 活性炭再生工事 金入り設計書	26.4.22 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.4.30 送付	写し 送付	上下水道部 浄水課	22枚
18	26.4.10	工事名：新庄浄水場急速ろ過池ろ材更生工事（平成25年度） 開札日：平成26年3月18日 金入り設計書全て	平成26年3月18日開札 新庄浄水場急速ろ過池ろ材更生工事 金入り設計書	26.4.22 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.4.30 送付	写し 送付	上下水道部 浄水課	29枚
19-1	26.4.14	公取委が水処理剤の入札談合の容疑で4月8日9日に立ち入り検査した9社（別紙）について、当市に業者登録し尚かつ取引関係のある当該社の入札調書、見積調書、随意見積調書及び積算資料と予定価格調書の文書をH21、22、23、24、25年度分にわたって開示してください。	セントラル硝子（株）ほか8社に係る競争入札参加資格者登録に関する文書	26.4.18 不開示 （不存在）					財政部 契約検査課	
19-2		公取委が水処理剤の入札談合の容疑で4月8日9日に立ち入り検査した9社について、当市に業者登録し尚かつ取引関係のある当該社の入札調書、見積調書、随意見積調書及び積算資料と予定価格調書の文書をH21、22、23、24、25年度分にわたって開示してください。	セントラル硝子・日本軽金属・東ソー・ラサ工業・水沢商事・北陸化成工業・浅田化学工業・多木化学・大明化学工業	26.4.28 不開示 （不存在）					上下水道部 浄水課	
19-3		セントラル硝子・日本軽金属・東ソー・ラサ工業・水沢商事・北陸化成工業・浅田化学工業・多木化学・大明化学工業	セントラル硝子・日本軽金属・東ソー・ラサ工業・水沢商事・北陸化成工業・浅田化学工業・多木化学・大明化学工業の入札調書、見積調書、随意見積調書、及び積算資料と予定価格書の文書	26.4.24 不開示 （不存在）					教育委員会 学校教育課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
20-1	26.4.14	既に非公式に盛岡市へ当方資料一部を提出しているが、下記の事案について現代でも影響を受けている現象や具体的登記事実、或いは公的図版の長期虚偽表示による誤記拡大や交通上の危険性も考慮し現在でも原因を突き止める必要があると判断し関係資料の開示を求める。 1) 市道交差点付近での市道整備に際して登記簿と整合しない事実関係について(〇〇〇〇丁目〇番)当該地沿道に土地を賃借し概ね昭和〇年頃より〇年迄居宅を構えていた元市職員が係わった記録。 2) 〇〇〇〇〇側の〇〇〇〇〇〇交差点角に事務所を構え(現〇〇〇〇〇付近)ていた1)項と同一人物が当該地道路整備に関連していたかが判るもの。 3) 盛岡市美化運動事務局は講和条約発効により盛岡市から米軍撤収後の市内補修や都市計画上の展望を担っていたとされているが、当該事務局の構成員と職務権限について判るもの。(昭和28年~33年頃) 4) 旧盛岡市道街路網図や旧市道台帳において土地を直接所有もしくは土地を賃借していた者でなければ判明しない表現がある(昭和20~30年代)が、これが昭和43年以降の虚偽街路表記につながっていると開示請求者は判断した。1)~3)項の人物はまさにこの基準に合致する。また同人物が盛岡市文教施設長時代に刊行もしくは事務上作成された盛岡市主要街路図などにおいてことさらに昨年廃止の都市計画街路〇〇前~〇〇〇線を強調する表記が多数あるが、当該者の関与を確認したい。(最近当方資料は提供済)	1) 市道交差点付近での市道整備に際して登記簿と整合しない事実関係について(〇〇〇〇丁目〇番)当該地沿道に土地を賃借し概ね昭和〇年頃より〇年迄居宅を構えていた元市職員が係わった記録。 2) 〇〇〇〇〇側の〇〇〇〇〇〇交差点角に事務所を構え(現〇〇〇〇〇付近)ていた1)項と同一人物が当該地道路整備に関連していたかが判るもの。 4) 旧盛岡市道街路網図や旧市道台帳において土地を直接所有もしくは土地を賃借していた者でなければ判明しない表現がある(昭和20~30年代)が、これが昭和43年以降の虚偽街路表記につながっていると開示請求者は判断した。1)~3)項の人物はまさにこの基準に合致する。また同人物が盛岡市文教施設長時代に刊行もしくは事務上作成された盛岡市主要街路図などにおいてことさらに昨年廃止の都市計画街路〇〇前~〇〇〇線を強調する表記が多数あるが、当該者の関与を確認したい。(最近当方資料は提供済)	26.4.25 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
20-2			5) 請求者関連の市道〇〇〇〇号線西側では現代に残る旧登記図などにおいて内〇〇〇4番~5番代の一部は側道部で筆を別けているが旧内〇〇〇〇〇〇町線時代に当該部分が市道に参入された経緯が判るもの。	26.4.25 全部開示			26.5.21	写し 交付	建設部 道路管理課	3枚
20-3			盛岡市美化運動事務局の構成員と職務権限について判るもの(昭和28年~33年頃)の開示請求。 5) 請求者関連の市道〇〇〇〇号線西側では現代に残る旧登記図などにおいて内〇〇〇4番~5番代の一部は側道部で筆を別けているが旧内〇〇〇〇〇〇町線時代に当該部分が市道に参入された経緯が判るもの。 6) 不幸な死亡事故が57年ぶりに発生した〇〇〇〇丁目交差点を含む改良計画は昭和37年4月に都市計画道路見直しの通知が岩手県より盛岡市へ通知(行ウ6号事件乙証)されて	26.4.28 不開示 (不存在)					総務部 職員課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
20-4		いるが原初の死亡事故現場に接した県公舎には決裁者（岩手県〇〇〇〇課長）が当時居住するも、その後行政変遷はむしろ着手しない街路計画を展開する一方で架空の現道表記をしている。後に〇〇〇となった同人は再び公舎居住者となるが盛岡市文書で同人の関与が推定できるものがあれば開示を	6)盛岡市文書で〇・〇氏の関与が推定できるものが判る文書の開示。	26.4.21 不開示 (不存在)					都市整備部 都市計画課	
21	26.4.14	平成25年度 学校プール用薬品の購入（単価契約） 区分1の見積調書 区分2の見積調書 区分3の見積調書	平成25年度 学校プール用薬品の購入（単価契約） 区分1の見積調書 区分2の見積調書 区分3の見積調書	26.4.24 全部開示			26.4.28	写し 交付	教育委員会 学校教育課	6枚
22-1	26.4.14	平成13年度以降の定期健康診断疾病異常調査票（小学校及び中学校、各学校の各学年男女別のデータ）	平成13年度及び平成14年度の定期健康診断疾病異常調査票（小学校及び中学校、各学校の各学年男女別のデータ）	26.4.28 不開示 (不存在)					教育委員会 学校教育課	
22-2			平成15年度から平成23年度までの定期健康診断疾病異常調査票（小学校及び中学校、各学校の各学年男女別のデータ）	26.4.28 全部開示			26.5.1	写し 交付	教育委員会 学校教育課	670枚
23-1	26.4.15	① A 25盛水施第43号下水道条例（S36）第24条削除の理由と第24条のみ請求。 B 第24条第1項の387の許可書、同申請書、添付書類請求。 C 南から130-1の函渠化後130-3用私道へは占有許可不必要公道扱いか？開渠工通路387の占有許可不存在は道水路敷盛岡市か？（道路ではない確認済み）管理者説明請求。 D 15-84詐称受理根拠行政文書（S42か	① A 25盛水施第43号下水道条例（S36）第24条削除の理由と第24条のみ請求。 B 第24条第1項の387の許可書、同申請書、添付書類請求。	26.4.30 全部開示			26.5.9 送付	写し 送付	上下水道部 総務課	3枚
23-2			①B 第24条第1項の387の許可書、同申請書、添付書類請求。 D 15-84詐称受理根拠行政文書（S42から）	26.4.28 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
23-3		ら) ② H26.3資産税課証言通り法務局14条地図作成は現況優先確認, S42X杭(A s)改ざん捏造のS55メモリアル曳家設計図, H23検証の(A s)土地家屋調査士報告書①B以外部分請求。 ③ H17法務局S40(図は請求書を参照)X0C~3C提案承諾書, ②悪意の改ざん捏造証拠申し立て人の盛岡地方法務局請求行政文書請求。 ④ A H26.3.19申し立て24日後連絡なしの資産税課, S42無届区画整理固定資産税の業務連絡表請求。 B S56補償契約書囲障隣接, H26現況杭6c㎡侵害, 横断図囲障なしS40勾配で16c㎡侵害S42からH18迄請求。 ⑤ A “457” “459” 給水装置新設工事調書請求。 B 給水条例(S35)第5条, S42, 56, H6申込者の130-1同意書請求。 C 同15条管理者は同意なく給水装置工事できるが, “25527” 施行行政文書請求。施行後給水図面変更確認回答請求。 D 同14条利害関係人その他の者が異議がある時は申込者がその責を負うが, 市有地盛岡市に130-1申し立て行政文書請求。 E 同22条住所変更だが15-84S42から住所詐称(H25.9現在)指摘後の無対応根拠行政文書請求。 ⑥ 町内会同意のS42, S55曳家(26.3m)公共工事無届「水」上無許可建物プロジェクト, H23.3.11無傷実証後の“「水」上建物原則禁止”に対する建設部長分筆承諾根拠の河川課水路敷研究報告ストレステスト請求。	①C 南から130-1の函渠化後130-3用私道へは占用許可不必要公道扱いか? 開渠工通路387の占用許可不存在は道水路敷盛岡市か?(道路ではない確認済み) 管理者説明請求。 ② H26.3資産税課証言通り法務局14条地図作成は現況優先確認, S42X杭(A s)改ざん捏造のS55メモリアル曳家設計図, H23検証の(A s)土地家屋調査士報告書①B以外部分請求。 ③ H17法務局S40(図は請求書を参照)X0C~3C提案承諾書, ②悪意の改ざん捏造証拠申し立て人の盛岡地方法務局請求行政文書請求。 ⑥ 町内会同意のS42, S55曳家(26.3m)公共工事無届「水」上無許可建物プロジェクト, H23.3.11無傷実証後の“「水」上建物原則禁止”に対する建設部長分筆承諾根拠の河川課水路敷研究報告ストレステスト請求。	26.4.24 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
23-4			④A S42無届区画整理固定資産税の業務連絡表請求。	26.4.24 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
23-5			④B S56補償契約書囲障隣接, H26現況杭6c㎡侵害, 横断図囲障なしS40勾配で16c㎡侵害S42からH18迄請求。	26.4.24 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	
23-6			“457” “459” 給水装置新設工事調書請求。	26.4.28 部分開示	給水装置新設工事調書中, 特定の個人の氏名が記録された部分		26.5.9 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	2枚
23-7			(1)給水条例(S35)第5条, S42, 56, H6申込者の130-1同意書請求。 (2)同15条管理者は同意なく給水装置工事できるが, “25527” 施行行政文書請求。施行後給水図面変更確認回答請求。 (3)同14条利害関係人その他の者が異議がある時は申込者がその責を負うが, 市有地盛岡市に130-1申し立て行政文書請求。 (4)同22条住所変更だが15-84S42から住所詐称(H25.9現在)指摘後の無対応根拠行政文書請求。	26.4.28 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
24	26.4.16	新規飲食事業、営業許可一覧表 (1月～4月15日現在)	食品関係業者台帳登録事項の一覧 ただし、臨時営業、自動販売機、移動食品、 屋内簡易食品、コンビニエンスストアを除 く、平成26年1月1日から平成26年4月17日ま でに新規に飲食店営業の許可を受けたものの 営業施設の名称、営業所所在地、営業所電話 番号、営業種目、業者名、業者住所、申 請年月日及び許可年月日。	25.4.25 全部開示			26.9.4 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	3枚
25	26.4.16	R旧前 9-147境界同意図 道路（認定外道路）がわかる部分	R県9-147境界同意図 道路（認定外道路） がわかる部分	26.4.24 部分開示	①個人の氏名の部分 ②法人の名称の部分	2号 3号	26.4.28	写し 交付	建設部 用地課	1枚
26	26.4.18	集団給食施設設置届出リスト 盛岡市分 (平成26年4月18日現在) 食数対象人数の記入希望	集団給食施設設置台帳登録事項の一覧 平成26年4月18日現在において届出のあるも のの施設名称、施設所在地、施設電話番号、 施設設置者（代表者含む。）及び提供食数。	26.4.25 全部開示			26.5.2	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
27	26.4.22	盛岡市立太田東小学校校舎耐震補強工事その 2 契約管理番号125369 上記工事の金入設計書	金入設計書 工事名 盛岡市立太田東小学校校舎耐震補強 工事その2	26.5.2 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.5.8	写し 交付	教育委員会 総務課	61枚
28	26.4.22	盛岡市〇〇〇通〇〇番〇 道路協会査定確定図	盛岡市〇〇〇通〇〇番〇 道路協会査定確定図	26.4.30 部分開示	①個人の住所、氏名及び印 影の部分 ②法人の住所、名称、代表 者氏名及び印影の部分	2号 3号	26.5.1	写し 交付	建設部 用地課	3枚
29-1	26.4.22	平成25年度発注 平成25年6月18日開札 ・市道一の渡岩洞湖線道路舗装工事 平成26年1月28日開札 ・市道川久保線外舗装二次改築工事 ・市道月が丘一丁目線外1路線舗装二次改築 工事 以上3物件分の金入り設計書（可能であれば 二次・三次単価表まで）	平成25年度「市道一の渡岩洞湖線道路舗装工 事」実施工事設計書	26.5.1 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.5.12	写し 交付	建設部 道路建設課	60枚
29-2			平成25年度市道川久保線外舗装二次改築工事 及び平成25年度市道月が丘一丁目線外1路線 舗装二次改築工事に係る金入り設計書	26.5.7 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.5.12	写し 交付	建設部 道路管理課	53枚
30-1	26.4.22	① 〇〇〇〇町ハザードマップ請求。 ② 原則「水」上建物禁止にS42安易な、S 55年度曳家補償契約書敷地、H23大震災後の	盛岡市洪水ハザードマップ	26.5.7 全部開示			26.5.13 送付	写し 送付	総務部 危機管理防 災課	2枚（カ ラ）

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
30-2		<p>宅地分筆、「水」管理者盛岡市許可の同土地履歴地質調査等資料請求。</p> <p>③ 下水道条例第27条施行について必要な事項は管理者が定める（S36）だが、「湿、未整備「水」との同条例でも保障隣接通路現況130-1、2宅地の自治公民館等公共目的違反建物許可S42適用事項再請求。</p> <p>④ ③27条施行のS42、S55年度、H23の土地収用法、区画整理法適用事項再請求。</p> <p>⑤ 同施行の「水」上建物用途廃止前、無届建築2回のS42、S55年度、H23適用事項再請求。</p> <p>⑥同施行のH23町内会要望下水道接続拒否部分の事項再請求。</p> <p>⑦ 住居表示条例違反詐称130-1の住所15-84のS42給水「25527」、S56、H6同改造、H23占用許可の同施行事項再請求。</p> <p>⑧ S42、S56、H6給水竣工図も施行との乖離、曳家補償契約書S55設計図証拠の行政指導の同施行事項再請求。</p> <p>⑨ 「第22条の2規定にかかわらず占有物件を設けることについて法第24条第一項の許可を受けたときはその許可をもって占有の許可とみなす」の「第24条削除 削除〔平成4年条例40号〕」は全24条H4削除ならH23の387占有許可不存在の橋占有許可適用事項請求。削除前第24条文請求。22条平成4年以前適用解釈でよいか請求。</p> <p>⑩ 削除のS36からの〇〇〇〇町市有地内の第24条許可全請求。平成4年後代替第27条施行許可全請求。</p>	<p>② 原則「水」上建物禁止にS42安易な、S55年度曳家補償契約書敷地、H23大震災後の宅地分筆、「水」管理者盛岡市許可の同土地履歴地質調査等資料請求。</p> <p>③ 下水道条例第27条施行について必要な事項は管理者が定める（S36）だが、「湿、未整備「水」との同条例でも保障隣接通路現況130-1、2宅地の自治公民館等公共目的違反建物許可S42適用事項再請求。</p> <p>④ ③27条施行のS42、S55年度、H23の土地収用法、区画整理法適用事項再請求。</p> <p>⑥ 町内会同意のS42、S55曳家（26.3m）公共工事無届「水」上無許可建物プロジェクト、H23.3.11無傷実証後の「水」上建物原則禁止請求、に対する建設部長分筆承諾根拠の河川課水路敷研究報告ストレステスト請求。</p> <p>⑧ S42、S56、H6給水竣工図も施行との乖離、曳家補償契約書S55設計図証拠の行政指導の同施行事項再請求。</p> <p>⑫ 資産税課回答通り、S55年度捏造活用の市職員常識の法務局14条地図登記簿より現況優先根拠行政文書請求。</p> <p>⑬ H18閉鎖地図通り（図は請求書参照）S40・X0C～3C法務局提案承諾書がH17（図は請求書参照）五角形S55・0C～3C木・1、P20立会130-1、129同様130-2承諾確認建設部長の法務局請求資料請求。</p>	26.5.1 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
30-3		<p>⑪ H23の387は「S55年度S40勾配a×b㎡物置含む26m間口173.36㎡第24条第一項許可未施行BC4」をX05施行許可根拠事項請求。</p> <p>⑫ 資産税課回答通り、S55年度捏造活用の市職員常識の法務局14条地図登記簿より現況優先根拠行政文書請求。</p> <p>⑬ H18閉鎖地図通り（図は請求書参照）S40・X0C～3C法務局提案承諾書がH17（図は請求書参照）五角形S55・0C～3C木・1、P20立会130-1、129同様130-2承諾確認建設部長の法務局請求資料請求。</p> <p>⑭ 同条例保障S42、130-2隣接通路確保失敗、（Ac）ならT1が0C上129-4丸杭1m</p>	<p>⑤ 同施行の「水」上建物用途廃止前、無届建築2回のS42、S55年度、H23適用事項再請求。</p> <p>⑪ H23の387は「S55年度S40勾配a×b㎡物置含む26m間口173.36㎡第24条第一項許可未施行BC4」をX05施行許可根拠事項請求。</p> <p>⑭ 同条例保障S42、130-2隣接通路確保失敗、（Ac）ならT1が0C上129-4丸杭1m橋の行止り水路敷、aXb㎡物置挟み130-2①3.030㎡橋確保、129-4丸杭P19、130-1・木・1、専用区画整理、平面図S40・X把握出入口確保のBC4、H23X05～06目的隠蔽のS55区画整理行政文書再請求。</p>	26.4.28 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
30-4		橋の行止り水路敷, a X b m <sup>2</sup> 物置狭み130-2 ①3.030m <sup>2</sup> 橋確保, 129-4丸杭P19, 130-1・ 木・1, 専用区画整理, 平面図S40・X把握 出入口確保のBC4, H23X05~06目的 隠蔽のS55区画整理行政文書再請求。	⑨ `第24条削除 削除〔平成4年条例40号〕 ` 削除前第24条全文請求。	26.5.7全 部開示			26.5.13 送付	写し 送付	上下水道部 下水道施設 管理課	1枚
30-5			⑦ 住居表示条例違反詐称130-1の住所15-84 のS42給水 `25527、S56, H6同改造, H23 占用許可の同施行事項再請求。 ⑨ `第22条の2規定にかかわらず占有物件 を設けることについて法第24条第一項の許可 を受けたときはその許可をもって占有の許可 とみなす、の`第24条削除 削除〔平成4年 条例40号〕 ` は全24条H4削除ならH23の387 占用許可不存在の橋占用許可適用事項請求。 削除前第24条文請求。22条平成4年以前適用 解釈でよいか請求。 ⑩ 削除のS36からの〇〇〇〇町市有地内の 第24条許可全請求。平成4年後代替第27条施 行許可全請求。	26.5.7 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
31	26.4.23	盛岡市全域において, 「大気汚染防止法」, 「水質汚濁防止法」, 「公害防止条例」, 「生活環境の保全に関する条例」に基づいて 届出を行っている「工場」, 「事業場」の工 場台帳一覧 (平成26年3月31日現在) 一覧の項目 ①工場 (事業場) の名称②工場 (事業場) の住所③工場 (事業場) の業種④ 届出年月⑤廃止年月	・大気 ばい煙発生施設一覧表 (平成26年3 月31日現在) ・水質 特定事業場一覧表 (平成26年3月31 日現在) ・騒音 騒音発生施設リスト (平成26年3月 31日現在)	26.5.7 全部開示			26.5.19 送付	写し 送付	環境部 環境企画課	CD-R
32	26.4.24	沢田浄水場系東部配水幹線敷設その2工事 金額入設計書	次の工事に係る金額入り設計書 ①沢田浄水場系東部配水幹線敷設その2工事	26.5.8 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.5.9	写し 交付	上下水道部 水道建設課	53枚
33-1	26.4.25	駐車区域取り締まり重点区域の設定に至る経 緯はおおむね1960年頃からの市内駐車禁止路 線等との関わりを示すもの	駐車区域取り締まり重点区域の設定に至る経 緯文書	26.5.9 部分開示	駐車等防止重点地指定につ いて説明した団体等の代表 者氏名	2号	26.5.13	閲覧 写し 交付	市民部 くらしの安 全課	16枚
33-2			概ね1960年頃からの市内駐車禁止路線等との 関わりを示す文書	26.5.9 不開示 (不存在)					市民部 くらしの安 全課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
34-1	26.4.28	○境界協議立会復命書(H17.6.13)問題となりそうな箇所について、担当土地家屋調査士と現地確認対象外の法務局14条地図○○○ ○町管理地現・387近辺境界、S55設計図15P、14P未記載のH17資料(河川課提供)のC41(B0970C)K47(B0987C)C39(B0994C)C34(1P,3近)木・1(B1433C)P20,P19,現地民間立会(130-1,129等)のみ、全公図一括承認?現公図開示現況、S55設計図後の変更後の行政文書請求。 ○下水道施設占用許可添付の(387占用許可不存在,下水道条例第24条第1項削除後の同公民館)平面図,消防査察台帳通り虚偽建物申請書受入れ(違法建物)申し立て対処業務連絡表請求。 ○添付S55設計図根拠(A s)XのS40現況回復,S42改ざん,S55侵害捏造無届区画整理土地家屋調査士報告書請求。	○境界協議立会復命書(H17.6.13)問題となりそうな箇所について、担当土地家屋調査士と現地確認対象外の法務局14条地図○○○ ○町管理地現・387近辺境界、S55設計図15P、14P未記載のH17資料(河川課提供)のC41(B0970C)K47(B0987C)C39(B0994C)C34(1P,3近)木・1(B1433C)P20,P19,現地民間立会(130-1,129等)のみ、全公図一括承認?現公図開示現況、S55設計図後の変更後の行政文書請求。 ○添付S55設計図根拠(A s)XのS40現況回復,S42改ざん,S55侵害捏造無届区画整理土地家屋調査士報告書請求。	26.5.9 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
34-2			下水道施設占用許可添付の平面図	26.5.12 部分開示	個人の氏名の部分	2号	26.5.20 送付	写し 送付	上下水道部 下水道施設 管理課	1枚
34-3			消防査察台帳通り虚偽建物申請書受入れ(違法建物)申し立て対処業務連絡表請求。	26.5.12 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
34-4		○開示請求の行政不服審査請求についてくわしい手引書請求。 ○H23水洗化拒否,S42から手洗い15~18m先"25527、給水竣功図,自治公民館衛生上問題なし根拠行政文書請求。	開示請求の行政不服審査請求についてくわしい手引書請求。	26.5.12 全部開示			26.5.20 送付	写し 送付	総務部 総務課	9枚
34-5			(1)H23水洗化拒否,S42から手洗い15~18m先"25527、給水竣功図,自治公民館衛生上問題なし根拠行政文書請求。	26.5.12 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	
35-1	26.5.1	①S36"下水道条例第27条施行について必要な事項は管理者が定める、一部改正を含め定めた事項請求。 ②開示の"下水道事業(H24)雨水管渠整備事業各排水区の面瀬整備を実施したほか、土地区画整理事業,道路改良事業など他事業に合わせ雨水管渠の整備を行った。"S42改ざん,S55年度捏造の管理地境界杭移動等の区画道路部門の行政文書請求。 ③(1994)同公民館の水洗化率96.3%,H23町内会要望拒否原因,WC~蛇口18m,一人一日平均配水量2990H25.7~9使用給水量1m <sup>3</sup> ,S55年度全設計図給水装置23304,21211側バイパス表示は鉛製給水管更正事業で?6給水装置工事調書のみ請求。(23304,21211,25876,30862,457,H6の改造25527)	①S36"下水道条例第27条施行について必要な事項は管理者が定める、一部改正を含め定めた事項請求。	26.5.14 全部開示			26.5.20 送付	写し 送付	上下水道部 総務課	5枚
35-2			②開示の"下水道事業(H24)雨水管渠整備事業各排水区の面瀬整備を実施したほか、土地区画整理事業,道路改良事業など他事業に合わせ雨水管渠の整備を行った。"S42改ざん,S55年度捏造の管理地境界杭移動等の区画道路部門の行政文書請求。	26.5.9 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
35-3			給水装置工事調書の請求。23304,21211,25876,30862,457,H6の改造25527	26.5.12 部分開示	給水装置工事調書中,特定の個人の氏名が記録された部分	2号	26.5.20 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	6枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
35-4		④ 下水道台帳図H6 (1994) 250HPC 38～C19 公民館部分欠如 (1980) 雨水渠の行政文書。1994増築25527改造竣工図を区画整理後の130-2譲渡依頼手紙 (保管中) 送付, H23.8立会130-11/2相続人非居住者。市有地内行政文書不存在根拠の行政文書請求。 ⑤ H18以前, 行政・普通財産の民間境界立会なし移動測量根拠行政文書請求。 ⑥ H17法務局14条地図S42, S55区画整理杭移動移動申告行政文書請求。	④ 下水道台帳図H6 (1994) 250HPC 38～C19 公民館部分欠如 (1980) 雨水渠の行政文書。1994増築25527改造竣工図を区画整理後の130-2譲渡依頼手紙 (保管中) 送付, H23.8立会130-11/2相続人非居住者。市有地内行政文書不存在根拠の行政文書請求。 ⑤ H18以前, 行政・普通財産の民間境界立会なし移動測量根拠行政文書請求。 ⑥ H17法務局14条地図S42, S55区画整理杭移動移動申告行政文書請求。	26.5.12 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
36	26.5.1	平成26年度盛岡市発注工事で使用する岩ズリ単価がわかる資料 盛岡東地区, 盛岡西地区, 都南地区, 玉山区 渋民・巻掘地区, 玉山区, 藪川地区	平成26年度盛岡市発注工事で使用する岩ズリ単価資料	26.5.14 全部開示			26.5.16	写し 交付	建設部 道路建設課	3枚
37	26.5.1	盛岡市上下水道局 平成26年度 配・給水管等修繕工事費に関する基準	配・給水管等修繕工事費に関する基準(平成26年度版)	26.5.14 全部開示			26.5.16	写し 交付	上下水道部 水道維持課	3枚
38	26.5.1	盛岡市上下水道局 平成26年度 水道資材設計単価表一式	平成26年度盛岡市水道資材設計単価表	26.5.13 部分開示	単価表中, 価格調査法人が発行する刊行物からの引用で, 発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.5.16	写し 交付	上下水道部 水道建設課	95枚
39	26.5.1	盛岡市上下水道局 平成26年度 下水道設計単価表一式	平成26年度 下水道設計単価表	26.5.14 部分開示	単価表中, 価格調査法人が発行する刊行物からの引用で, 発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.5.16	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	84枚
40	26.5.1	平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表 (食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表 (自動販売機・露天営業・自動車営業・臨時営業を除く)	食品関係業者台帳登録事項の一覧 ただし, 移動食品, 臨時営業, 自動販売機, 屋内簡易食品を除く, 平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業施設の名称等, 営業所所在地, 営業所電話番号, 業者名, 許可業種, 許可年月日, 満了年月日	26.5.13 全部開示			26.5.19 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
41	26.5.1	食品営業許可台帳のかかる次の事項 ・平成26年4月1日～平成26年4月30日の間に新規に許可を受けた飲食店 (移動・臨時・自動販売機を除く) のうち, 下記項目について ・施設名称・施設所在地・施設電話番号 ・業者名・許可業種・許可年月日・許可の有効期限	食品関係業者台帳登録事項の一覧 ただし, 移動食品, 臨時営業, 自動販売機, 屋内簡易食品を除く, 平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業施設の名称等, 営業所所在地, 営業所電話番号, 業者名, 許可業種, 許可年月日, 満了年月日	26.5.13 全部開示			26.5.19 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
42	26.5.1	盛岡市における飲食店営業許可施設申請者名、営業所所在地、営業所屋号、営業所電話番号、営業の種類、申請者住所、営業の業態、申請者電話番号、許可年月日、指令番号、有効期間、初回許可年月日 飲食店で露天、臨時営業、移動、自販を除く 期間平成24年、平成25年、平成26年4月末	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、移動食品、臨時営業、自動販売機、屋内簡易食品を除く、平成24年4月1日から平成26年4月30日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業者名、営業所所在地、屋号、営業所電話番号、許可業種、営業所住所、許可年月日、許可番号、満了年月日	26.5.13 全部開示			26.5.16	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
43	26.5.2	平成26年度盛岡市水道資材設計単価表	平成26年度盛岡市水道資材設計単価表	26.5.13 部分開示	単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.5.14	写し 交付	上下水道部 水道建設課	95枚
44	26.5.2	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】盛岡市全域 【対象】飲食店（H26年4月1日からH26年4月30日の新規営業許可）（自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く） 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、登録者氏名、許可年月日	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、自動販売機、移動食品、臨時営業、屋内簡易食品を除く、平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可業種、営業者名、許可年月日	26.5.13 全部開示			26.5.22 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
45	26.5.2	盛岡一団地の官公庁施設の都市計画決定に係る現況の官公庁施設の■建築年次■構造■規模■各施設の敷地面積	「一団地の官公庁施設」区域内の建築物の現況調査	26.5.14 全部開示			26.5.22 送付	写し 送付	都市整備部 都市計画課	1枚
46	26.5.7	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出施設一覧資料の事業所名、事業所所在地、施設種類、油種を記した最新のもの	ばい煙発生施設一覧表	26.5.13 全部開示			26.5.18 送付	写し 送付	環境部 環境企画課	8枚
47-1	26.5.7	・工事No.12179 市営北厨川アパート5、6号館手すり改修工事（開札日平成25年10月29日）	市営北厨川アパート5、6号館手すり改修工事	26.5.21 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.22	写し 交付	建設部 建築住宅課	12枚
47-2		・工事No.125252 市営谷地頭アパート3号館浴室改善工事（開札日平成25年12月10日） 以上2工事の金額入り設計書	市営谷地頭アパート3号館浴室改善工事	26.5.21 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.22	写し 交付	建設部 建築住宅課	30枚
48	26.5.7	・工事No.525159 米内浄水場移動用電源車庫建築工事（開札日平成26年2月25日） 以上1工事の金額入り設計書	・工事No.525159 米内浄水場移動用電源車庫建築工事（開札日平成26年2月25日） 金額入り設計書	26.5.16 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.22	写し 交付	上下水道部 浄水課	30枚
49-1	26.5.7	平成25年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書（諸経費計算書、仮設材賃料計算書、一次単価表、二次単価表、三次単価表、四次単価表までの金入りのもの）	平成25年度「市道南大橋明治橋線歩道新設その5工事」実施工事設計書	26.5.14 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.19	写し 交付	建設部 道路建設課	86枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
49-2		1) 市道南大橋明治橋線歩道新設その5工事 2) 都市基盤河川南川護岸改修工事 (開札日 2014年3月18日)	平成26年度盛岡市発注工事に係る設計書(設計内訳書, 一次内訳書, 単価表, 諸経費計算書) 工事名: 都市基盤河川南川護岸改修工事	26.5.16 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.19	写し 交付	建設部 河川課	72枚
50	26.5.8	平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規で食品衛生許可証が交付された飲食店の業者名, 営業所所在地, 営業所TEL, 営業所名称, 営業許可番号, 営業許可日。自販機, 移動販売, 催事, 臨時営業, 露天は除く。	食品関係業者台帳登録事項の一覧 ただし, 移動食品, 臨時営業, 自動販売機, 屋内簡易食品を除く, 平成24年4月1日から平成26年4月30日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの業者名, 営業所所在地, 営業所電話番号, 営業施設の名称, 営業許可番号, 許可年月日	26.5.19 全部開示			26.5.28	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
51	26.5.8	平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規で生活衛生許可証が交付された美容業, 理容業および旅館業申請者名, 営業所住所, 営業所TEL, 営業所の名称, 許可番号, 営業許可日	美容所台帳及び旅館業台帳登録一覧 ただし, 平成26年4月1日から平成26年4月30日までに新規に確認又は許可をした施設の一覧(業者名, 施設所在地, 施設電話番号, 施設名称, 確認又は許可番号及び確認又は許可年月日が記載されたもの。理容所及び旅館業施設については, 当該期間中に確認した又は許可した施設がない。)	26.5.19 全部開示			26.5.28	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
52-1	26.5.8	平成23年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書 1. 都南分庁舎太陽光発電設備等設置工事 平成24年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書	設計書一式 工事名 都南分庁舎太陽光発電設備等設置工事	26.5.16 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.21	写し 交付	市民部 都南総合支所	12枚
52-2		平成24年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書 1. 本庁舎非常用大型自家発電機設置工事 2. 盛岡市立城東中学校校舎改築(電気設備)工事	設計書一式 工事名 本庁舎非常用大型自家発電機設置工事	26.5.15 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.21	写し 交付	総務部 管財課	29枚
52-3		平成25年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書(諸経費計算書, 一次単価表, 二次単価表, 三次単価表, 四次単価表までの金入りのもの) 1. つなぎ多目的運動場夜間照明設備設置工事	設計書一式 工事名 盛岡市立城東中学校校舎改築(電気設備)工事	26.5.15 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.21	写し 交付	教育委員会 総務課	59枚
52-4		平成25年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書(諸経費計算書, 一次単価表, 二次単価表, 三次単価表, 四次単価表までの金入りのもの) 1. つなぎ多目的運動場夜間照明設備設置工事	設計書一式 工事名 つなぎ多目的運動場夜間照明設備設置工事	26.5.16 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.21	写し 交付	市民部 スポーツ推進課	19枚
52-5		2. 中央公園照明施設工事	平成25年度発注の金入り設計書(鏡・設計内訳書・内訳書・単価表) ・中央公園照明施設工事	26.5.21 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.21	写し 交付	都市整備部 公園みどり課	38枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
53-1	26.5.8	<p>① 河川課起案, H23.8.24町内会測量後の土地表題登記387は過去の分筆 (173.36㎡) 登記忘れ法務局見解 (H24.10) 根拠の行政文書を許可の建設部長に請求。</p> <p>② S56.2実施14P横断図, S40勾配捏造再反転130-2土地区画BORDER表示行政文書無視の①根拠行政文書建設部長に請求。</p> <p>③ 発掘起案河川課, S42, X3C→(As)3C改ざん隠蔽S55年度0C~3C捏造町内会長委任状曳家補償契約書設計図二度〔無届建築(曳家), 区画整理, 下水道条例第24条第一項(H4削除)]確認後の①根拠行政文書を建設部長に請求。</p> <p>④ ③に民間同意書不存在のH6(区画整理後の)130-2譲渡依頼の130-1 1/2相続人に再確認依頼(H23.6)回答(H24.4)区画整理申し立て人認識後の①根拠行政文書を建設部長に請求。</p> <p>⑤ H6(1994)250HP9.2%10.81上増築改造25527, 130-1 1/2相続人同意書不存在の”公共の無届区画整理, 対処の②未実施補償契約の代替補償契約, 完了証とか行政文書請求。S56改造, H6改造B36同一町内会長③証言の町内会承諾書請求。</p> <p>⑥ S42, 3C(As)はS42筆界回復の130-</p>	<p>① 河川課起案, H23.8.24町内会測量後の土地表題登記387は過去の分筆 (173.36㎡) 登記忘れ法務局見解 (H24.10) 根拠の行政文書を許可の建設部長に請求。</p> <p>② S56.2実施14P横断図, S40勾配捏造再反転130-2土地区画BORDER表示行政文書無視の①根拠行政文書建設部長に請求。</p> <p>③ 発掘起案河川課, S42, X3C→(As)3C改ざん隠蔽S55年度0C~3C捏造町内会長委任状曳家補償契約書設計図二度〔無届建築(曳家), 区画整理, 下水道条例第24条第一項(H4削除)]確認後の①根拠行政文書を建設部長に請求。</p> <p>④ ③に民間同意書不存在のH6(区画整理後の)130-2譲渡依頼の130-1 1/2相続人に再確認依頼(H23.6)回答(H24.4)区画整理申し立て人認識後の①根拠行政文書を建設部長に請求。</p> <p>⑤ H6(1994)250HP9.2%10.81上増築改造25527, 130-1 1/2相続人同意書不存在の”公共の無届区画整理, 対処の②未実施補償契約の代替補償契約, 完了証とか行政文書請求。S56改造, H6改造B36同一町内会長③証言の町内会承諾書請求。</p> <p>⑥ S42, 3C(As)はS42筆界回復の130-</p>	26.5.16 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
		1, 129同意書不存在違法区画整理S42, S55年度を130-1, 129にH17法務局14条地図立会前に説明した行政文書請求。 ⑦ (A s)はS40・3 C Xの改ざんでS40・P20, S40・P19, S40・130-1丸杭も(A s) P20, P19, 130-1丸杭にH17法務局提案130-2同意書概図S40勾配S40・P20～S40・3 C (図は請求書を参照)でH18同意, 水路全体確認同意書再請求。 ⑧ ⑦認識ない③はH17公民館側立会ないが130-1, 129立会に市立会根拠行政文書請求。 ⑨ ③開示H17資料, S55設計図後杭行政文書不存在のP19, 20, 木1, C27, C33, C34, C38, K47等発生, Y消失, K56発生消失(130-1主張? Z基準点2, K144, K143消失再生(道路用地成果確認)のH17成果確認記録24盛道管第569号添付図(321)の15番と11番全体図請求。 ⑩ S42, S55年度民間境界杭移動都市河川課に建設部用地立会なし根拠行政文書請求。S55年度公共工事民間境界も杭戻なく完成証明書都市河川課(H17資料)根拠行政文書請求。 ⑪ H17境界協議立会(B36)の1番(B47)の15番資料請求。	1, 129同意書不存在違法区画整理S42, S55年度を130-1, 129にH17法務局14条地図立会前に説明した行政文書請求。 ⑦ (A s)はS40・3 C Xの改ざんでS40・P20, S40・P19, S40・130-1丸杭も(A s) P20, P19, 130-1丸杭にH17法務局提案130-2同意書概図S40勾配S40・P20～S40・3 C (図は請求書を参照)でH18同意, 水路全体確認同意書再請求。 ⑧ ⑦認識ない③はH17公民館側立会ないが130-1, 129立会に市立会根拠行政文書請求。 ⑩ S42, S55年度民間境界杭移動都市河川課に建設部用地立会なし根拠行政文書請求。S55年度公共工事民間境界も杭戻なく完成証明書都市河川課(H17資料)根拠行政文書請求。 ⑪ H17境界協議立会(B36)の1番(B47)の15番資料請求。 ⑫ H17現建設部河川課は上下水道局都市河川課, ②行政文書BORDER目的の捏造未申告選択の行政文書請求。								
53-2		⑫ H17現建設部河川課は上下水道局都市河川課, ②行政文書BORDER目的の捏造未申告選択の行政文書請求。 ⑬ ⑪の(B36)市有地132-5～131-3(宅地)～131-4(宅地)の税務署路線価準用の固定資産税路線価図H26.3.26資産税課回答130-1内私道は130-3算定目的。市道255から給水敷設占用許可不存在的函渠上(S55)経ないと132-5, 130-1出入不可能市道でない函渠の扱い質問。表示開渠平行舗装通路占用許可不存在的扱い質問。通り抜け不可能387用途廃止は下水道条例違反ではない根拠行政文書請求。(宅地)唯一隣接130-2水路	⑤ H6(1994)250HP9.2%10.81上増築改造25527, 130-1 1/2相続人同意書不存在の”公共の無届区画整理, 対処の②未実施補償契約の代替補償契約, 完了証とか行政文書請求。	26.5.14 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課		
53-3		⑨③開示H17資料, S55設計図後杭行政文書不存在のP19, 20, 木1, C27, C33, C34, C38, K47等発生, Y消失, K56発生消失(130-1主張? Z基準点2, K144, K143消失再生(道路用地成果確認)のH17成果確認記録24盛道管第569号添付図(321)の15番と11番全体図請求(杭間隔表示)		26.5.15 全部開示			26.6.4 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	1枚	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
53-4		以外出入口ない除去申し立て人対処行政。S42, S55, H23条例違反3回。	⑬ ⑪の(B36)市有地132-5~131-3(宅地)~131-4(宅地)の税務署路線価準用の固定資産税路線価図H26.3.26資産税課回答130-1内私道は130-3算定目的。市道255から給水敷設占用許可暦不存在の函渠上(S55)経ないと132-5, 130-1出入不可能市道でない函渠の扱い質問。表示開渠平行舗装通路占用許可暦不存在の扱い質問。通り抜け不可能387用途廃止は下水道条例違反ではない根拠行政文書請求。(宅地)唯一隣接130-2水路以外出入口ない除去申し立て人対処行政。S42, S55, H23条例違反3回。	26.5.20 不開示 (不存在)					上下水道部 総務課	
54	26.5.8	開発行為に伴う道路に関する同意書一式 開発行為場所:盛岡市〇〇〇〇丁目〇番〇の 一部外地内 開発面積:2,982.41㎡	開発行為に伴う道路に関する同意書一式 開発行為場所:盛岡市〇〇〇〇丁目〇番〇の 一部外地内 開発面積:2,982.41㎡	26.5.22 部分開示	(1)個人の住所、氏名及び 資産に関する情報が記録さ れた部分 (2)法人の住所、名称、代 表者及び印影に関する情報 が記録された部分	2号 3号	26.5.22	写し 交付	建設部 道路管理課	18枚
55-1	26.5.12	① H24.2.29起案行政相談81供覧のH25.6.20 関係課協議後の買い受け請求無回答中の関係 課協議未開示分6/20以降全請求。 ② 盛岡市宅地造成等規正法と同施行細則請 求。 ③ 財産台帳(土地)387番173.36㎡3年ごと のH26年度再評価額等請求。未だなら再評価 予定日請求。H26.3.31通知書財産課普通財産 →案の再評価,〇〇〇町→町内会貸付(公民 館)虚偽修整部分も含め請求。 ④ H26.4.15付4のA・Bは双方資産税課再 請求。④S42改ざんS55捏造原因もれの杭移動 固定資産税, H26.3.19申し立て(15:45~ 17:45〇〇様?)3.24(16:00~21.20〇〇 〇〇様?)業務連絡表再請求。⑤第1回変更 設計図審査願(56.2.28)完了届(3.16)添 付14P平面図は130-2囲障表示で隣接H26 現況杭(河川課の虚偽),横断図No.9,BC 4,MC3,EC4囲障なし乖離境界表示原 因の45㎡以上侵害S42からH18迄分固定資産税 還付請求。⑥減免建物15-84上387固定資産税 基準地と路線価と387路線価(更地でない) 請求。	H24.2.29起案行政相談81供覧のH25.6.20関係 課協議後の買い受け請求無回答中の関係課協 議未開示分6/20以降全請求。 宅地造成等規正法 盛岡市宅地造成等規正法施行細則	26.5.26 不開示 (不存在)					市長公室 広聴広報課	
55-2				26.5.22 全部開示			26.6.4 送付	写し 送付	都市整備部 都市計画課	15枚
55-3				26.5.26 不開示 (不存在)					総務部 管財課	
55-4				26.5.26 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
55-5				26.5.26 全部開示			26.6.4 送付	写し 送付	財政部 資産税課	1枚
55-6				26.5.26 部分開示	(1)個人の氏名が記録され た部分 (2)特定の法人が識別でき る情報が記録された部分	2号 3号	26.6.4 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
55-7		<p>⑤ ㉠給水装置新設工事調査 `457、所有者変更届有り裏面参照漏れの裏面請求。(H26. 5. 1付け開示なら請求取下げ) ㉡S42 `16558、分岐の幹せん `25527、のS43 `457、だがS56改造 `25527、が竣工図通りなら幹せん `16558、おかしいが理由請求。㉢S55設計図、市道255から `21547側分岐 `36862、 `459、 `457、㉣全竣工図確認不可能虚偽審査願の15P、14Pの経緯行政文書請求。</p> <p>⑥ S40町界町名変更議決抄本後誕生町内会公民館、S42、S56、H6、H23の市有地詐称15-84行政文書收受各管理者回答請求。</p> <p>⑦ `㉠第22条2・法第24条第1項の許可を受けたときはその許可を持って占用の許可とみなす、は削除前許可は有効と解釈してよいか見解請求。㉡24条2、S55設計図表示 `25876、五角形下Φ50㉢Φ50 `30862、Φ80、 `459、 `457、四角下Φ60 `25527、Φ50の全申請書請求。S42 `25527、工事委託料受領請求。㉣補償契約書未記載S56曳家敷地（ `25527、改造のみ）24条の申請書請求。同工事委託料請求。㉤㉢同様〇汲、第7条疑義事項協議定めた行政文書のみ再請求。㉥ S42給水竣工図XをS55設計図（As）ずれ証拠設計図の意図と15回に1回開示理由請求。㉦ S42改ざんS55捏造無届曳家区画整理理由、計画道路外転居市有地内未確定第7条定めた行政文書請求。㉧H26. 3. 26下水道管理課開示占用許可〇歴→〇暦不存在、H4削除後代替にならないH6、250HP申請書請求。</p>	<p>㉡S42 `16558、分岐の幹せん `25527、のS43 `457、だがS56改造 `25527、が竣工図通りなら幹せん `16558、おかしいが理由請求。㉢S55設計図、市道255から `21547側分岐 `36862、 `459、 `457、㉣全竣工図確認不可能虚偽審査願の15P、14Pの経緯行政文書請求。</p> <p>㉤ S40町界町名変更議決抄本後誕生町内会公民館、S42、S56、H6、H23の市有地詐称15-84行政文書收受各管理者回答請求。</p> <p>㉦㉧24条2、S55設計図表示 `25876、五角形下Φ50㉢Φ50 `30862、Φ80、 `459、 `457、四角下Φ60 `25527、Φ50の全申請書請求。S42 `25527、工事委託料受領請求。㉨補償契約書未記載S56曳家敷地（ `25527、改造のみ）24条の申請書請求。同工事委託料請求。㉩㉢同様〇汲、第7条疑義事項協議定めた行政文書のみ再請求。㉪ S42給水竣工図XをS55設計図（As）ずれ証拠設計図の意図と15回に1回開示理由請求。㉫ S42改ざんS55捏造無届曳家区画整理理由、計画道路外転居市有地内未確定第7条定めた行政文書請求。㉬H26. 3. 26下水道管理課開示占用許可〇歴→〇暦不存在、H4削除後代替にならないH6、250HP申請書請求。</p>	26. 5. 26 不開示 (不存在)						上下水道部 給排水課	
55-8		<p>⑥ 住居表示に関する条例（S38）`住居表示を必要とする建物その他の工作物を新築した者はただちに市長にその旨を届け出なければならぬ。` S40町界町名変更議決抄本後誕生町内会公民館、S42、S56、H6、H23の市有地詐称15-84行政文書收受各管理者回答請求。</p> <p>㉧H26. 3. 26下水道管理課開示占用許可〇歴→〇暦不存在、H4削除後代替にならないH6、250HP申請書請求。㉨S55年度補償契約書行き止まり387敷地函渠工2m保証回避S47市道261への橋、出入口確保しなかった根拠請求。㉩H23. 12橋占用許可申請（平面図）と許可の理由請求。</p>	<p>㉫ S40町界町名変更議決抄本後誕生町内会公民館、S42、S56、H6、H23の市有地詐称15-84行政文書收受各管理者回答請求。</p> <p>㉬㉭S55年度補償契約書行き止まり387敷地函渠工2m保証回避S47市道261への橋、出入口確保しなかった根拠請求。</p>	26. 5. 20 不開示 (不存在)					建設部 河川課		
55-9			<p>㉫ S40町界町名変更議決抄本後誕生町内会公民館、S42、S56、H6、H23の市有地詐称15-84行政文書收受各管理者回答請求。</p> <p>㉬㉭S55年度補償契約書行き止まり387敷地函渠工2m保証回避S47市道261への橋、出入口確保しなかった根拠請求。</p>	26. 5. 19 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課		

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
55-10			⑦下水道条例H4第24条削除「所要の規定の整備をしようとするもの、理由で市は排水設備等の新設等を行おうとする者の委託があつたときはその設計又は工事を行うことができる。(第一項) ④第22条2・法第24条第1項の許可を受けたときはその許可を持って占用の許可とみなす、は削除前許可は有効と解釈してよいか見解請求。	26.5.26 不開示 (不存在)					上下水道部 総務課	
55-11			⑥ S40町界町名変更議決抄本後誕生町内会公民館、H23の市有地詐称15-84行政文書収受各管理者回答請求。	26.5.21 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
55-12			⑦ ①H23.12橋占用許可申請(平面図)と許可の理由請求。	26.5.21 部分開示	個人の住所、氏名、電話番号の部分	2号	26.6.4 送付	写し 送付	上下水道部 下水道施設 管理課	3枚
56	26.5.13	「史跡盛岡城跡土塁修復工事その3」 金入設計書	「史跡盛岡城跡土塁修復工事その3」 金入設計書	26.5.23 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.26	写し 交付	教育委員会 歴史文化課	19枚
57-1	26.5.13	①平成26年度 水道資材設計単価表 ②平成26年度 下水道設計単価表	平成26年度水道資材設計単価表	26.5.21 部分開示	単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.5.27 送付	写し 送付	上下水道部 水道建設課	95枚
57-2			平成26年度 下水道設計単価表	26.5.22 部分開示	単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.5.27 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	84枚
58	26.5.14	青山三丁目アパート新1号館建設(機械設備)工事その2 金額入設計書	(仮称)青山三丁目アパート新1号館建設(機械設備)工事その2	26.5.19 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.5.22	写し 交付	建設部 建築住宅課	16枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
59-1	26.5.15	<p>① 26盛河第36号⑥未開示(1-30受付分⑥同施行のH23町内会要望下水接続拒否部分の事項再請求。</p> <p>② ○○○町内市有地「水」と宅地387管理河川課のS40からの財産管理記録再請求。</p> <p>③ 給水竣功図水路境界現況,水路境界変更歴,民有地境界変更歴S40から請求。トブコンGSP一人杭うち「杭ナビ」スマホコントローラー先行実施のS42, S55年度メモリ解析行政文書請求。</p> <p>④ S56補償契約書16回で1回開示X→(As)確認筆界特定町内会依頼と回答行政文書請求。</p> <p>⑤ X→(As)床下曳家後現況3C設計図,130-1・1/2相続人H6譲渡依頼区画整理理由手紙だが130-1同意書再請求。</p> <p>⑥ ⑤からH17, H23立会同意確認130-1だが⑤不存在回答の床下(As)④平面図H23立会・起案係長根拠請求。</p> <p>⑦ H17「水」全体同意市の根拠請求。②・③不存在X・(As)・3Cどれも同意盛岡市, H18後も更正(修正)なかった理由請求。</p> <p>⑧ (As)平面図解答のS40・X表示部分請求。</p> <p>⑨ 道路占用平面図添付申請書15番84号物件は387に不存在詐称,虚偽建物図に許可の理由,申し立て放置理由,対処行政文書請求。</p> <p>⑩ 下水道条例第27条「施行について必要事</p>	<p>① 27条施行のH23町内会要望下水接続拒否部分の事項再請求。</p> <p>② ○○○町内市有地「水」と宅地387管理河川課のS40からの財産管理記録再請求。</p> <p>③ 給水竣功図水路境界現況,水路境界変更歴,民有地境界変更歴S40から請求。トブコンGSP一人杭うち「杭ナビ」スマホコントローラー先行実施のS42, S55年度メモリ解析行政文書請求。</p> <p>④ S56補償契約書16回で1回開示X→(As)確認筆界特定町内会依頼と回答行政文書請求。</p> <p>⑤ X→(As)床下曳家後現況3C設計図,130-1・1/2相続人H6譲渡依頼区画整理理由手紙だが130-1同意書再請求。</p> <p>⑥ ⑤からH17, H23立会同意確認130-1だが⑤不存在回答の床下(As)④平面図H23立会・起案係長根拠請求。</p> <p>⑦ H17「水」全体同意市の根拠請求。②・③不存在X・(As)・3Cどれも同意盛岡市, H18後も更正(修正)なかった理由請求。</p> <p>⑧ (As)平面図解答のS40・X表示部分請求。a X2b m<sup>2</sup>物置除去後もY~反1C~反K28からS40勾配, B0988C→B2268X→S40, 0C←B0779K(横断図EC4からK28ラインにしたがS55反転でK28は反K28S40現況反転位置修正勾配に)</p> <p>⑩ 法第24条第1項, 依託の申請歴S42, S</p>	26.5.27 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
59-2		<p>項は管理者が定める、の定めた部分請求。</p> <p>① 法第24条第1項、依託の申請歴S42, S56の公民館請求。</p> <p>② 法第24条第1項、許可歴S42, S56の公民館請求。</p> <p>添付写真は河川課提供同一写真（日付行政文書なし回答）メモリアル@X2⑤㎡不法占居に条件付許可でない理由請求。（町内会物置）</p> <p>④ 添付河川課全位置図民間地図、利用者〇〇ZENRINCOLTDも129の上流橋～130-2の橋排水・・・表示ない理由。</p> <p>⑤ 第3条「告示した公共下水道の供用開始の日から管理者が定める設置期限満了日までに排水設備を設置しなければならない、①の⑥河川課起案者根拠請求。</p> <p>⑥ 第7条「工事は管理者が指定した者でなければ施行してはならないが市において工事を実施するときはこの限りではない、S56補償契約書もれは良いが（1994）250HP申請書、行政文書再請求。</p> <p>⑦ 第22条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は・・・H6増築の申請書許可書請求。</p> <p>⑧ 添付写真占有許可S42からのS55保障橋先の道は2,000m、宅地（曳家補償契約書から）トプコン先行く念力杭、橋設計図不存在2m函渠工施行変更（130-1入口変更）しなかった根拠、1m開渠工公共物根拠請求。用途廃止しなかった根拠請求。</p> <p>⑨ 第22条の6「・・・期間が満了・・・目的を廃止したときは、占有物件を除去し原状に回復しなければならない、S56補償契約外原状回復責任履行の⑤～⑧町内会、130-1盛岡市行政文書請求。H23.8.24筆界特定測量後⑩⑦登記更正（修正）しなかった根拠行政文書請求。</p> <p>⑪ 「水」管理者河川課の宅地387詐称15-84物件の貸借契約書代替行政文書請求。⑨添付法24条第1項全添付書類の代替行政文書請求。</p>	<p>56の公民館請求。</p> <p>⑫ 法第24条第1項、許可歴S42, S56の公民館請求。</p> <p>⑭ 添付河川課全位置図民間地図、利用者〇〇ZENRINCOLTDも129の上流橋～130-2の橋排水・・・表示ない理由。</p> <p>⑮ 第3条「告示した公共下水道の供用開始の日から管理者が定める設置期限満了日までに排水設備を設置しなければならない、①の⑥河川課起案者根拠請求。</p> <p>⑰ 第22条の6「・・・期間が満了・・・目的を廃止したときは、占有物件を除去し原状に回復しなければならない、S56補償契約外原状回復責任履行の⑤～⑧町内会、130-1盛岡市行政文書請求。</p> <p>⑱ H23.8.24筆界特定測量後⑩⑦登記更正（修正）しなかった根拠行政文書請求。</p> <p>⑲ 「水」管理者河川課の宅地387詐称15-84物件の貸借契約書代替行政文書請求。⑨添付法24条第1項全添付書類の代替行政文書請求。</p> <p>⑳ 管理地内建物改ざん経緯不明で補償契約書曳家捏造敷地筆界特定後宅地分筆やと用途廃止、原状回復杭念力移動してもH17盛岡地方務局提案同意文書S40現況保存30年請求。</p>								
59-3		<p>⑫ 管理地内建物改ざん経緯不明で補償契約書曳家捏造敷地筆界特定後宅地分筆やと用途廃止、原状回復杭念力移動してもH17盛岡</p>	<p>⑩ 下水道条例第27条「施行について必要事項は管理者が定める、の定めた部分請求。</p>	26.5.27 全部開示			26.6.4 送付	写し 送付	上下水道部 総務課	2枚	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
59-4		地方法務局提案同意文書S40現況保存30年請求。 ㊸ `457、`459、いつ頃のものか請求。	⑯ 第7条 `工事は管理者が指定した者でなければ施行してはならないが市において工事を実施するときはこの限りではない、S56補償契約書もれは良いが(1994)250HP申請書, 行政文書再請求。 ⑰ 添付写真占用許可S42からのS55保障橋先の道は2,000m, 宅地(曳家補償契約書から)トプコン先行く念力杭, 橋設計図不存在2m函渠工施行変更(130-1入口変更)しなかった根拠, 1m開渠工公共物根拠請求。用途廃止しなかった根拠請求。	26.5.22 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	
59-5			`457、`459、いつ頃のものか請求。	26.5.27 部分開示	給水装置新設工事調書のうち, 特定の個人の氏名が記録された部分	2号	26.6.4 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	2枚
60	26.5.15	下記日時に行われた盛岡市市営建設工事の設計内訳書(一次, 二次, 三次単価表含む)入札日25.11.12 工事名 前潟中央第二処理分区第一工区污水管建設工事	平成25年11月12日入札 前潟中央第二処理分区第一工区污水管建設工事	26.5.28 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.6	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	226枚
61	26.5.16	平成25年度に議会に提出した路線の認定・廃止・変更情報。(議案は別紙議案第78号, 議案第105号, 議案第261号, 議案第43号) ①認定, 区域決定, 供用開始がわかる資料(告示文書) ②区間がわかる資料*議会に提出したレベルの位置図	平成25年度に議会に提出した路線の認定・廃止・変更情報。 ・認定, 区域決定, 供用開始がわかる資料(告示文書) ・区間がわかる資料	26.5.28 全部開示			26.6.2 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	110枚
62	26.5.16	盛岡市内にて開設・廃止の届けを提出した利理容室・美容室のリスト 内容 平成25年4月1日~平成26年3月31日 ・サロン名・オーナー名・住所・電話番号・申請日	美容所台帳及び旅館業台帳登録一覧 ただし, 平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に開設届又は廃止届を受理した施設の一覧(施設名称, 営業者名, 施設所在地, 施設電話番号及び開設届出年月日又は廃止届出年月日が記載されたもの)。	26.5.28 全部開示			26.5.30 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
63-1	26.5.16	<p>① S42Xから(A s)改ざん虚偽区画整理協力130-1への利益供与, S55年度捏造隠蔽公共工事設計図検証結果を否定する行政文書を許可の建設部長に請求。</p> <p>② 開示ハザードマップ自主防災隊長町内会長盛岡市の作成日と全町内会長か?</p> <p>③ 市道`255、函渠工道路130-1近辺氾浸水可能域で, 上流全開渠工行き止り公民館水路逆流水没化, `261、排水ため池水路敷地の建築経緯不明(S42)文書によらない町内会要望用途廃止(宅地分筆後)安全性根拠と町内会長危険認識同意確認書を許可の建設部長に請求。</p> <p>④ H23.12申請添付の河川課提供写真(H24.10.31)`261、側溝大破損 321-5から橋への通路上放置指摘(24.11)後のカイゼン管理者に請求。</p> <p>⑤ ④通路下のΦ150工事行政文書請求。S42保障橋の占用許可歴H23.12迄の不存在の橋工事行政文書請求。</p> <p>⑥ ⑤の橋への通路はS47・市道認定`261、表示なし, H17確認表示なし道はいつから道でいつから`261、に含まれたか行政文書請求。</p> <p>⑦ H17河川課提供資料からS55設計図杭公共工事後全道`261、民間杭含み消失放置検証根拠, 公共工事後杭現況回復しない行政文書請求。</p> <p>⑧ S55設計図1P, 3black boxのみ請求。⑦なのにS55後発生のC34請求。(S42玄関, 給水メモリアル, C34~EC3~反K31)</p>	<p>① S42Xから(A s)改ざん虚偽区画整理協力130-1への利益供与, S55年度捏造隠蔽公共工事設計図検証結果を否定する行政文書を許可の建設部長に請求。H6譲渡依頼, 130-1(1/2)相続人主張区画整理, 地積変更, 同意書等行政文書不存在回答中。実質全通路130-1集約現況130-1捏造杭S55。</p> <p>③ 市道`255、函渠工道路130-1近辺氾浸水可能域で, 上流全開渠工行き止り公民館水路逆流水没化, `261、排水ため池水路敷地の建築経緯不明(S42)文書によらない町内会要望用途廃止(宅地分筆後)安全性根拠と町内会長危険認識同意確認書を許可の建設部長に請求。(ストレステスト不存在回答中)</p> <p>⑧⑦なのにS55後発生のC34請求。(S42玄関, 給水メモリアル, C34~EC3~反K31)</p> <p>⑨ S42改ざん原因H18閉鎖地図(図は請求書参照)H17再現K56(~1P・3で459玄関表示)の130-1区画整理主張同意立会確認河川課K56消失同意行政文書請求。Y(C33)~2b~IP, 3~2b~C34~2a~EC3~b~C35~b~C36~2b~C37~a~カラ</p> <p>⑭ ②指摘に`避難所は近隣の中学校となっている、(H22.12.17FAX回答)は42〇〇中か?41〇〇小でないのか。逆方向(洪水避難)の`地域防災計画、ハザードマップあるなら請求。</p>	26.5.27 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
63-2		<p>⑨ S42改ざん原因H18閉鎖地図(図は請求書参照)H17再現K56(~1P・3で459玄関表示)の130-1区画整理主張同意立会確認河川課K56消失同意行政文書請求。</p>	盛岡市自主防災隊(会)一覧表	26.5.3 全部開示			26.6.4 送付	写し 送付	総務部 危機管理防 災課	6枚
63-3		<p>⑩ S55設計図横断面図(14P)の旧公民館MC, 3, EC, 3, NO, 3, BC, 4の(図は請求書参照)のS42下水道条例第24条第1項の依託申請書と許可書請求。同7条, 22条から水路工事行政文書請求。</p> <p>⑪ S56補償契約外, @X2⑤m町内会物置第24条第1項依託申請書, 許可書, 同7条, 22条建築行政文書請求。</p>	<p>④ H23.12申請添付の河川課提供写真(H24.10.31)`261、側溝大破損 321-5から橋への通路上放置指摘(24.11)後のカイゼン管理者に請求。</p> <p>⑥ ⑤の橋への通路はS47・市道認定`261、表示なし, H17確認表示なし道はいつから道でいつから`261、に含まれたか行政文書請求。</p>	26.5.29 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
63-4		<p>⑫ H6・(1994)250HP, (3)@消滅増築第24条第1項依託申請書, 許可書, 同7条,</p>	⑧S55設計図1P, 3black boxのみ請求。	26.5.27 全部開示			26.6.4 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
63-5		22条請求水路工事（建築）行政文書請求。 ⑬ 17mバイパスS55設計図給水図は「255 上S56, H6改造町内会長宅起点表示だが その給水図S55函渠工変更前の130-1への通 路橋の第7条, 22条, 第24条1項含めた水路, 橋工事全行政文書請求。 ⑭ ②指摘に「避難所は近隣の中学校となっ ている」(H22.12.17FAX回答)は42〇〇 中か?41〇〇小でないのか。逆方向（洪水避 難）の「地域防災計画」ハザードマップある なら請求。	⑥⑤の橋への通路はS47・市道認定「261」 表示なし, H17確認表示なし道はいつから道 でいつから「261」に含まれたか行政文書請 求。 ⑦ H17河川課提供資料からS55設計図杭公 共工事後全道「261」民間杭含み消失放置検 証根拠, 公共工事後杭現況回復しない行政文 書請求。 ⑩ S55設計図横断図（14P）の旧公民館 MC, 3, EC, 3, NO, 9, BC, 4の （図は請求書参照）のS42下水道条例第24条 第1項の依託申請書と許可書請求。同7条, 22 条から水路工事行政文書請求。 ⑫ H6・（1994）250HP, （3）③消滅増築 第24条第1項依託申請書, 許可書, 同7条, 22 条請求水路工事（建築）行政文書請求。 ⑬ 17mバイパスS55設計図給水図は「255 上S56, H6改造町内会長宅起点表示だが その給水図S55函渠工変更前の130-1への通 路橋の第7条, 22条, 第24条1項含めた水路, 橋工事全行政文書請求。	26.5.27 不開示 （不存在）					上下水道部 下水道整備 課	
63-6			⑪ S56補償契約外, @X2b㎡町内会物置 第24条第1項依託申請書, 許可書, 同7条, 22 条建築行政文書請求。	26.5.29 不開示 （不存在）					上下水道部 下水道施設 管理課	
64	26.5.19	「盛岡市アイスアリーナの管理を行う指定管 理者の指定」に関する「公募要領」及び「業 務仕様書」	「盛岡市アイスアリーナ指定管理者募集要 項」 「盛岡市アイスアリーナ指定管理者仕様書」	26.5.30 全部開示			26.6.4 送付	写し 送付	市民部 スポーツ推 進課	41枚
65-1	26.5.19	① S42改ざん敷地水路工事, S55年度捏造 曳家敷地雨水渠築造工事に合わせた土地区画 整理事業, 道路改良事業など他事業課のS 42, S55年度〇〇〇〇町市有地内敷地, 道路 行政文書請求。H6区画整理があった130-1 （1/2）相続人譲渡依頼手紙のS42, S55年 度区画整理行政文書。261排水管敷設S 42, S55橋へ道路行政文書（261上杭も全消 滅放置）請求の5・1付。不存在の130-1同意 書請求。 ② 26盛水施第21号初めての橋占用許可同町	① S42改ざん敷地水路工事, S55年度捏造 曳家敷地雨水渠築造工事に合わせた土地区画 整理事業, 道路改良事業など他事業課のS 42, S55年度〇〇〇〇町市有地内敷地, 道路 行政文書請求。	26.5.30 不開示 （不存在）					建設部 道路管理課	
65-2			① S42改ざん敷地水路工事, S55年度捏造 曳家敷地雨水渠築造工事に合わせた土地区画 整理事業, 道路改良事業など他事業課のS 42, S55年度〇〇〇〇町市有地内敷地, 道路 行政文書請求。	26.5.28 不開示 （不存在）					建設部 道路建設課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
65-3		内会添付平面図（As）は、H18閉鎖地区、S40分筆以前からの130-1丸杭、民間BOR DERで、改ざん捏造前（As）行政文書不 存在回答中、S40・X3Cが3C現況乖離受 理根拠行政文書請求。	〇〇〇〇町第二公民館の件について ① H6区画整理があった130-1（1/2）相続 人譲渡依頼手紙のS42、S55年度区画整理行 政文書 ③130-1同意書、区画整理行政文書請求。	26.5.29 不開示 （不存在）					都市整備部 市街地整備 課	
65-4		③ H23.8.24地積測量、不動産調査報告書 （T1, 2, X01~07, N10）、平面図（A s）等S40筆界特定は関係立会三者移動杭認 識とH17法務局提案同意書S40・改ざん捏造 前ピュアX03~3C登記敷地検証申し立て 人。資料発掘起案係長BLACKBOX 0 C~3C立会根拠、130-1同意書、区画整理 行政文書請求。 ④ S42改ざんS55捏造、〇〇排水区西IV3 号線幹線雨水渠築造工事BRACKBOX 曳 家補償契約書は、S42給水竣工図 `25527、 隠蔽X→As 偽装曳家前公民館等 1+②≒2 ⑤ 1+⑥≒②杭S40・1C~3Cは130- 2専用杭含むS40・0C~3C等民間BO RDER杭移動許可行政文書請求。 ⑥ YのC33, B0988C~B2268 X等S40分筆勾配②X2⑥㎡物置撤去後検 証可能でS42の15-84詐称敷地提供130-1への 利益供与S55年度捏造発覚誘導公共工事設計 図、現況杭。実質全通路S40の130-1集約化 ④は130-1からの利益供与請求原因の行政文 書請求。 ⑥ ③の通りS40PURE敷地検証は、T	① 261排水管敷設S42、S55橋へ道路行政 文書（261上杭も全消滅放置）請求の5・1 付。不存在の130-1同意書請求。 ② 26盛水施第21号初めての橋占用許可同町 内会添付平面図（As）は、H18閉鎖地区、 S40分筆以前からの130-1丸杭、民間BOR DERで、改ざん捏造前（As）行政文書不 存在回答中、S40・X3Cが3C現況乖離受 理根拠行政文書請求。 ③ H23.8.24地積測量、不動産調査報告書 （T1, 2, X01~07, N10）、平面図（A s）等S40筆界特定は関係立会三者移動杭認 識とH17法務局提案同意書S40・改ざん捏造 前ピュアX03~3C登記敷地検証申し立て 人。資料発掘起案係長BLACKBOX 0 C~3C立会根拠、130-1同意書、区画整理 行政文書請求。 130-1（1/2）相続人はH16 区画整理し説明後の3C立会のみ。 ④ S42改ざんS55捏造、〇〇排水区西IV3 号線幹線雨水渠築造工事BRACKBOX 曳 家補償契約書は、S42給水竣工図 `25527、 隠蔽X→As 偽装曳家前公民館等 1+②≒2	26.6.2 不開示 （不存在）					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
		1, 2, X01~07, N10, (As) 必須 申し立て人現況, H23町内会報告と発掘起案 係長行政文書から分筆宅地登記後用途廃止根 拠建設部長に請求。 ⑦ ⑧はS40・0C~3C, 130-2専用杭 認識確認, X03~3C登記敷地侵害なし確 認, S42改ざんS55捏造悪意ある, 130-1へ の利益供与全4杭公共事業補償契約書移動, 民間130-2BORDERH17盛岡地方務局 提案現況原因認定行政文書請求。 S55設計 図等民間杭移動を認定の行政文書請求。 ⑧ (As) 報告書⑦S40・03~3C登 記敷地130-2BORDER侵害歴なしH23行 政文書請求。 ⑨ H26.3.265時間資産税課, S55設計図 平面図と横断図130-2侵害申し立て(S42か ら)業務連絡表再請求。発掘係長に経緯確認 依頼で(As)報告書・杭移動はしたが, 130-2BORDER侵害歴なし記載部分再請 求。 ⑩ (As) 130-1丸杭確認後, その移動経 緯行政文書不存在130-1侵害387財産台帳(土 地)173.36㎡H23.10.28財産所管換調書, 同 年6.212時間管財課に盗品認識財産台帳指摘 済業務連絡表不存在, 河川課H25フォロー) だが130-1のBORDER侵害申し立て業務 連絡表請求。	① 1+①≡杭S40・1C~3Cは130- 2専用杭含むS40・0C~3C等民間BO RDER杭移動許可行政文書請求。 ⑤ YのC33, B0988C~B2268 X等S40分筆勾配④X2⑤㎡物置撤去後検 証可能でS42の15-84詐称敷地提供130-1への 利益供与S55年度捏造発覚誘導公共工事設計 図, 現況杭。実質全通路S40の130-1集約化 ④は130-1からの利益供与請求原因の行政文 書請求。 ⑦ ⑧はS40・0C~3C, 130-2専用杭 認識確認, X03~3C登記敷地侵害なし確 認, S42改ざんS55捏造悪意ある, 130-1へ の利益供与全4杭公共事業補償契約書移動, 民間130-2BORDERH17盛岡地方務局 提案現況原因認定行政文書請求。 ⑧ (As) 報告書⑦S40・03~3C登 記敷地130-2BORDER侵害歴なしH23行 政文書請求。 ⑩ (As) 130-1丸杭確認後, その移動経 緯行政文書不存在130-1侵害387財産台帳(土 地)173.36㎡H23.10.28財産所管換調書, 同 年6.212時間管財課に盗品認識財産台帳指摘 済業務連絡表不存在, 河川課H25フォロー) だが130-1のBORDER侵害申し立て業務 連絡表請求。								
65-5			⑥ ③の通りS40PURE敷地検証は, T 1, 2, X01~07, N10, (As) 必須 申し立て人現況, H23町内会報告と発掘起案 係長行政文書から分筆宅地登記後用途廃止根 拠建設部長に請求。	26.6.2 全部開示			26.6.9 送付	写し 送付	建設部 河川課	7枚	
65-6			⑦ S55設計図等民間杭移動を認定の行政文書 請求。	26.5.27 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課		
65-7			⑨ S55設計図平面図と横断図130-2侵害申 し立て(S42から)業務連絡表再請求。 130-2BORDER侵害歴なし記載部分再請 求。	26.5.29 不開示 (不存在)					財政部 資産税課		

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
66	26.5.20	1. 食品関係営業台帳登録事項の一覧のうち 現在までに飲食店営業の食堂及び仕出し屋の 許可を受けたものの営業施設の名称、営業所 所在地、営業所目、営業者名、申請年月日、 許可年月日及び満了日 2. 集団給食施設台帳登録事項一覧 現在において届出のあるものの施設名称、施 設所在地、施設設置者及び食数	1. 食品関係営業台帳登録事項の一覧 平成26年5月21日現在において飲食店営業 (食堂)及び飲食店営業(仕出し屋)の許可 を受けているものの営業施設の名称、営業所 所在地、営業所目、営業者名、申請年月日、許 可年月日及び満了日 2. 集団給食施設台帳登録事項一覧 平成26年5月21日現在において届出のあるも のの施設名称、施設所在地、施設設置者及び 食数	26.5.29 全部開示			26.6.5	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
67	26.5.20	道路査定台帳(1-268)の地積測量図、横断 面図	道路査定台帳(1-268)の地積測量図、横断 面図	26.5.29 部分開示	個人の住所、氏名及び印影 の部分	2号	26.5.30	写し 交付	建設部 用地課	2枚
68-1	26.5.21	○平成26年度水道資材設計単価表 ○平成26年度下水道資材設計単価表	平成26年度水道資材設計単価表	26.6.2 部分開示	単価表中、価格調査法人が 発行する刊行物からの引用 で、発行から1年未満の単価 及び開示する事により当該 価格が明確になる金額。	3号	26.6.6	写し 交付	上下水道部 水道建設課	95枚
68-2			平成26年度下水道資材設計単価表	26.6.4 部分開示	単価表中、価格調査法人が 発行する刊行物からの引用 で、発行から1年未満の単価 及び開示する事により当該 価格が明確になる金額。	3号	26.6.6	写し 交付	上下水道部 下水道整備 課	84枚
69-1	26.5.22	① 「水」上市有地内S42県建築確認申請書 請求。S55年度補償契約書200万円曳家等市 申請書請求。	「水」上市有地内S42県建築確認申請書請 求。	26.5.29 不開示 (不存在)					市民部 市民協働推 進課	
69-2		② 「水」上市有地内S42区画整理(給水竣 功図表示敷地)とS55年度補償契約書市有地 内曳家敷地区画整理行政文書請求。 ③ S55設計図横断面図、S42給水竣功図敷地 表示の水路依託申請書、許可書、水路工事行 政文書請求。(S42) ④ ②の隣接130-1、0C~3C分筆専用杭 130-2のS42、S55年度双方の同意書請求。 ⑤ H23.12占用許可添付平面図(A s)に よるS40勾配回復後の現況03~3C根拠 X06侵害④不存在の130-1、130-2現況同意 図請求。 ⑥ 連続立体交差事業活用?X地下道7箇所 中4箇所近隣函渠工道路洪水ハザードマップ配 布後のH23、「水」上S42建築経緯不明、書類 によらない町内会長要望、宅地分筆後用途 止の危険認識町内会長承諾書等請求。 ⑦ ⑤平面図X01~07、N10の387上	① S55年度補償契約書200万円曳家等市申 請書請求。 ③ S55設計図横断面図、S42給水竣功図敷地 表示の水路依託申請書、許可書、水路工事行 政文書請求。(S42) ①① ①①はS40・P19で行き止り、原則 「水」上建物不存在の130-2保証必須S55、 2,000道への2m設計回避根拠行政文書請求。	26.5.30 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
69-3			⑩ 130-1入口函渠工化で変更数量コンク リート床版、フェンス等のみ設計書開示、設 計図横断面図含め記載のないS55保障他橋含め 図面請求。	26.5.30 部分開示	平面図中の個人名、水栓番 号、ガス使用者番号	2号	26.6.17 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	17枚
69-4			○ ○ ○ ○町第二公民館の件について 「水」上市有地内S42区画整理(給水竣功図 表示敷地)とS55年度補償契約書市有地内曳 家敷地区画整理行政文書請求。	26.6.5 不開示 (不存在)					都市整備部 市街地整備 課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
69-5		<p>公共物避難通路50cm分筆適正根拠行政文書請求。(H24・467世帯申請)</p> <p>⑧ ⑤通路(橋)6.18㎡の387上公共物避難通路適正根拠行政文書請求。</p> <p>⑨ H23.6生まれていただけ知らない起案河川係長, ⑤伺「雨水渠工事の際に以前からあった通路(橋)を保障として設置した、S42建築公民館現況(橋)通路図面請求。(S42現況)</p> <p>⑩ 130-1入口函渠工化で変更数量コンクリート床版, フェンス等のみ設計書開示, 設計図横断図含め記載のないS55保障他橋含め図面請求。</p> <p>⑪ ⑨はS40・P19で行き止り, 原則「水」上建物不存在の130-2保証必須S55, 2,000道への2m設計回避根拠行政文書請求。</p> <p>⑫ ⑤S40勾配筆界回復認識後の130-1, 130-2同意書根拠の区画整理行政文書請求。</p> <p>⑬ 現況0C~3C根拠X06分筆前にS42改ざんS55捏造のH23許可の行政文書請求。</p> <p>⑭ H17, 盛岡地方事務局提案, 130-1同意書がS40・分筆勾配0C~3C確認必須行政文書を起案係長に請求。</p> <p>⑮ H18.3以降はH23分筆測量にも130-1, 2の立会不必要起案係長に回答建設部の根拠行政文書請求。</p>	<p>④ ②の隣接130-1, 0C~3C分筆専用杭130-2のS42, S55年度双方の同意書請求。</p> <p>⑤ H23.12占用許可添付平面図(As)によるS40勾配回復後の現況03~3C根拠X06侵害④不存在の130-1, 130-2現況同意図請求。</p> <p>⑥ 連続立体交差事業活用? X地下道7箇所中4箇所近隣函渠工道路洪水ハザードマップ配布後のH23, 「水」上S42建築経緯不明, 書類によらない町内会長要望, 宅地分筆後用途廃止の危険認識町内会長承諾書等請求。</p> <p>⑦ ⑤平面図X01~07, N10の387上公共物避難通路50cm分筆適正根拠行政文書請求。(H24・467世帯申請)</p> <p>⑧ ⑤通路(橋)6.18㎡の387上公共物避難通路適正根拠行政文書請求。(S42から初占用許可の130-2市有地下水道台帳図証拠)</p> <p>⑨ H23.6生まれていただけ知らない起案河川係長, ⑤伺「雨水渠工事の際に以前からあった通路(橋)を保障として設置した、S42建築公民館現況(橋)通路図面請求。(S42現況)</p> <p>⑫ ⑤S40勾配筆界回復認識後の130-1, 130-2同意書根拠の区画整理行政文書請求。</p> <p>⑬ 現況0C~3C根拠X06分筆前にS42改ざんS55捏造のH23許可の行政文書請求。</p>	26.6.2 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>⑩ S42 `25527、竣工図表示の`457、`459、給水装置新設S43の稀有の15-84 130-1への補償（保障？）所有者歴請求。</p> <p>⑪ ⑬の補償契約敷地BLACKBOX1820X4550（1），（2），（3），1表示①+②÷2⑤（申し立て人責）16回に1回開示理由請求。</p> <p>⑫ ⑭の捏造根拠の（As）表示（ピークS40，・130-1丸杭弁解）とS40・現況法面表示平面図請求，受理理由請求。</p> <p>⑬ ⑭指示通り（As）'上のX05～X06BLACKBOX上境界分筆の根拠の行政文書請求。</p> <p>⑭ （As）'0C=K30侵害なし03～3CのS40勾配捏造証拠確認起案係長にS40・1C～3C分筆専用杭0Cを含めた4杭移動（悪意の捏造はない）可能な行政文書請求。隣接していなければ移動可能根拠請求。</p> <p>⑮ ⑯はK28（反X中点）でなく反K28とX中点（反Aが中点）勾配C33（◎/図は請求書参照）S40回復理由行政文書請求。</p> <p>⑰ S55，15P，14P平面図囲障表示（K23～31△五角形でない）は，現況反H18平行で現況はH18K27一致。S42から囲障即130-2隣接現況，S55勾配変更4杭移動</p>	<p>⑭ H17，盛岡地方方法務局提案，130-1同意書がS40・分筆勾配0C～3C確認必須行政文書を起案係長に請求。</p> <p>⑮ H18.3以降はH23分筆測量にも130-1，2の立会不必要起案係長に回答建設部の根拠行政文書請求。⑰ ⑱の補償契約敷地BLACKBOX1820X4550（1），（2），（3），1表示①+②÷2⑤（申し立て人責）16回に1回開示理由請求。</p> <p>⑯ ⑰の捏造根拠の（As）表示（ピークS40，・130-1丸杭弁解）とS40・現況法面表示平面図請求，受理理由請求。</p> <p>⑰ ⑰指示通り（As）'上のX05～X06BLACKBOX上境界分筆の根拠の行政文書請求。</p> <p>⑱ （As）'0C=K30侵害なし03～3CのS40勾配捏造証拠確認起案係長にS40・1C～3C分筆専用杭0Cを含めた4杭移動（悪意の捏造はない）可能な行政文書請求。隣接していなければ移動可能根拠請求。</p> <p>⑲ ⑳はK28（反X中点）でなく反K28とX中点（反Aが中点）勾配C33（◎/図は請求書参照）S40回復理由行政文書請求。</p> <p>㉑ S55，15P，14P平面図囲障表示（K23～31△五角形でない）は，現況反H18</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		と反転証拠にH25、隣接していなかった虚偽報告起案係長に根拠行政文書請求。 ㉓ ⑰根拠2C=X2C=反(A s)1Cの2Cは反1C市に㉒反転化等許可の行政文書請求。 ㉔ 囲障除去設計図忘れ、㉑X2㉑㎡物置、C33、IP3、C34~39、K47、C41、木1・P19記載忘れ後の対処H16行政文書請求。 ㉕ 130-1(1/2)相続人に区画整理説明の業務連絡表請求。IP、3(15P)IP、4(15P)、IP、4(14P)請求。 ㉖ H17~18法務局地図作成確認同意の立会等、〇〇〇〇町市有地行政文書請求。 ㉗ ⑰のBLACKBOXが130-1利益供与指摘根拠H23、分筆行政文書請求。	平行で現況はH18K27一致。S42から囲障即130-2隣接現況、S55勾配変更4杭移動と反転証拠にH25、隣接していなかった虚偽報告起案係長に根拠行政文書請求。 ㉓ ⑰根拠2C=X2C=反(A s)1Cの2Cは反1C市に㉒反転化等許可の行政文書請求。 ㉔ 囲障除去設計図忘れ、㉑X2㉑㎡物置、C33、IP3、C34~39、K47、C41、木1・P19記載忘れ後の対処H16行政文書請求。 ㉕ 130-1(1/2)相続人に区画整理説明の業務連絡表請求。IP、3(15P)IP、4(15P)、IP、4(14P)請求。 ㉖ H17~18法務局地図作成確認同意の立会等、〇〇〇〇町市有地行政文書請求。 ㉗ ⑰のBLACKBOXが130-1利益供与指摘根拠H23、分筆行政文書請求。							
69-6			⑰ S42 `25527、竣功図表示の`457、`459、給水装置新設S43の稀有の15-84 130-1への補償(保障?)所有者暦請求。	26.6.3 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	
70	26.5.22	工事No.125370 つなぎ多目的運動場管理棟建設工事その1 (開札日 平成26年3月18日) 以上1工事の金額入り設計書	設計内訳書一式 工事名 つなぎ多目的運動場管理棟建設工事 その1	26.6.4 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。		26.6.13	写し 交付	市民部 スポーツ推 進課	37枚
71-1	26.5.22	盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇 盛岡営業所の建築確認申請書の以下4点 ・1ページ~5ページ ・配置図 ・検査済証 ・完了検査証	・確認申請書(建築物)の申請書(第一面~第五面)及び配置図 (平成18年1月19日付 第H17確申建築盛岡市00610号) ・確認済証 (平成18年1月25日付 第H17確申建築盛岡市00636号) 【建築主:〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇】	26.5.26 部分開示	特定の個人の印影の部分	2号	26.5.30	写し 交付	都市整備部 建築指導課	12枚
71-2			・完了検査証 【建築主:〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇】	26.5.26 不開示 (不存在)					都市整備部 建築指導課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
72	26.5.23	〇〇〇〇が盛岡市玉山区で計画している管理型最終処分場に係る事前協議書のうち以下の書類 1 事前協議書・表紙（様式第14号） 2 事業計画書（様式第15号） 3 排出事業者名簿（様式第16号） 4 周辺生活環境調査書（様式第19号） 5 生活環境保全上留意すべき事項等（油折敷第20号） 6 最終処分場計画書（様式第24号） 7 位置図 8 見取図 9 構造図（管理棟・排水処理施設・取付道に関する図面） 10 公図	盛岡市廃棄物処理施設等設置等事前協議書	26.6.3 部分開示	(1) 特定の個人の住所及び氏名が記録された部分 (2) 法人の取引に関する情報が記録された部分	2号 3号	26.6.12	写し 交付	環境部 廃棄物対策課	19枚
73	26.5.26	下記日時に行われた盛岡市市営建設工事の設計内訳書（一次，二次，三次単価表含む） 入札日26.5.19 工事名 米内～高松系配水幹線敷設その1工事	次の工事に係る金額入設計書 ①米内～高松系配水幹線敷設その1工事	26.6.5 部分開示	設計内訳書中，予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.6	写し 交付	上下水道部 水道建設課	60枚
74	26.5.26	盛岡市〇〇〇-〇-〇に係る排水設備等計画確認申請書の排水設備図面 （〇〇〇-〇-〇地内の公設桝に接続されている状況の分かる排水設備の図面）	盛岡市〇〇〇-〇-〇に係る排水設備等計画確認申請書の排水設備図面 （〇〇〇-〇-〇地内の公設桝に接続されている状況の分かる排水設備の図面）	26.6.3 部分開示	(1) 個人の氏名，住所及び水栓番号が記録された部分 (2) 個人の家屋内間取り及び排水状況が記録された部分	2号	26.6.4	写し 交付	上下水道部 給排水課	1枚
75	26.5.27	工事No. 125276 市営川目アパート外壁等改修工事 （開札日 平成26年1月10日） 以上1工事の金額入り設計書	市営川目アパート外壁等改修工事	26.6.9 部分開示	設計内訳書中，予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.13	写し 交付	建設部 建築住宅課	11枚
76-1	26.5.28	1 要綱12条のカリキュラム委員会に対する学長の諮問内容（平成26年度） 2 要綱11条平成25年度の評価について，カリキュラムによる大学運営の採用により講座時間数は明示されているが，基本である学習内容についてお示しください。 3 平成26年度の学習内容について，要綱7条教授会で定めた内容について 4 学習目標について，募集要項に記載，要綱3条（具体的に「理解する」「実践」，及び高齢計画の「もりおか老人大学」の項，「高齢者ボランティアの育成」の項と共に大学の設立の原点である社会貢献の事柄を学ぶ「場」と規定しているので，すべてこの目的	（開示請求事項1） もりおか老人大学カリキュラム委員会に対する諮問の内容（平成26年度）に関する文書 （開示請求事項2） もりおか老人大学運営委員会における平成25年度の学習内容の評価に関する文書 （開示請求事項5） アンケート調査による学生の意見についての教授会の定めに関する文書	26.6.11 不開示 （不存在）					保健福祉部 高齢者支援室	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
76-2		に合致すると思われる。カリキュラム及び教授会の定めについて開示願いたい。なお答弁で、地域老人大学の考えから地域コミュニティ活動と連携した学習で地域密着型の分校運営、が求められる。 5 学生の講座での参加は要綱8条6項で配慮されるとだけの規定であるが、答弁では課題で多様化する学習ニーズへの対応する課題に対して学生の意見を参考にアンケート調査が述べられている、教授会の決定では、どのように対応されるか会議の定めを知りたい。	(開示請求事項3及び4) 平成26年度もりおか老人大学第1回教授会業務報告書	26.6.10 部分開示	個人の住所、電話番号、年齢	2号	26.6.12	閲覧 写し 交付	保健福祉部 高齢者支援室	3枚
77-1	26.5.29	① 25盛広第85号、128号再請求。 ② 申し立てH21の都市河川課の○○○○町市有地のH22建設部河川課管理系の引継部分と上下水道局引継部分明細(書類名)請求。上下水道局水整と管理等明細も。 ③ ①“河川用地であり、本来は建設できな	25盛広第85号、128号再請求。	26.6.9 部分開示	供覧文書中、特定の個人を識別する事ができる内容が記録されている部分及び審議検討に関する銃砲が含まれる部分	2号	26.6.17 送付	写し 送付	市長公室 広聴広報課	6枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
77-2		<p>いものである（建設の経緯は不明）。㍷ 現在も387河川課所管河川用地〇〇〇〇町財産管理記録歴全請求。 387貸借契約書, 24条第1項等請求。</p> <p>④ ③なら平面図専用面積の2.88㎡②は河川課管理でない理由の②管理部分図面請求。雨水渠敷地の河川用地か下水道か, 給水幹せん管理 (15-84収受S42, S56, H6) を含め責任明白管理開示請求。</p> <p>⑤ 給水幹せん管理の15-84収受境界不存在理由行政文書請求。</p> <p>⑥ ⑤は下水道条例5条(1)申請地の位置, 境界及び面積 (申請地内に所有者を異にする土地があるときは, その相互の境界及び面正規を含む。) H22上下水道局管理規程8号改正H23, 25の下水道条例施行規程以前のいつからあったか請求。</p> <p>⑦ 盛岡市広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の1994公民館負担金再請求。</p> <p>⑧ ③の㍷X2㍷㎡物置敷地の管理課は河川課か上下水道局か請求。 S55年度補償契約外物置建築経緯と年月管理課に請求。</p> <p>⑨ ③から河川課管理責任387曳家敷地1C～2CのS40.6からの管理記録請求。H6増築, 給水改造, 250HPを含め。</p> <p>⑩ ③からS42建設経緯不明敷地管理課にS40.6からの0C～3C含む130-1杭管理記録</p>	<p>② 申し立てH21の都市河川課の〇〇〇〇町市有地のH22建設部河川課管理係の引継部分と上下水道局引継部分明細 (書類名) 請求。上下水道局水整と管理等明細も。(広聴回答も混乱)</p> <p>③ ① “河川用地であり, 本来は建設できないものである (建設の経緯は不明)。㍷ 現在も387河川課所管河川用地〇〇〇〇町財産管理記録歴全請求。(以前不存在だが。) 387貸借契約書, 24条第1項等請求。</p> <p>④ ③なら平面図専用面積の2.88㎡②は河川課管理でない理由の②管理部分図面請求。雨水渠敷地の河川用地か下水道か, 給水幹せん管理 (15-84収受S42, S56, H6) を含め責任明白管理開示請求。(管理境界)</p> <p>⑨ ③から河川課管理責任387曳家敷地1C～2CのS40.6からの管理記録請求。H6増築, 給水改造, 250HPを含め。</p> <p>⑩ ③からS42建設経緯不明敷地管理課にS40.6からの0C～3C含む130-1杭管理記録請求。</p> <p>⑪ 広聴は “違法状態を解消するため, 当該土地を用途廃止し, 分筆登記して普通財産とした。㍷ ①広聴広報課業務報告誤記載を指摘どおり, アブノーマル建設部長に補償契約敷地行政文書請求。</p> <p>⑫ 担当管理課にS55.全設計図Y杭消失後, H17資料C33発生の行政文書請求。Y～(As)～X～K28 (又は反K28) S55捏造</p>	26.6.12 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>請求。</p> <p>⑪ ③からS42⑩は“河川用地で・・・S55 下水道工事に支障があることから曳き家して 現在の位置（水路用地）・・・”なら④疑問 明白に。⑩管理記録なし、経緯不明回答で“ H23水路用地から公民館用地を分筆、地目変 更登記（河川課で手続き）”可能な行政文書 請求。広聴は“違法状態を解消するため、当 該土地を用途廃止し、分筆登記して普通財産 とした。”①広聴広報課業務報告誤記載を指 摘どおり、アブノーマル建設部長に補償契約 敷地行政文書請求。</p> <p>⑫ 担当管理課にS55.全設計図Y杭消失 後、H17資料C33発生の行政文書請求。</p> <p>⑬ K56（⑩のS42建設原因消失の曳家宅地 のH18閉鎖地図から回復法務局）に、五角形 下（図は請求書参照）近S42発生S55消失“ 457、杭主張130-1の同意行政文書請求。</p> <p>⑭ “現在の隣（水路用地上）にあったが昭 和55年に下水道工事に支障が・・・”①で③ か④か⑬を含め不明のOC～3CはH18現況 で隣接と起案係長、資産税課も回答の通り現 況優先法務局提案で同意杭はS40、盛岡市か ら区画整理④行政文書未申告、⑬の通りH17 立会ない、“公民館側の立会なし市立会”回 答根拠業務報告書請求。</p> <p>⑮ ⑭ならS55設計図OC～3Cと囲障** *乖離曳家移転行政文書となる発掘者主張根</p>	<p>03～3C回復用、C33～（As）～X～S 40・0C S42改ざんOC～3C回復用でH23 （As）目的のT1町内会</p> <p>⑬ K56（⑩のS42建設原因消失の曳家宅地 のH18閉鎖地図から回復法務局）に、五角形 近S42発生S55消失“457、杭主張130-1の同 意行政文書請求。（全境界確認、同意不存在 中。確認立会対象外（B36、B47のみ）曳家 後S42区画整理行政文書消滅③の通りにH17 立会同意河川課起案係長回答だが。）</p> <p>⑭ “現在の隣（水路用地上）にあったが昭 和55年に下水道工事に支障が・・・”①で③ か④か⑬を含め不明のOC～3CはH18現況 で隣接と起案係長、資産税課も回答の通り現 況優先法務局提案で同意杭はS40、盛岡市か ら区画整理④行政文書未申告、⑬の通りH17 立会ない、“公民館側の立会なし市立会”回 答根拠業務報告書請求。</p> <p>⑯ ⑭通り、都市整備部、資産税課認識の“ 現況優先法務局はS55、H23建設部想定外ら しく①に、C33でS40回復のS42改ざん（A s）はS55設計図等、F23～27、42、47～50 （1980）1800X1680雨水渠、現杭活用のX0 1～07、N10（H23.8.24）T1、2平面 図検証。”“町内会主体（登記のための測量 費用、町内会負担）、（河川課で手続き）” に全資料提供許可（審議検討）行政文書請 求。</p> <p>⑰ ⑯立会、130-1（1/2）相続人3C立会根</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>抛行政文書請求。</p> <p>⑩ ⑭通り，都市整備部，資産税課認識の〳現況優先法務局はS55，H23建設部想定外らしく⑩に，C33でS40回復のS42改ざん(A s)はS55設計図等，F23～27，42，47～50(1980)1800X1680雨水渠，現杭活用のX01～07，N10(H23.8.24)T1，2平面図検証。〳町内会主体(登記のための測量費用，町内会負担)，(河川課で手続き)〳に全資料提供許可(審議検討)行政文書請求。</p> <p>⑰ ⑯立会，130-1(1/2)相続人3C立会根拠，S42区画整理行政文書請求。(A s)は130-1ピーク杭◎(図は請求書参照)とX改ざんH6区画整理認識譲渡依頼者，H23は3C立会のみ，敷地境界上1C，2Cと0Cは起案係長立会根拠行政文書請求。</p> <p>⑱ ⑭通り1C～3Cは130-1S40分筆用杭，S41.4.16から現況優先0C～3Cが130-2と盛岡市の境界，S55設計図困障とH18現況差の部分固定資産税S42から還付請求。</p> <p>⑲ H18後⑩敷地分筆不可能，(A s)回復⑱通りS41，0C～3C境界がH23用途廃止後分筆可能X01～07，N10。H23.8.8三者現地誤合確認後の⑰の公図根拠の0C～3C立会，S55発掘起案係長，S42改ざんS55捏造のH23(A s)かくれみの三度目の反</p>	<p>抛，S42区画整理行政文書請求。(A s)は130-1ピーク丸杭とX改ざんH6区画整理認識譲渡依頼者，H23は3C立会のみ，敷地境界上1C，2Cと0Cは起案係長立会根拠行政文書請求。民間0C～2C立会通知葉書は被災地受領放置相続人申し立て原因未分割中。</p> <p>⑲ H18後⑩敷地分筆不可能，(A s)回復⑱通りS41，0C～3C境界がH23用途廃止後分筆可能X01～07，N10。H23.8.8三者現地誤合確認後の⑰の公図根拠の0C～3C立会，S55発掘起案係長，S42改ざんS55捏造のH23(A s)かくれみの三度目の反転行政許可の行政文書請求。</p> <p>⑳ 違法除去指導記録請求。(S42年後補償契約迄)</p> <p>㉑ 〳盛岡市と(黒塗り3文字)の間で，土地の賃貸借に係る正式な契約が取り交わされていないため，敷地面積等については不明である(略)建築時に建築確認申請及び使用開始届が提出された記録もなく長期間にわたって未把握の防火対象物であったものである。隣棟の物置については，当初公民館の北側に建築されていたものであるが，(黒塗り11文字)より公民館南側に移築したところである。平成25年3月及び5月に行政文書の開示請求があり，当該公民館に係る資料の提供を求められたことから，平成25年6月に現地調査を行い，査察台帳を作成したものである。な</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>転行政許可の行政文書請求。</p> <p>㊸ 130-2の都市計画税はいつからか請求。 (あるならS42), S55, H6, H20～主な 事業請求。</p> <p>㊹ 下水道排水施設等占用許可の条件1, 新 築, 改築又は除去に係る許可を受けて者は, その工事が完了した日から10日以内に完了届 を提出すること(着手前, 施工中, 完成後の 写真添付) S42, S55年度, H6の完了届請 求。H23.12.1通路(橋)に添付の理由請 求。㊸X2㊹㎡物置の完了届請求。違法除去指 導記録請求。(S42年後補償契約迄)</p> <p>㊺ ㊹2・工事によって下水道施設又は第三 者に損害を与えたときは占用者の負担をも って原形に復旧するとともに損害を賠償す ること。㊻㊼㊽建設経緯不明の補償契約書原因の 行政文書請求。曳家主目的の130-1出入口確 保は町内会負担で除去原形復旧損害賠償しな かった原因の行政文書請求。</p> <p>㊿ “盛岡市と(黒塗り3文字)の間で, 土 地の賃貸借に係る正式な契約が取り交わされ ていないため, 敷地面積等については不明で ある(略)建築時に建築確認申請及び使用開 始届が提出された記録もなく長期間にわた って未把握の防火対象物であったものである。 隣棟の物置については, 当初公民館の北側に 建築されていたものであるが, (黒塗り11文 字)より公民館南側に移築したところであ る。平成25年3月及び5月に行政文書の開示請 求があり, 当該公民館に係る資料の提供を求 められたことから, 平成25年6月に現地調査 を行い, 査察台帳を作成したものである。な お, (黒塗り3文字)の(黒塗り3文字)によ ると(黒塗り26文字)があるとのことである が, (黒塗り2文字)(黒塗り2文字)であ る。平成25年6月26日〇〇〇消防署(略)㊿</p>	<p>お, (黒塗り3文字)の(黒塗り3文字)によ ると(黒塗り26文字)があるとのことである が, (黒塗り2文字)(黒塗り2文字)であ る。平成25年6月26日〇〇〇消防署(略)㊿ (黒塗り26文字)の行政文書請求。</p> <p>㊿ ㊹-7許可に基づく地位の継承があったと きは, その継承の日から30日以内に・・・地 位承継届を提出すること。補償契約書, 委任 状等町内会長(未登記物件)で承継届請求。 H23.12申請後変更なしなら不存在だが。</p> <p>㊿ ㊹は下水道物件設置許可申請書とする下 水道条例第20条でH23・水洗化要望町内会に 起案係長拒否根拠行政文書請求。</p>							
77-3			<p>㊿ ㊸からS42㊿は“河川用地で・・・S55 下水道工事に支障があることから曳き家して 現在の位置(水路用地)・・・㊿なら㊿疑問 明白に。㊿管理記録なし, 経緯不明回答で“ H23水路用地から公民館用地を分筆, 地目変 更登記(河川課で手続き)㊿可能の行政文書 請求。</p>	26.6.12 全部開示			26.6.17 送付	写し 送付	建設部 河川課	7枚
77-4			<p>㊿ ㊹ならS55設計図0C～3Cと困障** *乖離曳家移転行政文書となる発掘者主張根 拠行政文書請求。</p> <p>㊿ ㊹2・工事によって下水道施設又は第三 者に損害を与えたときは占用者の負担をも って原形に復旧するとともに損害を賠償す ること。㊻㊼㊽建設経緯不明の補償契約書原因の 行政文書請求。</p>	26.6.6 部分開示	(1)町内会長の氏名, 住所, 印影, 振込先口座番号平面 図中の個人名, 水栓番号 (2)補償金額及び算定単価	2号 5号	26.6.17 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	23枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
77-5		(黒塗りで26文字)の行政文書請求。 ④ ②-4許可を受けた事項を変更しようとするときは、下水道排水設備等占有変更申請書を……。S55, H6, H23請求。 ⑤ ②-5下水道施設に関する工事その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、許可を取り消し、変更、若しくは条件を変更、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除去その他必要な措置を命じることがある。また、上記の措置にかかる費用は占有者の負担とする。S55年度, H6, H23措置命令請求。	② 申し立てH21の都市河川課の〇〇〇〇町 市有地のH22建設部河川課管理係の引継部分と上下水道局引継部分明細(書類名)請求。 上下水道局水整と管理等明細も。(広聴回答も混乱) ⑦ 盛岡市広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の1994公民館負担金再請求。(以前不存在減免も) ② 曳家主目的の130-1出入口確保は町内会負担で除去原形復旧損害賠償しなかった原因の行政文書請求。	26.6.6 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
77-6		⑥ ②-7許可に基づく地位の継承があったときは、その継承の日から30日以内に……。地位承継届を提出すること。補償契約書、委任状等町内会長(未登記物件)で承継届請求。 ⑦ ②は下水道物件設置許可申請書とする下水道条例第20条でH23・水洗化要望町内会に起案係長拒否根拠行政文書請求。 ⑧ 市所有給水装置民間譲渡システム請求。457, 459以前の所有者は盛岡市か?	② 申し立てH21の都市河川課の〇〇〇〇町 市有地のH22建設部河川課管理係の引継部分と上下水道局引継部分明細(書類名)請求。 上下水道局水整と管理等明細も。 ④ ③なら平面図専用面積の2.88㎡②は河川課管理でない理由の②管理部分図面請求。雨水渠敷地の河川用地か下水道か、給水幹せん管理(15-84収受S42, S56, H6)を含め責任明白管理開示請求。 ⑧ ③の②X2⑥㎡物置敷地の管理課は河川課か上下水道局か請求。S55年度補償契約外物置建築経緯と年月管理課に請求。 ② 下水道排水施設等占有許可の条件1, 新築, 改築又は除去に係る許可を受けて者は、その工事が完了した日から10日以内に完了届を提出すること(着手前, 施工中, 完成後の写真添付)S42, S55年度, H6の完了届請求。H23.12.1通路(橋)に添付の理由請求。②X2⑥㎡物置の完了届請求。 ④ ②-4許可を受けた事項を変更しようとするときは、下水道排水設備等占有変更申請書を……。S55, H6, H23請求。 ⑤ ②-5下水道施設に関する工事その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、許可を取り消し、変更、若しくは条件を変更、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除去その他必要な措置を命じることがある。また、上記の措置にかかる費用は占有者の負担とする。S55年度, H6, H23措置命令請求。	26.6.6 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
77-7			③ 24条第1項等請求。	26.6.12 全部開示			26.6.17 送付	写し 送付	上下水道部 総務課	2枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
77-8			⑥ ⑤は下水道条例5条(1)申請地の位置、境界及び面積（申請地内に所有者を異にする土地があるときは、その相互の境界及び面正規を含む。）H22上下水道局管理規程8号改正H23、25の下水道条例施行規程以前のいつからあったか請求。	26.6.12 不開示 (不存在)					上下水道部 総務課	
77-9			⑤ 給水幹せん管理の15-84収受境界不存在理由行政文書請求。 ㉘ 市所有給水装置民間譲渡システム請求。457、459以前の所有者は盛岡市か？	26.6.5 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	
77-10			⑱ S55設計図罫障とH18現況差の部分固定資産税S42から還付請求。 ㉚ 130-2の都市計画税はいつからか請求。	26.6.12 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
77-11			都市計画税の課税状況等の調（市町村個票調査1-2）のうち、平成21年度、平成22年度、平成24年度及び平成25年度分	26.6.6 全部開示			26.6.17 送付	写し 送付	財政部 財政課	4枚
77-12			都市計画税の課税状況等の調（市町村個票調査1-2）のうち、次の文書 (1)昭和42年度、昭和55年度、平成6年度、平成20年度 (2)平成23年度	26.6.6 不開示 (不存在)					財政部 財政課	
78	26.5.29	下記営業施設につき、食品衛生法に基づく営業許可台帳に記載されている許可業種、営業者名、許可年月日を開示されたい。 営業施設の名称 BARはいどろげん 営業所在地 盛岡市中央通二丁目1番1号北王ビル3階 営業所電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	食品関係業者台帳登録事項のうち、屋号「BARはいどろげん」（住所：盛岡市中央通二丁目1番1号北王ビル3階）の許可業種、営業者名及び許可年月日	26.6.5 全部開示			26.6.10 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
79-1	26.5.29	平成26年度発注 ユートランド姫神太陽光発電設備設置工事 平成25年度発注 盛岡駅前広場公共地下道照明設備改修工事 盛岡駅前自転車駐車場照明設備交換工事 水圧監視装置整備その1工事 梨木町上米内線（Ⅱ工区）電線共同溝その4工事	設計内訳書一式 工事名 ユートランド姫神太陽光発電設備設置工事	26.6.11 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.13	写し 交付	玉山総合事務所産業振興課	24枚
79-2		盛岡駅前自転車駐車場照明設備交換工事 水圧監視装置整備その1工事 梨木町上米内線（Ⅱ工区）電線共同溝その4工事	平成25年度盛岡駅前広場公共地下道照明設備改修工事に係る金入り設計書	26.6.5 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.13	写し 交付	建設部 道路管理課	11枚
79-3		本庁舎非常用大型自家発電機設置工事 厨川駅地下自由通路電気設備その2工事	平成25年度盛岡駅前自転車駐車場照明設備交換工事に係る金入り設計書	26.6.10 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.13	写し 交付	建設部 交通政策課	9枚
79-4		以上7件の金入り設計書（諸経費計算書、仮設材賃料計算書、一次単価表、二次単価表まで）	次の工事に関する金額入設計書 水圧監視装置整備その1工事	26.6.12 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.13	写し 交付	上下水道部 水道維持課	683枚
79-5			設計内訳書一式 工事名 平成24年度本庁舎非常用大型自家発電機設置工事	26.6.12 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.13	写し 交付	総務部 管財課	29枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
79-6			次の平成25年度各工事の実施工事設計書 ・梨木町上米内線（Ⅱ工区）電線共同溝その 4工事 ・厨川駅地下自由通路電気設備その2工事	26.6.11 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.6.13	写し 交付	建設部 道路建設課	62枚 60枚
80	26.5.30	平成25年4月1日から平成26年3月31日の期間 における、盛岡市内小・中学校の暖房機器入 札結果（日付、メーカー、型式、台数、落札 業者名、金額）	盛岡市内小中学校の暖房機器入札結果	26.6.13 部分開示	法人の代表者個人の印影が 記録された部分	2号	26.6.18 送付	写し 送付	教育委員会 総務課	6枚
81	26.5.30	平成26年度学校プール用薬品の購入（単価契 約）区分1 区分2 区分3 それぞれの見 積調書	平成26年度学校プール用薬品の購入（単価契 約） 区分1の見積調書 区分2の見積調書 区分3の見積調書	26.6.5 全部開示			26.6.11	写し 交付	教育委員会 学校教育課	6枚
82-1	26.6.2	平成25年度盛岡市発注の以下工事の金入り設 計書 1. 平成25年度本庁舎本館耐震補強・改修 （電気設備）工事	設計内訳書一式 工事名 平成25年度本庁舎本館耐震補強・改 修（電気設備）工事	26.6.13 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.6.17	写し 交付	総務部 管財課	57枚
82-2		2. （仮称）青山三丁目アパート新1号館建 設（電気設備）工事	設計内訳書一式 工事名 （仮称）青山三丁目アパート新1号 館建設（電気設備）工事	26.6.13 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.6.17	写し 交付	建設部 建築住宅課	63枚
82-3		3. 盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築 （電気設備）工事	設計内訳書一式 工事名 盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場 改築（電気設備）工事	26.6.9 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.6.17	写し 交付	教育委員会 総務課	37枚
83	26.6.2	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】盛岡市全域 【対象】飲食店（H26年5月1日からH26年5 月31日の新規営業許可）（自動販売機、移動 店舗、臨時営業及び露店を除く） 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番 号、業種、登録者氏名、許可年月日	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、自動販売機、移動食品、臨時営業、 屋内簡易食品を除く、平成26年5月1日から平 成26年5月31日までに新規に飲食店営業の許 可を受けたものの屋号、営業所所在地、営業 所電話番号、許可業種、営業者名、許可年月 日	26.6.10 全部開示			26.6.23 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
84	26.6.2	食品営業許可台帳のかかる次の事項 ・平成26年5月1日～平成26年5月31日の間に 新規に許可を受けた飲食店（移動・臨時・自 動販売機を除く）のうち、下記項目について ・施設名称・施設所在地・施設電話番号 ・営業者名・許可業種・許可年月日・許可の 有効期限	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、移動食品、臨時営業、自動販売 機、屋内簡易食品を除く、平成26年5月1日か ら平成26年5月31日までに新規に飲食店営業 の許可を受けたものの営業施設の名称、営業 所所在地、営業所電話番号、営業者名、許可 業種、許可年月日、満了年月日	26.6.10 全部開示			26.6.16 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
85	26.6.2	平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表（食品営業許可台帳） ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日等についての資料一覧表（自動販売機・露天営業・自動車営業・臨時営業を除く）	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、移動食品、臨時営業、自動販売機、屋内簡易食品を除く、平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの屋号、営業所所在地、営業者名、許可業種、営業所電話番号、許可年月日、満了年月日	26.6.10 全部開示			26.6.17 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
86-1	26.6.2	○平成26年度水道資材設計単価表 ○平成26年度下水道資材設計単価表 ○平成25年度上下水道局発注 工事No.525158 水圧監視装置整備その1工事 金入り設計書	平成26年度水道資材設計単価表	26.6.12 部分開示	単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.7.1	写し 交付	上下水道部 水道建設課	95枚
86-2			平成26年度下水道資材設計単価表	26.6.13 部分開示	単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.7.1	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	84枚
86-3			次の工事に関する金額入設計書 水圧監視装置整備その1工事	26.6.16 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.7.1	写し 交付	上下水道部 水道維持課	782枚
87	26.6.2	平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規で食品衛生許可証が交付された飲食店の営業者名、営業所所在地、営業所TEL、営業所名称、営業許可番号、営業許可日。自販機、移動販売、催事、臨時営業、露天は除く。	食品関係営業者台帳登録事項の一覧 ただし、自動販売機、移動食品、臨時営業、屋内簡易食品を除く、平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規に飲食店営業の許可を受けたものの営業者名、営業所所在地、営業所電話番号、営業施設の名称、営業許可番号、許可年月日	26.6.10 全部開示			26.6.18 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
88	26.6.2	平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規で生活衛生許可証が交付された美容業、理容業および旅館業の申請者名、営業所住所、営業所TEL、営業所の名称、許可番号、許可年月日	美容所台帳及び旅館業台帳登録一覧 ただし、平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規に確認又は許可をした施設の一覧（営業者名、施設所在地、施設電話番号、施設名称、確認番号及び確認許可年月日が記載されたもの。旅館業施設については、当該期間中に確認した又は許可した施設がない。）。	26.6.6 全部開示			26.6.18 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
89-1	26.6.3	① S42.10.4収受, 15-84 `25527、給水装置工事竣功図敷地X01~07, 173.36㎡市有地行政文書請求。(公民館用地が市有地であるとの文書又は図面と思われます。) ② ○○排水区西IV3号幹線雨水渠築造工事(1980)補償契約書伺(S55.12.8)15-84 `25527、改造含む市有地内曳家移転X01~07 N8~10 173.36㎡行政文書請求。 ③ (1994)250・HP,物置(@X2①㎡,S40勾配,S40・0C~S42・0C設計),増築のH6.5.20収受15-84 `25527、改造のX01~X07, N8~10一部杭撤去,173.36㎡行政文書請求。(現130-2敷地内N8~10,増築原因の撤去) ④ H21都市河川課除去申し立て業務連絡表再請求。(不開示部分多数)	① S42.10.4収受, 15-84 `25527、給水装置工事竣功図敷地X01~07, 173.36㎡市有地行政文書請求。 ② ○○排水区西IV3号幹線雨水渠築造工事(1980)補償契約書伺(S55.12.8)15-84 `25527、改造含む市有地内曳家移転X01~07 N8~10 173.36㎡行政文書請求。 ④ H21都市河川課除去申し立て業務連絡表再請求。(不開示部分多数) ⑥ H23.8.24の不動産調査報告書再請求。町内会からの提供全資料請求。 ⑭ 単独処理浄化槽と汲み取りトイレ放置,町内会水洗化拒否のH23,宅地分筆後の水路用途廃止根拠行政文書請求。	26.6.12 全部開示			26.6.24 送付		建設部 河川課	17枚
89-2		⑤ ④の`杭はある、保管者は市の何課か,町内会か請求。保管場所も請求。 ⑥ H23.8.24の不動産調査報告書再請求。町内会からの提供全資料請求。 ⑦ ⑥町内会土地家屋調査士`委任状ある。登記申請書の補正または取り下げに関する件、リスク町内会承諾書請求。 ⑧ H23, H17資料, 25広第128号別紙資料以外のH23資料請求。業務報告不存在H23.6.17資産税課80分電話地価下落中放置連絡回答ありだが,管財課約2時間は正確には1時間40分広聴に河川課報告おかしい別紙資料。 ⑨ ⑧のH23.8.8三者現地談合,8.24測量の全開示請求。(単なる分筆忘れ否定の2回三者現地談合) ⑩ H17立会確認の130-1がS42,55虚偽隠蔽区画整理法務局に申告したか確認回答請求。 ⑪ 市同様H18の130-2現況認識ない130-1に添付130-2同意書開示依頼,入手同意確認書請	③ (1994)250・HP,物置(@X2①㎡,S40勾配,S40・0C~S42・0C設計),増築のH6.5.20収受15-84 `25527、改造のX01~X07, N8~10一部杭撤去,173.36㎡行政文書請求。(現130-2敷地内N8~10,増築原因の撤去) ⑤ ④の`杭はある、保管者は市の何課か,町内会か請求。保管場所も請求。 ⑥ H23.8.24の不動産調査報告書再請求。町内会からの提供全資料請求。 ⑦ ⑥町内会土地家屋調査士`委任状ある。登記申請書の補正または取り下げに関する件、リスク町内会承諾書請求。 ⑨ ⑧のH23.8.8三者現地談合,8.24測量の全開示請求。(単なる分筆忘れ否定の2回三者現地談合) ⑩ H17立会確認の130-1がS42,55虚偽隠蔽区画整理法務局に申告したか確認回答請求。 ⑪ 市同様H18の130-2現況認識ない130-1に添付130-2同意書開示依頼,入手同意確認書請	26.6.12 不開示 (不存在)				建設部 河川課		

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>求。H17法務局提案はS40.6.29分筆,S41.4.16売買所有権移転0C～3C確認の⑧(地積図通り)</p> <p>⑫ YからC33のS40現況回復,S42対130-2対策(A s)再活用目的の現況法面との双方表示依頼[添付平面図]記録と,回復全資料提供記録請求。(T1・2,X01～07,N10,既設杭とフェンスF23～27,42,48～50証拠)</p> <p>⑬ 14P設計図とH24.10.31河川課提供写真,保障橋横のコンクリート溝(角)とΦ1501m以上と30cm弱間隔設計図請求。</p> <p>⑭ 単独処理浄化槽と汲み取りトイレ放置,町内会水洗化拒否のH23,宅地分筆後の水路用途廃止根拠行政文書請求。</p> <p>⑮ ⑭の387の15-84占用許可H23.12.9根拠行政文書請求。</p> <p>⑯ 市有地15-84のS42から26.3m曳家後S56からのくみ取り車両255市道から水路敷ホースでと指導確認の行政文書請求。</p> <p>⑰ 下流函渠工の上流387開渠工(全フェンス)H24.10.31河川課写真提供証拠のごみ,落葉,草木管理指導行政文書請求。</p>	<p>41.4.16売買所有権移転0C～3C確認の⑧(地積図通り)</p> <p>⑫ YからC33のS40現況回復,S42対130-2対策(A s)再活用目的の現況法面との双方表示依頼[添付平面図]記録と,回復全資料提供記録請求。(T1・2,X01～07,N10,既設杭とフェンスF23～27,42,48～50証拠)</p> <p>⑯ 市有地15-84のS42から26.3m曳家後S56からのくみ取り車両255市道から水路敷ホースでと指導確認の行政文書請求。</p> <p>⑰ 北上川水系河川整備計画に基づいたH23大震災後の治水対策,ゲリラ豪雨治水安産度の向上行政文書請求。</p> <p>⑱ ⑱現況で5.29付総第1-77号消防査察台帳通り「町内会の会長によると②③がある」とのことであるが,詳細は不明である。市議会議員等公開後の開示請求の件,広聴,河川課への申し立て全記録請求。</p>							
89-3		<p>⑮ 落葉,草木管理指導行政文書請求。</p> <p>⑯ H20.5 2日間226mm想定洪水ハザードマップ改訂版請求。予定日請求。(適切なルート避難改定検討のはず)</p> <p>⑰ 町内会の加入促進策請求。自守防災隊長・町内会長の町内会等事務交付金一世帯当りいくらか請求。</p>	<p>H23,H17資料,25広第128号別紙資料以外のH23資料請求。業務報告不存在H23.6.17資産税課80分電話地価下落中放置連絡回答ありだが,管財課約2時間は正確には1時間40分広聴に河川課報告おかし別紙資料。市議会議員等公開後の開示請求の件,広聴,河川課への申し立て全記録請求。</p>	26.6.9 不開示 (不存在)				市長公室 広聴広報課		
89-4		<p>⑰ 北上川水系河川整備計画に基づいたH23大震災後の治水対策,ゲリラ豪雨治水安産度の向上行政文書請求。</p>	<p>⑬ 14P設計図とH24.10.31河川課提供写真,保障橋横のコンクリート溝(角)とΦ1501m以上と30cm弱間隔設計図請求。</p>	26.6.9 不開示 (不存在)				上下水道部 下水道整備課		
89-5		<p>⑱ 255の交差点内水路部分改良あるが,再生可能エネルギー水路活用した小水力発電計画整備請求。</p> <p>⑳ 「某市線,交通安全施設整備事業,公図と現況が一致しない土地や相続登記に時間を要する土地もあり工事着手が遅れている土地の全筆調査と道路の外形や幅員の見直しを行いたい。市議会だより。都市整備部区画整理虚偽隠蔽S42,S55年度,H6,130-1(1/2)相続人への区画整理説明行政文書請求。(130-2譲渡依頼区画整理手紙証拠。)</p>	<p>⑮ ⑭の387の15-84占用許可H23.12.9根拠行政文書請求。</p> <p>⑰ 下流函渠工の上流387開渠工(全フェンス)H24.10.31河川課写真提供証拠のごみ,落葉,草木管理指導行政文書請求。</p>	26.6.9 不開示 (不存在)				上下水道部 下水道施設管理課		
89-6			<p>H20.5 2日間226mm想定洪水ハザードマップ改訂版請求。予定日請求。</p>	26.6.11 不開示 (不存在)				総務部 危機管理防災課		
89-7		<p>⑱ 町内会の加入促進策に関する文書</p> <p>⑳ ⑱現況で5.29付総第1-77号消防査察台帳通り「町内会の会長によると②③があると</p>	<p>町内会の加入促進策に関する文書</p>	26.6.9 全部開示			26.6.24 送付	写し 送付	市民部 市民協働推進課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
89-8		のことであるが、詳細は不明である。〃。市 議会議員等公開後の開示請求の件、広聴、河川 課への申し立て全記録請求。	(1) 町内会長の町内会等事務交付金の一世帯 あたりの金額に関する文書 (2) 自治公民館の基本規約	26.6.9 不開示 (不存在)					市民部 市民協働推 進課	
89-9		④ 自治公民館は平日毎日事務所開館ではな い盛岡市か。町会にもよるかもしれないが、 基本規約請求。	〇〇〇〇町第〇公民館の件 ④ 255の交差点内水路部分改良あるが、再生 可能エネルギー水路活用した小水力発電計画 整備請求。	26.6.9 不開示 (不存在)					環境部 環境企画課	
89-10			〇〇〇〇町第〇公民館の件について ④ 〃某市線、交通安全施設整備事業、公図と 現況が一致しない土地や相続登記に時間を要 する土地もあり工事着手が遅れている土地の 全筆調査と道路の外形や幅員の見直しを行 いたい、市議会だより。都市整備部区画整理 虚偽隠蔽S42, S55年度, H6, 130-1 (1/2) 相 続人への区画整理説明行政文書請求。(130-2 譲渡依頼区画整理手紙証拠。)の文書	26.6.17 不開示 (不存在)					都市整備部 市街地整備 課	
90	26.6.4	柔整師法及びあはき法に基づく市内施術所の 届出一覧 (26.5.31現在) ・施術師名・業務の細部内容 (出張含む) ・開設者名及び勤務施術者名 ・開設日 ・住所 (郵便番号) ・電話番号 ・廃止届出があれば廃止届出月日	(1) 柔道整復師法及びあん摩マッサージ指圧 師、はり師、きゅう師法に基づく市内施術所 の届出一覧 (26.5.31現在) ①施術所名, ②業務内容 (あはき別, 出張含 む), ③開設者名, ④従事者名, ⑤開設日, ⑥住所 (郵便番号) (電話番号は届出項目に ないため除く。) (2) 廃止届出月日	26.6.13 全部開示			26.6.20	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	5枚
91	26.6.4	平成6年度農道〇〇線用地測量実測平面図 〇〇〇〇〇番〇〇〇〇に関する図面	平成6年度農道〇〇線用地測量実測平面図 〇番〇〇〇〇に関する図面 (〇〇〇〇)	26.6.12 部分開示	用地測量実測図中の個人の 氏名が記録された部分	2号	26.6.16	写し 交付	建設部 道路管理課	1枚
92	26.6.5	住居表示の新旧対照表 旧住所盛岡市〇〇〇字〇〇〇〇番地〇 新住所盛岡市〇〇〇町〇-〇	昭和33年度住居表示整備新旧対照表 (〇〇〇字〇〇〇〇の〇から〇〇〇町〇番〇 号に変更の記載がある部分)	26.6.16 部分開示	住居表示新旧対照表のう ち、個人の氏名の部分	2号	26.6.19	写し 交付	総務部 管財課	1枚
93-1	26.6.6	① 5/14付河、水整、水施等悪意の誤字岡盛指 摘後の不開示決定通知書26盛水整第50-18号 担当者名請求。 ② 5/15付総第1-59号②脱落再請求。②管理 地内建物改ざん経緯不明で補償契約書曳家捏 造敷地筆界特定後宅地分筆やつと用途廃止、 原状回復抗念力移動してもH17盛岡地方法務 局提案同意文書S40現況保存30年請求。H 23.9.13ノンストップパー広聴にも請求。青線 上管理地、本来建築できないものである水路 用地S42建物経緯不明改ざん (As) 筆界特 定、S55年度補償契約書無届曳家同用地内捏	① 5/14付河、水整、水施等悪意の誤字岡盛指 摘後の不開示決定通知書26盛水整第50-18号 担当者名請求。 ② 26盛水整第50-17号 〃⑧S55設計図 I P。3 b l a c k b o x のみ請求〃の再請 求。〃1 P, 3 b l a c k b o x のみ請求〃 1/15位置図開示担当者名請求。	26.6.12 部分開示	平面図中の個人名、水栓番 号、ガス使用者番号	2号	26.6.26 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	3枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
93-2		<p>造念力移動杭宅地分筆後用途廃止H24.2.5発掘起案係長説明供覧別紙資料。保存30年H17法務局提案130-2同意は130-2専用杭と0C～3C含むS40・分筆0C～3C現況地積図請求。130-1,町内会經由入手でも必須行政文書(A s)平面図とT1・2測量で検証済建設部に再請求。</p> <p>③ 市情報公開条例と細則請求。</p> <p>④ 中核市・盛岡いつからか請求。都市計画,環境分野での県移譲事務権限項目請求。</p> <p>⑤ 広聴の反転教育委員会生涯学習課業務報告連絡表(H21.7.28申し立て)把握確認の行政文書請求。"水路上に建っているが課税台帳に公民館が載っていない" H21.3固定資産税還付申し立て時指摘の資産税課(行政文書なし後,河川課カバー)"青線上に建てられている。利用する際には,手続きをとっていない。" 都市河川課。"青線上大も譲与行政財産河川課管理、黒塗電話回答は河川課カバーのH23.6管財課確認。"補助金以前のS42建設に関して当課と関わりなく・・・都市河川課対応"。公民館長電話仲介後都市河川課申し立てH21.7.30業務連絡表"境界杭はある舗装通路。管財課,教育委員会,町内会長などと・・・", "火災保険加入しているから違法建物でない" 公民館長,一応保険金出るそうです。</p> <p>⑥ 広聴のS42建築確認等(県)S55年度曳家確認等(市)の行政文書調査済請求。(広聴調査責任不存在確認)</p> <p>⑦ 広聴のS42,S55年度,H6の都市河川課の区画整理や道路行政の行政文書調査済請求。(広聴調査責任不存在確認) H6,130-1</p>	<p>② 5/15付総第1-59号②脱落再請求。(管理地内建物改ざん経緯不明で補償契約書曳家捏造敷地筆界特定後宅地分筆やっとう用途廃止,原状回復杭念力移動してもH17盛岡地方法務局提案同意文書S40現況保存30年請求。(町内会經由入手))</p> <p>⑩ ⑨で3C立会確認130-1(1/2)相続人と町内会は(A s)で区画整理同意書不存在認識の0C～3C杭根拠測量確認,発掘起案係長0C～2C立会根拠の行政文書請求。S42"25527" 竣功図敷地は3Cのみ。</p> <p>⑫ ②建築できないものである水路用地,H23.8.24宅地分筆(測量予定前と⑨),都市整備部省略S42,S55年度H6に続き4回目根拠河川法市条例の何か請求地積地籍河49号担当者に。</p>	26.6.17 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
93-3		<p>② 青線上管理地,本来建築できないものである水路用地S42建物経緯不明改ざん(A s)筆界特定,S55年度補償契約書無届曳家同用地内捏造念力移動杭宅地分筆後用途廃止H24.2.5発掘起案係長説明供覧別紙資料。保存30年H17法務局提案130-2同意は130-2専用杭と0C～3C含むS40・分筆0C～3C現況地積図請求。130-1,町内会經由入手でも必須行政文書(A s)平面図とT1・2測量で検証済建設部に再請求。</p> <p>⑨ 不動産調査報告書既提出の地積測量図請求。</p> <p>⑩ ⑤"河川改修していない水路(青線)上に建てられて、河川用地であり・・・河川法市条例適用区域なら細則も含め請求。</p>	26.6.17 全部開示			26.6.26 送付		建設部 河川課	3枚	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
93-4		<p>(1/2) 相続人に区画整理の130-2譲渡依頼手紙証拠だがS42, S55年度, 土地区画整理事業, 道路改良事業など他事業課の市有地内行政文書不存在(資産税課同様)の補償契約書, 確認しました支払請求のみ行政文書。                      ⑧ ②の通りS41.4.16売買により所有権移転S40.6.29, 1C~3C 130-2専用杭, S40の3Cが(A s)と仮定しても不在の130-1同意書のみではS55設計図杭にならず, 乖離困障-*-*-から移動杭ナビ証拠。H18閉鎖地図(河川課地峡資料)確認済請求。説明13行全文黒塗H24.2.5請求。                      ⑨ 不動産調査報告書既提出の地積測量図請求。H17立会・130-1(1/2)相続人は⑦でS55設計図と木・1確認同意, 130-2は②でH18閉鎖地図0C~3C同意, 盛岡市H17境界協議立会復命書対象外, 立会なしで起案立会係長虚偽回答確認の広聴行政文書調査済請求。敷地表示`25527、はS42のみ。                      ⑩ ⑨で3C立会確認130-1(1/2)相続人と町内会は(A s)で区画整理同意書不存在認識の0C~3C杭根拠測量確認, 発掘起案係長0C~2C立会根拠の行政文書請求。S42`25527、竣功図敷地は3Cのみ。                      ⑪ ⑤`河川改修していない水路(青線)上に建てられて、河川用地であり、河川法市条例適用区域なら細則も含め請求。S42から占用許可等S55年度, H23, 387宅地の代替貸借契約書, 図面等管理記録請求。                      ⑫ ②建築できないものである水路用地, H23.8.24宅地分筆(測量予定前と⑨), 都市整備部省略S42, S55年度H6に続き4回目根拠河川法市条例の何か請求地積地籍河49号担当者に。                      ⑬ 25盛広第85号現状問題点⑤⑪管理所管理状況維持広聴, 行政相談担当課に流すだけ(H25.4)市の管理責任窓口でないのか。管理者責任請求は何課か請求。                      ⑭ 供覧, 二人(A s)質問7時間資産税課, S55平面図(0C~3C), 横断図境界, 困障-*-*-設計図と課税地籍図S40PURE6C~3C乖離指摘の業務連絡表再請求。3.24の16:00~21:20の私用市電話証明請求。県審査可設計図完了確認書行政文書でない。区画整理不存在, 建築確認, 曳家確</p>	<p>② 5/15付総第1-59号②脱落再請求。②管理地内建物改ざん経緯不明で補償契約書曳家捏造敷地筆界特定後宅地分筆やっとう途廃止, 原状回復杭念力移動してもH17盛岡地方法務局提案同意文書S40現況保存30年請求。H23.9.13ノンストッパー広聴にも請求。                      ⑤ 広聴の反転教育委員会生涯学習課業務報告連絡表(H21.7.28申し立て)把握確認の行政文書請求。                      ⑥ 広聴のS42建築確認等(県)S55年度曳家確認等(市)の行政文書調査済請求。(広聴調査責任不存在確認)                      ⑦ 広聴のS42, S55年度, H6の都市河川課の区画整理や道路行政の行政文書調査済請求。(広聴調査責任不存在確認)                      ⑧ H17立会・130-1(1/2)相続人は⑦でS55設計図と木・1確認同意, 130-2は②でH18閉鎖地図0C~3C同意, 盛岡市H17境界協議立会復命書対象外, 立会なしで起案立会係長虚偽回答確認の広聴行政文書調査済請求。                      ⑬ 25盛広第85号現状問題点⑤⑪管理所管理状況維持広聴, 行政相談担当課に流すだけ(H25.4)市の管理責任窓口でないのか。管理者責任請求は何課か請求。                      ⑰ 26盛危第10号盛岡市自主防災隊(会)一覧表157〇〇〇・〇〇〇〇町第〇町内会自主防災隊平成12年10月10日(届出日平成23年10月11日)世帯数届出時(467)住基台帳等(367)担当分団9 H21課税台帳未記載でH22建築確認(県)曳家確認(市)未申請把握発掘起案係長, 反転教育委員会後市民部, 資産税課, 管財課放置H25.3及び5月行政開示請求による消防査察台帳6.26西消防署検証, ③広聴に⑰苦情歴請求。</p>	26.6.20 不開示 (不存在)					市長公室 広聴広報課	
93-5		<p>⑭ 供覧, 二人(A s)質問7時間資産税課, S55平面図(0C~3C), 横断図境界, 困障-*-*-設計図と課税地籍図S40PURE6C~3C乖離指摘の業務連絡表再請求。3.24の16:00~21:20の私用市電話証明請求。県審査可設計図完了確認書行政文書でない。区画整理不存在, 建築確認, 曳家確</p>	<p>⑧ ②の通りS41.4.16売買により所有権移転S40.6.29, 1C~3C 130-2専用杭, S40の3Cが(A s)と仮定しても不在の130-1同意書のみではS55設計図杭にならず, 乖離困障-*-*-から移動杭ナビ証拠。H18閉鎖地図(河川課地峡資料)確認済請求。説明13行全文黒塗H24.2.5請求。</p>	26.6.20 部分開示	供覧文書中, 特定の個人を識別する事ができる内容が記録されている部分及び審議検討に関する情報が含まれる部分	2号 4号	26.6.26 送付	写し 送付	市長公室 広聴広報課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
93-6		認等不存在課税台帳未記載、130-1、2の同意書不存在、H17法務局現況優先登記認識の資産税課、都市整備部だが認識なし建設部、上下水道局、管財課検証、占用許可用途廃止不存在、15-84S42から詐称、敷地表示はS42のみ、25527、給水竣工図に加えて「水」上建物路線価図（税務署）と反転公図で申し立て130-2。S42都市計画図S47市道261確認の旧建物、最古H12固定資産税路線価図課税台帳未記載現建物確認で業務連絡表再請求。	市情報公開条例と細則請求	26.6.17 全部開示			26.6.26 送付	写し 送付	総務部 総務課	15枚
93-7		⑭ H18迄の固定資産税路線価図都市河川課区画整理私道表示、下水道台帳図だけではないのです。S55設計図はS42改ざんS55捏造X→(As)目的虚偽曳家前公民館とS40PUREOC〜3C解読行政文書でS56、H6改造、25527、町内会長証言による発掘起案係長(As)再活用の町内会平面図三度目反転授業行政。	・盛岡市の中核市移行年月日 ・都市計画、環境分野での県移譲事務権限項目	26.6.18 全部開示			26.6.26 送付	写し 送付	市長公室 企画調整課	37枚
93-8		⑮ 26盛道管第50号添付図の〇〇〇〇町〇番と〇番全体図請求。 ⑯ 給水装置457、459のS43.4.16収受以前の所有者、装置場所請求。(前年25,000台せん種番号) ⑰ 26盛危第10号盛岡市自主防災隊(会)一覧表157〇〇〇・〇〇〇〇第〇町内会自主防災隊平成12年10月10日(届出日平成23年10月11日)世帯数届出時(467)住基台帳等(367)担当分団9 H21課税台帳未記載でH22建築確認(県)曳家確認(市)未申請把握発掘起案係長、反転教育委員会後市民部、資産税課、管財課放置H25.3及び5月行政開示請求による消防査察台帳6.26西消防署検証、③広聴に⑰苦情歴請求。⑰管理者盛岡市長責任、広聴もH23.9.13認識放置指摘申し立て	⑰ S42から占用許可等S55年度、H23、387宅地の代替貸借契約書、図面等管理記録請求。 ⑱ 26盛水施第22号許可の理由「申請物件は雨水渠工事の際に以前からあった通路(橋)を保障として設置したもので、構造上支障が無いと認められますので・・・」以前からあった通路(橋)根拠の行政文書請求。他橋のコンクリート床板等資材、変更し減少記載のみ開示。構造上支障が無いとS55年の橋(厚さ0.15m X長さ2.2m X幅1.0m)のH23.12許可根拠請求。	26.6.17 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
93-9		人、行政相談起案はH24.2.29FAX時。 ⑮ 26盛資第35号 15-84 387の市有地減免の固定資産税（土地）請求。基準路線価と387路線価（市有地でないと仮定して評価していないなら）請求。 ⑯ 26盛水施第22号許可の理由「申請物件は雨水渠工事の際に以前からあった通路（橋）を保障として設置したもので、構造上支障が無いと認められますので・・・」以前からあった通路（橋）根拠の行政文書請求。他橋のコンクリート床板等資材、変更し減少記載のみ開示。構造上支障が無いとS55年の橋（厚さ0.15m X長さ2.2m X幅1.0m）のH23.12許可根拠請求。添付外河川課道路側溝破損放置橋2,000m前道路写真現況もカイゼンなし道路課回答。	⑭ 供覧，二人（As）質問7時間資産税課，S55平面図（0C～3C），横断図境界，圍障-*-*-設計図と課税地籍図S40PURE6C～3C乖離指摘の業務連絡表再請求。3.24の16：00～21：20の私用市電話証明請求。S42都市計画図S47市道261確認の旧建物，最古H12固定資産税路線価図課税台帳未記載現建物確認で業務連絡表再請求。	26.6.20 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
93-10		⑰ 26盛水整第50-17号「⑧S55設計図I P。3blackboxのみ請求」の再請求。「1P, 3blackboxのみ請求、1/15位置図開示担当者名請求。	〇〇〇〇町〇〇番に係る平成26年度土地課税（補充）台帳兼評価調書（請求番号18）	26.6.20 全部開示			26.6.26 送付	写し 送付	財政部 資産税課	1枚
93-11			26盛道管第50号添付図の〇〇〇〇町〇番と〇番全体図請求。	26.6.17 全部開示			26.6.26 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	1枚
93-12			⑰ 給水装置457, 459のS43.4.16收受以前の所有者，装置場所の行政文書。	26.6.18 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	
94-1	26.6.6	○南川第三排水区函渠実施設計業務委託 ○鴨助堰排水区函渠外実施設計業務委託 ○菜園分区分外下水道管渠更正実施設計業務委託 ○都南中央処理分区分外下水道管渠実施設計業務委託 ○上米内分区分外下水道管渠実施設計業務委託 ○盛岡市道路トンネル点検業務委託（その1）	南川第三排水区函渠実施設計業務委託 鴨助堰排水区函渠外実施設計業務委託 菜園分区分外下水道管渠更正実施設計業務委託 都南中央処理分区分外下水道管渠実施設計業務委託 上米内分区分外下水道管渠実施設計業務委託 上記，金入り設計書	26.6.18 部分開示	設計内訳書中，予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.25	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	71枚
94-2		上記6件に係る金入設計書一式（平成25年度分）	平成25年度「盛岡市道路トンネル点検業務委託（その1）」に係る金入り設計書一式	26.6.18 部分開示	設計内訳書中，予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.25	写し 交付	建設部 道路管理課	10枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
95	26.6.6	盛岡市保健所管内の薬局・医薬品販売業者及び毒物劇物販売業者名簿 (許可の種類, 施設の名称, 所在地, 許可番号, 有効期限終了日のわかるもので, 最新のもの)	薬局・医薬品販売業者及び毒物劇物販売業者名簿の柚木の内容で最新のもの (1)許可の種類 (2)施設名称 (3)所在地 (4)許可番号 (5)有効期限終了日	26.6.13 全部開示			26.6.16 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	CD-R	
96-1	26.6.9	① H22.7.5付FAX「当時の建築確認許可の担当部署(盛岡広域振興局土木部建築指導課)から確認しましたが, わかりませんでした。」行政文書請求。 ②「水路(黒塗)占用許可等について当時の水路(黒塗)使用許可, 承認がされているか調査しましたが, わかりませんでした。」(H22.7.5付FAX)代替含む水路占用許可等適用条例・調査した条例名請求。同15-84市有地内S40からH22現在分請求。(第24条第1項許可下水道適用外水路条例含め) ③①の前H22.6.24町内会長宅写し等不存在後, S56及びH6町内会長宅(多分S42も工事関与)電話つぶやき(H24.4.27)証言脱落部分請求。(発掘資料指摘の水路隣接居住者25盛広第128号別紙資料) ④H25.6.26消防査察台帳, 町内会長主張の貸借契約書代替書類は写し等不存在らしいが補償契約書曳家改造「25527」町内会長証言③支所油行政文書請求。(H18想定外現況に乖離敷地表示) ⑤24盛広第131号行政相談81: 供覧の「相談内容別添のとおり。」の別添請求。「詳細は別紙資料のとおり。」の別紙資料③の別紙資料と別なら請求。 ⑥(1980)雨水渠公共工事の15P設計図審	① H22.7.5付FAX「当時の建築確認許可の担当部署(盛岡広域振興局土木部建築指導課)から確認しましたが, わかりませんでした。」行政文書請求。 ② 同15-84市有地内S40からH22現在分請求。(第24条第1項許可下水道適用外水路条例含め) ③ ①の前H22.6.24町内会長宅写し等不存在後, S56及びH6町内会長宅(多分S42も工事関与)電話つぶやき(H24.4.27)証言脱落部分請求。(発掘資料指摘の水路隣接居住者25盛広第128号別紙資料) ④ H25.6.26消防査察台帳, 町内会長主張の貸借契約書代替書類は写し等不存在らしいが補償契約書曳家改造「25527」町内会長証言③市所有行政文書請求。(H18想定外現況に乖離敷地表示) ⑥ (1980)雨水渠公共工事の15P設計図審査願迄の行政文書請求。H24.4.26電話つぶやき「(①②)有無関係なし, 130-2敷地侵害, 杭移動有無関係なく130-2水路出入口権利侵害の曳家前公民館, 129行き止り, 北出入口確保不十分地形)確かに指摘あった。」設計者指摘行政文書請求。 ⑦ S55年度補償契約書曳家確認許可の市への確認行政文書請求。(発掘起案係長に) ⑧ S55年度補償契約書敷地区画整理確認行政文書請求。(発掘起案係長に) ⑨ S55年度補償契約書水路占用許可確認行	26.6.18 不開示 (不存在)						建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>査願迄の行政文書請求。H24.4.26電話つぶやき` (①②有無関係なし, 130-2敷地侵害, 杭移動有無関係なく130-2水路出入口権利侵害の曳家前公民館, 129行き止り, 北出入口確保不十分地形) 確かに指摘あった。` 設計者指摘行政文書請求。</p> <p>⑦ S55年度補償契約書曳家確認許可の市への確認行政文書請求。(発掘起案係長に)</p> <p>⑧ S55年度補償契約書敷地区画整理確認行政文書請求。(発掘起案係長に)</p> <p>⑨ S55年度補償契約書水路占用許可確認行政文書請求。(発掘起案係長に)</p> <p>⑩ 発掘資料から⑦~⑨不存在開示部分で確認出来るが⑦~⑨不存在表示行政文書部分開示請求。</p> <p>⑪ 建設部審議の検討情報, 都市計画部⑦⑧合法的対拠相談確認行政文書請求。</p> <p>⑫ H22, 12/17 H23, 6/22, 6/24, 7/14付FAX現況優先H17法務局認識の資産税課, 都市計画部⑦⑧合法的対拠相談確認行政文書請求。市の立会H17虚偽, 近隣中学校避難箇所〇〇〇虚偽, 世帯数300電話回答, `当時の調査素図資料等`のH18閉鎖地図, H17五角形K27~31平面図以外の行政文書請求。</p>	<p>政文書請求。(発掘起案係長に)</p> <p>⑩ 発掘資料から⑦~⑨不存在開示部分で確認出来るが⑦~⑨不存在表示行政文書部分開示請求。</p> <p>⑪ 建設部審議の検討情報, 都市計画部⑦⑧合法的対拠相談確認行政文書請求。</p> <p>⑫ H22, 12/17 H23, 6/22, 6/24, 7/14付FAX現況優先H17法務局認識の資産税課, 都市計画部⑦⑧合法的対拠相談確認行政文書請求。市の立会H17虚偽, 近隣中学校避難箇所〇〇〇虚偽, 世帯数300電話回答, `当時の調査素図資料等`のH18閉鎖地図, H17五角形K27~31平面図以外の行政文書請求。</p> <p>⑬ 現387 `宅地(河川課分掌換え理由 水路敷地と民有地に囲まれており)分掌後用途廃止所有権保存`を虚偽, 錯誤記載広聴(25盛広第85号)だが, `盛岡市の財産は盛岡市が自由に使える(H24.4.27電話)`。公共用地取得には隣接地権者に説明し補償しなければならぬ。公共事業用地の取得価格・・・の都市計画部施行事実なし26盛市街第40号。(As)平面図測量起案立会係長, 決裁建設部長に根拠請求。26盛河第51号外のみ請求。</p> <p>⑭ 添付130-2買い受け請求, H17法務局130-2同意書, H18閉鎖地図, S55年度補償契約曳家移転, C33杭, 床下As認識 `①②是正に向けた検討`、`住所の情報提供について`、` (As)平面図添付撮影秋深し`とか</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>⑬ 現387〃宅地（河川課分掌換え理由 水路敷地と民有地に囲まれており）分掌後用途廃止所有権保存〃を虚偽、錯誤記載広聴（25盛広第85号）だが、〃盛岡市の財産は盛岡市が自由に使える（H24.4.27電話）〃。公共用地取得には隣接地権者に説明し補償しなければならない。公共事業用地の取得価格・・・の都市計画部施行事実なし26盛市街第40号。 （A s）平面図測量起案立会係長、決裁建設部長に根拠請求。26盛河第51号外のみ請求。</p> <p>⑭ 添付130-2買い受け請求、H17法務局130-2同意書、H18閉鎖地図、S55年度補償契約曳家移転、C33杭、床下A s認識 〃①②是正に向けた検討、〃住所の情報提供について〃、〃（A s）平面図添付撮影秋深し〃とか〃（登記のための測量費用、町内会負担）〃、広第85号唯一記載の町内会への提案～初占用許可申請迄の脱落部分請求。</p> <p>⑮ H6・130-1（1/2）相続人（区画整理後）130-2譲渡依頼現在の意向確認仲介回答（H24.4.27）、⑧⑬認識後、H23.8.8現地三者談合、被相続人関与S42改ざんS55捏造強迫のS40、分筆からH17法務局130-2同意書等130-2資料提供（町内会経由入手）発掘起案立会係長H17未開示資料全請求。H18閉鎖地図含め法務局請求歴なし回答で町内会、130-1経由入手らしい。閉鎖地図法務局交付確認。</p> <p>⑯ ⑩だがS56.2.12曳家確認書、同日付支払い伺、2.27窓口委任施行雨水渠業者支払、2.28曳家前（A s）上公民館実施設計書審査願、同日審査意見可岩手県土木事務所、130-2と130-1囲障***はC33～（A s）S40現況閉鎖地図表示（添付曳家移転参照）で130-2水路敷地隣接行政文書。（A s）回復境界（勾配）で水路敷地隣接130-2、法務局H17提案130-2同意書通り（3Cと木・1反転目的130-1、129除く）発掘起案立会係長に⑯6/24F A X25盛広第85号虚偽 H18迄隣接していなかった根拠行政文書請求。⑰ S42を含めた⑦～⑨不存在を⑮現町内会、130-1（1/2）相続人にS42改ざんS55捏造強迫説明現地三者談合業務連絡表請求。S55設計図（A s）再活用提案と全資料町内会提供。（土地家屋</p>	<p>〃（登記のための測量費用、町内会負担）〃、広第85号唯一記載の町内会への提案～初占用許可申請迄の脱落部分請求。</p> <p>⑮ H6・130-1（1/2）相続人（区画整理後）130-2譲渡依頼現在の意向確認仲介回答（H24.4.27）、⑧⑬認識後、H23.8.8現地三者談合、被相続人関与S42改ざんS55捏造強迫のS40、分筆からH17法務局130-2同意書等130-2資料提供（町内会経由入手）発掘起案立会係長H17未開示資料全請求。H18閉鎖地図含め法務局請求歴なし回答で町内会、130-1経由入手らしい。閉鎖地図法務局交付確認。</p> <p>⑯ ⑩だがS56.2.12曳家確認書、同日付支払</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>払い伺、2.27窓口委任施行雨水渠業者支払、2.28曳家前(A s)上公民館実施設計書審査願、同日審査意見可岩手県土木事務所、130-2と130-1囲障***はC33~(A s) S40現況閉鎖地図表示(添付曳家移転参照)で130-2水路敷地隣接行政文書。(A s)回復境界(勾配)で水路敷地隣接130-2、法務局H17提案130-2同意書通り(3Cと木・1反転目的130-1、129除く)はx t靴起案係長に発掘起案立会係長に⑩6/24F A X25盛広第85号虚偽H18迄隣接していなかった根拠行政文書請求。H26.3.24申し立て資産税課に虚偽説明係長業務連絡表請求。発掘起案立会係長名・S55設計図等説明16:00~21:20申し立て人固定電話歴。</p> <p>⑰ ⑱不存在業務連絡表と⑲確認によるS42からH18迄分固定資産税還付請求。侵害地籍はS40からS55移転部分、26盛市街第40号から資産税課もれ補償契約書曳家敷地隠蔽杭反転授業2回目検証。</p> <p>⑳ S42.10.4 "25527、敷地表示S43.4.16收受 "457、"459、せん種番号の以前の設置場所、所有者等再請求。 S42.10.4詐称15-84 "25527、收受、11.10 15-84 "25876、收受、130-1被相続人関与S42改ざん検証。</p> <p>㉑ ㉒不存在 25盛指第57号S55年度補償契約書200万円曳家等市申請書不存在(26盛水整第50-22号)。広第85号S42建築経緯不明は未申請でわかるが、S55年度曳家等未申請S55年度曳家経緯不明としなかった根拠行政文書請求。虚偽説明ストッパー広聴にて行政相談81担当課対応㉓に㉔㉕脱落広聴責任。</p> <p>㉖ S42を含めた㉗~㉘不存在を㉙現町内会、130-1(1/2)相続人にS42改ざんS55捏造強迫説明現地三者談合業務連絡表請求。S55設計図(A s)再活用提案と全資料町内会提供。(土地家屋調査士)</p>	<p>調査士)</p> <p>㉚ ㉛ノンストッパー広聴H24.2.29起案行政相談81、4.27要請起案立会係長 "盛岡市は買い取りません、電話で回答済みとH25.4.26。その回答に係る行政文書再請求。25盛広第56号個人の相談に係る内容が記載されていることから第7条第2項該当不開示H25.6.5付数回を継続中買い受け請求無回答中理由の再請求。 "その文書化に応ずる、回答だが5月日精協神科会精神科医療事故対応講演会から?広聴広報ストッパー拒否理由情報公開室御中。電話回答河川課とその回答に係る行政文書不存在、回答責任者不明現況理由の開示請求継続中。</p> <p>㉜ 消防査察台帳 "隣棟の物置については当初公民館の北側に建築されていたものであるが、8黒塗11文字)により公民館南側に移築下とのことである、町内会長主張のH21違法無届指摘@X2①㎡メモリアル物置経緯不明、広聴説明省略の起案立会係長物置指導業務連絡表等請求。</p> <p>㉝ S44都市計画図 S47市道261認定図に130-1入口橋も含め通路(橋)確認出来ない水路管理課保障根拠S42X01~07行政文書請求。現行行政文書保管課不明。</p>							
96-2			<p>㉞ "水路(黒塗)占用許可等について当時の水路(黒塗)使用許可、承認がされているか調査しましたが、わかりませんでした。"(H22.7.5付F A X)代替含む水路占用許可等適用条例・調査した条例名請求。</p>	26.6.18 全部開示			26.6.30 送付	写し 送付	建設部 河川課	4枚
96-3			<p>㉟ 24盛広第131号行政相談81:供覧の "相談内容別添のとおり。"の別添請求。 "詳細は別紙資料のとおり。"の別紙資料③の別紙資料と別なら請求。</p>	26.6.23 部分開示	供覧文書中、特定の個人を識別する事ができる内容が記録されている部分及び審議検討に関する情報が含まれる部分	2号 4号	26.6.30 送付	写し 送付	市長公室 広聴広報課	3枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
96-4		理由の再請求。 “その文書化に応ずる、回答だが5月日精協神科会精神科医療事故対応講演会から？広聴広報ストッパー拒否理由情報公開室御中。電話回答河川課とその回答に係る行政文書不存在、回答責任者不明現況理由の開示請求継続中。	②25盛広第56号個人の相談に係る内容が記載されていることから第7条第2項該当不開示H25.6.5付数回を継続中買い受け請求無回答中理由の再請求。	26.6.23 不開示 (不存在)					市長公室 広聴広報課	
96-5		② 消防査察台帳 “隣棟の物置については当初公民館の北側に建築されていたものであるが、8黒塗11文字)により公民館南側に移築下とのことである、町内会長主張のH21違法無届指摘④X2⑥㎡メモリアル物置経緯不明、広聴説明省略の起案立会係長物置指導業務連絡表等請求。	⑩H26.3.24申し立て虚偽説明係長業務連絡表請求。 ⑪S42からH18迄分固定資産税還付請求。	26.6.23 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
96-6		③ S55年度雨水渠築造前の水路管理課、S42給水竣功図敷地表示水路旧子民間部分通り立派なS55横断図水路工事行政文書不存在26盛水整第50-22号なら補償契約対象外建築経緯不明現況回復撤去でない根拠行政文書請求。曳家と210本立木補償契約書。	⑩ 専用給水装置の、申請以前の設置場所、所有者等の行政文書。また、専用給水装置の申請にあたり土地所有者が関与している行政文書。	26.6.18 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	
96-7		④ “雨水渠工事の際に以前からあった通路(橋)を保障として設置、26盛水施第22号も③乖離根拠行政文書請求。S44都市計画図S47市道261認定図に130-1入口橋も含め通路(橋)確認出来ない水路管理課保障根拠S42X01~07行政文書請求。現行行政文書保管課不明 ⑤ 26盛道管第57号 “S42改ざん敷地水路工事、S55年度捏造曳家敷地雨水渠築造工事に合わせた市有地内道路行政不存在、の都市計画図入口迄の舗装南から通路管理課の隣接130-1駐車場との業務連絡表請求。 ⑥ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ⑤ I P・3’ (15P), I P・4 (15P), I P・4 (14P) 下水道整備課に再請求。14, 15P設計図外。	③ S55年度雨水渠築造前の水路管理課、S42給水竣功図敷地表示水路旧子民間部分通り立派なS55横断図水路工事行政文書不存在26盛水整第50-22号なら補償契約対象外建築経緯不明現況回復撤去でない根拠行政文書請求。 ⑦ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ⑪(1), (2), (3), 1表示解読BLACKBOX (As) 16回に1回開示理由請求は下水道整備課に再請求。 ⑧ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ③ 2C=X 2C=反(As) 1C, 2C=反S40・1C反転授業許可行政文書は下水道整備課に再請求。 ⑨ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ④ S40・P20=木・1=B1433C, S40・P20→S55・P20, S40・P19→S55・P19の ③原因移動129抗議行政文書連絡表、対処行政文書は下水道整備課に再請求。	26.6.17 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	
96-8		⑦ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ⑪(1), (2), (3), 1表示解読BLACKBOX (As) 16回に1回開示理由請求は下水道整備課に再請求。 ⑧ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ③ 2C=X 2C=反(As) 1C, 2C=反S40・1C反転授業許可行政文書は下水道整備課に再請求。 ⑨ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ④ S40・P20=木・1=B1433C, S40・P20→S55・P20, S40・P19→S55・P19の	⑩ ⑦不存在 25盛指第57号S55年度補償契約書200万円曳家等市申請書不存在(26盛水整第50-22号)。広第85号S42建築経緯不明は未申請でわかるが、S55年度曳家等未申請S55年度曳家経緯不明としなかった根拠行政文書請求。 ③ 曳家と210本立木補償契約書。 ⑥ 26盛河第52号(26.5.22 1-69開示請求) ⑤ I P・3’ (15P), I P・4 (15P), I P・4 (14P) 下水道整備課に再請求。14, 15P設計図外。	26.6.17 部分開示	(1)町内会長の氏名、住所、印影、振込先口座番号平面図中の個人名、水栓番号 (2)補償金額及び算定単価	2号 5号	26.6.30 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備課	25枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
96-9		㊸原因移動129抗議行政文書連絡表、対処行政文書は下水道整備課に再請求。	㊴ `雨水渠工事の際に以前からあった通路(橋)を保障として設置、26盛水施第22号も ㊵乖離根拠行政文書請求。	26.6.23 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
96-10			㊵ 26盛道管第57号 `S42改ざん敷地水路工事、S55年度捏造曳家敷地雨水渠築造工事に合わせた市有地内道路行政不存在、の都市計画図入口迄の舗装南から通路管理課の隣接130-1駐車場との業務連絡表請求。	26.6.20 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
97	26.6.11	第一種動物取扱業登録簿の一覧 種別(販売業)、事業所の名称、所在地、電話番号、動物取扱責任者の氏名、主として取り扱う動物の種類及び数、登録番号、登録年月日、有効期限の末日	第一種動物取扱業登録簿の一覧。 ただし、販売業の種別、事業所の名称、所在地、電話番号、動物取扱責任者氏名、主として取り扱う動物の種類及び数、登録番号、登録年月日、有効期限の末日。	26.6.2 全部開示			26.7.7 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	2枚
98	26.6.11	工事No. 126043 志波城古代公園案内所建設(建築主体)工事その4 (開札日 平成26年6月3日15時18分) 以上1工事の金額入り設計書	「志波城古代公園案内所建設(建築主体)工事その4」金額入設計書	26.6.20 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.24	写し 交付	教育委員会 歴史文化課	25枚
99-1	26.6.11	1. 沢田浄水場運転管理業務委託に関連する(別紙)に○印で示す文書(11件の文書) (盛岡市上下水道局沢田浄水場運転管理業務委託に係る公募型プロポーザルの実施公告についてほか) 2. 「盛岡市米内浄水場・中屋敷浄水場運転管理業務委託」(平成26年4月1日から平成31年3月31日)プロポーザル参加者全社の提案書評価結果を示す文書	1. 沢田浄水場運転管理業務委託に関連する(別紙)に○印で示す文書(11件の文書) 2. 「盛岡市米内浄水場・中屋敷浄水場運転管理業務委託」プロポーザル参加者全社の提案書評価結果を示す文書	26.6.25 部分開示	(1)見積金額(技術提案書の内容に関する事項) (2)審査評価表における受託候補者以外の業者名	3号	26.7.2	閲覧 写し 交付	上下水道部 浄水課	163枚
99-2		「盛岡市米内浄水場・中屋敷浄水場運転管理業務委託」(平成26年4月1日から平成31年3月31日)プロポーザル参加者全社の提案書評価結果を示す文書	8 第2回盛岡市上下水道局沢田浄水場運転管理業務委託候補者選定審査委員会の開催について(報告)」のうちプロポーザル参加者に関する秘術提案書	26.6.25 不開示		3号			上下水道部 浄水課	
100	26.6.12	下水道資材設計単価表(H26.5適用)	下水道資材設計単価表(H26.5適用)	26.6.20 部分開示	単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	26.6.24	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	84枚
101	26.6.12	20盛用第3-228号境界協議立会報告書及び報告図	20盛用第3-228号境界協議立会報告書及び報告図	26.6.19 部分開示	①個人の住所、氏名の部分 ②法人の名称、代表者氏名の部分	2号 3号	26.6.20	写し 交付	建設部 用地課	3枚
102-1	26.6.13	平成26年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書 1 ユートランド姫神太陽光発電設備設置工事	設計内訳書一式 工事名 ユートランド姫神太陽光発電設備設置工事	26.6.24 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.27	写し 交付	玉山総合事務所産業振興課	24枚
102-2		2 緑が丘地区活動センター太陽光発電蓄電設備設置工事その1	設計内訳書一式 工事名 緑が丘地区活動センター太陽光発電蓄電設備設置工事その1	26.6.25 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.6.27	写し 交付	市民部 市民協働推進課	10枚

## 1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

別紙 1

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
103	26. 6. 16	液状化発生危険度がわかる資料	盛岡市防災詳細アセスメント調査報告書（平成10年3月）	26. 6. 24 全部開示			26. 6. 30	写し 交付	総務部 危機管理防 災課	6枚
104	26. 6. 17	盛岡保健所生活衛生課管轄の届出のあった美容所及び理容所のリスト 平成25年4月1日～平成26年6月17日までの分、施設の名称、電話番号、申請者名、届出の月日	理容所及び美容所台帳一覧。ただし平成25年4月1日～平成26年6月17日の間に開設届を受理した施設の一覧（施設名称、施設所在地、施設電話番号、営業者名及び届出年月日が記載されたもの。）	26. 6. 25 全部開示			26. 7. 2 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	CD-R
105	26. 6. 18	①開札日：2012年11月26日 工事名：市営青山三丁目アパート4～6号館解体工事 ②開札日：2013年11月26日 工事名：市営青山三丁目アパート7～9号館解体工事 上記工事2件の金額入り設計書（内訳書及び単価表全て）	市営青山三丁目アパート4～6号館解体工事 市営青山三丁目アパート7～9号館解体工事	26. 7. 1 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26. 7. 7 送付	写し 送付	建設部 建築住宅課	69枚 67枚
106	26. 6. 18	平成26年5月22日の教育福祉常任委員会会議概要書	平成26年5月22日の教育福祉常任委員会会議概要書	26. 6. 20 全部開示			26. 6. 24	写し 交付	議会事務局 議事総務課	35枚
107	26. 6. 20	平成26年6月19日付東北地方整備局行政処分 の九表を参考事例として以下の固定資産税評 価上の路線価格図作成につき、事例2)周辺公 的図版及び評価地点の評価作業に若干の疑念 が生じざるを得ない。評価作業作成の受託者 の属する団体もしくは事務所名が判るもの或 いは事務所名が判るもの。	1 平成13年度以前の評価作業作成の受託者 が判るもの 2 平成13年度までの下記付近の評価路線図 上ノ橋町、加賀野1丁目、若園町、西下台 町、梨木町ただし、平成12年度及び平成13年 度を除く	26. 7. 4 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
108	26. 6. 20	開札日2013. 7. 30 （仮称）青山三丁目アパート新1号館建設 （電気設備）工事の金入設計書	設計内訳書一式 （仮称）青山三丁目アパート新1号館建設 （電気設備）工事	26. 7. 1 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26. 7. 7 送付	写し 送付	建設部 建築住宅課	63枚
109	26. 6. 23	公取委は6月19日、段ボールの販売をめぐっ て、独禁法違反があったとして別紙6社に課徴 金納付を命じたが、平成23・24・25・26年で 市との取引関係が有った場合、その入札調書、 積算内訳書を開示。別紙6社レンゴウー、王子 コンテナ、トーモク、日本トーカンパッケー ジ、森総業、鎌田段ボール工業	レンゴウ（株）ほか5社の取引に係る入札調 書等に関する文書	26. 6. 30 不開示 (不存在)					財政部 契約検査課	
110	26. 6. 23	総務省、国交省、財務省などの調査に基づく 各自治体の入札契約制度について、平成24年 度分を参考にして、25・26年度の現状資料を 開示。（別紙資料24年度分）	総務省等の調査に基づく入札契約制度に係る 平成25、26年度現状資料に関する文書	26. 6. 30 不開示 (不存在)					財政部 契約検査課	
111	26. 6. 23	工事No. 125233 道明地区12街区造成外整備工事 （開札日 平成25年11月26日14時00分） 以上1工事の金額入り設計書	道明地区土地区画整理事業道明地区12街区造 成外整備工事（平成25年11月26日開札）	26. 7. 2 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26. 7. 3	写し 交付	都市整備部 盛岡南整備 課	19枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
112	26.6.23	医療法人友愛会（盛岡市永井12-10）の決算書関係書類 平成24年度、平成26年度・事業報告書・損益計算書・貸借対照表	医療法人友愛会の平成24年度、平成26年度決算書関係書類 (1)事業報告書(2)損益計算書(3)貸借対照表	26.7.4 全部開示			26.7.8	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	10枚
113-1	26.6.23	① 24盛広第131号行政相談81：供覧 分筆登記前H23.9.13広聴申し立て等ほぼ全不開示の再請求。【⑩同等に】 ② 23盛河号外H23年10月28日「財産所管換調書・・・4.その他」の「その他、脱落次ページ再・・・請求。 ③ 「4.その他」は「以下余白、同等盛岡市慣習証明の他行政文書」その他、部分のみ請求。【（慣習例提示）】 ④ 河川課提供H17資料「S55 0C～3Cの130-2五角〇〇〇〇町、は26盛広第22号黒塗H23.6.24付FAX回答の調査素図資料（相談の法務局筆界特定担当者存在認識なし）の水路の321側（保障S42通路（橋）から261市道～S56改造町内会長宅、130-1入口迄）請求。 ⑤ ④の五角形S55・0C～3C、木1等130-1境界とP,19,20等129境界の境界協議立会復命書で立会確認出来ない立会した河川課回答の現地確認立会再請求。業務連絡表等根拠回答部分請求。 ⑥ ④のK56消失H18.2.2作成公図、130-1主張立会確認の復命書請求。【（杭移動同意書でも）。S42改ざん境界消滅、S56曳家移動後H18閉鎖地図乖離原因のK56調査素図上（15-84建物原因訂正不可）】 ⑦ ⑤⑥不存在盛岡市行政財産管理なら130-1,129任意に境界杭移動の同意となり今後0C～2C,130-2単独杭ナビ同意可能と解釈出来る⑤⑥不存在回答根拠の行政文書請求。	② ①「河川課で対応する」後、H24.4.27河川課の「盛岡市は買取しません。」H25.4.26電話回答済み、その文書化には応じるとの回答に係る行政文書不開示25盛広第56号 7条2号該当 裁判用行政不服審査するので再請求。 ③ ④は次の「分筆登記しました。⑧～、つまりH24.2.29後起案①3/16,26,4/23買い取り請求無回答に電話したいのでご都合お知らせくださいFAX後の②で387誕生報告前の②文書化希望しない理由。その後の請求に1度も回答なし回答責任は広聴らしいので最新現況の②行政文書請求。	26.7.7 不開示 26.7.7 不開示(不 存在)		2号			市長公室 広聴広報課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
113-2		<p>【（隣接民間移動杭認定条例部分）】</p> <p>⑧ H24.4.27 `盛岡市の財産だ。盛岡市が自由に使える。` 回答通りS55迄は水路境界、S55年度雨水渠境界給水竣功図行政財産境界、下水道条例敷地境界ネック（1994）250HP行政文書不存在、H23町内会要望水洗化拒否法令順守（下水道条例、賃貸契約書不存在宅地、住居表示条例無届詐称収受・・・）二の次中核市・盛岡市一～三期条例違反放置根拠行政文書請求。【一期目公約・居住者優先、条例二の次か請求。】</p> <p>⑨ ④添付H18閉鎖地図（法務局地図でH18以前の盛岡市所有公図でない通り、S55曳家移転130-2囲障-*-*-はH17法務局提案130-2同意書のS40分筆0C～3Cが水路敷地隣接1302-現況行政文書。H23.6.24付FAX回答等広聴①含め虚偽説明否定の行政文書請求。【（起案係長に）】</p> <p>⑩ ④五角形130-2はS55・0C～3C現況で単独K28水路敷地隣接130-2、⑨同様否定の行政文書請求。S40・0C～3CがS55・0C～3Cと仮定しても130-1同様130-2も不存在の同意書再請求。【（口頭同意記録可）】</p> <p>⑪ S42、S55年度の130-1被相続人の同意書請求。区画整理偽装説明H6の130-1（1/2）相続人の同意書請求。【（口頭同意の記録可）】</p>	<p>① 24盛広第131号行政相談81：供覧 分筆登記前H23.9.13広聴申し立て等ほぼ全不開示の再請求。④ ⑦⑨⑩通りS40・0C～3C回復130-2隣接、130-1とのB1620P修正前現況認識後④は⑩とはならない盛岡市への買い受け請求とH23.9.13ノンストップア広聴が認識したという行政文書請求。</p>	26.7.7 部分開示	供覧文書及び相談記録票中、特定の個人を識別することができる内容が記録されている部分及び申立て文書	2号 4号	26.7.11 送付	写し 送付	市長公室 広聴広報課	7枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
113-3		<p>⑫ S56補償契約書給水改造町内会長証言行政遺産発掘係長に未開示の行政遺産全請求。 【（遺跡を遺産に）】</p> <p>⑬ `26盛河第54号②、H25.6.26消防査察台帳作成理由の町内会長主張正式契約代替`黒塗26文字、発掘係長に請求。【（⑪⑫同様町内会不存在S56補償契約書委任状委任状町内会長義父）】</p> <p>⑭ H23.7.14付FAX町内会主体測量提案`是正に向けた協議、の測量許可書と脱落土地家屋調査士依頼日等町内会協議業務連絡表請求。【申し立て後町内会長宅へ伺うH22（6/24）、町内会の分筆測量立会依頼と現地で三者談合H23（8/8）、境界確認H23（8/24）のみ確認開示請求理由】</p> <p>⑮ ⑭除去申し立て人町内会への住所情報提供FAXに合意の「水」上公民館原因未分割中`相続登記予定なし（未分割）、相続代表者申告書（H21.4.6）全黒塗広聴資料から130-2立会不可能認識の測量許可否定の行政文書請求。【（係長に）】</p> <p>⑯ ④五角形130-2はS40反K28の反転2の曳家X01～07、N8～10杭表示敷地173.36㎡移転図のみ請求。【（補償敷地）】</p> <p>⑰ ⑤立会した回答遺産発掘係長にも⑯請求。【⑤不存在H23.8.24の不動産調査報告</p>	<p>② 23盛河号外H23年10月28日`財産所管換調書・・・4.その他、の`その他、脱落次ページ再・・・請求。</p> <p>③ `4.その他、は`以下余白、同等盛岡市慣習証明の他行政文書`その他、部分のみ請求。</p> <p>④ 河川課提供H17資料`S55 0C～3Cの130-2五角形〇〇〇〇、は26盛広第22号黒塗H23.6.24付FAX回答の調査素図資料（相談の法務局筆界特定担当者存在認識なし）の水路の321側（保障S42通路（橋）から261市道～S56改造町内会長宅、130-1入口迄）請求。</p> <p>⑤ ④の五角形S55・0C～3C、木1等130-1境界とP、19、20等129境界の境界協議立会復命書で立会確認出来ない立会した河川課回答の現地確認立会再請求。業務連絡表等根拠回答部分請求。</p> <p>⑥ ④のK56消失H18.2.2作成公図、130-1主張立会確認の復命書請求。</p> <p>⑦ ⑤⑥不存在盛岡市行政財産管理なら130-1、129任意に境界杭移動の同意となり今後0C～2C、130-2単独杭ナビ同意可能と解釈出来る⑤⑥不存在回答根拠の行政文書請求。</p> <p>⑧ H24.4.27`盛岡市の財産だ。盛岡市が自由に使える。`回答通りS55迄は水路境界、S55年度雨水渠境界給水竣功図行政財産境</p>	26.7.7 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>書、3Cは130-1(1/2)相続人立会で被相続人杭移動責任相続者。X7、X6の直線上0C~2C立会係長⑤不存在なら⑩⑤根拠の立会なる。】                      ⑩ H23.8.8三者現地談合S40・0C~3C回復(0C~3C区画整理後130-2譲渡依頼手紙130-1・1/2相続人申し出、今の再確認依頼回答係長設定) S42の130-2対策(As)再活用平面図町内会の不動産調査報告書全開示請求。【個人名等のみ不開示以外は、裁判用行政不服審査とするので不開示回答に。報告事項全開示請求、】                      ⑩ ⑩の現町内会、130-1(1/2)相続人にS42・0C~3C等改ざんS55年度捏造反転区画整理が偽装隠蔽行政遺産理由の正式貸借契約書等H18カイゼン不可能説明、除去申し立て人にS42床下(As)130-1被相続人再活用提案と同意の各行政文書請求。業務連絡表⑩同様全開示請求。H23資料未提出分全請求。【(起案係長に)⑩は土地家屋調査士であり町内会同意書は後日⑩前に必須行政文書。(分筆なし測量リスク説明部分)】                      ⑩ H23.8.8町内会依頼土地家屋調査士が⑩認識後、当事者間合意の地図訂正、提案、S40・0C~3C H17法務局提案130-2同意書説明を130-1と市にした連絡表とか資料請求。【町内会測量でS40・0C~3Cに地図訂正し、</p>	<p>界、下水道条例敷地境界ネック(1994)250HP行政文書不存在、H23町内会要望水洗化拒否法令順守(下水道条例、賃貸契約書不存在宅地、住居表示条例無届詐称収受・・・)二の次中核市・盛岡市一〜三期条例違反放置根拠行政文書請求。                      ⑩ ④添付H18閉鎖地図(法務局地図でH18以前の盛岡市所有公図でない通り、S55曳家移転130-2困障-**-*-はH17法務局提案130-2同意書のS40分筆0C~3Cが水路敷地隣接1302-現況行政文書。H23.6.24付FAX回答等広聴①含め虚偽説明否定の行政文書請求。                      ⑩ S56補償契約書給水改造町内会長証言行政遺産発掘係長に未開示の行政遺産全請求。                      ⑩ “26盛河第54号⑩、H25.6.26消防査察台帳作成理由の町内会長主張正式契約代替”黒塗26文字、発掘係長に請求。                      ⑩ H23.7.14付FAX町内会主体測量提案“是正に向けた協議”の測量許可書と脱落土地家屋調査士依頼日等町内会協議業務連絡表請求。                      ⑩ ④除去申し立て人町内会への住所情報提供FAXに合意の「水」上公民館原因未分割中、相続登記予定なし(未分割)、相続代表者申告書(H21.4.6)全黒塗広聴資料から130-2立会不可能認識の測量許可否定の行政文書請求。</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>代替宅地移転（同敷地外は新築同様）補償契約請求主張出来る町内会。】</p> <p>② ②0後130-1（1/2）相続人入手，H17法務局提案130-2同意書がS40・0C～3Cである申し立て人写真の行政文書請求。【②0市認識確認】</p> <p>② ④測量許可不明だが130-1，2全部事項証明書，公図等行政文書不存在回答係長にH23 6/24付FAX回答 `130-1番（黒塗様他1名所有）等、広聴 `S40.6.29分筆・・S41.4.16売買・・、根拠行政文書請求。他130-1町内会提供の全資料再請求。【②0除く。】</p> <p>③ ④H23，7/14町内会に撤去申し立て人の住所提供依頼仲介根拠の行政文書請求。【8/8 130-1立会町内会依頼電話通り②0以前に町内会が130-1，2全部事項証明書入手，立会依頼（130-2へ法務局立会葉書送付未返送，非居住130-1連絡先入手は不明）6/24FAX回答が8/8初記載町内会からの情報130-1個人情報と130-2全部事項証明書情報業務連絡表。】</p> <p>④ ③午後現地で三者談合の `130-1（1/2）相続人名，住所，電話、のみの三者談合前調査士に提供行政文書資料と談合記録請求。</p>	<p>①7 ⑤立会した回答遺産発掘係長にも①6請求。</p> <p>①9 ⑧の現町内会，130-1（1/2）相続人にS42・0C～3C等改ざんS55年度捏造反転区画整理が偽装隠蔽行政遺産理由の正式貸借契約書等H18カイゼン不可能説明，除去申し立て人にS42床下（As）130-1被相続人再活用提案と同意の各行政文書請求。業務連絡表⑧同様全開示請求。H23資料未提出分全請求。</p> <p>②0 H23.8.8町内会依頼土地家屋調査士が①9認識後 `当事者間合意の地図訂正、提案，S40・0C～3C H17法務局提案130-2同意書説明を130-1と市にした連絡表とか資料請求。</p> <p>②1 ②0後130-1（1/2）相続人入手，H17法務局提案130-2同意書がS40・0C～3Cである申し立て人写真の行政文書請求。</p> <p>② ④測量許可不明だが130-1，2全部事項証明書，公図等行政文書不存在回答係長にH23 6/24付FAX回答 `130-1番（黒塗様他1名所有）等、広聴 `S40.6.29分筆・・S41.4.16売買・・、根拠行政文書請求。他130-1町内会提供の全資料再請求。</p> <p>③ ④H23，7/14町内会に撤去申し立て人の住所提供依頼仲介根拠の行政文書請求。</p> <p>④ ③午後現地で三者談合の `130-1</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>㉕ (1994) 250HP不存在, (1980) 雨水渠公民館部分, 公民館建物欠落の他HP等建物の(便)行政文書開示。H6.5.2 収受S56も町内会長改造給水竣工図0.91X19から0.91X21増築の⑩補償移転敷地X01~07, N8~10杭表示1173.36㎡H6変更の市有地提供X01~07, N8~10杭敷地表示行政文書請求。(1994) 250HP, H23撤去指示の町会長配線物置行政文書請求。</p> <p>㉖ H25, 6/26二度の開示請求経緯の消防査察台帳0.91X22 (94.40㎡) が課税台帳S42, 90.26㎡ (H25減免申請) の初下水道排水施設等占用許可変更許可申請書 (H23.12.1) 添付平面図0.91X21+約0.5?を0.91X21 (22) 偽装表示町内会。その根拠⑩か㉕のX01~07, N8~10杭市有地提供敷地173.36㎡ `財産台帳(土地) H23.10.28財産区分換え増減・現在の公簿地籍・実測地籍全4箇所173.36㎡と`なるS42・X01~07の173.36㎡含めた `4.その他、行政文書請求。</p> <p>㉗ ⑩ `地目は宅地、`行政財産から普通財産に変更するため、`が広聴係長錯誤業務報告 ` (1)用途廃止し分筆登記して普通財産とした。`。(1980) 雨水渠開渠工止木板は設計図14/14フェンスから500弱水路敷側。I型鋼上</p>	<p>(1/2) 相続人名, 住所, 電話、`のみの三者談合前調査士に提供行政文書資料と談合記録請求。</p> <p>㉕ (1994) 250HP不存在, (1980) 雨水渠公民館部分, 公民館建物欠落の他HP等建物の(便)行政文書開示。H6.5.2 収受S56も町内会長改造給水竣工図0.91X19から0.91X21増築の⑩補償移転敷地X01~07, N8~10杭表示1173.36㎡H6変更の市有地提供X01~07, N8~10杭敷地表示行政文書請求。(1994) 250HP, H23撤去指示の町会長配線物置行政文書請求。</p> <p>㉖ H25, 6/26二度の開示請求経緯の消防査察台帳0.91X22 (94.40㎡) が課税台帳S42, 90.26㎡ (H25減免申請) の初下水道排水施設等占用許可変更許可申請書 (H23.12.1) 添付平面図0.91X21+約0.5?を0.91X21 (22) 偽装表示町内会。その根拠⑩か㉕のX01~07, N8~10杭市有地提供敷地173.36㎡ `財産台帳(土地) H23.10.28財産区分換え増減・現在の公簿地籍・実測地籍全4箇所173.36㎡と`なるS42・X01~07の173.36㎡含めた `4.その他、行政文書請求。</p> <p>㉗ ㉗後に `現地調査した結果水路機能に支障がないから用途廃止する、`決裁・市長谷藤</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>F49から100前後X03のMC3<sup>〓</sup> (NO.10+0.01) NO.10横断図宅地杭根拠行政文書請求。X01-05, N10もX03同様全100前後フェンス距離杭(宅地)許可行政文書請求。【15-84給水境界はフェンスだが雨水渠構造図止水板(〓30862、) 3.4m。】</p> <p>㉘ ㉗後に〓現地調査した結果水路機能に支障がないから用途廃止する、決裁・市長谷藤裕明(H23.10.18), ㉗決裁建設部長(H23.9.16)は〓公共財産(水路)の用途廃止、行政遺産隠蔽目的で排水施設フェンスから地中部分400施設上X01~X05, N10否定行政文書請求。【宅地安全性根拠?だが〓公共財産(水路)、管理者責任指摘】</p> <p>㉙ ㉚下水道排水施設等占用許可変更許可申請書添付平面図から㉗㉘管理係としての〓管理者への指摘、行政文書請求。</p> <p>㉛ ㉜虚偽表示原因BC4未施行落差工とB1010C(〜B0994Cが1.282未記載の)3/14P, N10(H23)補償契約書もれ(汲)のS55年度行政文書請求。【雨水渠工事の水路敷地内(汲)移動設計図不存在は下水道条例から不可能H23水洗化拒否証拠】</p>	<p>裕明(H23.10.18), ㉗決裁建設部長(H23.9.16)は〓公共財産(水路)の用途廃止、行政遺産隠蔽目的で排水施設フェンスから地中部分400施設上X01~X05, N10否定行政文書請求。</p> <p>㉙ ㉚下水道排水施設等占用許可変更許可申請書添付平面図から㉗㉘管理係としての〓管理者への指摘、行政文書請求。</p> <p>㉛ C33からH23(As)~X~S40・0C~3C回復, S55設計図囲障-*-*から130-2専用杭03C~3Cは水路隣接, 現0C~3Cは盛岡市と130-1被相続人移動杭と三者確認の町内会主体測量報告書請求。</p> <p>㉜ S55年度15P, 14P, 曳家移転図現0C~3C平面図だが14P横断図NO.9, BC.4, MC.4, MC.3<sup>〓</sup>, N.10, EC.4は㉚の平面図囲障-*-*消去の水路隣接130-1, 03~3CのS42改ざんAsK30~AsK31が130-2境界の㉚確認の町内会主体測量報告書請求。</p> <p>㉝ ㉞0C~2C市単独立会, H18後130-1の立会不可能現況, ㉞㉟想定外130-2隣接現況立会根拠行政文書請求。</p> <p>㉟ ㊱強迫FAX送付原因H24つぶやき〓H18.2.2以降0C~3Cの立会確認法務局は求め</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>① ②MC.4 (F27, X04近辺)とEC.4 (⊕近10/14P横断面のみ)⑤同様開渠工表示なし、補償費支払伺 (S56.2.12) 変更設計書審査願14P (S56.2.28) 同日審査意見可岩手県土木事務所3.7通知書、3.16完成届の脱落MC.4 EC.4雨水渠横断面請求。 BC.4=NO.9+6.10, BC.3=NO.9+11.39, MC.4=NO.9+16.03, MC.3 NO.10+0.01, EC.4=NO.10+5.96, EC.3 =NO.10+8.63 15P, 14P設計図。 MC.3=NO.8+0.95未施行落差工S42 (汲) 9/14P横断面図も脱落雨水渠横断面請求。 ② C33からH23 (As) ~X~S40・0C~3C回復, S55設計図困障-*-*-*から130-2専用杭03C~3Cは水路隣接, 現0C~3Cは盛岡市と130-1被相続人移動杭と三者確認の町内会主体測量報告書請求。 ③ S55年度15P, 14P, 曳家移転図現0C~3C平面図だが14P横断面NO.9, BC.4, MC.4, MC.3 ^, N.10, EC.4は②の平面図困障-*-*-*消去の水路隣接130-1, 03~3CのS42改ざんAsK30~AsK31が130-2境界の⑩確認の町内会主体測量報告書請求。【無侵害証明用 (As) 虚偽公民館上。】</p>	<p>ない、求めたのは申し立て法務局130-2だ、起案係長への建設部ドクトリン請求。 ⑦ ⑧発掘係長が都市整備部担当課に助言ゼロ根拠行政文書請求。 ③ ⑬消防查察台帳町内会長主張の⑤建築年、経緯不明の「水」上物置H23撤去指示係長資料請求。 ④ 25盛広第85号、128号①⑧同様全開示請求。裁判用行政不服審査目的で河川課対応案件、開示しない理由の7条4号に非該当、分筆登記後請求。</p>							
113-4		<p>④ ③なら現03~3C杭移動必要なし, S42改ざんX→ (As) 戻, 侵害部分曳家後わずかS40・3CXのみ移動でC33禍福可能 S40・1CX S40・2CX土台上, 床下でXK30~XK31用N8~10実質130-2境界横断面にせず現0C~3C杭S42改ざんS55年度捏造反転2の⑩設計図許可書請求。</p>	<p>⑬ H23.8.8三者現地談合S40・0C~3C回復 (0C~3C区画整理後130-2譲渡依頼手紙130-1・1/2相続人申し出, 今の再確認依頼回答係長設定) S42の130-2対策 (As) 再活用平面図町内会の不動産調査報告書全開示請求。</p>	26.7.7 部分開示	⑱ 不動産報告書中、報告事項において特定の個人を識別できる情報が記録された部分。	2号	26.7.11 送付	写し 送付	建設部 河川課	6枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
113-5		<p>㉔ ㉗0C～2C市単独立会、H18後130-1の立会不可能現況、㉕㉖想定外130-2隣接現況立会根拠行政文書請求。【H17 市の立会不存在未確認㉔立会した発掘係長㉗130-2が現0C～3C同意錯誤起案？】</p> <p>㉕ ㉖強迫FAX送付原因H24つぶやき「H18.2.2以降0C～3Cの立会確認法務局は求めない、求めたのは申し立て法務局130-2だ」、起案係長への建設部ドクトリン請求。【助言担当課と係長資料】</p> <p>㉗ ㉘発掘係長が都市整備部担当課に助言ゼロ根拠行政文書請求。【都市計画税事業費の下水道、街路、市街地開発事業等無関係でないS55年度土地区画整理偽装曳家補償敷地0C～3C S42改ざんの捏造2反転民間杭ナビ設計図、無届曳家課税台帳未記載、15-84詐称放置、H25.6迄消防査察台帳未記載。】</p> <p>㉙ ㉚消防査察台帳町内会長主張の㉛建築年、経緯不明の「水」上物置H23撤去指示係長資料請求。</p> <p>㉜ H23.6.17～資産税課不存在資料提供起案係長に、H26.3.19及びび24 7時間以上電話資産税課不存在の起案係長名、行政文書名提示の記録資料を起案係長に請求。【S55年度設計図平面図横断図乖離境界の件。】</p> <p>㉝ ㉞㉟㊱から24盛水整第53-67号（H25.3.29）等のS55設計図NO.8（1992）誤記修正（1980）への下水道台帳図対応（1992）No.8～No.11雨水渠と水路敷地行政文書請求。【H6?増築も修正指示書不存在同時修正下水道台帳】</p> <p>㊲ 25盛広第85号、128号㊳㊴同様全開示請求。裁判用行政不服審査目的で河川課対応案件、開示しない理由の7条4号に非該当、分筆登記後請求。</p> <p>㊵ ㊶「河川課で対応する」、後、H24.4.27河川課の「盛岡市は買取しません。」H25.4.26電話回答済み、その文書化には応じるとの回答に係る行政文書不開示25盛広第56号 7条2</p>	<p>㊷ ㊸五角形130-2はS55・0C～3C現況で単独K28水路敷地隣接130-2、㊹同様否定の行政文書請求。S40・0C～3CがS55・0C～3Cと仮定しても130-1同様130-2も不存在の同意書再請求。</p> <p>㊺ S42、S55年度の130-1被相続人の同意書請求。区画整理偽装説明H6の130-1（1/2）相続人の同意書請求。</p> <p>㊻ ㊼五角形130-2はS40反K28の反転2の曳家X01～07、N8～10杭表示敷地173.36㎡移転図のみ請求。</p> <p>㊽ ㊾「地目は宅地」、行政財産から普通財産に変更するため、が広聴係長錯誤業務報告「(1)用途廃止し分筆登記して普通財産とした」。 (1980) 雨水渠開渠工止水板は設計図14/14フェンスから500弱水路敷側。I型鋼上F49から100前後X03のMC3（NO.10+0.01）NO.10横断図宅地杭根拠行政文書請求。X01-05、N10もX03同様全100前後フェンス距離杭（宅地）許可行政文書請求。</p> <p>㊿ ㊽虚偽表示原因BC4未施行落差工とB1010C（～B0994Cが1.282未記載の）3/14P、N10（H23）補償契約書もれ（汲）のS55年度行政文書請求。</p> <p>㊾ ㊿なら現03～3C杭移動必要なし、S42改ざんX→（As）戻、侵害部分曳家後わずかS40・3CXのみ移動でC33禍福可能 S40・1CX S40・2CX土台上、床下でXK30～XK31用N8～10実質130-2境界横断図にせず現0C～3C杭S42改ざんS55年度捏造反転2の㊾設計図許可書請求。</p> <p>㊿ ㊾㊿㊽から24盛水整第53-67号（H25.3.29）等のS55設計図NO.8（1992）誤記修正（1980）への下水道台帳図対応（1992）No.8～No.11雨水渠と水路敷地行政文書請求。</p>	26.7.2 不開示 (不存在)						上下水道部 下水道整備 課	



1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
115-2		1)前記の如く国土地理院など他官庁図面修正の必要情報を提供するか、あるいは盛岡市名で要請するなどしたかが判るもの。 2)平成24年度の本件当土地付近に計画路線として残余していた〇〇〇～〇〇〇線廃止を盛岡市都市計画審議会に求めた際、本件架空表記は適正に昭和47年度指導認定において是正した旨説明しているが、実際には請求者自身が現在も社会規範上不実なものとして対処を必要してきた経緯（国土地理院図、国税庁路線価格図など）を平行して説明したかが否かわかるもの。	1)国土地理院など他官庁図面修正の必要情報を提供するか、あるいは盛岡市名で要請するなどしたかが判るもの。 2)平成24年度の本件当土地付近に計画路線として残余していた〇〇〇～〇〇〇線廃止を盛岡市都市計画審議会に求めた際、本件架空表記は適正に昭和47年度指導認定において是正した旨説明しているが、実際には請求者自身が現在も社会規範上不実なものとして対処を必要してきた経緯（国土地理院図、国税庁路線価格図など）を平行して説明したかが否かわかるもの。	26.7.9 不開示 (不存在)					建設部 交通政策課	
116	26.6.25	盛岡コールセンターにおける平成24年度緊急雇用創出事業実績報告書（事業費使途の内訳が分かる文書）	震災等緊急雇用対応事業盛岡市実施報告書 ・実績報告書別紙1，別紙2 ・盛岡市BPO企業等人材育成事業事業計画書（震災等緊急） ・「盛岡市BPO企業等人材育成事業事業委託（その3）」に係る事業変更計画内訳書（3回分）	26.7.7 部分開示	法人の取引先に関する情報が記載された部分	3号	26.7.7	写し 交付	商工観光部 企業立地雇用課	8枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
117-1	26.6.25	<p>① 同15-84, S42.10.4収受`25527、給水装置工事竣功図市有地敷地許可行政文書請求。【(隣接S40・130-2専用杭移動含む。)】</p> <p>② ①による130-1側,水路工事の下水道条例行政文書請求。</p> <p>③ ①②による口径50下水道条例行政文書請求。【(口径50は公民館位置表示。)以下下水道条例等条例名省略。】</p> <p>④ ①の③とS55年度15P,14Pの③乖離→(As)S42改ざん隠蔽目的のC37~口径50・S55~X~X'~N10~AsK31許可行政文書請求。</p> <p>⑤ 同15-84, S42.11.10収受`25876、2棟長屋の②130-1側水路工事の下水道条例行政文書請求。</p> <p>⑥ ⑤の③「下」口径100,㊦口径100(`459、同様傾斜),「下」口径50,㊧口径5015P,14Pの下水道条例行政文書請求。</p> <p>⑦ 同15-84, S43.4.16収受`457、`459、「下」口径60の⑥請求。本来建物ありえない水路敷隣接`457、㊦合併化,45°傾斜化`459、前「下」130-1同意書請求。</p> <p>⑧ S55年度雨水渠築造工事8~9/14P雨水渠表示なし⑤近辺BC,2(N0.4+15.44を5.44ミス),MC.2,EC.2表示横断図請求IP.2請求。</p> <p>⑨ ⑧の9/14P MC.3表示横断図請求。IP.3請求。</p> <p>⑩ ⑧の10/14PMC.4,EC.4表示横断図請求。IP.4(14P)の請求。</p>	<p>① 同15-84, S42.10.4収受`25527、給水装置工事竣功図市有地敷地許可行政文書請求。</p> <p>⑦ ⑩のN10から500「汲」止水板(300X7)兼用疑初登場移築前敷地の①「汲」許可の行政文書請求。</p> <p>⑨ H6.5.20収受15-84改造の申請増築敷地の①請求。</p> <p>⑫ ⑨の改造竣功図0.91X21,税台帳0.91X21(H25),消防査察台帳0.91X22(H25.6)</p> <p>⑬ H23平面図0.91X約21.5虚偽記載の町内会申請行政文書請求。</p> <p>⑭ ⑩水路境界フェンスF42~F49と止水板500内側根拠⑦⑩隠蔽必要ない移築確認申請可になる行政文書請求。</p> <p>⑮ ⑩添付の下水道排水施設占用許可変更許可申請書占用面積①の1.0(コンクリート版)の3.3はF42延長線上でなくX01延長線上は⑫フェンス境界でなくX01~05,N10延長線上となる行政文書請求。</p> <p>⑯ ⑭はフェンス境界,⑮はX01~05延長線上境界で止水板境界の行政文書請求。</p> <p>⑰ ⑮のようにS40・0C~3Cを現況0C~3C移動杭根拠のX07~06立会,水路境界を民有地境界H23も公共の為なら反転授業容認根拠行政文書起案立会係長に請求。</p>	26.7.7 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
117-2		<p>⑪ 15PのMC. 3は消失だが行落差工表示5/14P完成届との乖離行政文書請求。MC. 3→4「汲」闇移動行政文書請求。</p> <p>⑫ ③④は曳家26.3m, 給水改造25.3m補償契約書隠蔽原因の①と15P, 14P県審査願乖離伝承目的の行政文書請求。【(遺跡解説書)】</p> <p>⑬ ⑧の⑦曳家後解消 `457、`459、`下」口径60補償の表示「下」請求。⑧の⑤補償の表示「下」⑦請求。【⑨の「汲」移動の `459、`下」傾斜解消】</p> <p>⑭ ⑧の①補償契約市有地敷地図, 地積を含む条例行政文書請求。</p> <p>⑮ ④原因補償契約書未記載口径50補償の表示⑦口径50請求。【S56. 1. 26収受15-84改造竣工図から `S56口径50?、`表示申し立て人】</p> <p>⑯ H23 (As) 平面図X02は⑤S56口径50根拠の⑭の行政文書請求。【H23. 8. 24 X01~07, N10根拠の行政文書不存在指摘】</p>	<p>⑧ S55年度雨水渠築造工事8~9/14P雨水渠表示なし⑤近辺BC, 2 (NO. 4+15. 44を5. 44ミス), MC. 2, EC. 2表示横断図請求IP. 2請求。</p> <p>⑨ ⑧の9/14P MC. 3表示横断図請求。IP. 3請求。</p> <p>⑩ ⑧の10/14PMC. 4, EC. 4表示横断図請求。IP. 4 (14Pの) 請求。</p>	26. 7. 4 全部開示			26. 7. 11 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	3枚
117-3		<p>⑰ ⑯のN10から500「汲」止水板 (300X7) 兼用疑初登場移築前敷地の①「汲」許可の行政文書請求。【不存在は水路放出放置。】S42. 9建築確認未申請 (県), 水路敷地内「汲」位置適正の行政文書請求。</p> <p>⑱ ⑰の補償契約書未記載「汲」行政文書請求。【S56. 1移築等確認未申請 (市の消防査察台帳, 課税台帳もれ原因)】⑰止水板兼用現況もありうる虚偽の⑯の①は下水道排水施設等占用許可不可能認識S55年度水路側H23X01~05, N10⑭隠蔽経緯行政文書請求。【杭敷地表示】⑰の民地側はS42改ざん (As) S55年度捏造2反転現2C=S40・2C=反As・1CにS40・0C~3C杭移動行政文書請求。</p> <p>⑲ H6. 5. 20収受15-84改造の申請増築敷地の①請求。【図面付許可】</p> <p>⑳ ⑱の改造竣工図0. 91X21, 課税台帳0. 91X21 (H25), 消防査察台帳0. 91X22 (H25. 6) ⑯H23平面図0. 91X約21. 5虚偽記載</p>	<p>② ①による130-1側, 水路工事の下水道条例行政文書請求。</p> <p>③ ①②による口径50下水道条例行政文書請求。</p> <p>④ ①の③とS55年度15P, 14Pの③乖離→ (As) S42改ざん隠蔽目的のC37~口径50・S55~X~X' ~N10~AsK31許可行政文書請求。</p> <p>⑤ 同15-84, S42. 11. 10収受 `25876、2棟長屋の②130-1側水路工事の下水道条例行政文書請求。</p> <p>⑥ ⑤の③「下」口径100, ⑦口径100 (`459、`同様傾斜), 「下」口径50, ⑧口径50 15P, 14Pの下水道条例行政文書請求。</p> <p>⑦ 同15-84, S43. 4. 16収受 `457、`459、`下」口径60の⑥請求。本来建物ありえない水路敷隣接 `457、⑦合併化, 45°傾斜化 `459、前「下」130-1同意書請求。</p> <p>⑧ S55年度雨水渠築造工事8~9/14P雨水渠表示なし⑤近辺BC, 2 (NO. 4+15. 44を5. 44ミ</p>	26. 7. 4 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	



No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
119	26.6.25	<p>市道〇〇〇〇号線〇〇区間について 付近接道については概ね昭和45年頃から幅員4m前後の盛岡市道はほとんど全て雨水等排水管網を設置しているにもかかわらず本路線のみが不可解にも一時は砂利さえ敷かず昭和58年頃から街路中心部分だけの簡易舗装となった。また平成12年頃にはさまざまな指摘から路面表面のみL字側溝のような形状の対策がなされた。排水が不備であるゆえのものと映像記録（同画を含む）から判断するに表題の区間だけが同等の周辺区域に比べ著しく都市基盤整備について劣っていたためと思われる。</p> <p>1) 盛岡市道〇〇〇〇号線〇〇区間につき、前記のように劣弱なライフライン不備の実態にもかかわらず、当該地を含む適正に整備済であるとした過去下水道部等の判断はいかなる由で「適正」としてきたものかわかるもの。 2) 戦前の盛岡市実測図においては当該区間においてさえ露天排水路が表記され、また開示請求者はその写真なども有しており、自身も中学生くらいまではその現物の傍を通学していた。水路網を閉塞、或るいは埋め立てなどして現況となったと判断するが、1) 項請求となる現況にいるまでにどのような整備がなされたがわかるもの。 3) 当該地は等高線の手前にあり、当該区間には藩政時代から農業灌漑水路が明記されている明治中期までの公的図版が多種ある。傾斜地盤における流動や地盤土質、地下水流の可能性、あるいは土中水分の変移など考慮してもなお、1) 項のような適正な整備がなされてきたとすることであればその科学的理由がわかるもの。 4) なお、今後整備するとすればその理由がわかるもの。</p>	<p>1) 盛岡市道〇〇〇〇号線〇〇区間区間につき、前記のように劣弱なライフライン不備の実態にもかかわらず、当該地を含む適正に整備済であるとした過去下水道部等の判断はいかなる由で「適正」としてきたものかわかるもの。 2) 戦前の盛岡市実測図においては当該区間においてさえ露天排水路が表記され、また開示請求者はその写真なども有しており、自身も中学生くらいまではその現物の傍を通学していた。水路網を閉塞、或るいは埋め立てなどして現況となったと判断するが、1) 項請求となる現況にいるまでにどのような整備がなされたがわかるもの。 3) 当該地は等高線の手前にあり、当該区間には藩政時代から農業灌漑水路が明記されている明治中期までの公的図版が多種ある。傾斜地盤における流動や地盤土質、地下水流の可能性、あるいは土中水分の変移など考慮してもなお、1) 項のような適正な整備がなされてきたとすることであればその科学的理由がわかるもの。 4) なお、今後整備するとすればその理由がわかるもの</p>	26.7.8 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
120	26.6.25	推定昭和二十年代末から昭和45年頃までの盛岡市市道認定図などでは路線番号149から165など年度によりさまざまに変化するが、要するに〇〇小学校前T字交差点から〇〇〇〇丁目に直線で連結するかのような虚偽街路表示が半世紀以上連続してきたこと。虚偽街路表示が半世紀以上連続した推移で職員が異変に気づき何らかの通報を庁内で共有したかがわかるもの。	虚偽街路表示が半世紀以上連続した推移で職員が異変に気づき何らかの通報を庁内で共有したかがわかるもの開示請求。	26.7.9 不開示 (不存在)					総務部 職員課	
121	26.6.25	推定昭和二十年代末から昭和45年頃までの盛岡市市道認定図などでは路線番号149から165など年度によりさまざまに変化するが、要するに〇〇小学校前T字交差点から〇〇〇〇丁目に直線で連結するかのような虚偽街路表示が半世紀以上連続してきたこと。具体的には民地が一部が歩行者通行程度を可能とする開放型庭園であったこと（南側〇〇〇町分）。北側（〇〇〇〇丁目分）は既に平成十五年迄に閉鎖してきたがいずれにせよ、何らの根拠なく通路と化していたものである。都市計画街路もしくは一般公道の実現を長年にわたり沿道住民らが念頭においてきたことが子の問題の背景にある。なお、私道的概念いずれの権利者も認識したことはない。前項にある虚偽市道のわずかな通行可能な部分について通学路等の指定或いは指示をしたことがあるか否かについてわかるもの。なお、現況は2月以来は関係住民らにより当該の通行路空間は完全に閉鎖されている。	〇〇小学校前T字交差点から〇〇〇〇丁目に直線で連結する道路のわずかな通行可能な部分について、通学路等の指定或いは指示したことがあるか否かについてわかるもの。	26.7.9 不開示 (不存在)					教育委員会 学校教育課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
122	26. 6. 26	・可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その18） ・盛岡市クリーンセンター焼却残灰等運搬業務委託 ・家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（A地区～G地区） ・不燃廃棄物及び資源等収集運搬業務委託 ・紙製容器包装収集運搬業務委託 ・使用済小型家電及び使用済蛍光管収集運搬業務委託 平成26年度分入札について公開できる事項すべて	①可燃廃棄物及び古紙収集運搬業務委託（その18） ②盛岡市クリーンセンター焼却残灰等運搬業務委託 ③家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（A地区） ④家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（B地区） ⑤家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（C地区） ⑥家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（D地区） ⑦家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（E地区） ⑧家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（F地区） ⑨家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（G地区） ⑩不燃廃棄物及び資源等収集運搬業務委託 ⑪紙製容器包装収集運搬業務委託 ⑫使用済小型家電及び使用済蛍光管収集運搬業務委託 についての、入札調書及び予定価格調書ただし⑩については入札不調につき入札調書のみ	26. 7. 10 部分開示	予定価格調書中、設計額、予定価格及び最低制限価格	5号	26. 7. 10	写し 交付	環境部 資源循環推 進課	23枚
123-1	26. 6. 26	下記工事の金入設計書一式8件分 2013/11/26開札 都南西処理分区第二工区污水管布設工事 2014/3/18開札 玉山区下田字船綱地内配水管布設工事 2014/05/02開札 中央通三丁目外地内排水管布設工事 2014/05/13開札	平成25年11月26日開札 都南西処理分区第二工区污水管布設工事 平成26年5月13日開札 厨川西処理分区第一工区污水管布設工事 手代森処理分区第一工区污水管布設工事	26. 7. 3 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26. 7. 11	写し 交付	上下水道部 下水道整備 課	76枚 41枚 107枚
123-2		厨川西処理分区第一工区污水管布設工事 手代森処理分区第一工区污水管布設工事 玉山区好摩字築袋外地内配水管布設工事 西見前11地割地内配水管布設その1工事 2014/05/14開札 青山二丁目地内配水管敷設替工事	次の工事に係る金額入設計書 ①玉山区下田字船綱地内配水管布設工事 ②中央通三丁目外地内排水管布設工事 ③玉山区好摩字築袋外地内配水管布設工事 ④西見前11地割地内配水管布設その1工事 ⑤青山二丁目地内配水管敷設替工事	26. 7. 7 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26. 7. 11	写し 交付	上下水道部 水道建設課	89枚 151枚 126枚 89枚 115枚
124	26. 6. 26	平成26年度 配・給水管等修繕工事費単価一覧表一式 平成26年度 水道メーター環境整備にかかる単価表一式	平成26年度 配・給水管等修繕工事費単価一覧表一式 平成26年度 水道メーター環境整備にかかる単価表一式	26. 7. 10 全部開示			26. 7. 11	写し 交付	上下水道部 水道維持課	19枚 2枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
125	26.6.27	以下の工事名の金額入り設計書（一次、二次、三次、四次代価表、機械代価表、諸経費計算書等全ての代価表に金額が入っているもの）とそれに係わる仮設材供用日数計算書、水替日数計算書、交通整理員配置人計算書、施工日数工程表等設計図書全て（当初設計書） 平成26年5月30日公告 新田上川原線街路築造及び宅地造成等工事	平成26年5月30日公告 「新田上川原線街路築造及び宅地造成等工事」金入り設計書	26.7.10 部分開示	(1)単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満（年度版は1年未満）の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 (2)設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.7.15	写し 交付	都市整備部 市街地整備課	53枚
126	26.6.27	以下工事名の金額入り当初設計書（すべての単価表） ①工事名 西見前11地割地内配水管布設その1工事 開札日平成26年5月13日（火） ②工事名 米内～高松系配水幹線布設その1工事 開札日平成26年5月19日（月） ③工事名 米内～高松系配水幹線布設その2工事 開札日平成26年6月9日（月）	次の工事に係る金額入り設計書 ①西見前11地割地内配水管布設その1工事 ②米内～高松系配水幹線布設その1工事 ③米内～高松系配水幹線布設その2工事	26.7.7 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.7.9	写し 交付	上下水道部 水道建設課	89枚 63枚 89枚
127	26.6.27	・D I O ジャパンのコールセンターに関わる緊急雇用創出事業の実績報告書、事業計画書（変更分も含む） ・実績報告に基づく事業費用の裏づけとなる資料	○盛岡コールセンターに係る緊急雇用事業実績報告書、事業計画書（変更分含む） ○実績報告に基づく事業費用の裏づけとなる資料 ・研修雇用契約書（1名分）・経費支出内訳書明細・施設賃料、駐車場代、光熱費納付一覧・リース契約書（空調機他分）・リース契約書（平机他分）・レンタル契約書（コールセンターP B Xシステム他分）・コピー代納付一覧・ケーブル工事支払一覧及び領収書・免税事業者届出書・課税事業者届出書	26.7.11 部分開示	(1)特定の個人を識別することが出来る情報が記載された部分 (2)法人の取引先に関する情報が記録された部分	2号 3号	26.7.17	写し 交付	商工観光部 企業立地雇用課	30枚
128	26.6.30	H14.4 296 境界同意図	H14-4-296 境界同意図	26.7.8 部分開示	①個人の氏名の部分 ②法人の名称の部分	2号 3号	26.7.9	写し 交付	建設部 用地課	2枚
129	26.6.30	平成26年5月12日入札の下記件名落札金額、業者名（不調の場合随意契約金額） 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（C地区） 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（D地区） 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（E地区） 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（F地区） 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（F地区） 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（G地区） 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（G地区）	①家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（C地区） ②家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（D地区） ③家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（E地区） ④家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（F地区） ⑤家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（G地区） についての、入札調書	26.7.10 全部開示			26.7.11	写し 交付	環境部 資源循環推進課	5枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
130	26. 6. 30	盛岡市住居番号設定等整理簿と当該の住居表示台帳図 期間：平成26年1月1日から平成26年4月30日 設定部分	盛岡市住居番号設定等整理簿 4枚 住居表示台帳図 218枚 (平成26年1月1日から平成26年4月30日設定部分)	26. 7. 8 部分開示	盛岡市住居番号設定等整理簿中の建物等の所有者氏名のうち、個人の氏名の部分。	2号	26. 7. 16 送付	写し 送付	総務部 管財課	4枚 218枚
131	26. 6. 30	平成26年6月27日時点の盛岡市保健所所管内第一種動物取扱業登録簿にある「氏名又は名称」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」、「種別：販売」、「主として取り扱う動物の種類及び数」、「登録番号」の登録情報。	平成26年6月27日時点の第一種動物取扱業登録事項の一覧。ただし、販売業の業種、氏名又は名称、事業所の名称、所在地、主として取り扱う動物の種類及び数並びに登録番号。	26. 7. 14 全部開示			26. 7. 22 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	2枚
132	26. 6. 30	盛岡市臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金コールセンター業務 ・入札参加業者、入札額 ・予定価格（あれば最低価格） ・他付随する開示可能なすべての情報		26. 7. 3 取下げ					保健福祉部 臨時福祉給付金等支給事務局	
133	26. 7. 1	・盛岡広域都市計画道路事業3・5・65号盛岡駅青山線（前九年Ⅱ工区）建物調査算定業務委託 ・開札日：平成26年6月18日 ・上記に係る金入設計書	平成26年度「盛岡広域都市計画道路事業3・5・65号盛岡駅青山線（前九年Ⅱ工区）建物調査算定業務委託」設計書	26. 7. 9 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26. 7. 10	写し 交付	建設部 道路建設課	11枚
134	26. 7. 1	・内容：名称、所在地、電話番号、開設者名、従業員数 2014年6月30日現在、開設している歯科技工所	盛岡市内の6月30日現在の歯科技工所で次のもの。 ・名称、所在地、電話番号、開設者名、従業員数	26. 7. 1 全部開示			26. 7. 16	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	1枚
135	26. 7. 1	緑が丘一丁目7号線（A b 687）の用地図	緑が丘一丁目7号線（A b 687）の用地図	26. 7. 7 部分開示	用地測量実測図中の個人の氏名が記録された部分	2号	26. 7. 8	写し 交付	建設部 道路管理課	1枚
136-1	26. 7. 3	平成26年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書（諸経費計算書、仮設材賃料計算書、一次単価表、二次単価表、三次単価表、四次単価表までの金入りのもの） 1) 旧盛岡競馬場南北道路改良工事（開札日2014年5月8日） 2) 繫配水場法面復旧外工事 3) 太田橋グラウンド（25災都11号）都市排水施設等災害復旧工事 4) 太田橋グラウンド（25災都10号）都市排水施設等災害復旧工事	次の平成26年度各工事（5件）の実施工事設計書 1) 旧盛岡競馬場南北道路改良工事 5) 市道一の渡岩洞湖線道路改良工事 7) 市道洞清水中村線道路改良工事 8) 市道谷地頭線道路改良工事 9) 市道船田西枝線道路改良工事	26. 7. 15 部分開示	(1)単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 (2)設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26. 7. 17	写し 交付	建設部 道路建設課	64枚 33枚 50枚 89枚 103枚
136-2		5) 市道一の渡岩洞湖線道路改良工事（開札日2014年5月13日） 6) 雫石川少年野球場（25災都9号）都市排水	金入り設計書 工事名 繫配水場法面復旧外工事	26. 7. 16 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26. 7. 17	写し 交付	上下水道部 浄水課	50枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
136-3		施設等災害復旧工事 (開札日2014年5月14日) 7) 市道洞清水中村線道路改良工事 8) 市道谷地頭線道路改良工事 9) 市道船田西枝線道路改良工事 (開札日2014年6月3日) 10) 新田上川原線街路築造及び宅地造成等工 事 (開札日2014年6月17日)	平成26年5月13日開札の金入り設計書(鏡・ 設計内訳書・内訳書・単価表) ・太田橋グラウンド(25災都11号)都市排水施 設等災害復旧工事 ・太田橋グラウンド(25災都10号)都市排水施 設等災害復旧工事 平成26年5月14日開札の金入り設計書(鏡・ 設計内訳書・内訳書・単価表) ・雫石川少年野球場(25災都9号)都市排水 施設等災害復旧工事	26.7.17 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.7.17	写し 交付	都市整備部 公園みどり 課	21枚 24枚 25枚
136-4			開札日2014年6月17日 「新田上川原線街路築造及び宅地造成等工 事」金入り設計書	26.7.10 部分開示	(1)単価表中、価格調査法人 が発行する刊行物からの引 用で、発行から3月未満(年 度版は1年未満)の単価及び 開示する事により当該価格 が明確になる金額。 (2)設計内訳書中、予定価格 算出の基礎となる当該金額 が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.7.17	写し 交付	都市整備部 市街地整備 課	53枚
137	26.7.3	・盛岡コールセンター事業計画書(変更分・別紙含 む) ・契約書・実績報告書 ・7月1日の市長記者会見で発表があった「ハ ズメットに関する相談があった報告書類」	・盛岡コールセンター事業計画書(変更分含む) ・契約書(変更分含む) ・実績報告書 ・7月1日の市長記者会見で発表があった「ハ ズメットに関する相談があった報告書類」(企業 等訪問・折衝カード)	26.7.15 部分開示	法人の取引先、経営状況等 に関する情報が記載された 部分 法人の従業員の氏 名、相談者の意見等が記載 された部分	2号 3号	26.7.16	写し 交付	商工観光部 企業立地雇 用課	43枚
138-1	26.7.4	総合計画審議会についてどのような手続きで 開催の予定を総務部総務課へ申し送りするも ののわかるもの。7月2日朝迄告知しないまま の同日審議会開催について適法であるか。ま たどのような理由で広報について総務課が関 わるものか、少数体制で情報管理しているた め錯誤があることは止むを得ないと思う が、情報告知の脱漏を防止する体制をとっ てきたかがわかるもの。平成24年都市計画見 直し決定については前年秋に進捗している が、都市計画法による正式公聴会は無く書 面の意見書以外では問題点を整理した形では 指摘出来ないままに推移したが、今にして思 えば公聴会開催の告知がなされないままに経 過したことも考えられるので改めて確認す る。公聴会はいかなる理由で開催されなかつ たのかわかるもの。或いは開催は検討したも	総合計画審議会についてどのような手続きで 開催の予定を総務部総務課へ申し送りするも ののわかるもの。(平成26年度第2回盛岡市 総合計画審議会の公開に係る会議開催の通知 に関する決裁文書)	26.7.9 全部開示			26.7.23	閲覧 写し 交付	市長公室 企画調整課	10枚
138-2			・7月2日朝迄告知しないままの審議会開催に ついて適法であるか分かる文書。 ・どのような理由で広報について総務課が関 わるものかを示す文書。 ・情報告知の脱漏を防止する体制をとっ てきたかが分かる文書。	26.7.9 全部開示			26.7.23	閲覧 写し 交付	総務部 総務課	12枚
138-3			平成24年都市計画見直しに係る公聴会を開催 しなかった理由がわかるもの又は開催は検討 したものの市民告知を実施しなかったものか がわかるもの。	26.7.18 不開示 (不存在)					建設部 交通政策課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
138-4		のの市民告知を実施しなかったものかがわかるもの。 少なくとも請求者はこれまでの総合計画や都市計画について相当程度の情報を得ている条件にあり、また総合計画の趣旨や現段階に異を唱えるものでもないが、開催予定を知らぬままに推移した可能性が大であり不可解な情報提供によって本件事態を知った。本来は盛岡市自身が内部で解決すべき。市民告知手法について不正常的な状態発生を予見してきたかがわかるもの。	公聴会が開催されなかったのかが判るもの (都市計画法第16条第2項に基づき、条例に定める手続きを行ったことがわかる文書) ①大慈寺地区地区計画の決定に係る説明会の開催について ②盛岡広域都市計画地区計画原案の作成に係る告示について ③盛岡広域都市計画〇〇〇地区地区計画の決定(案)等の説明会について	26.7.17 全部開示			26.7.23	閲覧 写し 交付	都市整備部 都市計画課	7枚
138-5			市民告知手法について不正常的な状態発生を予見してきたかがわかるもの	26.7.11 不開示 (不存在)					総務部 危機管理防 災課	
139	26.7.4	平成26年5月1日から平成26年5月31日までに新規で生活衛生許可証が交付された美容業、理容業および旅館業の申請者名、営業所住所、営業所TEL、営業所の名称、許可番号、許可年月日	美容所台帳一覧。ただし、平成26年6月1日から平成26年6月30日までの間に新規に確認した施設の一覧(営業者名、施設所在地、施設電話番号、施設名称、確認番号及び確認許可年月日が記載されたもの。理容所及び旅館業施設については、当該期間中に確認した又は許可した施設がない。)	26.7.10 全部開示			26.8.26	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
140-1	26.7.7	盛岡コールセンターに係る緊急雇用対策事業に関する一切の文書	・新規雇用者の履歴書・賃金台帳 ・盛岡市BPO企業等人材育成事業提案申込書	26.7.22 不開示		2号			商工観光部 企業立地雇 用課	
140-2			・盛岡コールセンターに係る緊急雇用対策事業に関する一切の書類	26.7.22 部分開示	(1)法人の従業員の氏名、相談者の意見が記載された部分 (2)法人の取引先、経営状況等に関する情報が記載された部分	2号 3号	26.7.24 26.9.30	写し 交付	商工観光部 企業立地雇 用課	528枚 7172枚
141	26.7.7	盛岡コールセンターにかかる平成24年度事業・実績報告書・完了検査・事業計画書	盛岡コールセンターにかかる平成24年度事業 ・実績報告書・検査(検収)調書・事業計画書(変更分含む)	26.7.11 部分開示	法人に関する情報が記載された部分	3号	26.7.16	写し 交付	商工観光部 企業立地雇 用課	9枚
142-1	26.7.7	盛岡コールセンターにかかる平成24年度事業 ・特定の従業員2人分の業務日誌 ・市とコールセンターの事業契約書(変更分含む)	・特定の従業員5人分の賃金台帳	26.7.22 不開示		2号			商工観光部 企業立地雇 用課	
142-2		・特定の従業員2人分の雇用契約書 ・特定の従業員5人分の賃金台帳 ・特定の従業員5人分の出勤簿	盛岡コールセンターにかかる平成24年度事業 ・特定の従業員2人分の業務日誌 ・市とコールセンターの事業契約書(変更分含む) ・特定の従業員2人分の雇用契約書 ・特定の従業員5人分の出勤簿	26.7.22 部分開示	(1)法人の従業員の氏名、住所等が記載された部分 (2)法人の取引先に関する情報が記載された部分	2号 3号	26.7.24	写し 交付	商工観光部 企業立地雇 用課	222枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
143	26.7.8	開札日2014.6.17 盛岡市立巻掘中学校校舎増築（電気設備）工 事の金入設計書	設計内訳書一式 工事名 盛岡市立巻掘中学校校舎増築（電気 設備）工事	26.7.17 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.7.28 送付	写し 送付	教育委員会 総務課	67枚
144	26.7.9	平成26年4月1日現在もしくは最新のもので薬 局/医薬品販売業所/特定医薬品販売業者およ び毒物劇物一般販売業者名簿の次の事項 名 称、所在地、許可番号、許可の期限終了期末 年月日、営業者氏名（ただし法人に限る）営 業者住所（ただし法人に限る）	請求日現在の薬局、医薬品販売業者、特例医 薬品販売業者、毒物劇物一般販売業者名簿の 次の事項 (1)名称(2)所在地(3)許可番号(4)許可の期限 (5)営業者氏名(6)営業者住所	26.7.22 全部開示			26.7.23	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	FD
145-1	26.7.9	(仮称)青山三丁目アパート新2号館建設 (電気設備)工事 (仮称)通年型スケートリンク建設（電気設 備）工事	設計内訳書一式 工事名 (仮称)青山三丁目アパート新2号 館建設（電気設備）工事	26.7.18 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.7.28	写し 交付	建設部 建築住宅課	56枚
145-2		本庁舎太陽光発電設備設置工事その1 盛岡市立巻堀中学校校舎増築（電気設備）工 事	設計書 業務名 (仮称)通年型スケートリンク建設 (電気設備)工事	26.7.17 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.7.28	写し 交付	市民部 スポーツ推 進課	74枚
145-3		仁王地区活動センター建設（電気設備）工事 上記工事の金入り設計書（1次単価表、2次単 価表含む）及び最低制限価格の算出方法の開 示	設計内訳書一式 工事名 本庁舎太陽光発電設備設置工事その 1 盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務 取扱要領	26.7.17 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.7.28	写し 交付	総務部 管財課	18枚
145-4			設計内訳書一式 工事名 盛岡市立巻堀中学校校舎増築（電気 設備）工事	26.7.17 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.7.28	写し 交付	教育委員会 総務課	67枚
145-5			設計内訳書一式 工事名：仁王地区活動センター建設（電気設 備）工事	26.7.15 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.7.28	写し 交付	市民部 市民協働推 進課	30枚
145-6			盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務 取扱要領	26.7.11 全部開示			26.7.28	写し 交付	財政部 契約検査課	1枚
146-1	26.7.9	平成24年度の緊急雇用創出事業におけるD I Oジャパンの系列の盛岡コールセンターに関 する書類一切（全部）	・新規雇用者の履歴書・賃金台帳 ・盛岡市BPO企業等人材育成事業提案申込書	26.7.22 不開示		2号			商工観光部 企業立地雇 用課	
146-2			・盛岡コールセンターに関する一切の書類	26.7.22 部分開示	(1)法人の従業員の氏名、相 談者の意見が記載された部 分 (2)法人の取引先、経営状況 等に関する情報が記載され た部分	2号 3号	26.8.14	写し 交付	商工観光部 企業立地雇 用課	528枚
147	26.7.10	「盛岡市大平地区土地区画整理事業事業計画 変更計画書（第2回）」	盛岡市大平地区土地区画整理事業 事業計画変更計画書（第2回）	26.7.17 全部開示			26.7.23	閲覧 写し 交付	都市整備部 市街地整備 課	15枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
148	26.7.10	別紙医療法人の直近決算書 決算書一式 (医) 土川内科医院外5法人 社団 (医) 赤坂病院外27法人	家事請求書に記載された医療法人の直近の決算書関係書類。 (1) 事業報告書 (2) 財産目録 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 監査報告書 未提出分は (誠心会, 土川内科医院, いけだ 歯科口腔外科) は除く。	26.7.22 全部開示			26.7.29	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	192枚
149-1	26.7.14	① 25盛水施第27号申請書 `宅地通路, 15番 84号先、でなく `宅地 (173.36㎡), 15番84 号又は387番, 90.26㎡, 6.6㎡ (予定) `下水道 排水施設占有許可申請書, 同許可書等請 求。(添付全書類含む) 26盛河第71号不存在 ② 【①9H6.5.20收受15-84改造の申請増築敷地 の① (同15-84, S42.10.4收受 `25527、給水 装置工事竣功図市有地敷地許可) の改造竣功 図0.91X21, 課税台帳0.91X21 (H25), 消防 査察台帳0.91X22 (H25.6) ①6H23平面図0.91X 約21.5虚偽記載の町内会申請行政文書。】は 水施に再請求。 ② 25盛水施第21号法定外公共物水路出入口 占有許可書開示①だが, 25盛河第73号 `法定 外公共物水路、適用外盛岡市水路条例開示は 26盛河第65号 `水路 (黒塗非開示) 占有許可 わかりませんでした。で盛河第63号河川法 (S39) 適用区域開示から管理・河川法とか 水路条例第2条逸脱係長H23.S42のS55年度補 償契約書原因法定公共物認識なし都市河川課 も130-1, 0C~3C立会ですが, H23, 130-1・3C立 会のみ, 「水」上0C~2C 1302-立会以外 `行 政文書の表示、に係る行政文書保有していな い (24盛用第37号)。起案係長X06.07根拠再 請求。【盛岡市の土地は盛岡市が自由に使える 盛岡市に】	① 25盛水施第27号申請書 `宅地通路, 15番 84号先、でなく `宅地 (173.36㎡), 15番84 号又は387番, 90.26㎡, 6.6㎡ (予定) `下水道 排水施設占有許可申請書, 同許可書等請 求。(添付全書類含む) 26盛河第71号不存在 ②は水施に再請求。 ① 分掌換調書 `水路敷地と民有地に囲まれ ており水路敷地と一体で管理する必要がある ため理由、(H23.11.2) 河川課河川法施行細 則水路条例施行規則準用占有許可の期間の 387番173.36㎡占有許可書, 許可書等全部添 付文書請求。 ③ 河川法 (S39) 下水道法 (S33) 他条例か 適用のX05~06から南舗装された通路市道255 への占有許可申請書許可書等全添文書請求。 ④ 25盛水施第30号下水道整備工事生じたと きは許可を取り消す・・・除去・・・土記措 置に係る費用は占有者負担なる `許可の条件 `占有許可あってもに占有許可ないS55年度 曳家補償契約書反転授業杭ナビ区画整理敷地 根拠行政文書請求。撤去.しなかった根拠請 求。	26.7.24 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
149-2		<p>③ 3C立会130-1相続人の①添付平面図130-1 (As) 筆界特定後測量地図訂正せずS55・0C～2C根拠の②X06, 07根拠行政文書請求。H18. 2. 2 0C～2Cは隣接130-2杭, H17法務局提案130-2同意図S40・0C～3C隣接130-2でH23. 6. 30所有権調査後8. 8三者現地談合130-1經由入手H17・130-2同意図請求。</p> <p>④ 26盛河第59号⑥不動産調査報告書3ページIV対象土地に関する筆界の確認の報告事項8・1/3行不開示部分の審査請求も反対意見書? 8. 24既提出地積測量図なし130-1, 2原因のS42改ざんS55捏造反転授業杭ナビ区画整理敷地, X06, 07必須1C, 2C既提出地積測量図なし立会根拠行政文書の表示に係る行政文書保有しない盛岡市係長行政文書請求。【H17 0C～3C立会130-1相続人, 区画整理認識で130-1同意行政文書不存在。その1C, 2C根拠立会H23。】</p> <p>⑤ 26盛河第59号①S42 “25527、敷地X01～07, 173. 36㎡市有地行政文書②補償契約書 “25527、X01～07, N8～10 173. 36㎡市有地行政文書はH23. 9. 20宅地分筆行政文書開示②③</p> <p>④係長他課を含め不存在行政文書 “4, その他、係長に③不動産調査報告書H23. 6/30所有権調査から町内会測量承諾日請求。【26盛河第69号8/8以外全部不存在広聴資料根拠不明】</p> <p>⑥ 26盛河第63号②地積図は地積図請求で③開示のはずの③, ⑨不動産調査報告書添付の</p>	<p>② 25盛水施第21号法定外公共物水路出入口 占有許可書開示①だが, 25盛河第73号 “法定外公共物水路、適用外盛岡市水路条例開示は26盛河第65号 “水路 (黒塗非開示) 占有許可わかりませんでした、で盛河第63号河川法 (S39) 適用区域開示から管理・河川法とか水路条例第2条逸脱係長H23. S42のS55年度補償契約書原因法定公共物認識なし都市河川課も130-1, 0C～3C立会ですが, H23, 130-1・3C立会のみ, 「水」上0C～2C 1302-立会以外 “行政文書の表示、に係る行政文書保有していない (24盛用第37号)。起案係長X06, 07根拠再請求。</p> <p>③ 3C立会130-1相続人の①添付平面図130-1 (As) 筆界特定後測量地図訂正せずS55・0C～2C根拠の②X06, 07根拠行政文書請求。H18. 2. 2 0C～2Cは隣接130-2杭, H17法務局提案130-2同意図S40・0C～3C隣接130-2でH23. 6. 30所有権調査後8. 8三者現地談合130-1經由入手H17・130-2同意図請求。</p> <p>④ 26盛河第59号⑥不動産調査報告書3ページIV対象土地に関する筆界の確認の報告事項8・1/3行不開示部分の審査請求も反対意見書? 8. 24既提出地積測量図なし130-1, 2原因のS42改ざんS55捏造反転授業杭ナビ区画整理敷地, X06, 07必須1C, 2C既提出地積測量図なし立会根拠行政文書の表示に係る行政文書保有しない盛岡市係長行政文書請求。</p> <p>⑤ 26盛河第59号①S42 “25527、敷地X01～</p>	26. 7. 23 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>地積測量図開示だが既提出の（As）表示平面図の地積測量図S40・0C～3C根拠のX01～07, N10再請求。</p> <p>⑦ 26盛企第50号中核市移行（20.4.1）環境行政：浄化槽法，都市計画建設行政：渠誘致の拡大に関する法律都市緑地法でH23認識なし建設部長 市長公室否定の行政文書請求。 【区域内の土地等の買取希望の申出受理とか】</p> <p>⑧ 26盛広第43号請求④25盛広第56号7条2号該当不開示に第11条第2項該当不開示おかし再請求。④の④は④で次のは次に・・・訂正請求。【⑦は26盛河第69号⑧町内会要望水酸化拒否条例違反岡盛中核市】</p> <p>⑨ 26盛水整第50-36号，34号は雨水渠築造工事横断図に雨水渠表示のないMC・4（14P）等実施設計図なので雨水渠表示MC・4等横断図再請求。MC・2，EC.2，BC.2，MC.3，MC.4，EC.4（1980）建設第二長横断図請求。</p> <p>⑩ ⑤のH23.6/30所有者調査前6/24起案立会係長回答FAXの130-1，2の全部事項証明書請求歴なし回答中，再請求。</p> <p>⑪ 分掌換調書「水路敷地と民有地に囲まれており水路敷地と一体で管理する必要があるため理由、（H23.11.2）河川課河川法施行細則水路条例施行規則準用占用許可の期間の387番173.36㎡占用許可書，許可書等全部添付文書請求。</p> <p>⑫ 「既提出の地積測量図との関係・現地と</p>	<p>07, 173.36㎡市有地行政文書②補償契約書「25527、X01～07, N8～10 173.36㎡市有地行政文書はH23.9.20宅地分筆行政文書開示②③④係長他課を含め不存在行政文書「4，その他、係長に③不動産調査報告書H23.6/30所有権調査から町内会測量承諾日請求。</p> <p>⑥ 26盛河第63号②地積図は地積図請求で③開示のはずの③，⑨不動産調査報告書添付の地積測量図開示だが既提出の（As）表示平面図の地積測量図S40・0C～3C根拠のX01～07, N10再請求。</p> <p>⑦ 26盛企第50号中核市移行（20.4.1）環境行政：浄化槽法，都市計画建設行政：渠誘致の拡大に関する法律都市緑地法でH23認識なし建設部長 市長公室否定の行政文書請求。</p> <p>⑩ ⑤のH23.6/30所有者調査前6/24起案立会係長回答FAXの130-1，2の全部事項証明書請求歴なし回答中，再請求。</p> <p>⑫ 「既提出の地積測量図との関係・現地と既提出地積測量図との整合性 387水路130-1 130-2全部無、不動産調査報告書と提供H18閉鎖地図起案係長X0C～2C立会とX06, 07確認根拠行政文書請求。</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
149-3		既提出地積測量図との整合性 387水路130-1 130-2全部無、不動産調査報告書と提供H18閉鎖地図起案係長X0C~2C立会とX06, 07確認根拠行政文書請求。 ⑬ 河川法 (S39) 下水道法 (S33) 他条例か適用のX05~06から南舗装された通路市道255への占用許可申請書許可書等全添文書請求。】 ⑭ 26盛道管第75号⑬通路管理課移管行政文書請求。130-1, 2の水路との境界フェンスか止水板か舗装図面請求。(コンクリート堀) ⑮ 25盛水施第30号下水道整備工事生じたときは許可を取り消す・・・除去・・・土記措置に係る費用は占用者負担なる「許可の条件」に占用許可あってもに占用許可ないS55年度曳家補償契約書反転授業杭ナビ区画整理敷地根拠行政文書請求。撤去.しなかつた根拠請求。 ⑯ 河川課提供①添付写真H17後321-5境界線手摺で下水道台帳図表示口径150私有地埋設, S42保障橋歴, S55年度門扉8→6実施設計図橋等全行政文書不存在なのにS56口径50不存在根拠, X02H23行政文書請求。15-84の口径50, 口径100, 口径60全不存在, X01~05, N10下水道施設420侵害許可の行政文書請求。	⑨ 26盛水整第50-36号, 34号は雨水渠築造工事横断図に雨水渠表示のないMC・4 (14P) 等実施設計図なので雨水渠表示MC・4等横断図再請求。MC・2, EC. 2, BC. 2, MC. 3, MC. 4, EC. 4 (1980) 建設第二係長横断図請求。 ⑭130-1, 2の水路との境界フェンスか止水板か舗装図面請求。(コンクリート堀) ⑯ 河川課提供①添付写真H17後321-5境界線手摺で下水道台帳図表示口径150私有地埋設, S42保障橋歴, S55年度門扉8→6実施設計図橋等全行政文書不存在なのにS56口径50不存在根拠, X02H23行政文書請求。15-84の口径50, 口径100, 口径60全不存在, X01~05, N10下水道施設420侵害許可の行政文書請求。	26. 7. 23 不開示 (不存在)						上下水道部 下水道整備課	
149-4			⑭ 26盛道管第75号⑬通路管理課移管行政文書請求。	26. 7. 25 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課		
150	26. 7. 14	平成26年6月30日現在, 盛岡市内にある歯科技工所の名簿一覧 ・名称・所在地 (郵便番号含む) ・電話番号・開設者名・開設年月日	平成26年6月30日現在の歯科技工所届出施設名簿の次の内容。 (1)名称 (2)所在地 (3)郵便番号 (4)電話番号(5)開設者名(6)開設年月日	26. 7. 25 全部開示			26. 8. 7 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	1枚	
151	26. 7. 15	盛岡市〇〇町〇-〇 液状化に関する資料	盛岡市防災詳細アセスメント調査報告書(平成10年3月)	26. 7. 24 全部開示			26. 7. 31	写し 交付	総務部 危機管理防災課	9枚	
152	26. 7. 15	・不燃廃棄物収集運搬業務委託 ・資源等収集運搬業務委託 平成26年度分入札について公開できる事項すべて	①不燃廃棄物収集運搬業務委託 ②資源等収集運搬業務委託 についての, 入札調書及び予定価格調書 ただし, ①については入札不調につき入札調書のみ	26. 7. 25 部分開示	予定価格調書中, 設計額, 予定価格及び最低制限価格	5号	26. 7. 29	写し 交付	環境部 資源循環推進課	3枚	

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
153	26.7.16	境界協議 23盛用第4-231号の同意図 水路台帳17-8-188の同意図	境界協議 23盛用第4-231号の同意図 水路台帳17-8-188の同意図	26.7.24 部分開示	①個人の住所、氏名及び印影の部分 ②法人の住所、名称、代表者氏名及び印影の部分	2号 3号	26.7.24	写し 交付	建設部 用地課	4枚
154-1	26.7.16	盛岡コールセンターに係る平成24年度事業の8, 9, 10, 11月分の業務日誌, 出勤簿, 研修旅費, 講師料, 講師旅費	盛岡コールセンターに係る平成24年度事業の, 研修旅費, 講師料, 講師旅費	26.7.30 不開示 (不存在)					商工観光部 企業立地雇 用課	
154-2			盛岡コールセンターに係る平成24年度事業の8, 9, 10, 11月分の業務日誌, 出勤簿	26.7.30 26.8.29ま で期間延 長 (26.7.31 通知) 26.8.28部 分開示	(1)法人の従業員の氏名, 住 所, 思想等が記載された部 分 (2)法人の取引先に関する情 報が記載された部分	2号 3号	26.9.9	写し 交付	商工観光部 企業立地雇 用課	4394枚
155	26.7.17	盛岡市のクリーニング事業所の事業所名, 住所, 電話番号 (ファクシミリ番号)	クリーニング所台帳一覧。ただし, 営業種別がクリーニング所である施設の一覧 (施設名称, 施設所在地及び施設電話番号が記載されたもの。)	26.7.29 全部開示			26.8.4	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
156	26.7.18	盛岡市と(株)盛岡コールセンターとの人材育成事業に関わる ①契約に関連する文書 (契約書, 仕様書等) ②事業報告に関連する文書 ③人件費以外の事業費使途がわかる文書	盛岡市と(株)盛岡コールセンターとの人材育成事業に係る ・契約に関連する文書 (契約書, 仕様書, 事業計画書 (変更分含む), 代表者変更届) ・事業報告に関連する文書 (実績報告書) ・人件費以外の事業費使途がわかる文書	26.7.30 部分開示	法人の取引先に関する情報 が記載された部分	3号	26.8.18 送付	写し 送付	商工観光部 企業立地雇 用課	62枚
157	26.7.24	・都南中央処理分区第一工区污水管建設工事についての工事設計書 (入札日 平成26年6月30日)	都南中央処理分区第一工区污水管建設工事についての工事設計書 (入札日 平成26年6月30日)	26.8.5 部分開示	(1)単価表中, 価格調査法人が発行する刊行物からの引用で, 発行から3月未満 (年度版は1年未満) の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 (2)設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.8.6	写し 交付	上下水道部 下水道整備 課	109枚
158-1	26.7.24	①【H26.3.24 5時間以上電話資産税課にS55年度の経緯説明のはずの行政文書不存在, H23.9.13ノンストップパー広聴 市の不法行為対策システム不備中核市・盛岡原因と思われる】H26年3月末退職河川係長の退職経緯	平成26年3月末退職加算係長の退職経緯等行政文書	26.8.7 不開示		2号			総務部 職員課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
158-2		等行政文書請求。【元町内会長主張のS55補償契約書発掘盛岡市責任明白化原因。】 ② 占用許可の条件，占用許可があっても工事等で費用等自払いで撤去指示出来る盛岡市がH23. 8. 24測量，用途廃止前宅地行政財産から普通財産への建物敷地占用許可なしは，①補償契約書曳家移転行政文書必須の開示添付文書不存在の行政文書請求。		26. 8. 7 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
158-3		③ 【筆界は登記の線で合意で変更できません。一般的境界の外の所有権の範囲を画する線と一致しない筆界が130-2のS40分筆0C～3CでS55年度設計図と現況杭移動ありません。①の後継河川課管理係長失言の130-3表示相違指摘（S42公民館 `457、`459、同様）S55設計図公図との杭確認（民間境界）公共工事県土木事務所審査可設計図のはず。①の係長は所有権の範囲が水路敷境界一致はH18でS550C～3C筆界130-1と広聴に説明が虚偽。H23不動産調査報告書通り倒れている。0Cは丸杭，S40既設杭，1C～3C新設130-2専用杭直線上。S55年度の130-2杭表示図面提示しると新河川係長？排水施設上でなければ官との境界は民の登記通り，130-2分筆なければS42後も境界反転移動の130-1と市で建物ないので杭戻可能。】S55年度はDATA保存（筆界特定不必要主張根拠）の敷地確保杭移動せず1C土台，2C床下（S40戻）曳家がノーマル行政。現在ノーマル行政戻しなかった根拠行政文書請求。（H21から） ④ 行政相談81-供覧 河川課担当の新係長，H26. 7. 23電話で担当確認は担当部分のみ，供覧の別紙資料含め広聴開示業務報告等供覧可能，提供している行政文書であるという根拠請求。	② 占用許可の条件，占用許可があっても工事等で費用等自払いで撤去指示出来る盛岡市がH23. 8. 24測量，用途廃止前宅地行政財産から普通財産への建物敷地占用許可なしは，①補償契約書曳家移転行政文書必須の開示添付文書不存在の行政文書請求。 ③S55年度はDATA保存の敷地確保杭移動せず1C土台，2C床下（S40戻）曳家がノーマル行政。現在ノーマル行政戻しなかった根拠行政文書請求。 ④ 行政相談81-供覧 河川課担当の新係長，H26. 7. 23電話で担当確認は担当部分のみ，供覧の別紙資料含め広聴開示業務報告等供覧可能，提供している行政文書であるという根拠請求。 ⑥ H17資料河川課提供五角形130-2線路側道路工事資料（新係長H26. 7. 23回答）の作成日時と五角形開示部分含めた〇〇〇〇町全体部分請求。 ⑦ 破線asphaltで`境界とは言っていない、新係長二回電話一方的に切り再電話予定の止水板は土留で撤去，130-3同様虚偽設計図，設計書主張らしいが横断図雨水渠と止水板表示のないX03のMC3´（1980）ねので完成横断図請求。 ⑧ H17，法第14条地図作成で口径150が321-5線手摺外であるというH25下水道台帳図口径150証明の行政文書か，321-5内の承諾書請求。 ⑨17法第14条地図作成，H22，H26両係長主張の法務局も主張の確認同意書（0C～3C・木1）請求。	26. 8. 6 不開示 (不存在)				建設部 河川課		

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		請求。【別紙資料含め認識してないので広聴聞き取り資料等再確認。】 ⑤ 担当課に苦情等廻送するだけ広聴係長がH25, 2月3月6月期限対応関係課協議企画, 唯一記録ある6月, 問題点の2点について早期に解消するように小職から3課に担当者にお問い合わせの広聴業務内容の行政文書請求。 ⑥ H17資料河川課提供五角形130-2線路側道路工事資料(新係長H26.7.23回答)の作成日時と五角形開示部分含めた〇〇〇〇町全体部分請求。 ⑦ 取り消し ⑧ H17, 法第14条地図作成で口径150が321-5線手摺外であるというH25下水道台帳図口径150証明の行政文書か, 321-5内の承諾書請求。【内で管移動工事, 管撤去工事とかの行政文書】 ⑨ H17法第14条地図作成, H22, H26両係長主張の法務局も主張の確認同意書(0C~3C・木1)請求。【130-1立会確認の通り同意する市の文書。当時他係は当然存在するはず占用許可とか同様のH17盛岡市行政】								
158-4			⑤ 担当課に苦情等廻送するだけ広聴係長がH25, 2月3月6月期限対応関係課協議企画, 唯一記録ある6月, 問題点の2点について早期に解消するように小職から3課に担当者にお問い合わせの広聴業務内容の行政文書請求。	26.8.6 全部開示			26.8.14 送付	写し 送付	市長公室 広聴広報課	136枚
159	26.7.24	D I O ジャパン社の緊急雇用創出事業に関する実績報告書のうち, 業務日報	D I O ジャパン社の緊急雇用創出事業に関する実績報告書のうち, 業務日報	26.8.7 26.9.8まで期間延長(26.8.7通知) 26.9.8 部分開示	(1)特定の個人を識別することが出来る情報が記載された部分 (2)法人の取引先に関する情報が記録された部分	2号 3号	26.11.19	閲覧 写し 交付	商工観光部 企業立地雇用課	957枚
160	26.7.24	工事No. 126082 市営夏間木第3団地3号棟火災復旧工事 (開札日 平成26年7月16日9時30分) 以上1工事の金額入り設計書	市営夏間木第3団地3号棟火災復旧工事	26.8.6 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.8.6	写し 交付	建設部 建築住宅課	44枚
161	26.7.24	盛岡市所管の全医療法人で, 平成25年4月1日~平成26年3月31日の間に決算期末を迎えた医療法人の決算届 ・事業報告書・財産目録・貸借対照表 ・損益計算書	平成25年4月1日~平成26年3月31日までに盛岡保健所に提出された全医療法人の決算届の次のもの。(未提出分は除く。) (1)事業報告書(2)財産目録(3)貸借対照表 (4)損益計算書	26.8.11 全部開示			26.8.18 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	512枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
162-1	26. 7. 24	平成26年度水道資材設計単価表 平成26年度下水道資材単価表	平成26年度水道資材設計単価表	26. 8. 7 部分開示	単価表中、価格調査法人が 発行する刊行物からの引用 で、発行から1年未満の単価 及び開示する事により当該 価格が明確になる金額。	3号	26. 8. 21 送付	写し 送付	上下水道部 水道建設課	95枚
162-2			平成26年度下水道資材単価表	26. 8. 6 部分開示	単価表中、価格調査法人が 発行する刊行物からの引用 で、発行から1年未満の単価 及び開示する事により当該 価格が明確になる金額。	3号	26. 8. 21 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	84枚
163-1	26. 7. 25	平成26年6月3日入札 (仮称) 市営青山三丁目アパート新2号館建 設(建築主体) 工事 (仮称) 通年型スケートリンク建設(建築主 体) 工事	(仮称) 市営青山三丁目アパート新2号館建 設(建築主体) 工事	26. 8. 6 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26. 8. 22	写し 交付	建設部 建築住宅課	39枚
163-2		上記2件にかかる金額入り設計書(一次単価 表、二次単価表、三次単価表などの金額入り のもの)	設計書 業務名(仮称) 通年型スケートリンク建設 (建築主体) 工事	26. 8. 6 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26. 8. 22	写し 交付	市民部 スポーツ推 進課	80枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
164-1	26. 7. 25	<p>① H17の法第14条地図作成のB1350C, B1351C, B1352C, B1353Cの盛岡市立会確認同意書請求。【河川課管理係長（都市整備部公園緑地課前任）大捜査中。以下管理係長に請求。】</p> <p>② H26. 7. 23現地調査外出B1350C `盛岡市、刻印報告、電話（24日）後B1351C, B1352C, B1353C刻印確認の行政文書請求。【23日は17日以降かも知れませんが23日電話二回中断理由。】</p> <p>③ B1350C `盛岡市、刻印なら当然のH17河川課提供資料五角形130-2線路側道路工事資料の木・1 現B1433Cの盛岡市刻印確認の行政文書と木・1 経緯行政文書請求。大正譲与後木・1 になった経緯と唯一のS55設計図不存在後木・1 になった経緯行政文書請求。【①のはず。】</p> <p>④ ③の五角形130-2平面図のP. 19, P. 20は p l a s t i c 回答係長に, P. 19とP. 20 `盛岡市、刻印確認請求。②B1350C `盛岡市、CなのにP. 19, P. 20 p l a s t i c 変身経緯行政文書請求。</p> <p>⑤ ④のP. 19がS40, B1350CからP. 20移動経緯行政文書請求。【平面図Pはこの2つだけ他は（環境）。】</p> <p>⑥ ④のP. 20がS55・B1350Cの隣の杭ならばS55・130-1, 129, 盛岡市境界だがP. 20は129と盛岡市境界になった経緯行政文書請求。（130-1関係なくなった理由。）</p>	<p>① H17の法第14条地図作成のB1350C, B1351C, B1352C, B1353Cの盛岡市立会確認同意書請求。</p> <p>② H26. 7. 23現地調査外出B1350C `盛岡市、刻印報告、電話（24日）後B1351C, B1352C, B1353C刻印確認の行政文書請求。</p> <p>③ B1350C `盛岡市、刻印なら当然のH17河川課提供資料五角形130-2線路側道路工事資料の木・1 現B1433Cの盛岡市刻印確認の行政文書と木・1 経緯行政文書請求。大正譲与後木・1 になった経緯と唯一のS55設計図不存在後木・1 になった経緯行政文書請求。</p> <p>④ ③の五角形130-2平面図のP. 19, P. 20は p l a s t i c 回答係長に, P. 19とP. 20 `盛岡市、刻印確認請求。②B1350C `盛岡市、CなのにP. 19, P. 20 p l a s t i c 変身経緯行政文書請求。</p> <p>⑤ ④のP. 19がS40, B1350CからP. 20移動経緯行政文書請求。</p> <p>⑥ ④のP. 20がS55・B1350Cの隣の杭ならばS55・130-1, 129, 盛岡市境界だがP. 20は129と盛岡市境界になった経緯行政文書請求。</p> <p>⑦ H18から130-2専用杭, S40分筆1C~3C以外丸杭と書いた申し立て人通り杭打の誕生日差劣化否定の②以外に現況S55設計図以前の杭表示図面請求。杭は動いていないと広聴係長に主張したS42以前杭表示図面管理係長に請求。主張の根拠請求。</p> <p>⑧ 市の立会同意書不存在は筆界特定しても</p>	26. 8. 6 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>⑦ 【B1350C 〃丸杭、は地積測量図〇（計算点）表示理由で、不動産調査報告書〃B1350Cの既存コンクリート杭は明らかに倒されています、〃は〃折れていた。〃盛岡市刻印報告係長、H24.10.31法務局提案同意（130-2）書添付写真は8枚でH17〃折れていた、申し立て人。消失田の中心は端で〃折れています。〃が正解写真管理係責任問に所有者責任問の係長ですが】H18から130-2専用杭、S40分筆1C～3C以外丸杭と書いた申し立て人通り杭打の誕生日差劣化否定の②以外に現況S55設計図以前の杭表示図面請求。杭は動いていないと広聴係長に主張したS42以前杭表示図面管理係長に請求。主張の根拠請求。</p> <p>⑧ 【H26.7.16付FAX 〃ご存知ですか？筆界特例制度、法務省パンフレットは25盛広第128号立会測量係長経緯説明虚偽ばい指摘用と都市整備部前任係長〃H17年前の130-2敷地表示しろ、線路側に杭がない、H17の法第14条地図作成根拠の測量、で130-2筆界は所有権と一致しない筆界で130-1同意であってもS40分筆時から変更できない認識のないH17の130-1立会確認同意のみ、】市の立会同意書不存在は筆界特定しても正式区画整理錯誤町内会130-1民間だけ加害者回避の①⑦に加え〃杭は動いていない、〃と広聴係長に説明した部分業務報告書記載行政文書請求。</p> <p>【（H26.7.17, 23, 24電話主張根拠）】</p> <p>⑨ 開示行政文書、町内会平面図から筆界特定不必要（測量費用負担で他は税金無駄使い、震災後超多忙法務局）理由⑧表示回答は14Pの横断図MC・4。現130-2敷地内EC.4, NO.10, MC.4, BC.4, NO.9等境界表示の0C～3C平面図乖離説明行政文書請求。H17立会確認根拠行政文書はS55年度設計図のみ〃盛岡市、刻印不動明王根拠行政文書請求。【移動確認町内会130-1平面図】</p> <p>⑩ H23立会係長の都市整備部相談確認H17根拠測量筆界認識、問題点は占用許可、賃借契約書のみで町内会と交渉中回答係長、河川法</p>	<p>正式区画整理錯誤町内会130-1民間だけ加害者回避の①⑦に加え〃杭は動いていない、〃と広聴係長に説明した部分業務報告書記載行政文書請求。</p> <p>⑨ 開示行政文書、町内会平面図から筆界特定不必要理由⑧表示回答は14Pの横断図MC・4。現130-2敷地内EC.4, NO.10, MC.4, BC.4, NO.9等境界表示の0C～3C平面図乖離説明行政文書請求。H17立会確認根拠行政文書はS55年度設計図のみ〃盛岡市、刻印不動明王根拠行政文書請求。</p> <p>⑩ H23立会係長の都市整備部相談確認H17根拠測量筆界認識、問題点は占用許可、賃借契約書のみで町内会と交渉中回答係長、河川水路敷建築は法定外公共物適用外の387番とかで、S55年度法定外公共物適正管理違反指摘の曳家経緯立会係長根拠の指摘行政文書請求。</p> <p>⑪ ⑩の曳家敷地0C～3C境界立会130-1被相続人行政文書請求。0C～3C 130-1民間筆界根拠曳家</p> <p>⑫ H23のX01～05, N10は排水施設内指摘、⑫でないなら「汲」強化策にはなるが、増築角含め公共用「適」敷地根拠請求。</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
164-2		水路敷建築は法定外公共物適用外の387番とかで、S55年度法定外公共物適正管理違反指摘の曳家経緯立会係長根拠の指摘行政文書請求。【(全行政文書発掘係長引継)】 ⑩ ⑩の曳家敷地0C~3C境界立会130-1被相続人行政文書請求。【0C~3C 130-1民間筆界杭曳家】 ⑪ 「汲」の角、増築水路側角は700フェンス(境界)垂直土留板撤去(2700)せず他宅地強化策387部分の補償契約漏れ「汲」含めた行政文書請求。H23のX01~05, N10は排水施設内指摘、⑪でないなら「汲」強化策にはなるが、増築角含め公共用「適」敷地根拠請求。【無理に撤去しなかったもあり回答係長、設計有無は盛岡市責任。土留工(木矢板)木矢板工、支保工NO.0~NO.10ほぼ変更なし】	⑫ 「汲」の角、増築水路側角は700フェンス(境界)垂直土留板撤去(2700)せず他宅地強化策387部分の補償契約漏れ「汲」含めた行政文書請求。	26.8.4 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	
165	26.7.25	岩手公園指定管理者公募による特定非営利活動法人緑の相談室の事業計画書及び収支予算書	岩手公園指定管理者公募による特定非営利活動法人緑の相談室の事業計画書及び収支予算書	26.8.8 部分開示	事業計画書の「申請動機・施設の現場に対する考え」「管理運営の基本方針について」「市民の平等な使用の確保策について」「施設運営について」「施設の管理について」「経費の縮減及び効率的な管理運営の方策について」「職員の配置について」「職員の資質向上」「雇用・労働条件の確保について」及び「個人譲歩の管理について」。 収支予算書の「項目中、当該事業団が独自に定めた項目」「金額」及び「算定の基礎」。	3号	26.8.11	写し 交付	都市整備部 公園みどり課	10枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
166	26. 7. 25	緑が丘地区活動センター指定管理者公募による社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の事業計画書及び収支予算書	緑が丘地区活動センター指定管理者公募による社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の事業計画書及び収支予算書	26. 8. 8 部分開示	事業計画書の「申請動機・施設の現場に対する考え」「管理運営の基本方針について」「市民の平等な使用の確保策について」「施設運営について」「施設の管理について」「経費の縮減及び効率的な管理運営の方策について」「職員の配置について」「職員の資質向上」「雇用・労働条件の確保について」及び「個人譲歩の管理について」。 収支予算書の「項目中、当該事業団が独自に定めた項目」「金額」及び「算定の基礎」。	3号	26. 8. 11	写し 交付	市民部 市民協働推 進課	15枚
167	26. 7. 25	都南体育館指定管理者公募時の事業計画書及び収支予算書	都南体育館指定管理者公募時の事業計画書及び収支予算書	26. 8. 7 部分開示	事業計画書の「申請動機・施設の現場に対する考え」「管理運営の基本方針について」「市民の平等な使用の確保策について」「施設運営について」「施設の管理について」「経費の縮減及び効率的な管理運営の方策について」「職員の配置について」「職員の資質向上」「雇用・労働条件の確保について」及び「個人譲歩の管理について」。 収支予算書の「項目中、当該団体が独自に定めた項目」「金額」及び「算定の基礎」。	3号	26. 8. 11	写し 交付	市民部 スポーツ推 進課	5枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
168-1	26. 7. 28	<p>① 【○○○○（筆界特定不必要根拠ピーク）】 S40分筆3C隣の町内会平面図（As）は分筆前130-1と〃盛岡市〃刻印杭、現3C地点にS42・N10代替S42（As）表示申し立て人だが、S55設計図のどれが（As）か、河川管理係長に請求。【H17杭は大正譲与杭移動なし広聴に回答係長。】</p> <p>② ①のS42・3C～S42・X07～S42・0C～S42・N10代替S42（As）～EC.3横断図～S42・X06が〃25527〃（S42.10.4）給水竣工図敷地がS55設計図MC.3横断図～No.8横断図に変更で〃459〃（S43.4.16）可能。H18閉鎖地図130-3近辺（A.B.C）130-1と〃盛岡市〃刻印A～C杭移動経緯行政文書（消失A.B.C）請求。</p> <p>③ 再製S49.12.25 H18閉鎖地図不存在のS55設計図、五角形130-2道路工事資料、18公図の〃盛岡市〃刻印原野154私有地（@×2㊦㎡物置隣囲写真）発生経緯行政文書請求。</p> <p>④ ②の130-3設計図位置違い指摘係長に、旧公民館〃457〃、〃459〃等移動確認申し立て人に130-3訂正設計図請求。【破線幹せん誤表示も含めて、ポイントは〃25527〃S42.10.4とS56.1.26給水無視係長】</p> <p>⑤ ③の閉鎖地図から確認出来ないS42保障のS55雨水渠上のH23.12.9占用許可橋理由のS42現況、S55工事前図（橋）請求。</p>	<p>① S40分筆3C隣の町内会平面図（As）は分筆前130-1と〃盛岡市〃刻印杭、現3C地点にS42・N10代替S42（As）表示申し立て人だが、S55設計図のどれが（As）か、河川管理係長に請求。</p> <p>② ①のS42・3C～S42・X07～S42・0C～S42・N10代替S42（As）～EC.3横断図～S42・X06が〃25527〃（S42.10.4）給水竣工図敷地がS55設計図MC.3横断図～No.8横断図に変更で〃459〃（S43.4.16）可能。H18閉鎖地図130-3近辺（A.B.C）130-1と〃盛岡市〃刻印A～C杭移動経緯行政文書（消失A.B.C）請求。</p> <p>③ 再製S49.12.25 H18閉鎖地図不存在のS55設計図、五角形130-2道路工事資料、18公図の〃盛岡市〃刻印原野154私有地（@×2㊦㎡物置隣囲写真）発生経緯行政文書請求。</p> <p>④ ②の130-3設計図位置違い指摘係長に、旧公民館〃457〃、〃459〃等移動確認申し立て人に130-3訂正設計図請求。</p> <p>⑥ 五角形130-2道路工事資料のY杭消失C33発生経緯の行政文書請求。S40・0C～3Cと130-2筆界K30～MC.4～K31回復用C33.C33〃盛岡市〃刻印なら筆界特定不必要証拠で係長に〃盛岡市〃刻印確認の行政文書請求。</p> <p>⑦ ⑥同様C39, K47, C41発生経緯の行政文書請求。C39（S42・X07～反XK31, S42・X01～XK31）K40（S42・X01～（As）反1C～〃</p>	26. 8. 6 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>⑥ 五角形130-2道路工事資料のY杭消失C33発生経緯の行政文書請求。S40・0C～3Cと130-2筆界K30～MC.4～K31回復用C33.C33“盛岡市、刻印なら筆界特定不必要証拠で係長に“盛岡市、刻印確認の行政文書請求。【スマホ杭ナビ移動かも。】</p> <p>⑦ ⑥同様C39, K47, C41発生経緯の行政文書請求。C39 (S42・X07～反XK31, S42・X01～XK31) K40 (S42・X01～(As) 反1C～～～反As1C・S40・2C～2C, 破線～MC.4横断図, X04～反As2C・S40・1C～反2C, X03～0C-1m①) C41 ( (As) , X04～反As1C・S42・2C, S42・1C～MC.4横断図, X02～X07-1m①=T, (H23.8.24町内会) ⑥同様理由の“盛岡市、刻印確認請求。</p> <p>⑧ 【26盛広第22号H23.6.24河川課FAX後脱落電話部分“にじゅうんめーとる、回答立会係長に“39mじゃないの、沈黙】不動産調査報告書既提出の地積測量図との筆界確認全無のS40分筆後の0C～3C 130-2の地積測量図請求。【S42 X01～07, S55年度X01～07, N8～10の所管換調書3か4.その他行政文書請求 (H23.10.28) ⑥⑦⑧根拠】</p> <p>⑨ ⑧のH23.8.8黒塗の件で午後三者現地談合の記録請求。6/24 (区画整理あった) 130-2譲渡依頼手紙の現在は？確認依頼H24.4.26回答で、黒塗部分開示請求。(個人情報以外</p>	<p>～反As1C・S40・2C～2C, 破線～MC.4横断図, X04～反As2C・S40・1C～反2C, X03～0C-1m①) C41 ( (As) , X04～反As1C・S42・2C, S42・1C～MC.4横断図, X02～X07-1m①=T, (H23.8.24町内会) ⑥同様理由の“盛岡市、刻印確認請求。</p> <p>⑧ 不動産調査報告書既提出の地積測量図との筆界確認全無のS40分筆後の0C～3C 130-2の地積測量図請求。</p> <p>⑨ ⑧のH23.8.8黒塗の件で午後三者現地談合の記録請求。6/24 (区画整理あった) 130-2譲渡依頼手紙の現在は？確認依頼H24.4.26回答で、黒塗部分開示請求。(個人情報以外の黒塗) Asphat認めた(As) 筆界 (1/2) 相続人主張記録請求。</p> <p>⑩ ⑧の“H〇年〇月〇日付黒塗回答無しメモ、は130-1 1/2相続人回答か、H17法第14条立会か、H23.8.24立会の〇部分開示請求。</p> <p>⑪ 水路敷宅地化は現場による認識ない新係長、用途廃止脱落、曳家確認申請脱落のN0.1以降未使用？200m→150mで42万円以上余の土留工機械掘使途不明設計、請求指摘と未撤去確認は契約違反となる係長回答反論請求。</p> <p>⑫ S55年度雨水渠開渠工、フェンス基礎ライン宅地境界の安全性担保行政文書請求。</p> <p>⑬ 大震災後のH23.8.24宅地行政財産から普通財産への宅地適正根拠行政文書請求。</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>の黒塗) Asphat認めた (As) 筆界 (1/2) 相続人主張記録請求。</p> <p>⑩ ⑧の〃〇年〇月〇日付黒塗回答無しメモ、は130-1 1/2相続人回答か、H17法第14条立会か、H23. 8. 24立会の〇部分開示請求。</p> <p>⑪ 水路敷宅地化は現場による認識ない新係長、用途廃止脱落、曳家確認申請脱落のNO. 1以降未使用? 200m→150mで42万円以上余の土留工機械掘使途不明設計、請求指摘と未撤去確認は契約違反となる係長回答反論請求。</p> <p>⑫ S55年度雨水渠開渠工、フェンス基礎ライン宅地境界の安全性担保行政文書請求。</p> <p>【(水路敷地と宅地化)】</p> <p>⑬ 大震災後のH23. 8. 24宅地行政財産から普通財産への宅地適正根拠行政文書請求。</p> <p>⑭ 補償契約外、町内会平面図のみ記載の「汲」の占用許可歴なし町内会のS55年度工事許可証等請求。地上物件でない「汲」契約外理由請求。</p> <p>⑮ 補償契約外、町内会平面図のみ記載の「汲」の未記載横断面MC. 3の旧「汲」撤去工事申請書等請求。(設計書記載ない曳家土台等含め)</p> <p>⑯ (1994) H6の250HPの町内会工事申請書請求。〃25527、改造 (H6. 5. 20収受着工, 9. 29竣功) 理由の増築許可書請求。S55年度の曳家後の建坪, H6の増築の建坪, 管理係把握行政文書請求。S56の口径50現況請求。(X02近)</p>	<p>⑯ (1994) H6の250HPの町内会工事申請書請求。〃25527、改造 (H6. 5. 20収受着工, 9. 29竣功) 理由の増築許可書請求。S55年度の曳家後の建坪, H6の増築の建坪, 管理係把握行政文書請求。S56の口径50現況請求。(X02近)</p> <p>⑰ S55年度補償契約書不履行理由〃計画道路外、排水施設外土留工宅地無担保安全性⑫と130-2無断筆界移動根拠X01~07, N8~10敷地造成公共工事否定の行政文書係長に請求。</p> <p>⑱ 曳家移転図130-2隣接困障*-*はS42・3C~S42・N10 S42 (As) で現〇C~3CではなくS40・〇C~3Cの130-2隣接は反転で表示*-*。S55平面図杭と横断面境界EC4, NO. 10, MC. 4, BC. 4, NO. 9~の乖離説明行政文書係長に請求。</p>							
168-2		<p>⑰ 【前任公園緑地課ならS43. 9無許可建築, 消防査察台帳もれ仲間, 〇〇〇町第〇町内会公民館の〃児童公園、移転H24. 3. 8助成事業完成関与?】〇〇〇町第〇町内会公民館〃〇〇児童公園、(JR〇〇線沿) 移築しない理由請求。S55年度補償契約書不履行理由〃計画道路外、排水施設外土留工宅地無担保安全性⑫と130-2無断筆界移動根拠X01~07, N8~10敷地造成公共工事否定の行政文書係長に請求。</p> <p>⑱ ⑮構造物取り壊し(無筋) 殻処分工は8c~9cコンクリート壁取り壊し(0. 20×1. 00×20m) S42・X01~05排水施設の工事行政文書請求。S55年度雨水渠新設前の排水施設管理者市長不存在ありえず係長に請求。</p>	<p>⑮ ③の閉鎖地区図から確認出来ないS42保障のS55雨水渠上のH23. 12. 9占用許可橋理由のS42現況, S55工事前図(橋) 請求。</p> <p>⑱ 補償契約外、町内会平面図のみ記載の「汲」の占用許可歴なし町内会のS55年度工事許可証等請求。地上物件でない「汲」契約外理由請求。</p> <p>⑲ 補償契約外、町内会平面図のみ記載の「汲」の未記載横断面MC. 3の旧「汲」撤去工事申請書等請求。</p>	26. 8. 56 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
168-3		【Asゴウザイ運搬単価一覧表S55。】 ⑱ 曳家移転図130-2隣接囲障*-*はS42・3C~S42・N10 S42 (As) で現0C~3CではなくS40・0C~3Cの130-2隣接は反転で表示*-*。S55平面図杭と横断図境界EC4, NO. 10, MC. 4, BC. 4, NO. 9~の乖離説明行政文書係長に請求。【H23測量根拠杭】	⑱ ⑮構造物取り壊し(無筋)殻処分工は8c~9cコンクリート壁取り壊し(0.20×1.00×20m) S42・X01~05排水施設の工事行政文書請求。S55年度雨水渠新設前の排水施設管理者市長不存在ありえず係長に請求。	26.8.5 部分開示	補償金額及び算定単価	5号	26.8.14 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備課	12枚
168-4			〇〇〇〇町〇〇町内会公民館、〇〇児童公園、(JR〇〇線沿) 移築しない理由請求。	26.8.8 不開示 (不存在)					都市整備部 公園みどり課	
169	26.7.28	以下の工事の金入り設計書(下位単価表, 交通誘導員数, 水替日数及び土留賃料等の数量計算書がある場合はそれを含む) ・埋立処分場堰堤築造工事(当初設計) 平成26年3月18日入札	以下の工事の金入り設計書(下位単価表, 交通誘導員数, 水替日数及び土留賃料等の数量計算書がある場合はそれを含む) ・埋立処分場堰堤築造工事(当初設計) 平成26年3月18日入札	26.8.8 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.8.14 送付	写し 送付	環境部 廃棄物対策課	19枚
170	26.7.29	以下3路線の工事平面図 ・500036南仙北滝沢2号線 ・501544河南・野崎線 ・500021高櫓線	工事平面図 ・500036南仙北滝沢2号線 ・500021高櫓線	26.8.7 全部開示			26.8.11	写し 交付	建設部 道路管理課	2枚
171	26.7.29	平成26年7月1日開札 「鴨助堰排水区函渠実施設計業務委託」 上記業務の金入設計書	平成26年7月1日開札分 鴨助堰排水区函渠実施設計業務委託 金入設計書	26.8.7 部分開示	1 単価表中, 価格調査法人が発行する刊行物からの引用で, 発行から3月未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.8.14	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	14枚
172	26.7.29	・不燃廃棄物収集運搬業務委託(その1) 平成26年度分入札について公開できる事項すべて	・不燃廃棄物収集運搬業務委託(その1)について, 入札調書及び予定価格調書	26.8.8 部分開示	予定価格調書中, 設計額, 予定価格及び最低制限価格	5号	26.8.8	写し 交付	環境部 資源循環推進課	3枚
173	26.7.30	以下3路線の工事平面図 ・本宮下飯岡線(区間 別紙に示した区間)	工事平面図 ・本宮下飯岡線	26.8.7 全部開示			26.8.11	写し 交付	建設部 道路管理課	2枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
174	26. 7. 31	・城西排水区外函渠更正工事 ・高松池排水区函渠更正工事 以上2件の金入り設計書	・城西排水区外函渠更正工事 ・高松池排水区函渠更正工事 以上2件の金入り設計書	26. 8. 14 部分開示	1 単価表中、価格調査法人 が発行する刊行物からの引 用で、発行から3月未満の単 価及び開示する事により当 該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格 算出の基礎となる当該金額 が明確になる金額の部分。	3号 5号	26. 8. 19 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	112枚
175	26. 8. 1	平成26年度 盛岡市広報紙「広報もりおか」 広告掲載業務の入札における、全参加企業及 び応札金額	平成26年度 盛岡市広報紙「広報もりおか」 広告掲載業務の入札における、全参加企業及 び応札金額	26. 8. 12 全部開示			26. 8. 27 送付	写し 送付	市長公室 広聴広報課	1枚
176	26. 8. 5	2013年8月～2014年7月 (歯科医、調剤薬局)	平成25年8月1日から平成26年7月31日までに 新規で開設した一般および歯科診療所の施設 名称、所在地、開設者、電話番号。	26. 8. 18 全部開示			26. 8. 18	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	CD-R
177	26. 8. 6	(医) 社団愛和会盛岡南病院近々の3期分の決 算書 (平成23年度～25年度) ・貸借対照表・損益計算書・財産目録 (各3 年分)	平成23年度から平成25年度までの医療法人社 団愛和会の決算届の次のもの。 (1) 財産目録(2) 貸借対照表(3) 損益計算書	26. 8. 13 全部開示			26. 8. 19 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	9枚
178-1	26. 8. 7	① 【住居表示に関する条例 (S38) 届出制, 地番と別で更地130-2不明。S42から自称15- 84未設定公民館130-1, 2筆界内根拠 "25527 、給水新設, 改造S42, 56, H6給排水課 "検 針経営企画課, 市民協働推進課 (生涯学習	住所表示行政文書請求。(〇〇〇〇町第〇公 民館)	26. 8. 19 不開示 (不存在)					総務部 管財課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
178-2		<p>課), 下水道整備課, 下水道施設管理課, 資産税課・・都市整備部公園緑地課前任新係長も、】住所表示行政文書請求。(〇〇〇〇町第〇公民館)</p> <p>② 【130-2基準地131-1に変更資産税課, 130-3基準地用130-1私道市路線価図準用税務署路線価図申告相続人抗議で50-9更正2回資産税課準用財産係「普通財産の再評価③旧道水路については公簿地目によらず現況の地目及び形状により補正を行うことと概ね「0.5」の率を目安、が1.00〇〇〇町町内会貸付(公民館)コミュニティ助成事業実績報告書添付賃貸契約書代替「④その他:宅地の・・・は「財産所管換調書4その他」(No.75)所管換え4その他必須?の】「盛岡市財務規則第177条第1項の規定、請求。建築後基準地移動資産税課H23.6.24回答認識なし更地130-2準用財産係虚偽記載貸借契約含め更正なし。「0.5」を1.00理由根拠請求。</p> <p>③ S39河川法, 下水道法(S33)等占用許可歴(As)平面図添付1m幅橋(3.30㎡)と通路(2.88㎡)初H23.12.9以外行政文書共に不存在,S42からあった橋をS55保障として設置伺い根拠下水道施設管理課に請求。河川課管理係にも請求。【初はH21指摘による立会係長,物置撤去含めた成果が南からの舗装通路,387占用許可,貸借契約書放置分掌換理由は①筆界移動。】</p> <p>④ 生涯学習課仲介公民館長電話を立会係長</p>	<p>③ S39河川法, 下水道法(S33)等占用許可歴(As)平面図添付1m幅橋(3.30㎡)と通路(2.88㎡)初H23.12.9以外行政文書共に不存在,S42からあった橋をS55保障として設置伺い根拠下水道施設管理課に請求。河川課管理係にも請求。</p> <p>④ 生涯学習課仲介公民館長電話を立会係長H24.4.26認識していなかった。館長,事務長書類管理者認識だったが会長で書類管理?町内会(S55補償契約書曳家もS56,H6町会長)証言とH24.4.26。生涯学習課部分脱落前行政文書請求。H22建設部書換疑惑。</p> <p>⑤ 「建築時の帳簿上の面積・H17後の面積請求、のH23.6.22原因?財産台帳(土地)387番増減現在の公簿・実測地積全4箇所173.36㎡根拠補償契約S55(X01~07)付随130-2(S55 N8~10,S55 X06,496.26㎡)4その他請求。</p> <p>⑥ S40・130-2形状のH17隣接変更と起案係長「にじゅううんめーとる、130-2隣接開口回答根拠⑤不存在理由。地積測量以前公図で開口約39m,0C~3C反転で形状正常に認識,現況130-2,S55設計図0C~3Cの筆界が市道路工事資料五角形130-2立会係長後任,「杭動いていない、広聴に回答係長にコンパス作図130-2筆界請求。H17の130-2同意書ボカシ写真三交点直線筆界登記S40・130-2証拠コンパスない申立人。</p> <p>⑦ 「水」上公民館目的の市・区画整理認識</p>	26.8.18 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>H24. 4. 26認識していなかった。館長, 事務長書類管理者認識だったが会長で書類管理? 町内会 (S55補償契約書曳家もS56, H6町会長) 証言とH24. 4. 26. 生涯学習課部分脱落前行政文書請求。【H22建設部書換疑惑。】</p> <p>⑤ “建築時の帳簿上の面積・H17後の面積請求、のH23. 6. 22原因? 財産台帳 (土地) 387番増減現在の公簿・実測地積全4箇所173. 36㎡根拠補償契約S55 (X01~07) 付随130-2 (S55 N8~10, S55 X06, 496. 26㎡) 4 その他請求。</p> <p>⑥ S40・130-2形状のH17隣接変更と起案係長 “にじゅうんめーとる、130-2隣接開口回答根拠⑤不存在理由。地積測量以前公図で開口約39m, 0C~3C反転で形状正常に認識, 現況130-2, S55設計図0C~3Cの筆界が市道路工事資料五角形130-2立会係長後任, “杭動いていない、広聴に回答係長にコンパス作図130-2筆界請求。【H17の130-2同意書ボカシ写真三交点直線筆界登記S40・130-2証拠コンパスない申立人。】</p> <p>⑦ 【「水」上公民館目的の市・区画整理認</p>	<p>のS42改ざんS55年度捏造杭0C~3C等移動敷地認識の130-1 (1/2) 相続人と町内会長, (区画整理後) 130-2譲渡依頼手紙で杭移動公民館建築が行政でなされた指摘, 固定資産税基準地変更等でH22立会係長S56, H6町内会長証言根拠の行政文書大捜査。S55 X01~07, S55 X06, S55 N8~10根拠 (As) 活用, 発覚でも破線Asphalt上S55 X06~2CでS40筆界侵害なしH23. 6土地家屋調査士説明立会係長と推察】</p> <p>〔反転+杭移動〕は境界適正侵害なし目的先読買い取り請求 (130-2専用杭無断移動, H17忘却放置) H24. 3. 16~盛岡市長様の引継資料新係長珍問答に請求。</p> <p>⑧ 私用地侵害していない確認行政文書, 解消確認行政文書請求。</p>							

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
178-3		識のS42改ざんS55年度捏造杭0C～3C等移動敷地認識の130-1 (1/2) 相続人と町内会長、(区画整理後) 130-2譲渡依頼手紙で杭移動公民館建築が行政でなされた指摘、固定資産税基準地変更等でH22立会係長S56, H6町内会長証言根拠の行政文書大捜査。】S55 X01～07, S55 X06, S55 N8～10根拠 (As) 活用、発覚でも破線Asphalt上S55 X06～2CでS40筆界侵害なしH23. 6土地家屋調査士説明立会係長と推察】〔反転+杭移動〕は境界適正侵害なし目的先読買取り請求 (130-2専用杭無断移動, H17忘却放置) H24. 3. 16～盛岡市長様の引継資料新係長珍問答に請求。 ⑧ 【H17道路管理課路政係調査後地目現況市道の道路用地成果確認依頼, 土地調査書回答。321-5と321-6 (市道) 間に321-4 (私有地) 手摺H17発生, 】26盛水整第50-39号口径150私→市有地理設の誤字訂正と私有地侵害していない確認行政文書, 解消確認行政文書請求。 ⑨ H17立会した係長。H17. 12. 16用地係長境界協議立会復命書水路民地との境界確定にあたり法務局の要請により確定困難となっている箇所を立会し, 境界を確定させたと特記事項。B47 (130-3市宅地) B36 (NO. 4～7 130-1 反対側S56, H6会長水路) B43 (函渠工NO. 0～3) B30 (50-9基準地) B31, 32 (H23会長～H25会長近) B7 (北〇〇〇町第〇公民館) 等13ヶ所二次立会実施表, H17. 6. 13同復命書以降必要に応じて立会を行うこととする追記特記事項1次立会, 〇〇〇〇町813筆B1～47?。129, 130-1が木・1, P19, P20も確認同意で0C～3CS40現況認識土地家屋調査士, 法務局。"協議資料の公図・地積図・水路調査"をH23. 6. 23FAX "当時の調査素図資料"を請求。(130-1, 2, 129部分)	② "盛岡市財務規則第177条第1項の規定"を請求。 ⑨ H17立会した係長。H17. 12. 16用地係長境界協議立会復命書水路民地との境界確定にあたり法務局の要請により確定困難となっている箇所を立会し, 境界を確定させたと特記事項。B47 (130-3市宅地) B36 (NO. 4～7 130-1 反対側S56, H6会長水路) B43 (函渠工NO. 0～3) B30 (50-9基準地) B31, 32 (H23会長～H25会長近) B7 (北〇〇〇町第〇公民館) 等13ヶ所二次立会実施表, H17. 6. 13同復命書以降必要に応じて立会を行うこととする追記特記事項1次立会, 〇〇〇〇町813筆B1～47?。129, 130-1が木・1, P19, P20も確認同意で0C～3CS40現況認識土地家屋調査士, 法務局。"協議資料の公図・地積図・水路調査"をH23. 6. 23FAX "当時の調査素図資料"を請求。(130-1, 2, 129部分)	26. 8. 18 部分開示	⑨資料において特定の個人を識別できる情報が記録された部分	2号	26. 9. 4 送付	写し 送付	建設部 河川課	2枚
178-4			② 「0. 5」を1. 00理由根拠請求	26. 8. 14 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
178-5			③ S39河川法, 下水道法 (S33) 等占用許可歴 (As) 平面図添付1m幅橋 (3. 30㎡) と通路 (2. 88㎡) 初H23. 12. 9以外行政文書共に不存在, S42からあった橋をS55保障として設置伺い根拠下水道施設管理課に請求。	26. 8. 20 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
179-1	26. 8. 7	下記建物の建築計画概要書, 中間検査報告書, 完了検査報告書 所在: 岩手県盛岡市〇〇〇〇丁目〇番地〇, 〇番地〇 家屋番号: 〇番〇 住居表示: 岩手県盛岡市〇〇〇〇丁目〇番〇号	・建築計画概要書 (建築主: 〇〇〇〇) ・建築計画外証書 (建築主: 〇〇〇〇〇〇有限会社代表取締役 〇〇 〇〇)	26. 8. 21 全部開示			26. 8. 25 送付	写し 送付	都市整備部 建築指導課	6枚
179-2			・中間検査報告書	26. 8. 21 不開示 (不存在)					都市整備部 建築指導課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
179-3			・完了検査報告書	26.8.21 不開示 (不存在)					都市整備部 建築指導課	
180-1	26.8.8	平成26年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書（諸経費計算書、仮設材賃料計算書、一次単価表、二次単価表、三次単価表、四次単価表までの金入りのもの）	平成26年度盛岡市発注の以下工事の実施設計書一式 1) 林道塗沢線災害復旧その2工事 2) 林道科内沢線災害復旧工事	26.8.18 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.8.25	写し 交付	農林部 林政課	100枚 68枚
180-2		1) 林道塗沢線災害復旧その2工事 （開札日 2014年6月26日） 2) 林道科内沢線災害復旧工事 （開札日 2014年6月27日） 3) 都南中央処理分区第一工区污水管建設工事 4) 清水町外地下内配水管布設替工事 5) 南大通二丁目外地下内配水管布設替工事 （開札日 2014年7月1日） 6) 準用河川木伏川及び普通河川湯沢川河川災害復旧工事	平成26年度盛岡市発注の以下の工事の金入り設計書（諸経費計算書、仮設材診療計算書、一次単価表、二次単価表、三次単価表、四次単価表）までの金入りのもの 3) 都南中央処理分区第一工区污水管建設工事 （開札日 2014年7月1日） 10) 都南中央処理分区第二工区污水管建設工事 （開札日 2014年7月16日）	26.8.21 部分開示	1 単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満（年度版は1年未満）の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.8.25	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	110枚 104枚
180-3		7) 普通河川虫壁川河川災害復旧工事 （開札日 2014年7月10日） 8) 緑が丘二丁目外地下内配水管敷設工事 9) 都市基盤河川南川函渠設置工事 10) 都南中央処理分区第二工区污水管布設工事	次の工事に係る金額入設計書 ①清水町外地下内配水管布設替工事 ②南大通二丁目外地下内配水管敷設替工事 ③緑が丘二丁目外地下内配水管敷設工事	26.8.19 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.8.25	写し 交付	上下水道部 水道建設課	128枚 179枚 105枚
180-4		11) 盛岡市立緑が丘小学校校舎耐震補強工事 （開札日 2014年7月17日） 12) 市道岩手飯岡駅南公園線道路改良工事 （開札日 2014年7月29日）	平成26年度盛岡市発注工事に係る設計書（設計内訳書、一式内訳書、単価表、諸経費計算書） 工事名 (1) 準用河川木伏川及び普通河川湯沢川河川災害復旧工事 (2) 普通河川虫壁川河川災害復旧工事 (3) 都市基盤河川南川函渠設置工事	26.8.20 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.8.25	写し 交付	建設部 河川課	188枚 31枚 37枚
180-5			設計内訳書一式 工事名 盛岡市立緑が丘小学校校舎耐震補強工事	26.8.20 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.8.25	写し 交付	教育委員会 総務課	55枚
180-6			平成26年度「市道岩手飯岡駅南公園線道路改良工事」実施工事設計書	26.8.18 部分開示	1 単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.8.25	写し 交付	建設部 道路建設課	84枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
181	26.8.8	「上乙部ポンプ場非常用自家発電装置設置工事」の金入設計書 平成26年7月29日開札	金入り設計書 工事名 上乙部ポンプ場非常用自家発電装置 設置工事	26.8.22 部分開示	1 単価表中、価格調査法人 が発行する刊行物からの引 用で、発行から3月未満の単 価及び開示する事により当 該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格 算出の基礎となる当該金額 が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.8.29	写し 交付	上下水道部 浄水課	35枚
182	26.8.11	○第一種動物取扱業登録者一覧 ・氏名・事業所(名称,所在地)・責任者氏 名・動物の種類,数・登録年月日・登録番 号・種別 ○トリミングカーを使用して移動トリミング を営んでい業者の名簿	平成26年8月1日時点の第一種動物取扱業登録 事項の一覧。ただし、氏名又は名称,所在 地,動物取扱責任者氏名,主として取り扱う 動物の種類及び数,登録年月日,登録番号並 びに種別。	26.8.25 全部開示			26.9.1 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	6枚
183	26.8.11	市内南大通二丁目の道水路調査丈量図	市内南大通二丁目の道水路調査丈量図	26.8.19 全部開示			26.8.20	写し 交付	建設部 用地課	4枚
184-1	26.8.12	盛岡市立巻堀中学校校舎増築(機械設備)工 事 仁王地区活動センター建設(機械設備)工 事 盛岡市立向中野小学校増築第1期(機械設備 工事 金額入り設計内訳書	設計内訳書一式 工事名 盛岡市立巻堀中学校校舎増築(機械設備)工 事 盛岡市立向中野小学校増築第1期(機械設備 工事	26.8.20 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.8.26	写し 交付	教育委員会 総務課	40枚 21枚
184-2			設計内訳書一式 工事名:仁王地区活動センター建設(機械設 備)工事	26.8.21 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.8.26	写し 交付	市民部 市民協働推 進課	17枚
185-1	26.8.12	1 ソーラーガーデン姫神の業者選定に関する 文書 2 貸借契約書一式 3 他ソーラーに関する文書全て	・盛岡市ユートランド姫神隣接地カソーラー設置運営 事業に係る企画提案の募集について ・ユートランド姫神隣接地カソーラー設置運営に関す る基本協定の締結について ・土地使用契約の締結について/ユートランド姫神 隣接地カソーラー事業用地	26.8.21 全部開示			26.8.25	写し 交付	環境部 環境企画課	58枚
185-2			盛岡市ユートランド姫神隣接地カソーラー設置運営事 業に係る最優秀企画提案者の選定結果につい て	26.8.21 部分開示	最優秀企画提案者以外の応 募事業者の名称及び前応募 事業者の提案資料	3号	26.8.25	写し 交付	環境部 環境企画課	12枚
186-1	26.8.12	① S55雨水渠工事曳家補償公民館8C~9C・20 m構造物取り壊し処分工のS42・X01~X05 排水施設工事の行政文書請求。(保存期間切 理由付)	① S55雨水渠工事曳家補償公民館8C~9C・20 m構造物取り壊し処分工のS42・X01~X05 排水施設工事の行政文書請求。(保存期間切 理由付)	26.8.26 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
186-2		② 水整50-42不存在, S42保障のS55雨水渠上 のH23.12.9占用許可橋(1m)伺, 曳家(26 盛水施第34号)下水道施設管理課にS42保障 根拠請求。 ③ S55消失(H26.8.12回答)口径150更正後	③ S55消失(H26.8.12回答)口径150更正後 の下水道台帳図請求。H17 321-4緑手摺内 ではなく現261市道旧321-6内敷設管かの確認	26.8.26 全部開示			26.9.4 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	2枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
186-3		の下水道台帳図請求。 ④ 五角形130-2表示, 河川課提供線路側道路 工事行政文書請求。3回開示五角形130-2平 面図不存在河77号。○○○○町全体図請求。	② 水整50-42不存在, S42保障のS55雨水渠上 のH23.12.9占用許可橋(1m)伺, 曳家(26 盛水施第34号)下水道施設管理課にS42保障 根拠請求。	26.8.25 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
186-4		⑤ 河77号~79号S55 N8→S40・1C(反As・ 2C)土台, S55 N9→S40・2C(反As・1C)床 下, S55 N10→(As)曳家ノーマル行政文書 再請求。 ⑥ X01~X07, N8~10 plastic “盛岡市、刻 印確認業務連絡表請求。25盛河第30号境界杭 はある(H21.7.30)。N10 H23根拠行政文書 請求。 ⑦ H17法第14条地図作成確認同意書(0C~ 3C, 木・1コンクリートB1433C)26盛河第77 号不存在再請求。 ⑧ H23はH17根拠0C~3C不動産調査報告書, 杭は動いていない後任河川係長主張, アブ ノーマルH17, H23現三期目行政隠蔽⑤請求。 【F49~X03~反As.2C=S40・1C~MC3横断図≡ NC.10横断図/K47 B0987C~〰〰〰反As・ 1C=S40・2C ~2C/S55 N10-⑤=S40・3C/C41 ~F50~S42・1C~MC4横断図】	④ 五角形130-2表示, 河川課提供線路側道路 工事行政文書請求。 ⑤ 河77号~79号S55 N8→S40・1C(反As・ 2C)土台, S55 N9→S40・2C(反As・1C)床 下, S55 N10→(As)曳家ノーマル行政文書 再請求。 ⑥ X01~X07, N8~10 plastic “盛岡市、刻 印確認業務連絡表請求。25盛河第30号境界杭 はある(H21.7.30)。N10 H23根拠行政文書 請求。 ⑧ H23はH17根拠0C~3C不動産調査報告書, 杭は動いていない後任河川係長主張, アブ ノーマルH17, H23現三期目行政隠蔽⑤請求。	26.8.26 不開示 (不存在)				建設部 河川課		
186-5			⑦ H17法第14条地図作成確認同意書(0C~ 3C, 木・1コンクリートB1433C)26盛河第77 号不存在再請求。	26.8.26 全部開示			26.9.4 送付	写し 送付	建設部 河川課	4枚
187	26.8.14	① 【H26.7.24後都市整備部公園みどり(訂 正)前任河川管理係長課 “盛岡市、刻印現地 確認写真撮影の請求行政文書不存在の要請電 話回答(8.13)は “B1350C~B1353C盛岡市刻 印B1433Cはみつけれなかった。〃 法務局写 真通り, 不動産調査報告書通りS40分筆130-2 境界新設なく既存B1350C~B1353C活用分筆で 盛岡市も含めH17以前の地積測量図なし。】 26盛広第61号河川課(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8) と(1)以外全部業務怠慢の新旧町内会公民 館, (6)水路の占用等の許可に関する行政文 書請求。(6)水路の維持管理に関する行政文 書請求。(7)水路台帳その他水路等に係る資 料の整備に関する行政文書請求。(8)工事及 び建設関連業務委託の検査に関するS55年度	26盛広第61号河川課(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8) と(1)以外全部業務怠慢の新旧町内会公民 館, (6)水路の占用等の許可に関する行政文 書請求。(6)水路の維持管理に関する行政文 書請求。(6)水路の維持管理に関する行政文 書請求。(7)水路台帳その他水路等に係る資 料の整備に関する行政文書請求。(8)工事及 び建設関連業務委託の検査に関するS55年度	26.8.27 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		雨水渠工事以外の行政文書請求。B1433Cはみつけれなかった係長に請求。【開示請求「同意書、理由不存在の未回答のH17法第14条地図作成130-1, 2近辺土地調査書請求「杭」と「境界、区別要請のB1433Cみつけれなかった放置理由は支障がない、管理上困らないから回答係長と、7月はS55設計図15P, 14Pコピー不存在, 8.13日は補償契約書コピー不存在で電話。8月12日建設第二係長（水整）に広聴係長申し立てFAX廻送漏れ指摘, S55設計者在籍記憶にない回答水整理理由から。】								
188	26.8.14	市道洞清水中村線道路改良工事 開札日平成26年6月3日 上記に関する金入設計図書	平成26年度「市道洞清水中村線道路改良工事」実施工事設計書	26.8.21 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.8.26	写し 交付	建設部 道路建設課	49枚
189-1	26.8.15	① 河川課提供五角形130-2平面図行政文書保管切の線路側道路工事の年度と〇〇〇〇町全体図（境界番号表示）道路管理課に請求。 ② 24盛道管第151号H17法第14条地図成果確認伺添付「地番132-12～332-3」の前後ページ部分請求。	② 24盛道管第151号H17法第14条地図成果確認伺添付「地番132-12～332-3」の前後ページ部分請求。	26.8.27 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	2枚
189-2		③ ②添付土地調査書は「一私も本境界点の確認に同意する。」だが26盛河第77及び78号「確認同意書、理由不存在と電話回答河川課管理係長（26.8.13）、土地調査書不添付担当の用地課にH17法第14条地図土地調査書請求。 ④ 26盛広第61号用地課(5)水路の境界確認に関する事務, 129, 130隣接境界確認立会行政文書全請求。（大正10年後）	①〇〇〇〇町全体図（境界番号表示）	26.8.27 部分開示	測量実測図中の個人の氏名が記録された部分。	2号	26.9.8 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	6枚
189-3			①河川課提供五角形130-2平面図行政文書保管切の線路側道路工事の年度	26.8.27 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
189-4		⑤ 管財課(5)境界の変更に関する事, (1)行政財産の管理の総括及びに普通財産の管理	④ 26盛広第61号用地課(5)水路の境界確認に関する事務, 129, 130隣接境界確認立会行政文書全請求。（大正10年後）	26.8.25 不開示 (不存在)					建設部 用地課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
189-5		及び処分に関する事、(1)、(5)のS40、S42、S55のB1471I(Cでない、見なかった)、B1472R(Cでない、見なかった)、B1433C(境界みつけれなかった)、B1350C、B1351C、B1352C、B1353C、隣の境界、その隣の境界の行政文書請求。"盛岡市刻印H26.7.24?B1350C~53C写真撮影河川課管理係長、" ⑥(1)の管財課、H23.6.21約2時間行政財産「水」は河川課管理の大正10年移管で普通財産でないので関係ない(26盛広第22号)、S42 X01~07、173.36㎡?行政財産の行政文書請求。 ⑦ 大正移管の行政財産図面請求。用途廃止できない行政財産S55曳家補償契約敷地X01~07(N8~10)173.36㎡?行政文書請求。	「⑤ 管財課(5)境界の変更に関する事、(1)行政財産の管理の総括及びに普通財産の管理及び処分に関する事、(1)、(5)のS40、S42、S55のB1471I(Cでない、見なかった)、B1472R(Cでない、見なかった)、B1433C(境界みつけれなかった)、B1350C、B1351C、B1352C、B1353C、隣の境界、その隣の境界の行政文書請求。"盛岡市刻印H26.7.24?B1350C~53C写真撮影河川課管理係長、"に係る行政文書として、地積測量図	26.8.26 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	総務部 管財課	1枚	
189-6		⑧ H23.6.22FAX建築時の敷地と帳簿上の地積、H17後の地積請求無回答後の8.24 173.36㎡だがH23.10.8所管換前行政財産部分日付、地積歴全請求。10.28財産台帳(土地)増減の所管換前行政財産部分請求。 ⑨ 26盛河第79号⑧後半脱落(S42 X01~07、S55年度X01~07、N8~10の所管換調書3か4。その他行政文書請求(H23.10.28)⑥⑦⑧根拠)再請求。S42.X01~07、N8~10、S55年度X01~07、N8~10の"所管換調書3か4その他"添付行政文書請求。 ⑩ ⑨の⑧再請求。筆界確認全無のS40分筆後のB1350C~53C 130-2地積測量図請求とは8.13送付FAX全"盛岡市刻印現地確認写真撮影(7.24?)行政文書化しない電話回答前みどり係長、S40分筆既設4境界活用証拠で大正10年譲与現況H17土地調査書なら筆界移動なし証拠請求となる。逆に木・1(H13前みどり係長推定五角形130-2)現B1433C管理係長みつけれなかったが支障ない、管理上困らないから木・1請求行政文書不存在回答。 ⑪ ⑩の26盛河第78号③木・1現B1433Cの盛岡市刻印確認撮影行政文書と大正移管後木・1になった経緯S55設計図不存在経緯、B1471I、B1472R大正移管Cでない経緯行政文書再請求。【8.13回答?はキノコ境界"盛岡市、刻印象】	⑤ 管財課(5)境界の変更に関する事、(1)行政財産の管理の総括及びに普通財産の管理及び処分に関する事、(1)、(5)のS40、S42、S55のB1471I(Cでない、見なかった)、B1472R(Cでない、見なかった)、B1433C(境界みつけれなかった)、B1350C、B1351C、B1352C、B1353C、隣の境界、その隣の境界の行政文書請求。 ⑥(1)の管財課、H23.6.21約2時間行政財産「水」は河川課管理の大正10年移管で普通財産でないので関係ない(26盛広第22号)、S42 X01~07、173.36㎡?行政財産の行政文書請求。 ⑦ 大正移管の行政財産図面請求。用途廃止できない行政財産S55曳家補償契約敷地X01~07(N8~10)173.36㎡?行政文書請求。 ⑧ H23.6.22FAX建築時の敷地と帳簿上の地積、H17後の地積請求無回答後の8.24 173.36㎡だがH23.10.8所管換前行政財産部分日付、地積歴全請求。10.28財産台帳(土地)増減の所管換前行政財産部分請求。 ⑩ ⑨の⑧再請求。 ⑪ ⑩の26盛河第78号③木・1現B1433Cの盛岡市刻印確認撮影行政文書と大正移管後木・1になった経緯S55設計図不存在経緯、B1471I、B1472R大正移管Cでない経緯行政文書再請求。 ⑫ X01~07、N8~10盛岡市刻印ないplastic町内会提供回答のS55式地図請求。	26.8.27 不開示 (不存在)						建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
189-7		⑫ 給水番号新設「457、459、S43.4.16収受だが1番から500番の新設年請求。【給排水課（盛岡市上下水槽局の組織及び運営等に関する規程）(1)給水装置工事の申し込みの受付及び承認に関すること。S42.10「25527、幹せん」の「457、459】 ⑬ 14P平面図と横断面境界乖離、平面図境界と130-2隣接-**-*-境界乖離、S55設計責任者「記憶にない」回答と水整電話（8.12）、130-2通路上「水」旧公民館指摘あった発掘係長2回証言行政文書不存在は納得、H25.2.3、6月関係課協議水整脱落、立会係長「昭和55年下水道工事に支障があることから下水道整備課で曳き家をして現在の位置」のみ、設計者在任報告行政文書請求。（開示行政文書で請求者確認）【水整にFAX廻送依頼一応説明電話。】 ⑭ H23.6.22「官地に39m・・・一行エラー等送付依頼FAX立会係長24日「にじゅううんめーとるだ」「39mじゃないの？沈黙。」「H26.8.13前みどり係長「26メートルだろ。公民館の間口だ。オレが訂正する。大失言。130-2反転と境界移動ないと不可能S42・X07	⑯ ②添付土地調査書は「一私も本境界点の確認に同意する。」「だが26盛河第77及び78号「確認同意書」理由不存在と電話回答河川課管理係長（26.8.13）、土地調査書不添付担当の用地課にH17法第14条地図土地調査書請求。 ⑰ 26盛河第79号⑧後半脱落再請求。	26.8.27 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	建設部 河川課	5枚
189-8		⑬ 14P平面図と横断面境界乖離、平面図境界と130-2隣接-**-*-境界乖離、S55設計責任者「記憶にない」回答と水整電話（8.12）、130-2通路上「水」旧公民館指摘あった発掘係長2回証言行政文書不存在は納得、H25.2.3、6月関係課協議水整脱落、立会係長「昭和55年下水道工事に支障があることから下水道整備課で曳き家をして現在の位置」のみ、設計者在任報告行政文書請求。（開示行政文書で請求者確認）【水整にFAX廻送依頼一応説明電話。】 ⑭ H23.6.22「官地に39m・・・一行エラー等送付依頼FAX立会係長24日「にじゅううんめーとるだ」「39mじゃないの？沈黙。」「H26.8.13前みどり係長「26メートルだろ。公民館の間口だ。オレが訂正する。大失言。130-2反転と境界移動ないと不可能S42・X07	専用給水装置の1号及び第500号の新設年のわかる行政文書	26.8.26 部分開示	給水装置施設工事調書のうち、特定の個人の氏名が記録された部分。	2号	26.9.8 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	2枚
189-9		⑬ 14P平面図と横断面境界乖離、平面図境界と130-2隣接-**-*-境界乖離、S55設計責任者「記憶にない」回答と水整電話（8.12）、130-2通路上「水」旧公民館指摘あった発掘係長2回証言行政文書不存在は納得、H25.2.3、6月関係課協議水整脱落、立会係長「昭和55年下水道工事に支障があることから下水道整備課で曳き家をして現在の位置」のみ、設計者在任報告行政文書請求。（開示行政文書で請求者確認） ⑭ H23.6.22「官地に39m・・・一行エラー等送付依頼FAX立会係長24日「にじゅううんめーとるだ」「39mじゃないの？沈黙。」「H26.8.13前みどり係長「26メートルだろ。公民館の間口だ。オレが訂正する。大失言。130-2反転と境界移動ないと不可能S42・X07	⑬ 14P平面図と横断面境界乖離、平面図境界と130-2隣接-**-*-境界乖離、S55設計責任者「記憶にない」回答と水整電話（8.12）、130-2通路上「水」旧公民館指摘あった発掘係長2回証言行政文書不存在は納得、H25.2.3、6月関係課協議水整脱落、立会係長「昭和55年下水道工事に支障があることから下水道整備課で曳き家をして現在の位置」のみ、設計者在任報告行政文書請求。（開示行政文書で請求者確認）	26.8.29 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備課	2枚
190	26.8.15	医療法人友愛会（盛岡市永井12-10）の過去3期分に係る下記書類一式 （財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書）	平成23年度から平成25年度までの医療法人友愛会の決算関係書類。 （1）財産目録（2）貸借対照表（3）損益計算書（4）監事監査報告書	26.8.25 部分開示	監事の監査報告中、監事の個人の印影	2号	26.8.25	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	12枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
191	26.8.15	① H23.6.22 “官地に39m・・・” 一行エ ラー等送付依頼FAX立会係長24日 “にじゅう うんめーとるだ、 “39mじゃないの？沈黙。 ” H26.8.13前みどり係長 “26メートルだろ。 公民館の間口だ。オレが訂正する。” 根拠の 行政文書請求。H23.8.24 X01～07, N10杭町 内会保管回答とN8, N9不存在でN10使用理由 根拠の河川課（盛岡市市長部局の行政組織及 び運営等に関する規則第9条） (4)(5)(6)(7)(8)行政文書請求。【 “いいか げんだ、給水竣功図 “25527、敷地以外開 示行政文書で確認不可能（H23.6.24現在）地 積測量図9/1作成。建物0.91×19（S42,S56） 0.91×21（H6,課税台帳H24）0.19×23（消防 査察台帳。） 曳家26.3mで開口不明。五角形 R31～30開口34m（法務局提案前,H17土地調 査書提出）130-2で “にじゅううんめーとる だ、？行政文書X01～07 N8～N10請求理由。 129-7不動明王C.43近辺法務局S40・130-2筆 界前ミドリ係長】	① H23.6.22 “官地に39m・・・” 一行エ ラー等送付依頼FAX立会係長24日 “にじゅう うんめーとるだ、 “39mじゃないの？沈黙。 ” H26.8.13前みどり係長 “26メートルだろ。 公民館の間口だ。オレが訂正する。” 根拠の 行政文書請求。H23.8.24 X01～07, N10杭町 内会保管回答とN8, N9不存在でN10使用理由 根拠の河川課（盛岡市市長部局の行政組織及 び運営等に関する規則第9条） (4)(5)(6)(7)(8)行政文書請求。	26.8.27 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
192-1	26.8.18	① 盛岡市法定外道路条例（H14）請求。 ② 道路管理課分掌事務 “(3)法定外道路の管 理、に〇〇〇〇町函渠工上130-1,3及び387公 民館Asphaltへの道路現況行政文書請求。大 正10年移管後行政文書歴請求。	① 盛岡市法定外道路条例（H14）請求。 ⑦ H17法第14条第1項の⑤の(5)用地課は建設 部分掌事務行政文書請求。	26.8.27 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	建設部 用地課	3枚
192-2		③ ②の部分の大正10年移管後都市河川課 （水路として）用地課（里道として）移管歴 行政文書請求。26盛道管第57号（水路工事, 雨水渠築造工事補償敷地土地画整理事業, 道路改良事業など他事業課S42,S55年度道路 行政文書不存在）,26盛道管第91号（75号 ⑬通路管理課移管行政文書不存在） ④ 用地課分掌事務 “(4)法定外道路のうち, 里道等に係る占用許可,境界確認等の財産管 理に関する事務、②S55函渠工部分含む現387 から市道261への1m橋等,大正10年移管後法 定外公共物（里道）など行政文書請求。下水 道法（S33）河川法（S39）移管後法定外公共 物（水路）以前の行政文書請求。（占用許可 等） ⑤ ④の “(5)－水路の協会確認に関する事務	② 道路管理課分掌事務 “(3)法定外道路の管 理、に〇〇〇〇町函渠工上130-1,3及び387公 民館Asphaltへの道路現況行政文書請求。大 正10年移管後行政文書歴請求。 ③ ②の部分の大正10年移管後都市河川課 （水路として）用地課（里道として）移管歴 行政文書請求。26盛道管第57号（水路工事, 雨水渠築造工事補償敷地土地画整理事業, 道路改良事業など他事業課S42,S55年度道路 行政文書不存在）,26盛道管第91号（75号 ⑬通路管理課移管行政文書不存在） ④ 用地課分掌事務 “(4)法定外道路のうち, 里道等に係る占用許可,境界確認等の財産管 理に関する事務、②S55函渠工部分含む現387 から市道261への1m橋等,大正10年移管後法 定外公共物（里道）など行政文書請求。	26.9.1 不開示 (不存在)				建設部 道路管理課		

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
192-3		<p>㉖ のH17境界協議立会復命書B36 (NO.4~7水路)とB36土地調査書請求。協議資料にS55年度雨水渠設計図書(補償契約曳家移転NO.8~9から26.3m)法務局に申請確認行政文書請求。</p> <p>㉗ ㉖の要請なかったNO.4~21水路土地調査書請求。法務局協議確認のS55年度雨水渠設計図書補償契約曳家移転記載行政文書請求。</p> <p>㉘ H17法第14条第1項の㉖の(5)用地課は建設部分掌事務行政文書請求。上下水道局分掌事務行政文書請求。</p> <p>㉙ H23.8.8法務局提案130-2隣接現況同意書法務局調査130-1依頼報告業務連絡表等資料請求新河川管理係長に。H26.8.13ボケ写真提供拒否後、盛岡市法務局調査入手同資料請求。(4月から担当〇〇様法務局)</p> <p>㉚ 迎え日現地は何度も、B1433C見つけられなかった木・1五角形130-2、B1450C~53C曲がっている失言どおりB1452C~53C法面理由だけでない?印象H20公図反転でノーマル新河川管理係長。S40分筆は大正移管B1450C~53C活用大正法面対応境界、アブノーマルB1450C~53C, B1433C, B1471I, B1472R等を含めた現況境界行政文書請求。</p> <p>㉛ H23.7.17 S55年度雨水渠設計図ない。</p> <p>8.13 補償契約書、曳家移転図ない、新河川管理係長 入手に時間がかかるコピー、広聴仲介電話回答中 全設計図書設計〇〇、監督員技師〇〇〇〇、H26在任者の(法定外公物出入口違反指摘あった、立会河川管理係長H24.4.26回答水整行政文書なし) H22~23証言部分資料請求X01~07, N8~10杭S40現況回復証言部分も。</p> <p>㉜ S55年度雨水渠設計図15P, 14P双方課長,</p>	<p>㉜ 下水道法 (S33) 河川法 (S39) 移管後法定外公物(水路)以前の行政文書請求。</p> <p>㉝ 協議資料にS55年度雨水渠設計図書(補償契約曳家移転NO.8~9から26.3m)法務局に申請確認行政文書請求。</p> <p>㉞ 法務局協議確認のS55年度雨水渠設計図書補償契約曳家移転記載行政文書請求。</p> <p>㉟ H23.8.8法務局提案130-2隣接現況同意書法務局調査130-1依頼報告業務連絡表等資料請求新河川管理係長に。H26.8.13ボケ写真提供拒否後、盛岡市法務局調査入手同資料請求。</p> <p>㊱ S40分筆は大正移管B1450C~53C活用大正法面対応境界、アブノーマルB1450C~53C, B1433C, B1471I, B1472R等を含めた現況境界行政文書請求。</p> <p>㊲ 8.13 補償契約書、曳家移転図ない、新河川管理係長 入手に時間がかかるコピー、広聴仲介電話回答中 全設計図書設計〇〇、監督員技師〇〇〇〇、H26在任者の(法定外公物出入口違反指摘あった、立会河川管理係長H24.4.26回答水整行政文書なし) H22~23証言部分資料請求X01~07, N8~10杭S40現況回復証言部分も。</p>	26.8.29 不開示 (不存在)						建設部 河川課	
192-4			<p>㉜ ㉝の(5)一水路の協会確認に関する事務</p> <p>㉖ のH17境界協議立会復命書B36 (NO.4~7水路)とB36土地調査書請求。</p> <p>㉗ ㉖の要請なかったNO.4~21水路土地調査書請求。</p>	26.8.29 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	建設部 河川課	6枚	
192-5			<p>㉘ 上下水道局分掌事務行政文書請求。</p>	26.8.27 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	上下水道部 総務課	9枚	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
192-6		課長補佐、係長、設計、製図、写図空白、実施設計書、第一回変更設計書双方設計及川監督空白、監督員の工程表について（通知）、補償契約書調査係○○○○、国庫補助事業実施設計書審査願○○○○及川 15P、14P。 H26.8.12全設計図書開示、在任設計、監督員に聞き取り行政文書開示請求担当建設第二係長に請求。【資料広聴廻送のはず。】 ⑫ “昭和55年に下水道工事に支障があることから下水道整備課で曳き家をして現在の位置になった。”立会河川係長報告に2、3、6月期限対応関係課協議、申し立て文書廻送先に水整回避のノンストッパー広聴の8.12建設第二係長設計、監督員聞き取り行政文書請求。 ⑬ “境界は動いていない”広聴に報告新河川管理係長、S40分筆B1340C～43Cは大正移管“盛岡市”刻印そのまま活用確認の	⑪ S55年度雨水渠設計図15P、14P双方課長、課長補佐、係長、設計、製図、写図空白、実施設計書、第一回変更設計書双方設計及川監督空白、監督員の工程表について（通知）、補償契約書調査係○○○○、国庫補助事業実施設計書審査願○○○○○○○ 15P、14P。 H26.8.12全設計図書開示、在任設計、監督員に聞き取り行政文書開示請求担当建設第二係長に請求。【資料広聴廻送のはず。】 ⑫ “昭和55年に下水道工事に支障があることから下水道整備課で曳き家をして現在の位置になった。”立会河川係長報告に2、3、6月期限対応関係課協議、申し立て文書廻送先に水整回避のノンストッパー広聴の8.12建設第二係長設計、監督員聞き取り行政文書請求。	26.8.26 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	
192-7		H26.7.24?現況境界は大正移管境界で五角形130-2線路側道路資料(H13推測係長)木・1のH17・B1433C(H23.8.24 B1350Cから1.293地積測量図)S55設計図説明?見つけられなかった現地報告等広聴聞き取り行政文書請求。	⑬ “境界は動いていない”広聴に報告新都市河川係長、S40分筆B1340C～43Cは大正移管“盛岡市”刻印そのまま活用確認の H26.7.24?現況境界は大正移管境界で五角形130-2線路側道路資料(H13推測係長)木・1のH17・B1433C(H23.8.24 B1350Cから1.293地積測量図)S55設計図説明?見つけられなかった現地報告等広聴聞き取り行政文書請求。	26.9.1 不開示 (不存在)				市長公室 広聴広報課		
193	26.8.20	岩手県盛岡市のばい煙発生施設一覧 (事業場名、所在地、施設の種類の、燃料)	ばい煙発生施設一覧表	26.8.28 全部開示			26.9.2	写し 交付	環境部 環境企画課	CD-R
194-1	26.8.20	① 木・1 現B1433C “埋れ筆界見つけた。盛岡市刻印なし。”H17民間(130-1、129)確認同意(理由の土地調査書)だ。“初代目時市長M22～だが口のすべった”昭和、盛岡市刻印筆界行政文書(歴)請求。 ② ①と違いH17民間129のみ確認同意理由全体土地調査書になる130-1、2のB1350C近辺から移動?B1471I、130-1 B1433C延長線上B1472R plastic “Cでない、見なかった(盛岡市刻印)”経緯行政文書請求。【盛岡市刻印筆界管理係長様に。】 ③ “盛岡市刻印筆界と民間杭並んでのもあった”一般的に延長線上移動OKは、130-2筆界大失態原因の盛岡市刻印B1350C～53C既設筆界活用S40分筆EASYに、4月S55設計図書	①初代目時市長M22～だが口のすべった“昭和、盛岡市刻印筆界行政文書(歴)請求。 ② ①と違いH17民間129のみ確認同意理由全体土地調査書になる130-1、2のB1350C近辺から移動?B1471I、130-1 B1433C延長線上B1472R plastic “Cでない、写真とってない”経緯行政文書請求。 ③ “盛岡市刻印筆界と民間杭並んでのもあった”一般的に延長線上移動OKは、130-2筆界大失態原因の盛岡市刻印B1350C～53C既設筆界活用S40分筆EASY(COME, EASY GO)EASY(REVERSE)に、4月S55設計図書(補償契約書含む)8.13全コピー入手前新管理係長7月広聴に“ (筆界)杭動いていない”回答根拠行政文書請求。	26.8.29 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
194-2		(補償契約書含む) 8.13全コピー入手前新管理係長7月広聴に「(筆界)杭動いていない」回答根拠行政文書請求。【大量の写真含む資料環境らしい】	④ 総1-192⑤B47 (五角形130-2地図1325, 131-3宅地, 131-4宅地)のH17筆界協議立会復命書と土地調査書請求。	26.8.29 全部開示			26.9.8 送付	写し 送付	建設部 河川課	
194-3		④ 総1-192⑤B47 (五角形130-2地図1325, 131-3宅地, 131-4宅地)のH17筆界協議立会復命書と土地調査書請求。 ⑤ 同上(総1-192)②道路法(S27)後, 法定外公共物水路, 里道(市道255~水路~130-1~水路~市道261)行政文書請求。	⑤ 同上(総1-192)②道路法(S27)後, 法定外公共物水路, 里道(市道255~水路~130-1~水路~市道261)行政文書請求。	26.9.1 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
194-4		⑥ 同上(総1-192)③通路管理課移管行政文書不存在, ④⑤, B36, S55設計図(255から130-1への函渠工給水幹線引込)盛岡税務署準用錯誤130-3用固定資産税路線価130-1私道現況(公図不存在)資産税課, S42, S55, H21, H23, 現在水路占用許可歴不存在総1-192③盛道管第91号から「130-2法定外公共物出入口指摘あった」立会河川課管理係長証言聞き取りS55設計者在任根拠。前ミドリ係長「占用許可申請後の事」回答H26.8.13公民館以前に「通してもらおう130-1」が違法状況15-84(公民館も含め)昭和40.9.3後の対処25盛道管第38号南からの通路占用許可15-84に請求しない根拠行政文書請求。【387公民館は検討中らしいが】	⑥ 同上(総1-192)③通路管理課移管行政文書不存在, ④⑤, B36, S55設計図(255から130-1への函渠工給水幹線引込)盛岡税務署準用錯誤130-3用固定資産税路線価130-1私道現況(公図不存在)資産税課, S42, S55, H21, H23, 現在水路占用許可歴不存在総1-192③盛道管第91号から「130-2法定外公共物出入口指摘あった」立会河川課管理係長証言聞き取りS55 H16設計者在任根拠。前ミドリ係長「占用許可申請後の事」回答H26.8.13公民館以前に「通してもらおう130-1」が違法状況15-84(公民館も含め)昭和40.9.3後の対処25盛道管第38号南からの通路占用許可15-84に請求しない根拠行政文書請求。	26.8.29 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
195	26.8.20	別紙記載法人直近の決算書(事業報告書, 貸借対照表, 損益計算書)(医)誠心会ほか9法人	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算書関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書未提出分(誠心会)は除く。	26.8.28 全部開示			26.9.9	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	29枚
196-1	26.8.20	以下の工事名の金額入り設計書(一次, 二次, 三次, 四次代価表, 機械代価表, 諸経費計算書等全ての代価表に金額が入っているもの)とそれに係わる仮設材供用日数計算書, 水替日数計算書, 交通整理員配置人計画書, 施工日数工程表等設計図書全て(当初設計書)	平成26年度盛岡市発注工事に係る設計書(設計内訳書, 一式内訳書, 単価表, 諸経費計算書, 仮設工に係る終了計算書) 工事名 都市基盤河川南川函渠設置工事	26.8.29 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.9.1	写し 交付	建設部 河川課	40枚
196-2		平成26年度「・市道岩手飯岡南公園線道理改良工事」実施設計書 平成26年6月20日公告 ・都市基盤河川南川橋梁設置工事 平成26年7月10日公告 ・市道岩手飯岡南公園線道理改良工事 平成26年7月18日公告 ・神沢田線街路築造及び宅地造成等工事	平成26年度「・市道岩手飯岡南公園線道理改良工事」実施設計書	26.8.27 部分開示	1 単価表中, 価格調査法人が発行する刊行物からの引用で, 発行から3月未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.9.1	写し 交付	建設部 道路建設課	84枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
196-3			平成26年7月18日公告 「榊沢田線街路築造及び宅地造成等工事」金 額入り設計書	26.8.28 部分開示	1 単価表中、価格調査法人 が発行する刊行物からの引 用で、発行から3月未満の単 価及び開示する事により当 該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格 算出の基礎となる当該金額 が明確になる金額の部分。	3号 5号	26.9.1	写し 交付	都市整備部 市街地整備 課	68枚
197	26.8.20	高松公園園路広場整備工事 金入設計書・鏡・設計内訳書・一式当り内 訳書・一次単価表・二次単価表・積算条件確 認書（内訳書）	金入設計書（鏡・設計内訳書・内訳書・単価 表・積算条件確認書 高松公園園路広場整備工事	26.9.1 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.9.3	写し 交付	都市整備部 公園みどり 課	120枚
198-1	26.8.21	① 添付の`30862、給水装置工事竣功図市道 255側～水路～130-1への雨水渠構造図、引込 図部分の行政文書請求。【H26.7新河川管理 係長業者ミス回答確認。】	① 添付の`30862、給水装置工事竣功図市道 255側～水路～130-1への雨水渠構造図、引込 図部分の行政文書請求。	26.8.28 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
198-2		② H13、H23の`25527、給水装置工事竣功図 請求。 ③ H13道路工事、測定の南から通路と130-1 近辺舗装Asphalt、S55消失杭再生等の管理記 録請求。 ④ H23.6町内会測量同意後の水洗化拒否の改 築、改装等建物の管理記録請求。【387敷地 外の補償契約にない物置撤去指示0.91×22消 防査察台帳町内会長証言。出入口変更立会係 長誤の占用許可不存在に。】	①⑩のS55・X01～07、N8～10設計図請求。	26.8.28 部分開示	・平面図中の個人名、水栓 番号、ガス使用者番号	2号	26.9.16 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	3枚
198-3		⑤ ④建物入口近辺までの町内会平面図破線 Asphalt化設計根拠図請求。【下水道台帳図 未記載中。】	② H13の専用給水装置25527号の竣功図	26.9.4 部分開示	給水装置新設工事調書のう ち、特定の個人の氏名が記 録された部分。	2号	26.9.16 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	1枚
198-4		⑥ H23.8か不明だが土台B1351C・S40のN8、 床下B1352C・S40のN9写真等資料請求。 ⑦ B1353C・S40のN10現在地へのH23.8跡の (As)表示平面図Asphalt欠落写真資料請 求。	② H23の専用給水装置25527号の竣功図	26.9.4 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	
198-5		⑧ `25527、(S42.10.4新設)幹線`457、 `459、(S43.4.16新設)申込者はH18閉鎖地 図A消失`30862、(H45.3.14新設)、S40 130-2分筆者でH13.3所有者変更届(相続)だ が所有変更届`25527、確認出来ない自治公 民館の町内会長交代の届出行政文書請求。 ⑨ H13・K56道路工事平面図の現公図不存 在、H26.7`確認出来なかった、前〇〇〇無	⑤ ④建物入口近辺までの町内会平面図破線 Asphalt化設計根拠図請求。【下水道台帳図 未記載中。】	26.9.1 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
198-6		<p>視係長、130-1と盛岡市刻印資料根拠のH13・K56道路管理課（河川課所管に属するもの除くだが資料あり）道路建設課に根拠盛岡市刻印資料請求。盛岡市刻印確認130-1全部分前ミドリ無視係長に請求。</p> <p>⑩ ⑨は①原因の前ミドリ係長資料の“30862、竣功図K56表示、⑧H18閉鎖地図AでH18の公図130-3はH13、K11、12、21、22移動しC33（発生不明の）～C1、K56逆ピーク消失C27逆ピーク移動。S55全設計図給水図破線誤表示、130-3位置が違う、15-84旧公民館含め誤表示設計監督在任H23立会係長聞き取り行政文書請求。</p> <p>⑪ ⑩のS55・X01～07、N8～10設計図請求。 【Xを（As）目的S55設計で“オレが訂正する”は“〇〇〇〇が訂正する”に訂正。】</p> <p>⑫ 盛岡市刻印確認B1353C隣の130-1全部分、K49～C40（B0988C）321側全部分河川管理係長に請求。</p> <p>⑬ 総1-187等⑩“〇〇〇〇が訂正する”根拠“Xを（As）目的”発覚？法務局資料“見せてくれ”はH23、130-1に依頼確認なし。H17法務局提案、隣接130-2同意書ボケ写真公開、H17法第14条第1項130-2資料8枚写真は盛岡市刻印B1350C、51C、52C 3枚と杭建物遠近環境5枚。S40・B1350C、51C、52CとXでS40・K27、29、30、31筆界496.26㎡（150.3818坪）分筆S40・130-2分筆専用杭X不存在H17、B1353C盛岡市刻印はS40・（As）法面ピークボケ写真で130-1杭、H18、130-1相続人は認識なくX不存在なのでB1353C現況同意、H23、B1353C立会確認。H18 B1350C～52C～同意（土地調査書）は盛岡市のみ認識なくB1350C～52C H23立会確認 X07、X06・・・。総1-194号③“B1353C盛岡市刻印（As）とH13不存在の民間杭Xならんでいるのもあった”H18後又発生、再生行政文書請求。【H20夏相続人現場資料未確認だが前係長、現係長“H24.10.31現場に行った？”“H26.8.13行かないの？”】</p>	<p>③ H13道路工事、測量の南から通路と130-1近辺舗装Asphalt、S55消失杭再生等の管理記録請求。⑥ H23.8か不明だが土台B1351C・S40のN8、床下B1352C・S40のN9写真等資料請求。</p> <p>⑦ B1353C・S40のN10現在地へのH23.8跡の（As）表示平面図Asphalt欠落写真資料請求。</p> <p>⑨ H13・K56道路工事平面図の現公図不存在、H26.7“確認出来なかった”前ミドリ無視係長、130-1と盛岡市刻印資料根拠のH13・K56道路管理課（河川課所管に属するもの除くだが資料あり）道路建設課に根拠盛岡市刻印資料請求。盛岡市刻印確認130-1全部分前ミドリ無視係長に請求。</p> <p>⑩ S55全設計図給水図破線誤表示、130-3位置が違う、15-84旧公民館含め誤表示設計監督在任H23立会係長聞き取り行政文書請求。</p> <p>⑫ 盛岡市刻印確認B1353C隣の130-1全部分、K49～C40（B0988C）321側全部分河川管理係長に請求。</p> <p>⑬ 総1-194号③“B1353C盛岡市刻印（As）とH13不存在の民間杭Xならんでいるのもあった”H18後又発生、再生行政文書請求。</p>	26.9.2 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
198-7				26.9.4 不開示 (不存在)					市民部 市民協働推 進課	
198-8				26.9.3 不開示 (不存在)					建設部 道路建設課	

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
199	26. 8. 21	平成25年6月25日付け盛岡市指令第38号で補助金の交付の決定の通知を受けた団体名：映画のチカラプロジェクトとの市民協同推進事業について 1) 事業プロセス・効果・報告書内容等に係る事後評価報告書もしくはそれに類するもので下記期間に作成されたもの 期間：平成26年2月1日～平成26年3月31日 2) 1) について無い場合はその理由	平成25年6月25日付け盛岡市指令第38号で補助金の交付の決定の通知を受けた団体名：映画のチカラプロジェクトとの市民協同推進事業について 1) 事業プロセス・効果・報告書内容等に係る事後評価報告書もしくはそれに類するもので下記期間に作成されたもの 期間：平成26年2月1日～平成26年3月31日 2) 1) について無い場合はその理由	26. 9. 3 不開示 (不存在)					商工観光部 商工課	
200-1	26. 8. 22	地域包括ケア会議の会議録（加賀野地区分）	1 地域ネットワーク会議の実施報告書兼事後評価票（加賀野地区平成25年5月17日開催分） 2 地域ネットワーク会議の実施報告書兼事後評価票（加賀野地区平成26年5月30日開催分）	26. 8. 28 全部開示			26. 9. 1	写し 交付	保健福祉部 高齢者支援室	10枚
200-2			1 地域ネットワーク会議の実施報告書兼事後評価票（加賀野地区平成25年10月30日開催分） 2 地域ケア（ケース）会議の実施報告書兼事後評価票（加賀野地区平成26年3月17日開催分）	26. 8. 28 部分開示	個人の氏名，住所，年齢， 経歴，家族構成，心身の状 況，生活記録等が記載され た部分	2号	26. 9. 1	写し 交付	保健福祉部 高齢者支援室	13枚
201-1	26. 8. 25	① 総1-198号①は，S55年度雨水渠工事付随の“25527、等への市道255側～水路～130-1への雨水渠引込部分の水給行政文書請求。 【添付竣功図“30862、配5-34から雨水渠4.0（土留め3.4）ミスと新河川管理係長回答（H26.7）】 ② S55年度雨水渠工事公民館曳家補償26.3m隣接1m保障橋設計図請求。【1.0×2.2×0.15コンクリート床版を2.2雨水渠設置，フェンス基礎ブロック（0.45×0.18×0.18）砕石	①，⑧，⑨ 給水装置工事に関する行政文書	26. 9. 4 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
201-2		<p>基礎工上でフェンス境界2.38、町内会平面図3.3。】</p> <p>③ 387番占用、賃貸契約書、南から通路占用等占用許可歴なしH23.12.9②の1m橋は“以前からあった通路（橋）を保障として設置したもの、S42・橋根掘行政文書請求。（25盛水施第27号）</p> <p>④ ③“構造上支障が無いと認められますので、根拠S55橋行政文書請求。</p> <p>⑤ S55補償契約書、曳家敷地は用途廃止前、曳家未申請「水」上自治公民館、設計安全担保行政文書請求。【S55年度】</p> <p>⑥ ④が自治公民館許可根拠行政文書請求。</p> <p>③環境下、H20・自主防災隊届出561世帯、住基台帳等639世帯H24届出467世帯町内会、X01とN10は50cm建物・フェンス間387通路のS55 2.2上2.2コンクリート床版1m幅橋261市道許可根拠の請求。【業務内容1.各種の会合—通常総会、毎月の役員会、班長会の他 2.盆踊り大会及びそのためのさんさ太鼓踊りの練習3.文化祭を中心とする趣味の講習会等 4.その他講座・救急関係 5.敬老会 6.新年交賀会（25盛協第27号補助金交付申請）】</p> <p>⑦ 補償契約書請求“25527、26.3m曳家改造竣工図S56.1.26收受 2.16竣功 水路は雨水渠竣功前S42・竣功図現況。町内会に、雨水渠</p>	<p>② S55年度雨水渠工事公民館曳家補償26.3m隣接1m保障橋設計図請求。</p> <p>④ ③“構造上支障が無いと認められますので、根拠S55橋行政文書請求。</p> <p>⑤ S55補償契約書、曳家敷地は用途廃止前、曳家未申請「水」上自治公民館、設計安全担保行政文書請求。</p> <p>⑦ 補償契約書請求“25527、26.3m曳家改造竣工図S56.1.26收受 2.16竣功 水路は雨水渠竣功前S42・竣功図現況。町内会に、雨水渠補償曳家設計図提示した証拠行政文書請求。</p> <p>⑨ H6.5.20收受6.30竣功予定日申請が“6.9.30、竣功予定月印、9.29竣功経緯行政文書請求。H6の（1994）250・HP申請書と開示行政文書（1980）公民館N0.11～9雨水渠不存在（1994）250・HPの経緯行政文書請求。</p>	26.8.29 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	

No.	請求受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・決定内容	不開示とした部分	第7条該当号	開示日又は送付日	閲覧写し交付	担当課等	写しの交付枚数
201-3		<p>補償曳家設計図提示した証拠行政文書請求。  <b>【補償契約書と委任状の行政文書のみ。S42公民館水没通りN10, X01大幅縮小認識ない同意町会長】</b>                      ⑧ ⑦不存在根拠のH6 `25527、改造竣工図(1980)雨水渠竣工前S42竣工図現況, ⑦否定の提示した行政文書請求。S56年度提示忘れH6提示した行政文書請求。                      ⑨ H6. 5. 20收受6. 30竣工予定日申請が `6. 9. 30、竣工予定月印, 9. 29竣工経緯行政文書請求。H6の(1994) 250・HP申請書と開示行政文書(1980)公民館NO. 11~9雨水渠不存在(1994) 250・HPの経緯行政文書請求。  <b>【H6は130-1(1/2)相続人が130-2譲渡依頼(区画整理があった)手紙】</b>                      ⑩ H13線路側道路五角形130-2資料水路立会B47とB36含むNO. 4~20雨水渠筆界行政文書請求。<b>【保存切H13の線路側道路は `30862、 `475、昭和の相続H13. 3, 2名名義変更届130-1(1/2)相続人から立会?推定】</b>                      ⑪ 総1-198号⑥土台B1351C・S42のS55・N8訂正, +1m床下S55・N8に。S55・N8, N9, N10とH23 N10移動後(As)確認図, 写真等資料とS55, X01~07, N8~10設計図請求。<b>【補償契約書・コ, ・・△, (1), (2), (3), 1, 〇, 破線等証拠。】</b></p>	<p>③ 387番占用, 賃貸契約書, 南から通路占用等占用許可歴なしH23. 12. 9②の1m橋は `以前からあった通路(橋)を保障として設置したものの、S42・橋根拠行政文書請求。(25盛水施第27号)                      ⑥ ④が自治公民館許可根拠行政文書請求。                      ③環境下, H20・自主防災隊届出561世帯, 住基台帳等639世帯H24届出467世帯町内会, X01とN10は50cm建物・フェンス間387通路のS55 2. 2上2. 2コンクリート床版1m幅橋261市道許可根拠の請求。</p>	26. 9. 3 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課	
201-4		<p>⑫ 総1-198号⑨⑩K56はS42 `25527、X06後S55設計図Z?(C27~C28間) `筆界移動ない、新河川管理係長盛岡市刻印行方不明根拠行政文書請求。<b>【H17 130-1確認同意後土地調査書盛岡市。不動明王C. 1とC. 43。】</b>                      ⑬ 不動明王C. 43原因の129-7ポイントのS40・B1350C~52C盛岡市刻印とXでS40・K27~K29 C. 43近辺K30, 31筆界496. 26㎡(150. 3818坪)分筆S40. B1350C~52C・3杭写真, 129フェンスマンションB1433C方向, オイルタンク前2C B1353C方向, 129マンション, 公民館1/5 K27からK29方向K27から9/10公民館, フェンス前草地(水路, 129不明)。S55設計図NO. 11近辺(130-1) 129, 市の(図参照)消失行政文書新河川管理係長に請求。</p>	<p>⑩ H13線路側道路五角形130-2資料水路立会B47とB36含むNO. 4~20雨水渠筆界行政文書請求。                      ⑪ S55・N8, N9, N10とH23 N10移動後(As)確認図, 写真等資料とS55, X01~07, N8~10設計図請求。                      ⑫ 総1-198号⑨⑩K56はS42 `25527、X06後S55設計図Z?(C27~C28間) `筆界移動ない、新河川管理係長盛岡市刻印行方不明根拠行政文書請求。                      ⑬ S55設計図NO. 11近辺(130-1) 129, 市の(図参照)消失行政文書新河川管理係長に請求。</p>	26. 9. 2 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
202-1	26. 8. 25	以下工事の金入り設計書一式 ①平成26年度上乙部ポンプ場非常用自家発電装置設置工事 ②平成25年度水圧監視装置整備その1工事	金入り設計書 工事名 上乙部ポンプ場非常用自家発電装置設置工事	26. 9. 2 部分開示	1 単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26. 9. 9	写し 交付	上下水道部 浄水課	35枚
202-2			次の工事に関する金額入設計書 平成25年度 水圧監視装置整備その1工事	26. 9. 5 部分開示	1 単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	3号 5号	26. 9. 9	写し 交付	上下水道部 水道維持課	785枚
203-1	26. 8. 25	①26盛水施第35号、河第80号不存在③8. 22付 F A X②③④⑥を26盛水施第20号、23盛水施第9-18号占用許可（伺い）根拠「水施」に請求。添付橋写真等撮影立会分筆の「河」にも請求。【「水整」橋設計図不存在確認】 ② 河第80号④広聴資料でも確認出来ないH21. 7. 28生涯学習課申し立て部分、仲介館長電話（7. 30）認識ない立会係長、H21都市河川	①26盛水施第35号、河第80号不存在③8. 22付 F A X②③④⑥を26盛水施第20号、23盛水施第9-18号占用許可（伺い）根拠「水施」に請求。	26. 9. 8全 部開示			26. 9. 16 送付	写し 送付	上下水道部 下水道施設 管理課	15枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
203-2		<p>課業務連絡表、H22建設部河川課書換疑惑行政文書脱落再請求。</p> <p>③ 同⑤以下訂正の130-2筆界（S55・N8-①=S40・B1351C, S55・N9=S40・52C, S55・N10-②=S40・XとS40・B1350Cの496.26㎡）とS55・X01～07前4箇所173.36㎡公民館所有全10杭行政文書請求。①=1m, ②=1.293</p> <p>④ 同⑥誤字訂正と再請求。S40・130-2形状のH17隣接変更と起案係長「にじゅうんめ」とる、130-2隣接開→間口回答根拠⑤→存在理由の地積測量以前公園で開→間口約39m, B1350C～3C反転で形状正常に認識, 現況130-2, S55設計図B1350C～3Cの筆界が市道路工事資料五角形130-2立会係長後任, 「杭動いていない、広聴に回答係長にコンパス作図130-2筆界請求。H26.3資産税課「(AS) 違う理由、質問後「五角形面積不足とは限らない、二人にも同様請求。</p> <p>⑤ 同②「0.5」を1.00理由根拠26盛資第97号不存在は、25盛管第42号H23.10.28財産台帳(土地)6,793千円根拠財産係「普通財産の再評価③・・」で財産係「○○町町内会貸付(公民館)」に再請求。</p> <p>⑥ 同⑦S40・B1351C=反As・B1352C=S42・N8土台で+①⇒S55・N8床下 S40・B1352C=反As B1351C=S42・S55・N9床K28 (H13反五角形130-2)～反K28 (H13五角形130-2) 中点はS42・B1351Cで・・△～▽ (S42・B1352C) 中点 (S55補償</p>	<p>①26盛水施第35号, 河第80号不存在③8.22付FAX②③④⑥を26盛水施第20号, 23盛水施第9-18号占用許可(伺い)根拠「水施」に請求。添付橋写真等撮影立会分筆の「河」にも請求。</p> <p>② 河第80号④広聴資料でも確認出来ないH21.7.28生涯学習課申し立て部分, 仲介館長電話(7.30)認識ない立会係長, H21都市河川課業務連絡表, H22建設部河川課書換疑惑行政文書脱落再請求。</p> <p>③ 同⑤以下訂正の130-2筆界（S55・N8-①=S40・B1351C, S55・N9=S40・52C, S55・N10-②=S40・XとS40・B1350Cの496.26㎡）とS55・X01～07前4箇所173.36㎡公民館所有全10杭行政文書請求。</p> <p>④ 同⑥誤字訂正と再請求。S40・130-2形状のH17隣接変更と起案係長「にじゅうんめ」とる、130-2隣接開→間口回答根拠⑤→存在理由の地積測量以前公園で開→間口約39m, B1350C～3C反転で形状正常に認識, 現況130-2, S55設計図B1350C～3Cの筆界が市道路工事資料五角形130-2立会係長後任, 「杭動いていない、広聴に回答係長にコンパス作図130-2筆界請求。</p> <p>⑥ H13・K43 (C41 B0970CとMC・4横断図14PでS42・B1351C, 反K28破線S40・130-2筆界回復行方不明Xルーツ) B0987C発生とK56 (8.22付⑩Z, H18閉鎖地図(VCBA図参照)消失S42) 消失の行政文書新係長に請求。</p>	26.9.5 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・決定内容	不開示とした部分	第7条該当号	開示日又は送付日	閲覧写し交付	担当課等	写しの交付枚数
		<p>契約曳家移転(1), (2)=3 ㉔, (3)=2 ㉔ (1=㉔, ㉔=1. 293申し立て人〇責), ~, 破線・・・), (As) =S40・B1353C=S40・X+㉔=㉔+㉔, S42・X~S42・B1352C~S42・1C~S42・0C反転後S42・3C. S55, 木・1, S55B1433C=1. 293 (H23. 8. 24測量) =㉔, S55・1C~2C~3C反転. H6忘却木・1, 発生B0994C~B1010C=1. 282=㉔等筆界回復杭. H13・K43 (C41 B0970CとMC・4横断図14PでS42・B1351C, 反K28破線S40・130-2筆界回復行方不明Xルート) B0987C発生とK56 (8. 22付㉔Z, H18閉鎖地図(VCBA図参照) 消失S42) 消失の行政文書新係長に請求。</p> <p>㉔ 同㉔緑手摺H17現市道321-6が321-4私道根拠発覚後, 雨水渠への排管私道侵害表示下水道台帳道路標示も含め修正台帳図請求。私道下排管(市道251) 同意書請求。</p> <p>㉔ 同㉔H13線路側道路工事資料からS55消失杭再発生, 発生杭民間との境界含め河川課管理地行政文書請求。</p> <p>㉔ 同H23. 6. 23 FAX “当時の調査素図資料、請求。【大正移管後昭和盛岡市刻印行政文書はH18後も永久保存(一応30年でも) 民間との境界は特に“水整、回答。】</p> <p>㉔ 同H17 “協議資料の公図。地積図・水路調査、〇〇〇〇町部分全請求。地積図は130-1, 2市不存在129, 130-1, 2公図請求。8. 22付FAX㉔不動C. 43原因129-7近辺S40・K27~K29の130-2筆界, 五角形130-2 K27~K29 “くいは動いていない、広聴回答新係長根拠資料請求。(写真も含め引継)</p> <p>㉔ 8. 22付㉔S55 NO. 11近辺129, 130-1, 市//消失原因, S55雨水渠工事, 不明撤去2㉔×3㉔-㉔物置, H10, 3~9, 129の “131836、竣功の木・1 (B1433C), plastic B1471IとB1472R三角変形移動行政文書新係長に請求。</p>	<p>㉔ 同㉔H13線路側道路工事資料からS55消失杭再発生, 発生杭民間との境界含め河川課管理地行政文書請求。</p> <p>㉔8. 22付FAX㉔不動C. 43原因129-7近辺S40・K27~K29の130-2筆界, 五角形130-2 K27~K29 “くいは動いていない、広聴回答新係長根拠資料請求。</p> <p>㉔ 8. 22付㉔S55 NO. 11近辺129, 130-1, 市//消失原因, S55雨水渠工事, 不明撤去2㉔×3㉔-㉔物置, H10, 3~9, 129の “131836、竣功の木・1 (B1433C), plastic B1471IとB1472R三角変形移動行政文書新係長に請求。</p> <p>㉔ H17, 同意書があっても筆界変更出来ない説明確認あった法第14条第1項か市認識行政文書請求。</p> <p>㉔ S49. 12. 25再製H18閉鎖地図水(路敷)上, 154(原野?) S55設計図消失H13・K112~127分筆行政文書請求。</p> <p>㉔ 8. 22付㉔H6増築でX01から0. 5雨水渠改造竣功図, S42水路改造竣工図申請指導と増築許可のH23. 12. 9まで占用許可暦ない水路敷管理担当行政文書をH26. 7無言発言の新係長に請求。</p>							
203-3		<p>㉔ 同H23. 6. 23 FAX “当時の調査素図資料、請求。</p> <p>㉔ 同H17 “協議資料の公図。地積図・水路調査、〇〇〇〇町部分全請求。地積図は130-1, 2市不存在129, 130-1, 2公図請求。</p>	<p>㉔ 同H23. 6. 23 FAX “当時の調査素図資料、請求。</p> <p>㉔ 同H17 “協議資料の公図。地積図・水路調査、〇〇〇〇町部分全請求。地積図は130-1, 2市不存在129, 130-1, 2公図請求。</p>	26. 9. 5 部分開示	㉔ 資料において特定の個人を識別できる情報が記録された部分。	2号	26. 9. 16 送付	写し送付	建設部 河川課	2枚
203-4		<p>㉔ 同H23. 6. 23 FAX “当時の調査素図資料、請求。</p> <p>㉔ 同H17 “協議資料の公図。地積図・水路調査、〇〇〇〇町部分全請求。地積図は130-1, 2市不存在129, 130-1, 2公図請求。</p>	<p>㉔ H26. 3資産税課 “(AS) 違う理由、質問後 “五角形面積不足とは限らない、二人にも同様請求。</p>	26. 9. 8 不開示(不存在)					財政部 資産税課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
203-5		⑫ H17, 同意書があっても筆界変更出来ない説明確認あった法第14条第1項か市認識行政文書請求。 ⑬ S49.12.25再製H18閉鎖地図水(路敷)上, 154(原野?) S55設計図消失H13・K112~127分筆行政文書請求。 ⑭ ⑦の下水道管・雨水の合流区域・分流式例外近辺請求。(1994)250HP公民館だけ(1980)雨水渠に水洗化排水出来る青表示雨水か?浄化槽排水のみか説明雨水渠行政文書請求。	「⑤ 同②「0.5」を1.00理由根拠26盛資第97号不存在は, 25盛管第42号H23.10.28財産台帳(土地)6,793千円根拠財産係「普通財産の再評価③・・・で財産係「〇〇〇町町内会貸付(公民館)」に再請求。」に係る行政文書として「普通財産の再評価について」	26.9.8 全部開示			26.9.16 送付		総務部 管財課	2枚
203-6		⑮ 8.22付⑧H6増築でX01から0.5雨水渠改造竣工図, S42水路改造竣工図申請指導と増築許可のH23.12.9まで占用許可暦ない水路敷管理担当行政文書をH26.7無言発言の新係長に請求。【恣意的渠成って水到る改ざん捏造隠蔽中核市盛岡設計者が在任中「杭動いていない」〇〇〇〇が訂正する、新係長】	⑦ 同⑧緑手摺H17現市道321-6が321-4私道根拠発覚後, 雨水渠への排管私道侵害表示下水道台帳道路標示も含め修正台帳図請求。	26.9.8 全部開示			26.9.16 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	1枚
203-7			⑦ 私道下排管(市道251)同意書請求。 ⑭ ⑦の下水道管・雨水の合流区域・分流式例外近辺請求。(1994)250HP公民館だけ(1980)雨水渠に水洗化排水出来る青表示雨水か?浄化槽排水のみか説明雨水渠行政文書請求。	26.9.8 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
204-1	26.8.26	「株式会社盛岡コールセンター」(盛岡BPO事業等人材育成事業)についての資料一切。同社から提出された収支報告書, 貴市が作成した経費支出内訳書, 事業実績報告書など。	・新規雇用者の履歴書・賃金台帳 ・盛岡市BPO企業等人材育成事業提案申込書	26.9.9 不開示		2号			商工観光部 企業立地雇 用課	
204-2			・盛岡コールセンターに係る緊急雇用対策事業に関する一切の書類	26.9.9 部分開示	(1)法人の従業員の氏名, 相談者の意見等が記載された部分 (2)法人の取引先, 経営状況等に関する情報が記載された部分	2号 3号		写し 送付	商工観光部 企業立地雇 用課	7685枚
205	26.8.27	平成26年7月29日開札 「高松系配水幹線実施設計業務依託」 上記業務の金入設計書	次の業務に係る金額入設計書 ①高松系配水幹線実施設計業務依託	26.9.5 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.9.12	写し 交付	上下水道部 水道建設課	24枚
206	26.8.28	「盛岡市立巻堀中学校校舎増築(機械設備)工事」に係る金額入り設計内訳書一式 設計内訳書内の一式工事となっている項目の金額入り明細書一式 入札:平成26年6月16日	設計内訳書一式 工事名:盛岡市立巻堀中学校校舎増築(機械設備)工事	26.9.5 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.9.8	写し 交付	教育委員会 総務課	40枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
207	26.9.1	・梨木町上米内線（Ⅱ工区）電線共同溝等推進工事 上記工事の金入り設計書	平成26年度「梨木町上米内線（Ⅱ工区）電線共同溝等推進工事」実施工事設計書	26.9.12 部分開示	1 単価表中、岩手県土木関係設計単価表及び価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額。	3号 5号	26.9.17 送付	写し 送付	建設部 道路建設課	114枚
208	26.9.1	別紙122先について 貸借対照表及び損益計算書 （それぞれ直近の新しいもの） 社団医療法人赤坂病院ほか121法人	開示請求書に記載された医療法人の次のもの。（開示請求書別紙のNo.22, 27, 62, 75, 106, 112を除く） (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書	26.9.11 全部開示			26.9.12	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	220枚
209	26.9.4	盛岡市住居番号設定等整理簿と当該の住居表示台帳図 ただし、平成26年3月1日から平成26年8月31日まで	盛岡市住居番号設定等整理簿 6枚 住居表示台帳図 299枚 (平成26年3月1日から平成26年8月31日設定部分)	26.9.18 部分開示	盛岡市住居番号設定等整理簿中の建物等の所有者氏名のうち、個人の氏名の部分。	2号	26.9.22 送付	写し 送付	総務部 管財課	305枚
210	26.9.5	大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生装置リスト（盛岡市内の事業所名、住所、電話番号、施設種類）	ばい煙発生施設一覧表	26.9.16 全部開示			26.9.17	写し 交付	環境部 環境企画課	CD-R
211	26.9.5	平成26年7月高齢者支援室各による老人大学カリキュラムについて、これは平成26年度の老人大学の趣旨に重要な内容を示唆している。しかし、文面で理解できないことがおおいので決裁（内容）書類を開示願いたい。	平成26年7月高齢者支援室による老人大学カリキュラムについての決裁書類	26.9.18 不開示 (不存在)					保健福祉部 高齢者支援室	
212	26.9.5	実行時設計書の単価表の摘要欄に記載されている「WBコード」の一覧表を開示 (土木工事について)	実行時設計書の単価表の摘要欄に記載されているWBコードの一覧表 (土木工事について)	26.9.19 不開示 (不存在)					建設部 道路建設課	
213	26.9.5	2014/07/08 城西排水区外函渠更正工事 2014/07/23 高松池排水区函渠更正工事 上記工事の金入設計書一式	2014/07/08 城西排水区外函渠更正工事 2014/07/23 高松池排水区函渠更正工事 上記工事の金入設計書一式	26.9.18 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.9.19	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	112枚
214	26.9.5	社会福祉法人岩手更生会の平成23年度、平成24年度、平成25年度の事業報告書瀬全て	社会福祉法施行規則第9条第2項の規定に基づき提出された、開示請求書に記載された社会福祉法人岩手更生会に係る社会福祉法人現況報告書のうち次の文書（平成23年度分から平成25年度分） (1) 事業報告書 (2) 貸借対照表 (3) 資金収支計算書 (4) 事業活動収支計算書	26.9.19 部分開示	(1) 法人の取引先 (2) 法人の職員氏名 (3) 法人の運営する事業所の利用者の氏名 (4) 法人の運営する事業所の利用者の就職先等	2号 3号	26.10.1	写し 交付	保健福祉部 地域福祉課	41枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
215	26.9.10	・平成23年度住居表示整備実施区域新旧対照表〇〇〇〇丁目〇-〇号にかかるもの ・平成23年度住居表示整備実施区域新旧対照表の正誤表	・平成23年度住居表示整備実施区域新旧対照表（〇〇〇〇丁目〇-〇号にかかるもの） ・平成23年度住居表示整備実施区域新旧対照表正誤表	26.9.22 部分開示	住居表示整備実施区域新旧対照表及び住居表示整備実施区域新旧対照表正誤表のうち、個人の氏名の部分。	2号	26.9.24	写し 交付	総務部 管財課	2枚
216	26.9.11	盛岡市〇〇〇〇丁目〇〇番〇に建設する有料老人ホームに係る建築基準法上の道路に関する全ての書類。	盛岡市〇〇〇〇丁目〇〇番〇外敷地に建築を計画するデイサービス併設有料老人ホームに係る建築計画概要書	26.9.25 全部開示			26.9.29	写し 交付	都市整備部 建築指導課	8枚
217-1	26.9.12	平成25年10月末時点で盛岡市が把握し、厚労省に報告した未届けの有料老人ホームの名称と事業者名、住所と施設の内容について	平成25年10月末時点で、盛岡市が把握し、厚労省に報告した未届けの有料老人ホームの名称と事業者名と施設の内容について	26.9.25 全部開示				写し 送付	保健福祉部 介護高齢福祉課	
217-2			平成25年10月末時点で、盛岡市が把握し、厚労省に報告した未届けの有料老人ホームの住所について	26.9.25 不開示 (不存在)					保健福祉部 介護高齢福祉課	
218	26.9.12	浅岸二丁目外地内配水調整区設定工事 設計内訳書金入り	次の工事に関する金額入設計書 浅岸二丁目外地内配水調整区設定工事	26.9.26 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.9.29	写し 交付	上下水道部 水道維持課	235枚
219	26.9.12	現在のクリーンセンターを建設するとき、盛岡市と地元住民組織が交わした「覚え書」		26.9.18 取下げ					環境部 クリーンセンター	
220	26.9.16	平成26年7月28日に入札を実施しました、畑井野取水口外油膜検知器更新工事に関する金入り設計書	金入り設計書 工事名 畑井野取水口外油膜検知器更新工事	26.9.26 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.9.26	写し 交付	上下水道部 浄水課	9枚
221	26.9.16	盛岡市教育委員会資料 平成27年度小学校使用教科書採択における資料	①教育委員会議資料（採択教科書名、採択理由） ②採択業議会の開催案内文書（第1回～第3回） ③調査検討委員会の開催案内文書（第1回、第2回） ④平成27年度教科書展示会の開催について（通知）	26.10.1 全部開示			26.10.7	写し 交付	教育委員会 学校教育課	9枚
222	26.9.16	平成25年8月1日～平成26年8月現在までに新規に営業許可を得た盛岡市内のクリーニング業の店舗情報一覧（郵便番号、営業所在地、営業署名、電話番号、申請者名、許可年月日）	クリーニング所台帳一覧。ただし、平成26年4月1日から平成26年8月31日までの間に新規に確認した施設の一覧（施設郵便番号、施設所在地、施設名称、施設電話番号、業者及び確認年月日が記載されたもの。）	26.9.25 全部開示			26.10.14	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
223-1	26.9.18	地積図・絵図 防災対策上、1910年水害など沿岸決壊状況について同年作成の罹災図と地積図と照合することが急務なため	次の地区の絵図のカラー複写 加賀野字久保田、呉服町、六日町、馬場小路、鷹匠小路、上衆小路、清水小路	26.9.30 全部開示			26.9.30	写し 交付	財政部 資産税課	カー 53枚
223-2		志家村、上の橋、加賀野久保田、紺屋町、呉服町、六日町、馬場小路、鷹匠小路、上衆小路、清水小路の全ての絵図をカラー複写することを求める。	次の地区の絵図のカラー複写 志家村、上の橋町、紺屋町	26.9.30 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
224	26.9.18	盛岡市住居番号設定等整理簿と当該の住居表示台帳 期間：平成26年5月1日から平成26年8月31日 設定分	盛岡市住居番号設定等整理簿 4枚 住居表示台帳 208枚 (平成26年5月1日～平成26年8月31日設定分)	26.9.29 部分開示	盛岡市住居番号設定等整理簿中の建物等の所有者氏名のうち、個人の氏名の部分。	2号	26.10.6 送付	写し 送付	総務部 管財課	4枚 208枚
225-1	26.9.19	① 26盛水施第39号は①(別紙図面占用面積求積)水施部分根拠であり河川②③(別紙図面占用面積求積)部分と一括申請河川課同意根拠行政文書請求。河川課管理許可伺根拠請求。 ② 26盛道管第107号平成5年度盛岡広域都市計画街路事業3・5・65〇〇駅〇〇線〇〇〇〇町地内の全工事年月日請求。130-1土地③跡地買収時期等行政文書請求。(131-1代替) ③ 26盛水給第197号H13.4.10`25527、切替図経緯説明付で`16558、給水装置開示請求。 ④ 131-1の給水装置新設工事調書と竣功図、現在迄の改造等行政文書請求。 ⑤ 26盛水整第50-54号はS42公民館平面図でS55・X01~07、N8~10補償契約書根拠	① 26盛水施第39号は①(別紙図面占用面積求積)水施部分根拠であり河川②③(別紙図面占用面積求積)部分と一括申請河川課同意根拠行政文書請求。河川課管理許可伺根拠請求。 ⑥ ①が立会河川課なら河川課に②③(別紙図面占用面積求積)部分一括水施への同意行政文書請求。河川法と下水道法の双方必要一括申請根拠行政文書請求。	26.9.30 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
225-2		④ 131-1の給水装置新設工事調書と竣功図、現在迄の改造等行政文書請求。 ⑤ 26盛水整第50-54号はS42公民館平面図でS55・X01~07、N8~10補償契約書根拠	② 26盛道管第107号平成5年度盛岡広域都市計画街路事業3・5・65〇〇駅〇〇線〇〇〇〇町地内の全工事年月日請求。130-1土地③跡地買収時期等行政文書請求。(131-1代替)	26.10.2 不開示 (不存在)					建設部 道路建設課	
225-3		曳家移転、現公民館所有 X01~07、N8~10表示設計書のみ再請求。完了確認支払い行政文書の完了確認補償敷地図のみ請求。補償契約書根拠の代替地内X01~07、N8~10杭、H23活用杭表示設計図請求。現〇〇〇〇課長設計・監督行政文書の	③ 26盛水給第197号H13.4.10`25527、切替図経緯説明付で`16558、給水装置開示請求。 ④ 131-1の給水装置新設工事調書と竣功図、現在迄の改造等行政文書請求。	26.9.30 部分開示	給水装置新設工事調書のうち、特定の個人の氏名及び特定の法人に関する情報が記録された部分。	2号 3号	26.10.8 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	14枚
225-4		X01~07、N8~10杭表示図のみ請求。 ⑥ ①が立会河川課なら河川課に②③(別紙図面占用面積求積)部分一括水施への同意行政文書請求。河川法と下水道法の双方必要一括申請根拠行政文書請求。	⑤ 26盛水整第50-54号はS42公民館平面図でS55・X01~07、N8~10補償契約書根拠曳家移転、現公民館所有 X01~07、N8~10表示設計書のみ再請求。完了確認支払い行政文書の完了確認補償敷地図のみ請求。補償契約書根拠の代替地内X01~07、N8~10杭、H23活用杭表示設計図請求。現〇〇〇〇課長設計・監督行政文書のX01~07、N8~10杭表示図のみ請求。	26.9.30 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
226	26. 9. 22	1. 厚生労働省が平成26年9月8日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する詳細な状況の確認」に基づき、貴自治体が提出した書類全て（※回答が全て0であっても開示を希望） 2. 厚生労働省が平成26年7月25日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査後の状況確認」に基づき、貴自治体が提出した書類全て（※回答が全て0であっても開示を希望）	1. 厚生労働省が平成26年9月8日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する詳細な状況の確認」に基づき、貴自治体が提出した書類全て 2. 厚生労働省が平成26年7月25日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査後の状況確認」に基づき、貴自治体が提出した書類全て	26. 10. 2 全部開示			26. 10. 7 送付	写し 送付	保健福祉部 子ども未来課	4枚
227-1	26. 9. 29	平成26年9月26日時点で盛岡市及び関連機関様宛の固定電話及び携帯電話会社からの直近一ヶ月分の請求内訳書 (電話番号, 基本料, 通話料, 付加サービス料金が記載されたもの)	N T T及びN T Tコミュニケーションズの平成26年9月分の電報電話料請求書, 料金内訳書及び請求内訳書	26. 10. 3 全部開示			26. 10. 21 送付	写し 送付	会計課	19枚
227-2		平成26年9月26日時点で盛岡市及び関連機関様宛の固定電話及び携帯電話会社からの直近一ヶ月分の請求内訳書 (電話番号, 基本料, 通話料, 付加サービス料金が記載されたもの)	平成26年9月26日時点で盛岡市及び関連機関様宛の固定電話及び携帯電話会社からの直近一ヶ月分の請求内訳書 (電話番号, 基本料, 通話料, 付加サービス料金が記載されたもの)	26. 10. 14 全部開示			26. 10. 21 送付	写し 送付	上下水道部 総務課	26枚
227-3			電報電話料金請求書 (26年9月分)	26. 10. 3 全部開示			26. 10. 21 送付	写し 送付	市立病院 総務課	15枚
227-4			・ N T T東日本料金請求書 (請求番号0001046092) ・ N T T東日本料金請求書 (請求番号4051699363744) ・ N T T東日本料金請求書 (請求番号0001561166) ・ N T Tコミュニケーションズ料金請求書 (請求番号8000-268-335)	26. 10. 3 全部開示			26. 10. 21 送付	写し 送付	農林部中央 卸売市場業務課	8枚
228	26. 9. 29	大気汚染防止法に基づく, ばい煙発生施設について, 以下の事業場に設置されている型式のばい煙発生施設届出書, 様式第1号, 別紙1, 別紙2, 別紙3の開示* 図面等は不要 事業場名称: 朝日生命盛岡中央通ビル 事業場所在地: 盛岡市中央通一丁目7-8 名称及び型式: NESO-T10000G 事業場名称: スポーツクラブアクト盛岡店 事業場所在地: 盛岡市西仙北1丁目38-10 名称及び型式: SV-6504G-3 事業場名称: ニッセイ盛岡駅前ビル 事業場所在地: 盛岡市盛岡駅前通15-20 名称及び型式: GSL-1520FZ	対象となるばい煙発生施設のばい煙発生施設設置届出書	26. 10. 9 全部開示			26. 10. 14	写し 交付	環境部 環境企画課	12枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
229	26.10.1	公示日：H26.8.29 開札日：H26.9.17 件名：手代森処理分区汚水管渠実施設計業務委託 請求文書：予定価格の業務積算内訳書（金入り設計書）	平成26年9月17日開札分 手代森処理分区汚水管渠実施設計業務委託 金入り設計書	26.10.7 部分開示	1 単価表中、岩手県土木関 係設計単価表及び価格調査 法人が発行する刊行物から の引用で、発行から3月未満 の単価及び開示する事によ り当該価格が明確になる金 額。 2 設計内訳書中、予定価格 算出の基礎となる当該金額 が明確になる金額。	3号 5号	26.10.16 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	22枚
230	26.10.1	市内小中学校のクラス名簿の実態（男女別名 簿ではない名簿の実施校については、校名等 を示すこと）（平成26年度分）	平成26年度男女混合名簿の使用状況調査 （別紙2）	26.10.7 全部開示			26.10.8	写し 交付	教育委員会 学校教育課	2枚
231-1	26.10.2	1.平成26年5月13日開札の「太田地区土地区 画整理事業仮換地指定図書作成等業務委託」 2.平成26年6月3日開札の「平成26年度太田地 区土地区画整理事業物件調査業務委託その 1」 3.平成26年7月1日開札の「都南中央第三地区 仮換地指定通知書作成等業務委託」 4.平成26年7月1日開札の「平成26年度太田地 区土地区画整理事業物件調査業務委託その 2」	・平成26年5月13日開札の「太田地区土地区 画整理事業仮換地指定図書作成等業務委託」 ・平成26年6月3日開札の「平成26年度太田地 区土地区画整理事業物件調査業務委託その 1」 ・平成26年7月1日開札の「平成26年度太田地 区土地区画整理事業物件調査業務委託その 2」	26.10.14 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.10.15	写し 交付	都市整備部 市街地整備 課	51枚
231-2		5.平成26年8月5日開札の「道明地区仮換地指 定通知書作成等業務委託その1」 6.平成26年9月17日開札の「道明地区事業計 画変更等業務委託」 7.平成26年8月27日開札の「平成26年度都南 中央第三地区土地区画整理事業物件調査業務 委託その2」 上記7件の、業務委託設計書による積算内訳 書一式	1 都南中央第三地区仮換地指定通知書作成等 業務委託設計書 2 道明地区仮換地指定通知書作成等業務委託 その1設計書 3 道明地区事業計画変更等業務委託設計書 4 平成26年度都南中央第三地区土地区画整理 事業物件調査業務委託その2設計書	26.10.10 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.10.15	写し 交付	都市整備部 盛岡南整備 課	164枚
232	26.10.3	カップ、紙パック自動販売機の開示	食品関係営業者台帳登録事項の一覧のうち、 平成26年10月2日現在における喫茶店営業 （自動販売機）及び乳類販売業（自動販売 機）の許可を受けたものの営業施設の名称、 営業所所在地、営業者名、許可年月日及び満了 年月日。	26.10.14 全部開示			26.10.17	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	14枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
233-1	26.10.3	<p>① H26職員録公園みどり課長〇〇〇〇氏の移動担当歴請求。希有でない証拠S55年度曳家移転設計・監督員だが補償契約X01~07, N8~10, 173.36㎡図面含め全部記憶にない回答(H26.10.2)S55都市河川課他の技師の職員録移動歴請求。</p> <p>② S42都市河川課技師の職員録移動歴請求。〇〇氏はまだ職員でなかったS42給水竣功図敷地,水路(N〇.8~9)提供者。</p> <p>③ H4~6,12~13都市河川課技師の職員録移動歴請求。H5の3・5・65〇〇駅〇〇〇線にH13頃木・1, P・19, P・20, K47, C39等担当者。</p>	<p>① H26職員録公園みどり課長〇〇〇〇氏の移動担当歴 S55都市河川課他の技師の職員録移動歴</p> <p>② S42都市河川課技師の職員録移動歴</p> <p>③ H4~6,12~13都市河川課技師の職員録移動歴</p> <p>④ H26職員録①担当課が回答するの河川課管理係長〇〇〇〇氏の担当移動歴</p>	26.10.17 不開示		2号			総務部 職員課	
233-2		<p>④ H26職員録①担当課が回答する河川課管理係長〇〇〇〇氏の担当移動歴請求。広聴係長情報H26.9.30電話回答拒否(関係ない。)</p> <p>⑤ H5・木・1現B1433C“見つけられなかった(7月)後”“埋”発見(8月)“盛岡市刻印なかった”の(9.30前回無回答で再質問に,8.19付FAX記載根拠8月回答済と回答?)の確認と経緯の行政文書請求。切断電話回答のみに録音対応。B1433Cは129(-4),130-1(現130-2)民間と大正移管盛岡市の境界,盛岡市刻印なかった放置は※管理係責任放棄の行政文書不存在指摘。</p> <p>⑥ H5・P.19, P.20質問と※(130-2に)“関係ないのでお話しません”8月,9月のH5・P.19はB1471I, H5・P.20はB1472R PはPlastic回答の盛岡市刻印確認?とP化経緯行政文書請求。S40・P.19はS40・B1350Cから水路側へ現P.20から水路側へ, S41所有権移転130-2のB1350CとP.19不連続化※関係ない根拠行政文書請求。</p>	<p>⑤ H5・木・1現B1433C“見つけられなかった(7月)後”“埋”発見(8月)“盛岡市刻印なかった”の確認と経緯の行政文書請求。</p> <p>⑥ H5・P.19, P.20質問と※(130-2に)“関係ないのでお話しません”8月,9月のH5・P.19はB1471I, H5・P.20はB1472R PはPlastic回答の盛岡市刻印確認?とP化経緯行政文書請求。S40・P.19はS40・B1350Cから水路側へ現P.20から水路側へ, S41所有権移転130-2のB1350CとP.19不連続化※関係ない根拠行政文書請求。</p> <p>⑩ 108号表示⑨工事〇〇〇〇説(H13)施行行政文書再請求。⑨とは別の工事かの確認の行政文書請求。</p> <p>106号H17※⑨の128-18用悪水路現況市道,現地確認不能(現況市道),現況道路の為,都市河川課から道管へで⑭の(B)もれらしいH13施工事に※都市河川課連絡行政文書請求。</p> <p>⑲ &lt;黒塗に関する経緯&gt;根拠の行政文書,引継資料等〇〇〇〇係長に請求。“下水道整備</p>	26.10.16 不開示 (不存在)					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
		<p>⑦ 129の給水装置新設工事調書のみ (131836, 131837) 請求。新設H10. 3. 9後改造時現在迄の工事調書, 竣工図全請求。</p> <p>⑧ 取消</p> <p>⑨ 26盛道管第107号盛岡広域都市計画街路事業H5年度3・5・65〇〇駅〇〇線⑨部分の行政文書請求。⑨は五角形K28の130-2表示129含めた全体図。</p> <p>⑩ 108号表示⑨工事〇〇〇〇説 (H13) 施行行政文書再請求。河川課にも。⑨とは別の工事かの確認の行政文書請求。※H21撤去申し立てH22立会係長で都市計画街路事業の一環なら十年廃棄は〇〇〇〇説はおかしい指摘。</p> <p>⑪ ⑩の⑨表示工事行政文書請求。131-1代替地隣接130-1市への※区画整理の行政文書請求。H12, 130-1の16550, 130-3近排水弁切替原因H13, “25527、専用新設は図面上で行政文書なしH26. 9. 19回答。H12撤去の130-1の16550等跡地が現131-1に130-3違う発言〇〇〇〇氏は※関係ないと。</p>	<p>課が下水道工事に支障があることから曳き家 、根拠部分のみ引継資料請求。 ② ②の引継資料請求。 ② H23. 8筆界移動認めた三者談合に現盛岡市長責任指摘担当者の広聴係長への“杭は動いていない、回答等, 現建設部長認識している行政文書請求。</p>							
233-3			<p>⑦の前文 129の給水装置新設工事調書のみ (131836, 131837) 請求</p>	26. 10. 15 全部開示			26. 10. 28 送付	写し 送付	上下水道部 給排水課	2枚
233-4			<p>⑦後文 新設H10. 3. 9後改造時現在迄の工事調書, 竣工図全請求。</p>	26. 10. 15 不開示 (不存在)					上下水道部 給排水課	
233-5		<p>⑫ ⑩の⑨表示129-1, 4代替地隣接130-1市への※区画整理の行政文書請求。やっと開示 ⑨H12 P. 19, 20の129-4は原野, 129-1は田(禁耕地) S 42の反転で水路敷地と129-4原野が130-1宅地交換, 130-1宅地が未設定詐称15-84水路敷地化 S 42給水25527竣工図敷地上公民館盛岡方式②理由。</p> <p>⑬ ⑨表示工事建設部の※H21. 3, 130-2指摘で発覚公民館台帳もれの資産税課への行政文書請求。※S 55年度補償契約同様未把握の⑪15-84の16550等建物表示※平成18年年度固定資産税路線価図で130-1から線路側通路 (H11下水道台帳図雨水) のほう第14条地図作成で消失はH19年度。</p> <p>⑭ 法第14条地図作成で函渠工130-1への雨水渠が※通路管理課移管26盛道管第91号不存在根拠行政文書 水施と道管に請求。※130-1の申請歴ないので, 放置水施回答 (H 26. 8. 29)。26盛道管第106号でH17⑨の131-3, 4, 132-5全宅地現況水路都市河川課現地確認 (B 47) 都市河川課への※宅地のままか? 移管行政文書請求。⑩後現在は双方建設</p>	<p>⑨ 26盛道管第107号盛岡広域都市計画街路事業H5年度3・5・65〇〇駅〇〇線⑨【盛岡広域都市計画街路事業H5年度3・5・65〇〇駅〇〇線】部分の行政文書請求。 ⑪ ⑩の⑨【盛岡広域都市計画街路事業H5年度3・5・65〇〇駅〇〇線】表示工事行政文書請求。</p>	26. 10. 16 不開示 (不存在)					建設部 道路建設課	
233-6			<p>⑨ 26盛道管第107号盛岡広域都市計画街路事業H5年度3・5・65〇〇駅〇〇線⑨部分の行政文書請求。⑨は五角形K28の130-2表示129含めた全体図。</p>	26. 10. 17 部分開示	測量実測図中の個人の氏名 が記録された部分。	2号	26. 10. 28 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	5枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
233-7		<p>部※だが法務局指摘迄放置，隣接地130-1全体主張なら130-1土地請求書に行政証拠130-2同様。</p> <p>⑮ 106号H17※【盛岡市市長部局，上下水道局の行政組織及び運営等に関する規則】⑨の128-18用悪水路現況市道，現地確認不能（現況市道），現況道路の為，都市河川課から道管へで⑭の（B）もれらしいH13施工工事に※都市河川課連絡行政文書請求。【106号から128-18含め20件発覚近辺※盛岡市市長部局行政財産管理規程放棄証拠。</p> <p>⑯ 106号H17の131-2宅地，現況宅地，管財課にて現地確認※管財課への行政文書請求。もれ経緯請求。</p> <p>⑰ ※H21，130-2更正の50-9準用評価のH23，387宅地○○○○町町内会貸付（公民館）10.28財産所管換後11.2分掌換河川課※387の貸借契約書と現管理課請求。河川課，管財課</p> <p>⑱ 25盛協第54号○○○町第○公民館H24.3.5 110番2市有地が住居番号21番30の貸借契約書と経緯行政文書請求。○○児童公園の一角公園みどり前歴○○○氏ありえない，「水」上公民館ありえる河川課管理係長希有法定外公共物水路前係長同様らしい。110番2の前用途請求。</p> <p>⑲ ※25盛広第128号「黒塗に関する経緯」昭和55年に下水道工事に支障があることから，下水道整備課で曳き家をして現在の位置になった一、河川課係長。下水道整備課は都市河川課の設計図書保管で，H26.8.13現河川係長，曳家移転資料なし入手に時間が係る回答で9.30課外から入手確認&lt;黒塗に関する経緯&gt;根拠の行政文書，引継資料等○○○○係長に請求。「下水道整備課が下水道工事に支障があることから曳き家、根拠部分のみ引継資料請求。7月は設計図書なしで8月回答。</p> <p>⑳ 128号「黒塗関連経緯状況」平成23年8月8日（月）黒塗と電話、部分の6行全開示請求。（住所、氏名、電話番号除く）H26.8.13より130-1被相続人，町内会長宛送付を10.2○○○○氏に通告済み。黒塗理由請</p>	<p>⑩ 108号表示⑨工事○○○○説（H13）施行行政文書再請求。河川課にも。⑨とは別の工事かの確認の行政文書請求。※H21撤去申し立てH22立会係長で都市計画街路事業の一環なら十年廃棄は○○○○説はおかしい指摘</p> <p>⑭ 法第14条地図作成で函渠工130-1への雨水渠が※通路管理課移管26盛道管第91号不存在根拠行政文書 水施と道管に請求。※130-1の申請歴ないので，放置水施回答（H26.8.29）。26盛道管第106号でH17⑨の131-3，4，132-5全宅地現況水路都市河川課現地確認（B47）都市河川課への※宅地のままか？移管行政文書請求。⑩後現在は双方建設部※だが法務局指摘迄放置，隣接地130-1全体主張なら130-1土地請求書に行政証拠130-2同様。</p> <p>⑯ 106号H17の131-2宅地，現況宅地，管財課にて現地確認※管財課への行政文書請求。もれ経緯請求。</p>	26.10.17 不開示 (不存在)						建設部 道路管理課	
233-8		<p>⑪ 131-1代替地隣接130-1市への※区画整理の行政文書請求。</p> <p>⑫ ⑩の⑨表示129-1，4代替地隣接130-1市への※区画整理の行政文書請求。</p>	<p>⑪ 131-1代替地隣接130-1市への※区画整理の行政文書請求。</p> <p>⑫ ⑩の⑨表示129-1，4代替地隣接130-1市への※区画整理の行政文書請求。</p>	26.10.14 不開示 (不存在)					都市整備部 市街地整備課		
233-9		<p>⑬ ⑨表示工事建設部の※H21.3，130-2指摘で発覚公民館台帳もれの資産税課への行政文書請求。</p>	<p>⑬ ⑨表示工事建設部の※H21.3，130-2指摘で発覚公民館台帳もれの資産税課への行政文書請求。</p>	26.10.14 不開示 (不存在)					財政部 資産税課		
233-10		<p>⑭ 法第14条地図作成で函渠工130-1への雨水渠が※通路管理課移管26盛道管第91号不存在根拠行政文書 水施と道管に請求。</p>	<p>⑭ 法第14条地図作成で函渠工130-1への雨水渠が※通路管理課移管26盛道管第91号不存在根拠行政文書 水施と道管に請求。</p>	26.10.16 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課		

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
233-11		求。町内会、130-1は被害者。 ② ※②の引継資料請求。8.8現地で三者談 合はS42・改ざん（X→A s・B1353Cと反 転）S55捏造（S42正当化の反転は敷地確保 筆界移動後）の筆界変更発覚自覚の筆界回復 X→A s反転で130-2筆界無侵害で※H 21.3Asphalt市道舗装土地係現況の破線（A s）表示（A s）上S55・N10（130-2対象 S42・N10は床下）はH23・N10移動の穴。 S55・X07とX06をB1350C～53C直線上移 動の0C～2Cは〇〇〇〇係長、3Cは130-1 （1/2）相続人立会不動産報告書・8.24地積 測量図、121下水道排水施設等初占用許可申 請書添付（A s）表示平面図町内会、盛岡市 刻印確認は筆界移動なし確認〇〇〇〇〇説。 ② H23.8筆界移動認めた三者談合に現盛岡 市長責任指摘担当の〇〇係長への「杭は動 いていない、回答等、現建設部長認識して いる行政文書請求。H23用途廃止前宅地分筆許 可建設部長後の行政相談81を含めて。 ③ ②のX→A sならS40・P19→H23・P 19？B1471IでS55雨水渠保障1m橋中央部 水没となる129-4の補償契約書請求。 ④ ③のS42からあったS55保障橋でS40・ P19のS42補償契約書請求。④があると③は 必要なし	「⑦ ※【盛岡市市長部局、上下水道局の行 政組織及び運営等に関する規則】H21、130- 2更正の50-9準用評価のH23、387宅地〇〇〇 〇町内会貸付（公民館）10.28財産所管換後 11.2分掌換河川課※【盛岡市市長部局、上下 水道局の行政組織及び運営等に関する規則】 387の貸借契約書と現管理課請求。」に係る 行政文書	26.10.15 不開示 （不存在）					総務部 管財課	
233-12		③ ②のX→A sならS40・P19→H23・P 19？B1471IでS55雨水渠保障1m橋中央部 水没となる129-4の補償契約書請求。 ④ ③のS42からあったS55保障橋でS40・ P19のS42補償契約書請求。④があると③は 必要なし	「⑧ 25盛協第54号〇〇〇〇町第〇公民館H 24.3.5 110番2市有地が住居番号21番30の貸 借契約書と経緯行政文書請求。【〇〇児童公 園の一角公園みどり前歴〇〇〇〇氏ありえな い、「水」上公民館ありえる河川課管理係長 希有法定外公共水路前係長同様らしい。】 110番2の前用途請求。」に係る行政文書とし て不動産使用貸借契約書及び不動産使用貸借 変更契約書	26.10.15 部分開示	契約者の住所及び氏名	2号	26.10.28 送付	写し 送付	総務部 管財課	3枚
233-13		③ ②のX→A sならS40・P19→H23・P 19？B1471IでS55雨水渠保障1m橋中央部 水没となる129-4の補償契約書請求。 ④ ③のS42からあったS55保障橋でS40・ P19のS42補償契約書請求。④があると③は 必要なし	128号「黒塗関連経緯状況」平成23年8月8日 （月）黒塗と電話、部分の6行全開示請求。 （住所、氏名、電話番号除く）	26.10.17 不開示		2号			市長公室 広聴広報課	
233-14		※盛岡市市長部局、上下水道局の行政組織及 び運営等に関する規則	H26.8.13より130-1被相続人、町内会長宛送 付を10.2〇〇〇〇氏に通告済み。黒塗理由請 求。	26.10.17 部分開示	当該文書中、特定の個人を識 別することができる内容が 記録されている部分	2号	26.10.28 送付	写し 送付	市長公室 広聴広報課	5枚
233-15			③ ②のX→A sならS40・P19→H23・P 19？B1471IでS55雨水渠保障1m橋中央部 水没となる129-4の補償契約書請求。 ④ ③のS42からあったS55保障橋でS40・ P19のS42補償契約書請求。	26.10.10 不開示 （不存在）					上下水道部 下水道整備 課	
234	26.10.7	盛岡市の住民組織「〇〇〇〇〇」が、玉山区 と岩手町の廃棄物処理を行う岩手玉山環境組 合の焼却処理計画に反対して、9月30日同組 合に提出した請願書及び9月29日市議会に提 出した陳情書について、それぞれの全文	〇〇〇〇〇から盛岡市長あてに提出された 「放射能物質に汚染された農林業系副産物の 焼却処理に関する要望書」及び「放射能物質 に汚染された農林業系副産物の焼却処理と県 央ゴミ処理集約化に関する質問書」	26.10.15 部分開示	代表者の住所、氏名、電話番 号	2号	26.10.16	写し 交付	玉山総合事 務所税務住 民課	2枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
235	26.10.7	別紙記載の医療法人の直近の決算書 (事業報告書, 貸借対照表, 損益計算書) (医) 社団近藤眼科医院外8医療法人	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算書関係書類。 (1) 事業報告書 (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 未提出分 (医療法人仁慈) は除く。	26.10.17 全部開示			26.10.27	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	30枚
236	26.10.8	以下の工事名の金額入り設計書 (一次, 二次, 三次, 四次代価表, 機械代価表, 諸経費 計算書等全ての代価表に金額が入っているもの) とそれに係わる仮設材供用日数計算書, 水替日数計算書, 交通整理員配置人計算書, 施工日数工程表等設計図書全て (当初設計書) 平成26年6月12日公告 都南中央処理分区第一工区污水管建設工事	以下の工事名の金額入り設計書 (一次, 二次, 三次, 四次代価表, 機械代価表, 諸経費 計算書等全ての代価表に金額が入っているもの) とそれに係わる仮設材供用日数計算書, 水替日数計算書, 交通整理員配置人計算書, 施工日数工程表等設計図書全て (当初設計書) 平成26年6月12日公告 都南中央処理分区第一工区污水管建設工事	26.10.21 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号		写し 交付	上下水道部 下水道整備 課	117枚
237	26.10.8	平成26年度もりおか老人大学 “ゆうゆう学舎” の学生募集チラシの作成について決裁の経過が理解できる書類の開示	平成26年度もりおか老人大学 “ゆうゆう学舎” の学生募集チラシの作成について決裁の経過が理解できる書類	26.10.20 全部開示			26.10.22	写し 交付	保健福祉部 高齢者支援 室	1枚
238	26.10.8	盛岡市会関係 「盛岡市会会議録」1冊 (昭和11~22年) 「盛岡市会速記録」11冊 (昭和8~20年) 「盛岡市会」10冊 (昭和8~20年) 「盛岡市会議案」 (決議録) 3冊 (昭和 8, 10, 15年) 盛岡市参事会関係「盛岡市参事会」11冊 (昭和 8~20年) 「盛岡市参事会会議案」10冊 (昭和8~20 年) 「盛岡市参事会会議録」1冊 (昭和11~22 年)	盛岡市会関係 「盛岡市会会議録」1冊 (昭和11~22年) 「盛岡市会速記録」11冊 (昭和8~20年) 「盛岡市会」10冊 (昭和8~20年) 「盛岡市会議案」 (決議録) 3冊 (昭和 8, 10, 15年) 盛岡市参事会関係「盛岡市参事会」11冊 (昭和 8~20年) 「盛岡市参事会会議案」10冊 (昭和8~20 年) 「盛岡市参事会会議録」1冊 (昭和11~22 年)	26.10.16 全部開示			26.10.29 26.10.30	閲覧 (電子媒 体で デジタル 保存)	議会事務局 議事総務課	デジタル カメラ保 存
239	26.10.10	平成24年度分PCB廃棄物保管状況届出書一 式	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状 況等届出書 (平成24年度実績分)	26.10.24 全部開示			26.12.25 送付	写し 送付	環境部 産業廃棄物 対策室	1306枚
240	26.10.10	20盛用第4-397号測量実測図	20盛用第4-397号測量実測図	26.10.20 部分開示	①個人の住所, 氏名及び印絵 の部分 ②法人の住所, 名称, 代表者 氏名及び印影の部分	2号 3号	26.10.27 送付	写し 送付	建設部 用地課	4枚
241-1	26.10.10	平成27年度使用小学校教科図書採択に関わる 資料 ・採択協議会会議録, 日程, 委員名簿 ・選定委員会 (審議委員会) 会議録, 日程, 委 員名簿	平成27年度使用小学校教科図書採択に関わる 資料 ・採択協議会の会議録, 日程, 委員名簿 ・調査検討委員会の会議録, 日程, 委員名簿	26.10.22 全部開示			26.11.10 送付	写し 送付	教育委員会 学校教育課	7枚
241-2		・調査研究員報告書, 名簿 (書写, 社会, 算数, 生活, 図工) ・学校調査報告書	平成27年度使用小学校教科図書採択に関わる 資料 ・調査研究員報告書及び名簿 ・学校調査報告書	26.10.21 不開示		5号			教育委員会 学校教育課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
242	26.10.14	内訳書金入り 盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（機械設備）工事その1	設計内訳書一式 工事名 盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（機械設備）工事その1	26.10.27 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.10.27	写し 交付	教育委員会 総務課	37枚
243	26.10.16	上田第33地割古道 絵図面カラーコピーA3 2枚	次の地区の絵図のカラー複写 上田第33地割古道	26.10.22 全部開示			26.10.22	写し 交付	財政部 資産税課	2枚(カラー)
244	26.10.21	平成26年9月8日に提出された「〇〇〇〇〇」の汚染された副産物の焼却処理に関する要望書に関連して次の文書の開示を求めます。 1) 岩手・玉山環境組合の規約, 事業計画, 役員名簿等組合の基本的あり方を定めた文書。 2) 現在の組合の事業と予算の現況 3) 「〇〇〇〇〇」の要望と質問に対する回答書全文。	「〇〇〇〇〇」の汚染された副産物の焼却処理に関する要望等に関連した文書 1) 岩手・玉山環境組合の規約, 事業計画, 役員名簿 2) 現在の組合の事業と予算の状況 3) 「〇〇〇〇〇」の要望と質問に対する回答の全文。	26.10.27 全部開示			26.11.4	写し 交付	玉山総合事務所 税務住民課	79枚
245	26.10.21	盛岡コールセンターへの委任事業に係る経費の領収書写し	(株) 盛岡コールセンターへの平成24年度委託事業に係る経費領収書写し（一覧表を含む）	26.10.30 部分開示	法人の取引先に関する情報が記載された部分	3号	26.10.30	写し 交付	商工観光部 企業立地雇用課	17枚
246	26.10.22	盛岡市〇〇〇〇丁目〇-〇に係る下記書類 ・排水装置等工事完了届 ・下水道使用開始届 ・排水設備等計画変更確認申請書及び図面（H2510.17付） ・排水設備等工事完了検査申請書（S45.12.18付） ・排水設備計画確認申請書及び図面（S45.9.16付） ・排水設備等計画確認申請書及び図面（H25.8.20付）	盛岡市〇〇〇〇丁目〇-〇に係る排水設備等計画確認申請等書類	26.10.30 部分開示	(1) 個人の氏名, 住所及び水栓番号が記録された部分 (2) 個人の家屋内の間取り及び排水状況が記録された部分	2号	26.10.30	写し 交付	上下水道部 給排水課	9枚
247-1	26.10.23	A 盛岡市広域都市計画街路事業3・5・65〇〇駅〇〇線平成5年度〇〇〇〇町内（26盛道管第107号）について ① 施行年月日請求。 ② 131-1 464.93㎡代替（K12, 80, 79, 78, 19原因）130-1用地関係書類請求。（用地課チェック希望）26盛水給第203号から `16558 `撤去収受はH13.3.2（15-84） `137096 `等131-1収受はH13.3.2（15-16, 17, 18） ③ 129-1（4）241.14㎡用地関係書類請求。 `131836 `等129-1竣功はH10.3.9（15-28, 29） ④ 130-1, 129-4盛岡市境界の木・1（B1433C）, P19（B1471 I） P.20（B1472	盛岡市広域都市計画街路事業3・5・65〇〇駅〇〇線平成5年度〇〇〇〇町内（26盛道管第107号）について ① 施行年月日請求。	26.11.6 不開示 （不存在）					建設部 道路建設課	
247-2			② 131-1 464.93㎡代替（K12, 80, 79, 78, 19原因）130-1用地関係書類請求。 ③ 129-1（4）241.14㎡用地関係書類請求。	26.11.5 不開示 （不存在）					建設部 用地課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
247-3		R) 経緯行政文書請求。 ⑤ 130-2五角形K28根拠行政文書請求。 (反転認識K28, 反K28指摘) ⑥ K47 (B0987C), C39 (B0994C) S 55年度設計図不存在発生根拠請求。 B 26盛河第101号⑩水路調査資料①以外管 理者保管再請求。 132-5, 131-3, 131-4宅地が現況水路都市河川 課へB47確認 128-28用悪水路現況市道道路 管理課へ 131-11宅地現況市道道路管理課確 認のH17法第14条地図作成 土地調査書B 1350C～53C, 木・1 コンクリートB1433C, P19 (B1471 I), P20 (B1472R) は130- 1, 129-1確認同意のみ盛岡市根拠のH23分筆 387番, H5市有地も放棄証明指摘	④ 130-1, 129-4盛岡市境界の木・1 (B 1433C), P19 (B1471 I) P. 20 (B1472 R) 経緯行政文書請求。 ⑤ 130-2五角形K28根拠行政文書請求。 B 26盛河第101号⑩水路調査資料①以外管 理者保管再請求。	26.11.4 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
247-4		⑥ K47 (B0987C), C39 (B0994C) S 55年度設計図不存在発生根拠請求。	⑥ K47 (B0987C), C39 (B0994C) S 55年度設計図不存在発生根拠請求。	26.10.30 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
248-1	26.10.23	下記案件につきまして, 設計金額内訳書 (金 入) の開示を請求 ・新庄浄水場監視制御装置更新工事 ・米内浄水場急速ろ過池2号洗浄ポンプ更新 工事	金入り設計書 工事名 新庄浄水場監視制御装置更新工事	26.11.6 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	上下水道部 浄水課	25枚
248-2			金入り設計書 工事名 米内浄水場急速ろ過池2号洗浄ポン プ更新工事	26.11.6 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	上下水道部 浄水課	15枚
249-1	26.10.27	① 26盛道管第107号表示工事思施行年月日 請求 (131-2収用工事)。(終了も含め て。) ② ①隣接131-9分筆原因131-10表示なし工 事施行年月日請求。(終了も含めて。) ①続 き部分図請求。 ③ 131-12 464.93㎡分筆原因131-1表示用地 関係書類請求。H5年度同資料も請求。第132 号なら③全削除【道路責任用地課チェック優 先希望。開示請求後 (H26.10.22) 回答理 由。】 ④ 129-12分筆原因129-1 241.14㎡用地関係 書類請求。同上。H5年度同資料も請求。 129-13分筆原因の129-4 (用地) 同行政文書 請求。	① 26盛道管第107号表示工事思施行年月日 請求 (131-2収用工事)。(終了も含め て。) ② ①隣接131-9分筆原因131-10表示なし工 事施行年月日請求。(終了も含めて。) ③ 107号地図, K12, 80～78, 10, 81～2, 21～2, 15～9杭根拠行政文書請求。全私有地 内工事無関係, 立会確認同意書請求。 ④ (107号地図) K27, 29～31の130-2はC 21～23, 28による筆界で杭不存在の根拠行政 文書請求。130-1立会確認同意書請求。 ⑤ (107号地図) K53～56は都市河川課 Asphalt通路移管目的から130-1立会確認書請 求。	26.11.10 不開示 (不存在)					建設部 道路建設課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
249-2		⑤ ①～④の道路用地化後H18閉鎖地図反映の法務局提出行政文書請求。その法務局提出資料資産税課入手もしくは建設部からの行政文書請求。 ⑥ 給水 `137096、等131-1 (15-16, 17, 18) 収受はH13. 3. 2の固定資産税H6?土地減、建物新築4棟の資料請求。`16558、等建物表示固定資産税路線価図はH18年度迄 `137096、等建物はH17後のH19年度から、消失通路含めて。 ⑦ 129-1 H10. 3. 9竣功 `131836、等給水2棟の固定資産税H6?土地減と建物新築の資料請求。同様H19年度から表示。 ⑧ H17法務局要請131-2宅地現況宅地管財課現地確認、管財課への131-2宅地財産台帳歴請求。	② ①続き部分図請求。 ⑤ ①～④の道路用地化後H18閉鎖地図反映の法務局提出行政文書請求。 ⑨ 同上 (H17法務局要請) 131-11宅地, 128-18用悪水路現況道路, 現地確認道路管理課へ原因の⑤請求。 ⑰ 道路管理課130-2五角形K28根拠行政文書請求。河川課依頼行政文書請求。第107号盛岡地方法務局筆界特定提出添付資料で曳家移転図のみで測量。 ⑳ ㉑の市道261へのH17盛道管号外321-4緑手摺原因S55建設部行政文書請求。(土管土中) H17迄放置。	26. 11. 7 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
249-3		⑨ 同上 (H17法務局要請) 131-11宅地, 128-18用悪水路現況道路, 現地確認道路管理課へ原因の⑤請求。	㉒ H15〇〇駅〇〇線含め同地内の市道工事後の担当課建設部から資産税課, 関係各課(水路, 宅地, 市道)への行政文書請求。	26. 11. 7 部分開示	測量実測図中の個人の氏名が記録された部分。	2号	26. 11. 18 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	5枚
249-4		⑩ 同上 (H17法務局要請) 131-3, 4, 132-5宅地現況水路 (B47) 現況確認都市河川課131-4の⑤請求。同地内宅地387番含め河川課管理普通財産, 行政財産歴図面等を含め請求。	㉓ 131-12 464. 93㎡分筆原因131-1表示用地関係書類請求。H15年度同資料も請求 ④ 129-12分筆原因129-1 241. 14㎡用地関係書類請求。同上。H5年度同資料も請求。 129-13分筆原因の129-4 (用地) 同行政文書請求。	26. 11. 5 不開示 (不存在)				建設部 用地課		
249-5		⑪ 同上 (H17法務局要請) 348-1, 351～5, 362～6, 370～1, 377～8, 380用悪水路現況市道道路管理課へ原因の移管行政文書請求。 ⑫ H15〇〇駅〇〇線含め同地内の市道工事後の担当課建設部から資産税課, 関係各課(水路, 宅地, 市道)への行政文書請求。 ⑬ 107号地図, K12, 80～78, 10, 81～2, 21～2, 15～9杭根拠行政文書請求。全私有地内工事無関係, 立会確認同意書請求。 ⑭ (107号地図) K27, 29～31の130-2はC21～23, 28による筆界で杭不存在の根拠行政文書請求。130-1立会確認同意書請求。	⑤のうち, 法務局提出資料資産税課入手もしくは建設部からの行政文書請求。 ⑥のうち, 給水 `137096、等131-1 (15-16, 17, 18) 収受はH13. 3. 2の固定資産税H6?土地減, 建物新築4棟の資料請求。`16558、等建物表示固定資産税路線価図はH18年度迄 `137096、等建物はH17後のH19年度から、消失通路含めて。 ⑦ 129-1 H10. 3. 9竣功 `131836、等給水2棟の固定資産税H6?土地減と建物新築の資料請求。同様H19年度から表示。	26. 11. 6 不開示 (不存在) 26. 11. 6 不開示		1号		財政部 資産税課		
249-6		⑮ (107号地図) K53～56は都市河川課Asphalt通路移管目的から130-1立会確認書請求。	⑥のうち, 「`16558、等建物表示固定資産税路線価図はH18年度迄」に係る固定資産税路線価図 (平成12年から平成18年)	26. 11. 6 全部開示			26. 11. 18 送付	写し 送付	財政部 資産税課	7枚
249-7		⑯ (B1433C) 木・1 P19 (B1471 I), P20 (B1472R) 経緯管理河川課に請求。木・1盛岡市刻印あり, P19, 20確認拒否 (H26. 8) 〇〇〇〇係長に刻印有無請求。	「⑧H17法務局要請131-2宅地現況宅地管財課現地確認, 管財課への131-2宅地財産台帳歴請求。」に係る行政文書として, 「財産台帳」	26. 11. 10 全部開示			26. 11. 18 送付	写し 交付	総務部 管財課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
249-8		<p>⑰ 道路管理課130-2五角形K28根拠行政文書請求。河川課依頼行政文書請求。第107号盛岡地方務局筆界特定提出添付資料で曳家移転図のみで測量。</p> <p>⑱ H6, 5/20給水 `25527、増築改造収受9/29竣功, 250HP補償敷地行政文書なし, 130-1相続人130-2譲渡依頼手紙の(区画整理認識)からS55年度曳家移転補償敷地X06, 07筆界回復N8~10認識K28道路管理課への町内会130-1同意書請求。(S58相続)</p> <p>⑲ S42境界表示給水 `25527、竣功図だがH21業務連絡表 `杭はある、はB1350C~53CでH23.8.24 X01~07, N10町内会同意の107号開示杭立会河川管理係長(H26退職)だと現係長回答(H26.10.17)根拠行政文書請求。S55にS42町内会杭使用せず補償移転敷地杭なし根拠行政文書請求。(〇〇〇〇氏に)</p> <p>⑳ 23盛水施第9-18号伺い `以前からあった通路(橋)を保障して設置、根拠行政文書請求。S47市道路線認定に関する告示の路線図参照</p> <p>㉑ ㉑添付町内会平面図, 占用箇所通り設計図表示ない橋(1m)表示のX01~07, N8~10, 173.36㎡敷地図請求。(Kii0~2)必須)</p> <p>㉒ ㉑の市道261へのH17盛道管号外321-4緑手摺原因S55建設部行政文書請求。(土管土中)H17迄放置。</p>	<p>⑩ H17法務局要請131-3, 4, 132-5宅地現況水路(B47)現況確認都市河川課131-4の⑤請求。同地内宅地387番含め河川課管理普通財産, 行政財産歴図面等を含め請求。</p> <p>⑪ H17法務局要請348-1, 351~5, 362~6, 370~1, 377~8, 380用悪水路現況市道路管理課へ原因の移管行政文書請求。</p> <p>⑫ (B1433C)木・1 P19(B1471I), P20(B1472R)経緯管理河川課に請求。木・1盛岡市刻印あり, P19, 20確認拒否(H26.8)河川管理係長に刻印有無請求。</p> <p>⑬ H6, 5/20給水 `25527、増築改造収受9/29竣功, 250HP補償敷地行政文書なし, 130-1相続人130-2譲渡依頼手紙の(区画整理認識)からS55年度曳家移転補償敷地X06, 07筆界回復N8~10認識K28道路管理課への町内会130-1同意書請求。</p> <p>⑲ S42境界表示給水 `25527、竣功図だがH21業務連絡表 `杭はある、はB1350C~53CでH23.8.24 X01~07, N10町内会同意の107号開示杭立会河川管理係長(H26退職)だと現係長回答(H26.10.17)根拠行政文書請求。S55にS42町内会杭使用せず補償移転敷地杭なし根拠行政文書請求。</p> <p>㉑ ㉑添付町内会平面図, 占用箇所通り設計図表示ない橋(1m)表示のX01~07, N8~10, 173.36㎡敷地図請求。</p>	26.11.10 不開示 (不存在)						建設部 河川課	
249-9			<p>⑳ 23盛水施第9-18号伺い `以前からあった通路(橋)を保障して設置、根拠行政文書請求。S47市道路線認定に関する告示の路線図参照</p>	26.11.6 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設 管理課		
250	26.10.27	平成22年5月20日忘札 盛岡市グループウェアシステム賃貸借(認証印刷)落札情報	長期継続契約 グループウェアシステム賃貸借(認証印刷)単価契約22-27に係る入札・見積経過表	26.11.7全 部開示			26.11.10	写し 交付	総務部 情報企画室	2枚	
251	26.10.27	別紙記載の医療法人の直近の決算書 (事業報告書, 貸借対照表, 損益計算書) (医)日新道外8医療法人	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算書関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書 未提出分(高橋衛歯科医院)は除く。	26.11.5 全部開示			26.11.17	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	29枚	
252-1	26.10.29	平成26年度盛岡市発注の以下工事の金入り設計書(諸経費計算書, 仮設材賃料計算書, 一次単価表, 二次単価表, 三次単価表, 四次単	開札日平成26年8月5日 「榑沢田線街路築造及び宅地造成等工事」金入り設計書	26.11.11 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	都市整備部 市街地整備課	68枚	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
252-2		価表までの金入りのもの) 1) 榑沢田線街路築造及び宅地造成等工事 2) 畑中近隣公園外1公園整備工事	平成26年度 「太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び宅 地造成工事」金入り設計書	26.11.11 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	都市整備部 市街地整備 課	98枚
252-3		3) 道明地区西仙北北川線街路築造外整備工 事 (開札日 2014年8月5日) 4) 高松公園園路広場整備工事 (開札日 2014年8月6日) 5) 梨木町上米内線(Ⅱ工区)電線共同溝等 推進工事 (開札日 2014年8月25日) 6) 高松池排水区管設置及び上田茶屋分区第 一工区污水管布設工事 (開札日 2014年8月27日) 7) 市道榑沢橋線(榑沢橋)橋梁下部工その 4工事 (開札日 2014年8月29日) 8) 太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び 宅地造成工事 (開札日 2014年9月17日) 9) 盛岡駅南大通線(大沢川原工区)電線共 同溝その2及び街路築造舗装その2工事 (開札日2014年10月16日) 10) 新田上川原線街路築造及び宅地造成等工 事 (開札日2014年6月17日)	平成26年8月5日開札の金入り設計書(鏡・設 計内訳書・諸経費計算書・内訳書・単価表) ・畑中近隣公園外1公園整備工事 平成26年8月5日開札の金入り設計書(鏡・設 計内訳書・諸経費計算書・内訳書・単価表) 高松公園園路広場整備工事	26.11.11 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	都市整備部 公園みどり 課	194枚 98枚
252-4		7) 市道榑沢橋線(榑沢橋)橋梁下部工その 4工事 (開札日 2014年8月29日) 8) 太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び 宅地造成工事 (開札日 2014年9月17日) 9) 盛岡駅南大通線(大沢川原工区)電線共 同溝その2及び街路築造舗装その2工事 (開札日2014年10月16日) 10) 新田上川原線街路築造及び宅地造成等工 事 (開札日2014年6月17日)	道明地区西仙北北川線街路築造外整備工事設 計書	26.11.7 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	都市整備部 盛岡南整備 課	32枚
252-5		8) 太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び 宅地造成工事 (開札日 2014年9月17日) 9) 盛岡駅南大通線(大沢川原工区)電線共 同溝その2及び街路築造舗装その2工事 (開札日2014年10月16日) 10) 新田上川原線街路築造及び宅地造成等工 事 (開札日2014年6月17日)	次の平成26年度各工事(3件)の実施工事設 計書 5) 梨木町上米内線(Ⅱ工区)電線共同溝等 推進工事 6) 高松池排水区管設置及び上田茶屋分区第 一工区污水管布設工事 9) 盛岡駅南大通線(大沢川原工区)電線共 同溝その2及び街路築造舗装その2工事	26.11.11 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	建設部 道路建設課	
252-6		10) 新田上川原線街路築造及び宅地造成等工 事 (開札日2014年6月17日)	平成26年度盛岡市発注の以下工事の金入り設 計書(諸経費計算書、仮設材賃料計算書、一 次単価表、二次単価表、三次単価表、四次単 価表までの金入りのもの) 6) 高松池排水区管設置及び上田茶屋分区第 一工区污水管布設工事 (開札日 2014年8月27日)	26.11.10 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	上下水道部 下水道整備 課	115枚
253	26.10.30	給水装置工事調書 水栓番号第5850号	給水装置工事調書 (水栓番号第5850号)	26.11.13 部分開示	給水装置新設工事調書のう ち、特定の個人の氏名が記録 された部分	2号	26.11.18	写し 交付	上下水道部 給排水課	1枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
254-1	26.10.31	① X07, 06は曳家移転図等から解釈出来るが, 173.36㎡財産台帳増減なし根拠の地積行政文書請求。(補償地積開口補償ではない) ② ①から延長線上X01~05だが, その延長線上N10根拠行政文書請求。N8~9不存在消滅理由請求。(S42存在したと思われる) ③ ゲタ箱下S55・N9表示行政文書請求。現地確認回答係長に。【曳家移転図等からX07, 06同様確認済のS55・N9二段階移転】 ④ S40・X, S55・N8の全開サッシ部分なので現地確認回答係長に表示行政文書請求。(柱, 床下部分) ⑤ 開示曳家移転≡消去多数の行政文書の消去前の行政文書請求。現〇〇〇〇〇課長設計図書消去のH6年の行政文書請求。(五角形理由)	① X07, 06は曳家移転図等から解釈出来るが, 173.36㎡財産台帳増減なし根拠の地積行政文書請求。 ② ①から延長線上X01~05だが, その延長線上N10根拠行政文書請求。N8~9不存在消滅理由請求 ③ ゲタ箱下S55・N9表示行政文書請求。 ④ S40・X, S55・N8の全開サッシ部分なので現地確認回答係長に表示行政文書請求。	26.11.12 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
254-2				26.11.10 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	
255	26.11.4	以下工事名の金額入り当初設計書(全ての単価表) ①工事名 小鳥沢1丁目地内配水管クリーニング工事 開札日 平成26年10月15日(水)13:15	次の工事に関する金額入設計書 小鳥沢1丁目地内配水管クリーニング工事	26.11.18 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.11.20	写し 交付	上下水道部 水道維持課	66枚
256-1	26.11.4	①アイスアリーナ改修(機械設備)工事 内訳書金入り ②市営谷地頭アパート4号館給水方式変更工事 内訳書金入り	設計書 業務名 アイスアリーナ改修(機械設備)工事	26.11.11 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	市民部 スポーツ推進課	13枚
256-2			市営谷地頭アパート4号館給水方式変更工事 に係る設計書金入り	26.11.6 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.11.12	写し 交付	建設部 建築住宅課	13枚
257	26.11.5	平成26年9月17日開札 「手代森処理区汚水管渠実施設計業務依託」 上記業務の金入設計書	平成26年9月17日開札分 手代森処理区汚水管渠実施設計業務依託 金入設計書	26.11.13 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.11.20	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	22枚
258-1	26.11.10	〇〇〇〇町〇〇児童公園の財産台帳, 貸借契約等請求, 所管歴請求。	〇〇〇〇町〇〇児童公園の財産台帳, 所管歴請求。	26.11.25 部分開示	「都市公園台帳」の備考の部分	2号	26.11.27 送付	写し 送付	都市整備部 公園みどり課	3枚
258-2			〇〇〇〇町〇〇児童公園の貸借契約等請求。	26.11.25 不開示 (不存在)					都市整備部 公園みどり課	

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
259	26.11.11	盛岡市建設業協同組合が11月5日、建設業振興に係る項目の要望をしに提出した事について、提出された要望書の全文	要望書（盛岡市建設業協同組合）	26.11.18 全部開示			26.11.19	写し 交付	財政部 契約検査課	4枚
260	26.11.11	設計図書金額入り（税抜） 工事No. 526091 工事の名称 永井東処理分区外第一工区污水管敷設工事 入札日平 成26年10月15日 契約日平 成26年10月23日	行政文書の名称設計図書金額入り（税別） 工事No. 526091 工事の名称 永井東処理分区外第一工区污水管敷設工事 入札日平 成26年10月15日 契約日平 成26年10月23日	26.11.21 部分開示	1 単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から3月未満（年度版は1年未満）の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。 2 設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額。	3号 5号	26.11.25	写し 交付	上下水道部 下水道整備課	95枚
261	26.11.13	市道〇〇〇〇号線の用地図 （〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇地先）	市道〇〇〇〇号線の用地図 （〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇地先）	26.11.20 部分開示	(1) 用地測量実測平面図中の個人の氏名, 住所, 印影が記録された部分 (2) 用地測量実測平面図中の法人の名称, 所在地, 代表者の氏名及び印影が記録された部分	2号 3号	26.11.27	写し 交付	建設部 用地課	4枚
262	26.11.14	市道に接する盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇-〇, 〇-〇, 〇-〇-〇の立会記録証明及び立会に至った証明 市道に接する盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, (甲) 〇-〇の立会記録証明及び立会に至った証明 市道に接する盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇の立会記録証明及び立会に至った証明	市道に接する盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇-〇, 〇-〇, 〇-〇-〇の立会記録証明及び立会に至った証明 市道に接する盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, (甲) 〇-〇の立会記録証明及び立会に至った証明 市道に接する盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇の立会記録証明及び立会に至った証明	26.11.27 部分開示	①個人住所, 氏名及び印影の部分 ②法人の住所, 名称, 代表者氏名及び印影の部分	2号 3号	26.12.4	閲覧 写し 交付	建設部 用地課	56枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
263-1	26. 11. 14	1 盛岡市が盛岡市〇〇〇地割〇-〇〇〇〇〇〇氏自宅玄関先から市道に至る長距離である全長巾員4~5m前後〇〇氏の要求に応じ無償で碎石全面に敷いた目的がなんだったのか碎石の下にアスファルトを大型ダンプで多く運び入れた削除で全て現れる。 2 同付近を市が指定した土地家屋調査士資格の無い人を測量させ市補助金金額4,572,750円全額支払った領収書あります。 3 市が2と同時期市工事に一切関係なき人に¥1,000,000支払う領収書あります。 4 市が関係した道路工事に関係した人が道路の一部を偽装測量後の土地境界立会通知することなく第三者の土地所有者とし第三者が盛岡市に無償で提供した偽装登記を完了させその第三者が市工事に関係した説明記¥150万領収書あります。	1 盛岡市が盛岡市〇〇〇地割〇-〇〇〇〇〇〇氏自宅玄関先から市道に至る長距離である全長巾員4~5m前後〇〇氏の要求に応じ無償で碎石全面に敷いた目的がなんだったのか碎石の下にアスファルトを大型ダンプで多く運び入れた削除で全て現れる。 3 市が2と同時期市工事に一切関係なき人に¥1,000,000支払う領収書あります。 4 市が関係した道路工事に関係した人が道路の一部を偽装測量後の土地境界立会通知することなく第三者の土地所有者とし第三者が盛岡市に無償で提供した偽装登記を完了させその第三者が市工事に関係した説明記¥150万領収書あります。 5 上記について再三関係課に再三苦情申立てが無視された。	26. 11. 28 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
263-2		盛岡市道路課係員他が関係しております。市が10年間調べ問題ないと岩手日報社報道ありましたが、まだ10年以内です関係証明開示してください。私有地に関する関係証明すべて開示せよ。法務局係員30年間書面開示すると話す。 5 上記について再三関係課に再三苦情申立てが無視された。	2 同付近を市が指定した土地家屋調査士資格の無い人を測量させ市補助金金額4,572,750円全額支払った領収書あります。盛岡市道路課係員他が関係しております。市が10年間調べ問題ないと岩手日報社報道ありましたが、まだ10年以内です関係証明開示してください。私有地に関する関係証明すべて開示せよ。法務局係員30年間書面開示すると話す。	26. 11. 28 部分開示	(1)個人住所、氏名、印影が記録された部分 (2)法人の代表者の印影が記録された部分	2号 3号	26. 12. 4	閲覧 写し 交付	建設部 道路管理課	75枚
264-1	26. 11. 14	盛岡市が法務局に〇〇〇〇立会人として登記完了とした盛岡市〇〇〇地割〇-〇盛岡市道路課〇〇〇で一切道路通知(立会)なかった登記完了に至った関係証明求める全部境界立会証認印あるもの示せ。すべての文書の開示を求める必ず。 盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇地番立会人〇〇〇と法務局に登記完了済書作成者盛岡市産業部農地林務課技師〇〇〇〇証明法務局から受けた関係資料全部提出求める。 法務局係員現在30年間の書類開示できる。法務局に完結する書類見当たらず全て原本盛岡市が保存していると話した全て開示求める必ず。	盛岡市が法務局に〇〇〇〇立会人として登記完了とした盛岡市〇〇〇地割〇-〇盛岡市道路課〇〇〇で一切道路通知(立会)なかった登記完了に至った関係証明求める全部境界立会証認印あるもの示せ。すべての文書の開示を求める必ず。 法務局係員現在30年間の書類開示できる。法務局に完結する書類見当たらず全て原本盛岡市が保存していると話した全て開示求める必ず。 上記2件共一切立会通知受けてたなく立会記録証明捺印判るもの求める。	26. 11. 28 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
264-2		上記2件共一切立会通知受けてたなく立会記録証明捺印判るもの求める。	盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇地番に係る登記完了済書一式	26. 11. 28 部分開示	個人に関する情報	2号	26. 12. 4	閲覧 写し 交付	農林部 農政課	10枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
265-1	26. 11. 14	盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇-〇番地に接する隣地 〇-〇-〇に建築した共同住宅の開示書面内〇 〇一級建設士であり建築物境界寸法平面 に求めずハウス設計者を信じ建築確認許 可, 完了検査済証を渡し早く関係者を別部署 に移動させた。隣地境界立会一切求めること なく関係資料の文書開示求める。当時の関係 者何処に変わったか知らないと関係者一人の 責任でないと思う同課に数回出向いた時の行 動により知った資料も受けている。 隣地関係者の立会記録証明求める。	盛岡市〇〇〇〇-〇-〇に建築した共同住宅の 隣地関係者の立会記録証明	26. 11. 27 不開示 (不存在)					都市整備部 建築指導課	
266-1	26. 11. 14	市河川 水路課 盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇-〇, 〇-〇, 〇- 〇 盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇-〇-〇, 〇-〇-〇, 〇- 〇-〇水路に接する立会記録証明及び立会に 至った各証明 盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇地番に 接する盛岡市(水路)市保有図面写した地番 であるに接する立会記録及び立会に至った関 係証明	盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇-〇, 〇-〇, 〇- 〇 盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇-〇-〇, 〇-〇-〇, 〇- 〇-〇水路に接する立会記録証明及び立会に 至った各証明 盛岡市〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇, 〇-〇地番に 接するに接する立会記録及び立会に至った関 係証明	26. 11. 28 部分開示	資料において特定の個人を 識別できる情報が記録され た部分。	2号	26. 12. 4	閲覧 写し 交付	建設部 河川課	15枚
266-2			市河川 水路課 盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇-〇, 〇-〇, 〇- 〇 盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇-〇-〇, 〇-〇-〇, 〇- 〇-〇水路に接する立会記録証明及び立会に 至った各証明	26. 11. 27 部分開示	①個人住所, 氏名及び印影の 部分 ②法人の住所, 名称, 代表者 氏名及び印影の部分	2号 3号	26. 12. 4	閲覧 写し 交付	建設部 用地課	7枚
267	26. 11. 14	平成25年度に指定された位置指定道路(建築 基準法第42条第1項5号道路)の以下の資料 ①指定番号, 指定の年月日, 住所, 延長, 幅員が わかる資料 *公文書など ②位置がわかる資料 *見取図や位置図など ③道路の形状がわかる資料 *現況図や敷地計画図などで, 縮尺1/200~ 1/1000程度の平面図	平成25年度に位置指定道路(建築基準法第42 条第1項5号道路)を指定した指定道路図及び 指定道路調書は, 次のとおり 1. 指定道路調書 2. 附近見取図 3. 道路平面図	26. 11. 26 全部開示			26. 12. 5 送付	写し 送付	都市整備部 建築指導課	2枚 カ7-4枚
268	26. 11. 18	別紙記載の医療法人の直近の決算書 (事業報告書, 貸借対照表, 損益計算書) (医) 高橋歯科医院外8件	開示請求書に記載された医療法人の直近の決 算書関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書 未提出分(拓心会)は除く。	26. 11. 5 全部開示			26. 12. 15	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	26枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
269	26. 11. 21	障害者就労の「就労継続支援事業（A型）」について、同事業の指定を受けた株式会社やNPO法人、社会福祉法人等に対し貴自治体が改善指導したことがわかる文書（指導内容や結果、処分対象者等がわかる文書。指定を取り消した場合はその内容、理由等が分かる文書）。改善指導を受けた当該事業者から提出された改善状況、結果がわかる文書（改善等報告書）。※改善指導中の案件については途中段階の報告書等 2009年1月1日から2014年11月18日までの期間に作成された分に限る。	障害者就労の「就労継続支援事業（A型）」について、同事業の指定を受けた事業者に対し、多額の返還請求や指定取り消し等の処分に係る文書（平成21年1月1日から平成26年4年11月18日までの期間分）	26. 12. 5 不開示 (不存在)					保健福祉部 地域福祉課	
270	26. 11. 21	貴自治体が生活保護受給者（以下、受給者）を受け入れている病院（医療機関）に対し、指導改善したことがわかる文書。指導を受け、病院側から提出された改善結果を示す文書▼入院患者や受給者の大半を占めている▼受給者に必要のない手術や治療行為をしている▼短期間に退院を繰り返している受給者を患者として受け入れている▼受給者への薬の処方等に問題がある▼暴力団あるいはその関連団体等とつながりが認められた▼いわゆる「患者紹介ビジネス」に加担した▼訪問看護ステーションに対する「特別訪問看護指示書」の不適切な交付があった▼その他、受給者関連で重大な（主観で判断していただいて結構です）法令違反が認められた・・・場合の市道に限る。なお、現在指導中の案件は途中段階の報告書等を、調査の終了した案件は改善結果を示す報告書等を対象とする。病院側から提出されたパンフレット等の細かい書類は除く。いずれも2009年1月1日から2014年11月18日までの期間に作成された文書に限る。	市が生活保護受給者（以下、受給者）を受け入れている病院（医療機関）に対し、指導改善したことがわかる文書。指導を受け、病院側から提出された改善結果を示す文書 ・入院患者や受給者の大半を占めている ・受給者に必要のない手術や治療行為をしている ・短期間に退院を繰り返している受給者を患者として受け入れている 外5項目の指導にかかるもの。	26. 11. 28 不開示 (不存在)					保健福祉部 生活福祉課	
271-1	26. 11. 25	指定管理者施設 1. アイスアリーナ運営補助金（H25） 2. アイスアリーナ収支報告書（H25） 3. 設置費用スケート用アリーナ部分（全体でも可）	アイスアリーナ運営補助金	26. 12. 8 不開示 (不存在)					市民部 スポーツ推進課	
271-2			平成25年度施設別収支決算一覧表 盛岡市アイスアリーナ施設概要	26. 12. 8 全部開示			26. 12. 9	写し 交付	市民部 スポーツ推進課	2枚
272	26. 11. 25	平成26年11月11日に開札のありました「（仮称）見前南地区公民館建設工事に係る地質調査業務委託」金入り設計内訳書の開示	設計内訳書一式 委託業務名 （仮称）見前南地区公民館建設工事に係る地質調査業務委託	26. 12. 1 部分開示	「地質調査費」、「諸経費」並びに開示することにより当該金額が明確になる金額	5号	26. 12. 2	写し 閲覧	教育委員会 生涯学習課	CD-R

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
273-1	26. 11. 26	平成27年度小学校利用図書採択事務に関する資料（教科：図画工作科, 家庭科） ・協議会議事録・協議会委員氏名, 所属 ・採択計画（日程）・選定理由 ・線定委員氏名, 所属・調査報告書 ・調査員氏名, 所属	平成27年度小学校利用図書採択事務に関する資料（教科：図画工作科, 家庭科） ・採択協議会議事録・委員名簿 ・採択計画（日程） ・選定理由 ・調査員検討委員会委員名簿	26. 12. 3 全部開示			26. 12. 17 送付	写し 送付	教育委員会 学校教育課	6枚
273-2			平成27年度小学校利用図書採択事務に関する資料（教科：図画工作科, 家庭科） ・調査研究員報告書 ・調査研究員名簿	26. 12. 3 不開示		5号			教育委員会 学校教育課	
274	26. 12. 2	医療法人みやま会の平成25年8月期, 平成26年8月期の損益計算書と貸借対照表	社会医療法人みやま会の平成25年度, 平成26年度の決算関係書類。 (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書	26. 12. 11 全部開示			26. 12. 22 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	4枚
275-1	26. 12. 3	<p>Ⓐ 隣接県営○○○アパート○号○号と県道○号関連行政文書歴請求。S 54. 2. 29事業認可県告示第353号とその行政文書請求。</p> <p>Ⓑ “ S 54用地買収、根拠行政文書請求。27, 350円/㎡根拠請求。（都市計画 S 55. 2. 23前に）Ⓒ存在前提で</p> <p>Ⓒ 都市計画法 S 55. 2. 23市告示第44号都市決定請求。</p> <p>Ⓓ 都市公園法 S 56. 3. 31市告示第64号公園設置請求。</p> <p>Ⓔ 道路部分（254. 34㎡）→道路課への現市道行政文書請求。県道への行政文書請求。</p> <p>Ⓕ 備考33-1脱落, 6名の誰かで実測78. 043㎡登記簿79. 993㎡か脱落部分請求。台帳1, 632. 18㎡, 道路部分254. 34㎡, 公園設置1, 377. 84㎡</p> <p>Ⓖ “（○○○○○課）【財産台帳】Ⓖ○○児童公園○○○町○○番○外公園2, 008. 28㎡、台帳317-13（318-6, 336-2, 336-1, 338-2を合筆）から318番6は不存在のはず根拠行政文書請求。○○○○児童公園用地買収合筆</p> <p>Ⓖ Ⓒの2, 008. 28㎡根拠行政文書請求。都市公園台帳1. 632. 18㎡は “※道路分（254. 34㎡）→道路課へ、含んでいて増加経緯行政文書請求。</p>	<p>Ⓐ 隣接県営○○○アパート○号○号と県道○号関連行政文書歴請求。S 54. 2. 29事業認可県告示第353号とその行政文書請求。</p> <p>Ⓑ “ S 54用地買収、根拠行政文書請求。27, 350円/㎡根拠請求。（都市計画 S 55. 2. 23前に）Ⓒ存在前提で</p> <p>Ⓒ 都市計画法 S 55. 2. 23市告示第44号都市決定請求。</p> <p>Ⓖ 備考33-1脱落, 6名の誰かで実測78. 043㎡登記簿79. 993㎡か脱落部分請求。</p> <p>Ⓖ H12路線価図表示H15基準地の施設配置経緯請求。町内会要望書等要望記録請求。</p> <p>Ⓖ 台帳 “狭小屈折した道路, 加えて公共空間が少なく住環境が悪い、設置根拠の町内会の要望書等請求。</p> <p>Ⓖ Ⓖが県用地提供ならS54用地買収なく全体県用地提供提案記録請求。</p> <p>Ⓖ 26盛緑第79号都市計画当時Ⓖ隣接地民間所有で後県所有となった隣接地所有盛岡市の行政文書請求。</p> <p>Ⓖ ⒼがⒼでなく県所有地なら県道の市道化も含めた79号用地提供提案県拒否の行政文書請求。</p>	26. 12. 15 不開示 (不存在)					都市整備部 公園みどり課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
275-2		<p>① ㊸の「【財産台帳】⑫〇〇〇〇幼児公園〇〇〇〇町〇番〇外 公園176.99㎡都市公園台帳、財産台帳歴請求。H12路線価図表示H15基準地の施設配置経緯請求。町内会要望書等要望記録請求。</p> <p>① 台帳【公園台帳】「所在地317-13（12番41号）」は33-1, 335-3他含んだ住居番号か管財課に請求。㊸の318番6合筆消失確認目的</p> <p>㊸ 台帳「狭小屈折した道路、加えて公共空間が少なく住環境が悪い」設置根拠の町内会の要望書等請求。</p> <p>㊸ 第〇町内会公民館「水」から「水」曳家移転民間筆界無断移動補償契約と㊸同時進行盛岡市「水」宅地化行政文書不存在補償契約無届曳家移転根拠行政文書請求。H23分筆測量根拠行政文書請求。（X01～07, N10の173.36㎡）</p> <p>㊸ 公園施設 修景施設 ライラック(5)トイトヒ(13)むねの木(2)ベニヤサクラ(6)ナカマト(8)リュウキュウツツ(100)シガラツツ(2)イイ(7)ヤマボウシ(5)ヤマブキ(8)ニシキギ(20)トサズキ(3)アヒ(10)エゾムラサキ(5)ベニシシマ(5)コトマリ(10)の209本、「水」上立木移転調査ツツ(60)どうだん(20)れんぎょう(10)桜胸高直径35cm樹高6～8m 130本伐採移転補償25,730円S42占用許可歴なし, 83.21㎡の約200㎡敷地「水」から「水」曳家, 50cm通路1m橋H23.12初占用許可のみ町内会の要望書, 要望記録行政文書 (H23) 請求。【隠蔽×土台犯罪〇〇〇〇課長】317-13都市計画387適用しなかった根拠行政文書請求。H6, 130-1は区画整理認識の1302-譲渡依頼, H17立会確認同意。</p> <p>㊸ 26盛管第61号財産台帳(土地)131番2宅地H02/10/26 23.27㎡財産区分換え以前の財産台帳請求。</p>	<p>㊸ 「S54用地買収」根拠行政文書請求。27,350円/㎡根拠請求。</p> <p>㊸ 都市公園法S56.3.31市告示第64号公園設置請求。</p> <p>㊸ 帳1,632.18, 道路部分254.34, 公園設置1,377.84㎡</p> <p>㊸ 「(〇〇〇〇〇課)【財産台帳】⑫〇〇〇〇児童公園〇〇〇〇町〇番〇外公園2,008.28㎡、台帳317-13(318-6, 336-2, 336-1, 338-2を合筆)から318番6は不存在のはず根拠行政文書請求。</p> <p>㊸ ㊸の2,008.28㎡根拠行政文書請求。都市公園台帳1,632.18㎡は「※道路分(254.34㎡)→道路課へ、含んでいて増加経緯行政文書請求。</p> <p>① ㊸の「【財産台帳】⑫〇〇〇〇幼児公園〇〇〇〇町〇番〇外 公園176.99㎡都市公園台帳、財産台帳歴請求。</p> <p>㊸ 〇〇児童公園財産台帳歴請求。</p>	26.12.15 部分開示	「都市公園台帳」の備考の部分	2号	26.12.22 送付	写し 送付	都市整備部 公園みどり 課	5枚
275-3			㊸ 道路部分(254.34㎡)→道路課への現市道行政文書請求	26.12.11 全部開示			26.12.22 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	2枚
275-4			㊸ 道路部分(254.34㎡)→県道への行政文書請求。	26.12.11 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
275-5			① 台帳「所在地317-13(12番41号)」は33-1, 335-3他含んだ住居番号か管財課に請求。㊸の318番6合筆消失確認目的 <p>㊸ 26盛管第61号財産台帳(土地)131番2宅地H02/10/26 23.27㎡財産区分換え以前の財産台帳請求。</p>	26.12.17 不開示 (不存在)					総務部 管財課	
275-6			㊸ 第〇町内会公民館「水」から「水」曳家移転民間筆界無断移動補償契約と㊸同時進行盛岡市「水」宅地化行政文書不存在補償契約無届曳家移転根拠行政文書請求。 <p>㊸ S55年度忘れ?市道から130-1への函雨水渠道路移転1990頃もなされなかった根拠行政文書請求。</p>	26.12.8 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
275-7			㊸ H23分筆測量根拠行政文書請求。(X01～07, N10の173.36㎡)	26.12.12 部分開示	資料において特定の個人を識別できる情報が記録された部分。	2号	26.12.22 送付	写し 送付	建設部 河川課	4枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
275-8		文書請求。 ㊸ ○○児童公園財産台帳歴請求。㊸が県用地提供ならS54用地買収なく全体県用地提供提案記録請求。 S42「水」上15-84建築目的の民間境界改ざん, S55年度捏造「水」上曳家移築現況敷地宅地都市計画税賦課130-1, 2等非居住者, 評価額の見直し記載等財産台帳請求。 ㊸ 26盛緑第79号都市計画当時㊸隣接地民間所有で後県所有となった隣接地所有盛岡市の行政文書請求。 ㊸ ㊸が㊸でなく県所有地なら県道の市道化も含めた79号用地提供提案県拒否の行政文書請求。	㊸ S42占用許可歴なし, 83. 21㎡の約200㎡敷地「水」から「水」曳家, 50cm通路1m橋 H23. 12初占用許可のみ町内会の要望書, 要望記録行政文書 (H23) 請求。【隠蔽×土台犯罪○○○○課長】 317-13都市計画387適用しなかった根拠行政文書請求。 ㊸ H17○○○○課確認の131-3, 4, 132-5宅地現況水路の財産台帳歴 (土地) 請求。	26. 12. 12 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
275-9			㊸ 131-1はH5年度・3・5・65○○駅・○○線発生後H18 (1996) 250HP, 131-10の (1990) 250VU等から1990・H2頃の3・5・56○○駅・○○線行政文書 (MAP) 請求。㊸宅地原因全体図請求。	26. 12. 15 不開示 (不存在)					建設部 道路建設課	
275-10			㊸ S42「水」上15-84建築目的の民間境界改ざん, S55年度捏造「水」上曳家移築現況敷地宅地都市計画税賦課130-1, 2等非居住者, 評価額の見直し記載等財産台帳請求。	26. 12. 12 不開示 (不存在)					財政部 資産税課	
276-1	26. 12. 8	別紙(1)～別紙(4)のうち○印のNo.の文書 別紙(1)平成24年度業務委託 (沢田浄水場外浄化槽保守) 別紙(2)平成24年度業務委託 (沢田浄水場運転管理業務) 別紙(3)平成23年度沢田浄水場運転管理業務委託 別紙(4)平成23年度業務委託等 (沢田浄水場運転管理業務委託)	1 平成24年度沢田浄水場外浄化槽保守点検業務委託に関する (別紙) に○印で示す文書 (2件の文書) 2 平成24年度沢田浄水場運転管理業務委託に関する (別紙) に○印で示す文書 (3件の文書) 3 平成23年度沢田浄水場運転管理業務委託 (平成24～27年度) フォーサル関係に関する (別紙) に○印で示す文書 (3件の文書) 4 平成24年度沢田浄水場運転管理業務委託に関する (別紙) に○印で示す文書 (9件の文書)	26. 12. 22 部分開示	(1)入札委任者, 委託業務従事者の氏名, 経歴 (2)見積金額 (技術提案書の内容に関する事項)	2号 3号	27. 1. 15	閲覧 写し 交付	上下水道部 浄水課	117枚
276-2			①別紙(2)-11新規従事者研修計画書, 経歴書 ②別紙(2)-14経歴書 ③別紙(2)-15業務計画書 (変更) ④別紙(2)-8審査委員会議事録, 評価結果票 (事務局評価分) ⑤別紙(4)-3業務計画書 ⑥別紙(4)-4従事者研修計画書 ⑦別紙(4)-6経歴書 ⑧別紙(4)-7従事者研修計画書 ⑨別紙(4)-8技術提案書	26. 12. 22 不開示		2号 3号			上下水道部 浄水課	
277	26. 12. 8	平成25年度決算書 損益計算書, 貸借対照表, 事業計画書 医療法人遠山病院	平成25年度の医療法人遠山病院の決算関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表 (3)損益計算書	26. 12. 16 全部開示			26. 12. 18	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	5枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
278-1	26.12.9	20盛用第4-397号測量実測図26盛管第94-1号の不動産使用貸借変更契約書（H23.8.30 260.89㎡公民館敷地）不動産使用貸借契約書（H14.3.25 260.40㎡児童遊園地）の〇〇〇町〇〇-〇旧地図、表示の盛岡市財産台帳歴と財産入手経緯（〇〇〇〇〇アパート〇号棟隣接）行政文書請求。S43建築の216-4?3?, 22-14〇〇〇第〇町内会公民館跡地が市有地なら盛岡市財産台帳歴, 財産入手経緯, 不動産使用貸借契約書歴, 現況児童公園? 行政文書請求。	「26盛管第94-1号の不動産使用貸借変更契約書（H23.8.30 260.89㎡公民館敷地）不動産使用貸借契約書（H14.3.25 260.40㎡児童遊園地）の〇〇〇町〇〇-〇旧地図、表示の盛岡市財産台帳歴と財産入手経緯（〇〇〇〇〇アパート〇号棟隣接）行政文書請求。」に係る行政文書として、財産台帳及び土地交換契約書。	26.12.24 全部開示			27.1.8 送付	写し 送付	総務部 管財課	3枚
278-2			「S43建築の216-4?3?, 22-14〇〇〇第〇町内会公民館跡地が市有地なら盛岡市財産台帳歴, 財産入手経緯, 不動産使用貸借契約書歴, 現況児童公園? 行政文書請求。」に係る行政文書。	26.12.24 不開示 (不存在)					総務部 管財課	
279	26.12.9	水処理剤「ポリ塩化アルミニウム（P A C）の購入実績がある場合, 22, 23, 24, 25, 26各年度の入札調書または見積調書を開示。26年度については, 直近の調書まで	水処理剤「ポリ塩化アルミニウム（P A C）の購入実績がある場合, 22, 23, 24, 25, 26各年度の入札調書または見積調書	26.12.16 全部開示			26.12.22	写し 交付	上下水道部 浄水課	9枚
280	26.12.10	「盛岡市都南分庁舎地下電気室高圧真空遮断機等交換修繕」 H26.11月27日入札の入札結果がわかるもの	H26.11月27日入札の「盛岡市都南分庁舎地下電気室高圧真空遮断機等交換修繕」に係る入札経過表	26.12.18 全部開示			26.12.19	写し 交付	市民部 都南総合支所	2枚
281	26.12.11	協栄テックス株式会社が介護保険事業所に指定された時期より, 平成26年12月11日現在まで起きた事故, 事件の内容と件数について	協栄テックス株式会社が介護保険事業所に指定された時期から平成26年12月11日までに事故・事件の内容と件数について	26.12.25 部分開示	事業所の従業員及び利用者に関する情報	2号	26.12.25	閲覧 写し 交付	保健福祉部 介護高齢福祉課	57枚
282	26.12.15	盛岡市管轄の薬事法に基づく下記許可業者一覧※できるだけ最新のもの ・薬局・特例販売業・店舗販売業 必要項目：許可業種, 店舗名称, 店舗所在地, 店舗電話番号, 開設者名, 休止情報 ※担保販売業に関しては上記必要項目に加えて, 一類医薬品の取扱の有無, 管理者氏名, 管理者資格, 薬剤師の有無	薬局, 特例販売業, 店舗販売業者名簿の次の内容で最新のもの。 (1) 許可業種 (2) 店舗名称 (3) 店舗所在地 (4) 店舗電話番号 (5) 開設者名 (営業者氏名) (6) 休止情報 (店舗販売業に関しては, 第一類医薬品の取扱の有無, 管理者氏名, 管理者資格及び薬剤師の有無を含む。)	26.12.22 全部開示			27.1.13 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	CD-R
283-1	26.12.15	以下の工事名の金額入り設計書（一次, 二次, 三次, 四次代価表, 機械代価表, 諸経費計算書等全ての代価表に金額が入っているもの）とそれに係わる仮設材供用日数計算書, 水替日数計算書, 交通整理員配置人計画書, 施工日数工程表等設計図書全て（当初設計書）	平成26年7月15日公告の金入り設計書（鏡・設計内訳書・諸経費計算書・内訳書・単価表） ・畑中近隣公園外1公園整備工事	26.12.22 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.12.24	写し 交付	都市整備部 公園みどり課	194枚
283-2		平成26年7月15日公告 ・畑中近隣公園外公園整備工事 平成26年8月26日公告 ・太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び宅地造成工事	平成26年度 「太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び宅地造成工事」金入設計書	26.12.19 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	26.12.24	写し 交付	都市整備部 市街地整備課	98枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
284-1	26.12.15	平成26年度発注 平成26年7月1日開札 ・盛岡市立城東中学校グラウンド整備工事 平成26年5月13日開札 ・太田橋グラウンド(25災都11号)都市排水施設等災害復旧工事	設計書 工事名 盛岡市立城東中学校グラウンド整備工事	27.1.5 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27.1.6	写し 交付	教育委員会 総務課	26枚	
284-2		・太田橋グラウンド(25災都10号)都市排水施設等災害復旧工事 以3物件の金入り設計書(可能であれば二次・三次単価表まで)	設計書 業務名・太田橋グラウンド(25災都11号)都市排水施設等災害復旧工事 ・太田橋グラウンド(25災都10号)都市排水施設等災害復旧工事	27.1.5 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27.1.6	写し 交付	市民部 スポーツ推進課	24枚 21枚	
285	16.12.15	別紙記載の医療法人の直近の決算書(事業報告書、貸借対照表、損益計算書)(医)小笠原眼科クリニック外15件	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表 (3)損益計算書 未提出分(光洋会)、解散(松栗会西島産婦人科医院)は除く。	26.12.22 全部開示			27.1.14	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	47枚	
286-1	26.12.19	【○○○○町第○町内会公民館について】 ① 25盛水整第65-27号公民館下マーク?は方位と河川課管理係長回答根拠、平面図方位35°ずれ3.11震災根拠行政文書請求。(H26.12.16) ② 26道管144号地図無番地のH17地図作成情報と現況道か財産請求。 ③ 131-12宅地H8.3.4 131-1から分筆505.72㎡の464.93㎡ずれ130-1立会確認同意書請求。地図C.K等の立会確認同意書請求。 ④ 131-11宅地H3.3.28 131-1から分筆45㎡130-1立会確認同意書請求。 ⑤ 131-8宅地S50.2.18 131-1から分筆85.99㎡ 130-1立会確認同意書とその工事行政文書請求。 ⑥ H17地図作成道路民間境界立会の行政文書請求。民間立会同意土地調査書のみなら131-1部分請求。1038.82㎡(H8)が錯誤1311.82㎡(+273㎡)の131-1確認。 ⑦ H21河川課管理係長民間と立会確認のH17地図作成回答だが、境界係対象外130-1唯一立会確認同意土地調査書開示盛岡市、係長回答根拠行政文書再請求。1920.86㎡(S41)が2371.15㎡(+450.26㎡)の130-1確認。 ⑧ ⑦原因のS42公民館敷地水路敷の境界立会確認の130-1行政文書請求。129-1,4も。	① 25盛水整第65-27号公民館下マーク?は方位と河川課管理係長回答根拠、平面図方位35°ずれ3.11震災根拠行政文書請求。 ⑦ H21河川課管理係長民間と立会確認のH17地図作成回答だが、境界係対象外130-1唯一立会確認同意土地調査書開示盛岡市、係長回答根拠行政文書再請求。 ⑧ ⑦原因のS42公民館敷地水路敷の境界立会確認の130-1行政文書請求。129-1,4も。 ⑨ ⑦原因のS55年度雨水渠築造補償契約曳家移転公民館水路敷境界立会確認の130-1行政文書請求。129-4及び129-1行政文書請求。 ⑩ ⑨の設計図14Pの平面図と横断図民間境界ダブルスタンダード行政文書説明の行政文書請求。 ⑪ ⑧~⑩添付平面図から明白な筆界回復せず⑦土地調査書根拠の行政文書請求。 ⑬ ⑦130-1原因のH23,173.36㎡,B1353Cのみ立会可能依頼土地家屋調査士と現地状況経緯説明強要河川課管理係長⑫河川課記録請求(再)。 ⑭ 130-1の全部事項証明書⑫から明白町内会入手経緯再請求。	26.12.26 不開示 (不存在)						建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
286-2		⑨ ⑦原因のS55年度雨水渠築造補償契約曳家移転公民館水路敷境界立会確認の130-1行政文書請求。129-4及び129-1行政文書請求。 ⑩ ⑨の設計図14Pの平面図と横断図民間境界ダブルスタンダード行政文書説明の行政文書請求。 ⑪ ⑧～⑩添付平面図から明白な筆界回復せず⑦土地調査書根拠の行政文書請求。設計書通り敷地未確定S56補償契約の貸借契約不存在放置のH17地図作成。 ⑫ 26広第87号黒塗（氏名、住所、電話番号以外）開示請求。 ⑬ ⑦130-1原因のH23, 173.36㎡, B1353Cのみ立会可能依頼土地家屋調査士と現地状況経緯説明強要河川課管理係長⑭河川課記録請求（再）。 ⑭ 130-1の全部事項証明書⑯から明白町内会入手経緯再請求。⑦明白強要。※130-2は分筆直後県外転居で係長個人情報もらし強迫FAX（25広第128号）	② 26道管144号地図無番地のH17地図作成情報と現況道か財産請求。 ⑥ H17地図作成道路民間境界立会の行政文書請求。民間立会同意土地調査書のみなら131-1部分請求。1038.82㎡（H8）が錯誤1311.82㎡（+273㎡）の131-1確認。	26.12.24 不開示 （不存在）					建設部 道路管理課	
286-3		③ 131-12宅地H8.3.4 131-1から分筆505.72㎡の464.93㎡ずれ130-1立会確認同意書請求。地図C.K等の立会確認同意書請求。 ④ 131-11宅地H3.3.28 131-1から分筆45㎡130-1立会確認同意書請求。 ⑤ 131-8宅地S50.2.18 131-1から分筆85.99㎡130-1立会確認同意書とその工事行政文書請求。		26.12.26 不開示 （不存在）					建設部 道路建設課	
286-4		26広第87号黒塗（氏名、住所、電話番号以外）開示請求。		26.12.26 不開示		2号			市長公室 広聴広報課	
287	26.12.19	①盛岡市立本宮老人福祉センター、児童センター、地区活動センターの平成25年度事業報告書 ②同上施設の平成26年度事業計画書	①盛岡市立本宮老人福祉センター、児童センター、地区活動センター平成25年度事業報告書 ②盛岡市立本宮老人福祉センター、児童センター、地区活動センター平成26年度事業計画書	26.12.25 全部開示			26.12.25	写し 交付	保健福祉部 高齢者支援室	4枚
288	26.12.22	11月20日、県建設業協会盛岡支部が盛岡市に提出した7項目の要望書の全文。	要望書（一般社団法人岩手県建設業協会盛岡支部）	26.12.25 全部開示			27.2.2	写し 交付	財政部 契約検査課	5枚
289	27.1.5	盛岡市山岸6丁目地内、盛岡中央消防署山岸出張所新築用地にかかる宅地造成等規正法許可申請書一式	盛岡市中央消防署山岸出張所新築用地にかかる宅地造成工事許可申請書類一式	27.1.19 部分開示	①許可申請書及び添付書類のうち設計者住所氏名及び印影 ②許可申請書及び添付書類のうち工事に係る技術上のノウハウに関する情報及び取引等に関する情報	2号 3号	27.1.20	写し 交付	都市整備部 都市計画課	10枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
290-1	27.1.6	①建築基準法で定める特殊建築物の一覧 (建築基準法12条に関するもの,平成25年度 分※盛岡市で把握しているもの) ②建築物における衛生的環境の確保に関する 法律で定める特殊建築物の届出一覧 ※盛岡市で把握しているもの	(1)建築基準法で定める特殊建築物の一覧 (建築基準法第12条に関するもの:H25年 度)(盛岡市で把握している分) 建築物の名称,主要用途,建築物の位置,建 築主・所有者及び管理者・報告者の所属組織 等・役職等・氏名・郵便番号・住所,確認済 証年月日・番号,検査済証年月日・番号,階 数,延面積,高さ,建築設備(換気・排煙・ 非常照明)の有無,構造	27.1.19 全部開示			27.1.20	写し 交付	都市整備部 建築指導課	38枚
290-2			盛岡市内における平成27年1月6日現在の特定 建築物の届出施設一覧。ただし,廃止届施設 は除く。項目:建物名称,建物所在地,施設 電話番号,所有者(法人の場合は,法人所在 地・法人代表者名),管理者(法人の場合 は,法人所在地・法人代表者名・法人電話番 号),設置届出日,使用開始年月日,用途, 用途延べ面積ほか	27.1.15 全部開示			27.1.20	写し 交付	保健福祉部 生活衛生課	4枚
291	27.1.7	盛岡市統合型GIS構築運用業務(平成26年11 月11日公示のプロポーザル業務)の採点結果	盛岡市統合型GIS構築運用業務(平成26年11 月11日公示のプロポーザル業務)の採点結果	27.1.21 部分開示	2位及び3位の企画提案参加 者の採点結果	3号	27.1.23	写し 交付	総務部 情報企画室	2枚
292	27.1.13	盛岡市〇〇〇〇丁目〇-〇測量実測図 (〇-〇〇)	盛岡市〇〇〇〇丁目〇-〇測量実測図 (〇-〇〇)	27.1.19 部分開示	①個人の氏名の部分 ②法人の名称の部分	2号 3号	27.1.20	写し 交付	建設部 用地課	2枚
293	27.1.14	〇〇〇丁目 〇-〇-〇〇 確定図	〇〇〇丁目 〇-〇-〇〇 確定図	27.1.20 部分開示	①個人の住所,氏名及び印 影の部分 ②法人の住所,名称,代表 者氏名及び印影の部分	2号 3号	27.1.21	写し 交付	建設部 用地課	1枚
294	27.1.14	入札日:平成26年12月17日 業務の名称:平成26年度都南中央第三土地区 画整理事業物件調査業務委託その3 上記の金入設計書一式	「平成26年度都南中央第三地区土地区画整理 事業物件調査業務委託その3」実施業務委託 設計書	27.1.21 部分開示	設計内訳書中,予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.1.23	写し 交付	都市整備部 盛岡南整備 課	11枚
295	27.1.14	別紙記載の医療法人の直近の決算書 (事業報告書,貸借対照表,損益計算書) (医)久遠会外12件	開示請求書に記載された医療法人の直近の決 算関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書	27.1.23 全部開示			27.2.12	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	44枚
296	27.1.15	開札日:平成26年12月9日10時50分の 市道南大通二丁目南大橋線測量業務委託の金 入り積算内訳書	平成26年度「市道南大通二丁目南大橋線測量 業務委託」設計書	27.1.28 部分開示	設計内訳書中,予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.1.29	写し 交付	建設部 道路建設課	12枚
297	27.1.15	〇〇〇丁目〇号線用地図	〇〇〇丁目〇号線用地図	27.1.22 部分開示	用地測量実測平面図中の個 人の氏名が記録された部分	2号	27.1.30	写し 交付	建設部 道路管理課	8枚
298	27.1.23	昭和42年における〇〇〇〇の〇〇〇〇に関する 農地転用届出の受付簿及び議事録	昭和42年における〇〇〇-〇(外2筆)にかか る農地転用届出の受付簿	27.2.3 部分開示	個人の住所,氏名及び印影	2号	27.2.12 送付	写し 送付	農業委員会	1枚
299	27.1.26	市道〇〇〇号線(Ab299)の用地図	市道〇〇〇号線(Ab299)の用地図	27.2.2 部分開示	用地測量実測平面図中の個 人の氏名が記録された部分	2号	27.2.3	写し 交付	建設部 道路管理課	4枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
300	27.1.29	医療法人友愛会の財務諸表3期分（貸借対照表、損益計算書、事業報告書） H26.3月期 H25.3月期 H24.3月期	医療法人友愛会の平成24年から平成26年までの決算関係書類 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書	27.2.9 全部開示			27.2.12	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	15枚
301	27.1.29	盛岡市〇〇〇〇町〇番〇に建築確認申請及び同許可書の（写）及びその証明書を申請（請求）		取下げ					都市整備部 建築指導課	
302	27.1.30	開札日：平成26年6月3日10時00分の市道一の渡岩洞湖線測量業務委託の金入り積算内訳書	平成26年度「市道一の渡岩洞湖線測量業務委託」設計書	27.2.10 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27.2.12	写し 交付	建設部 道路建設課	17枚
303	27.1.30	大気汚染防止法に基づく一覧「盛岡市内の煤煙排出施設」リスト	ばい煙発生施設一覧表	27.2.4 全部開示			27.2.6 送付	写し 送付	環境部 環境企画課	CD-R
304-1	27.2.2	昭和38年4月1日付盛岡志史編纂委員の委嘱 昭和46年3月31日付同編纂委員の解嘱 上記につき、現存する資料全て 上記につき、当時の教育委員会、企画課などの構成員についての事実関係（第三者に非開示でも構わない） 各内容を一部分でも反映しているものを含み 内容のわかるもの	・盛岡市史編さん委員の解嘱及び委嘱について（昭和44年4月21日起案の決裁文書） ・盛岡市史編さん委員の解嘱について（昭和46年3月23日起案の決裁文書） ・盛岡市史編さん委員の解嘱について（昭和46年4月8日起案の決裁文書）	27.2.10 部分開示	・盛岡市史編さん委員の解嘱について（昭和46年3月23日起案の決裁文書）の文書中、各委員の住所及び電話番号	2号	27.2.17	閲覧 写し 交付	教育委員会 歴史文化課	12枚
304-2			昭和38年4月1日付盛岡志史編纂委員の委嘱 昭和46年3月31日付同編纂委員の解嘱 上記につき、現存する資料全て 上記につき、当時の企画課などの構成員についての事実関係	27.2.16 不開示 (不存在)					市長公室 企画調整課	
305	27.2.2	1983年乃至84年作成の盛岡遺跡地図 1989年頒布の盛岡遺跡地図 上記の内容の判るもの	昭和59年作成の埋蔵文化財包蔵地分布図 盛岡遺跡地図1989年版	27.2.10 全部開示			27.2.17	閲覧 写し 交付	教育委員会 歴史文化課	51枚
306	27.2.2	地積図・絵図 防災対策上、大正時代水害など川筋決壊状況について戦前作成の罹災図と地積図と照合することが急務なため 〇〇、〇〇〇、〇町、〇〇〇町、〇町、〇〇〇〇小路、〇〇〇町、〇〇〇〇小路、〇〇小路（〇〇〇含む）の全ての絵図をカラー複写することを求める。	次の地区の絵図のカラー複写 〇〇第〇地割、〇〇〇第〇地割、〇〇第〇地割～第〇地割	27.2.6 全部開示			27.2.12	閲覧 写し 交付	財政部 資産税課	カー 105枚
307	27.2.2	概ね平成26年12月実施の〇〇〇〇丁目～〇〇〇町にかけての下水管清掃（浚渫）作業の実際が判るもの 概ね27年1月実施の〇〇〇町地内下水管清掃作業の実際が判るもの 以上内容の判るもの	概ね平成26年12月実施の〇〇〇〇丁目～〇〇〇町にかけての下水管清掃（浚渫）作業の実際が判るもの。 概ね27年1月実施の〇〇〇町地内下水管清掃作業の実際が判るもの。	27.2.12 全部開示			27.2.17	閲覧 写し 交付	上下水道部 下水道施設 管理課	1枚 カー 4枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
308	27. 2. 3	盛岡市内における平成26年7月1日から平成27年1月31日までに新規で交付された、診療所開設届出書、施術所開設届出書（鍼灸按摩、柔道整復）の名称、開設者氏名、開設場所の所在地住所、電話番号、許可年月日	平成26年7月1日から平成27年1月31日までに新規で開設した診療所、施術所（鍼灸按摩、柔道整復、出張専門を除く。）の名称、開設者氏名、所在地、電話番号、（施術所を除く。施術所の記録項目がない。）及び開設年月日。	27. 2. 12 全部開示			27. 3. 11 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	3枚
309	27. 2. 3	盛岡市内における平成26年7月1日から平成27年1月31日までに新規で交付された、動物取扱業許可証の事業所の名称、事業所の所在地住所、電話番号、動物取扱責任者氏名、許可年月日、許可番号	盛岡市内における平成26年7月1日から平成27年1月31日までに新規で交付された、動物取扱業登録事項の一覧。 ただし、事業所の名称所在地、電話番号、動物取扱責任者氏名、登録年月日、登録番号	27. 2. 10 全部開示			27. 3. 11 送付	写し 送付	保健福祉部 生活衛生課	1枚
310	27. 2. 3	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧名簿	・有害物質使用特定事業場一覧表（平成27年1月30日現在） ・特定事業場一覧（排水量50m <sup>3</sup> /日以上、有害物質使用なし）（平成27年1月30日現在） ・特定事業場一覧表（排水量50m <sup>3</sup> /日未満、有害物質使用なし）（平成27年1月30日現在）	27. 2. 13 全部開示			27. 2. 17 送付	写し 送付	環境部 環境企画課	10枚
311	27. 2. 3	市民協働推進アドバイザー会議に関する議案書並びに会議質問及び答弁を知る事の出来る書類（平成25年度及び26年度分）	(1)平成25年度盛岡市市民協働推進アドバイザー会議に係る業務報告書（全3回） (1)平成26年度盛岡市市民協働推進アドバイザー会議に係る業務報告書（全1回）	27. 2. 16 全部開示			27. 2. 16	閲覧	市民部 市民協働推進課	
312	27. 2. 4	敗戦に伴い連合軍総司令部（GHQ）盛岡軍政部が事実上統治していた時代の街づくりや都市基盤運営上に関する書類や図版のうち、昭和23年米軍航空写真によるとされる昭和28～30年頃の市街図の全てをカラー複写	昭和27年及び昭和28年 1/3,000都市計画図 （昭和27年測図同28年印刷・・・2面） （昭和28年測図同29年印刷・・・12面）	27. 2. 17 全部開示			27. 2. 17	閲覧 写し 交付	都市整備部 都市計画課	カラー 96枚 白黒 1枚
313-1	27. 2. 4	盛岡市振興計画書の中心部治水計画項目中津川改修計画関連の事務事業の変遷が判るもの 事業主体の岩手県においては数年前の開示請求では不存在であった。盛岡市においての現況が判るもの。	中津川改修計画関連の事務事業の変遷が判るもの	27. 2. 16 不開示 （不存在）					市長公室 企画調整課	
313-2			盛岡市勢振興計画書の計画顛末として中津川改修計画関連の事務事業の変遷が判るもの。 盛岡市においての現況が判るもの。	27. 2. 10 不開示 （不存在）					建設部 河川課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
314	27.2.4	産業廃棄物最終処理場に関する資料のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて提出及び管理されている下記に該当する資料。対象は以下に該当する全ての施設【開示請求する行政文書の名称】 1. 産業廃棄物処理施設設置許可申請書 ※昭和52年3月15日から平成4年度までに施行されていた届出制に該当する施設についてはその届出書 2. 産業廃棄物の最終処理場の埋立処分終了届出書 3. 産業廃棄物最終処理場は意思確認申請書 4. 産業廃棄物最終処分場跡地指定区域台帳【対象施設】 施設：産業廃棄物 最終処分場 期間：昭和52年度から平成26年度現在までに設置された施設 状態：埋立中, 埋立終了, 廃止 種類：遮断型, 安定型, 管理型（ミニ処分場及び自社処分場は除く）	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書 ・産業廃棄物の最終処分場の埋立処分所領届出書 ・産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 ・指定区域台帳	27.2.13 全部開示			27.3.2 送付	写し 送付	環境部 産業廃棄物 対策室	29枚
315	27.2.4	別紙に記載する医療法人の直近の損益計算書及び貸借対照表 医療法人ゆいの杜外96医療法人	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算関係書類。 (1) 貸借対照表(2) 損益計算書 未提出分(誠心会, 黒川産婦人科, 仁慈)と啓愛会(奥州市), 松誠会(滝沢市)は除く。	27.2.17 全部開示			27.2.20	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	182枚
316	27.2.5	市道榑沢橋榑沢橋上部工（製作輸送架設）工事に関する金入り設計書・購入品費単価採用根拠 入札日：平成26年9月1日	平成26年度「市道榑沢橋榑沢橋上部工（製作輸送架設）工事」実施工事設計書及び購入品単価採用根拠書類	27.2.17 部分開示	設計内訳書中、予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27.2.19	写し 交付	建設部 道路建設課	91枚
317	27.2.6	境界同意図（用地課） 26-4-199 25-4-185	境界同意図（用地課） 26-4-199 25-4-185	27.2.13 部分開示	個人の住所、氏名及び印影の部分	2号	27.2.20 送付	写し 送付	建設部 用地課	4枚
318	27.2.9	盛岡市〇〇〇〇-〇-〇に係る排水設備等計画確認申請書（昭和45年9月16日申請）の排水設備図面（〇〇〇〇-〇-〇地内の公設榑に接続されている状況の分かる排水設備の図面）	盛岡市〇〇〇〇-〇-〇に係る排水設備等計画確認申請書（昭和45年9月16日申請）の排水設備図面。	27.2.16 部分開示	個人の家屋内の間取り及び排水状況が記録されている部分	2号	27.2.16	写し 交付	上下水道部 給排水課	1枚
319	27.2.10	特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターとの契約内容 委託金額, 定款, 事業報告書（平成26年度分）	特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターとの契約内容 委託金額, 定款, 事業報告書（平成26年度分）	27.2.24 部分開示	事業報告書中の個人からの相談内容が記載された部分	2号	27.2.27	閲覧 写し 交付	保健福祉部 生活福祉第 一課	9枚
320	27.2.12	・25盛水整第65-27号292頁（H25. 11. 8付）1回のみ開示の1ページのみ再請求。	・25盛水整第65-27号292頁（H25. 11. 8付）1回のみ開示の1ページのみ再請求。	27.2.18 全部開示			27.2.25 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備 課	1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
321	27. 2. 12	別紙記載の医療法人の直近の決算書 (事業報告書, 貸借対照表, 損益計算書) (医) 慶友会外5件	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書 未提出分(慶友会, 児島内科小児科医院)は除く。	27. 2. 20 全部開示			27. 2. 26	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	15枚
322-1	27. 2. 16	H23年度 ・盛岡駅西口広場植栽工事 H24年度 ・(仮称) 飯岡地区コミュニティ消防センター建設 (建築主体) 工事 ・中央公園広場整備工事 H25年度 ・市道河南・野崎線道路改良工事 ・太田地区街路築造及び宅地造成その1工事 ・畑中近隣公園整備工事 ・太田地区榊下川原線街路築造等工事 ・太田地区下太田新田屋敷田線等街路築造及び宅地造成工事 ・前田地区コミュニティセンター建設(建築主体) 工事 ・中央公園植栽工事	H23年度 「盛岡駅西口広場植栽工事」金入設計書 H25年度 「太田地区街路築造及び宅地造成その1工事」金入設計書 「太田地区榊下川原線街路築造等工事」金入設計書 「太田地区下太田新田屋敷田線等街路築造及び宅地造成工事」金入設計書 H26年度 「新田上川原線街路築造及び宅地造成等工事」金入設計書 「榊沢田線街路築造及び宅地造成等工事」金入設計書	27. 2. 25 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27. 3. 3	写し 交付	都市整備部 市街地整備課	10枚 76枚 54枚 51枚 68枚 53枚 合計 312枚
322-2		H26年度 ・公園維持管理業務委託(第1工区) ・公園維持管理業務委託(第2工区) ・公園維持管理業務委託(第3工区) ・公園維持管理業務委託(第4工区)	(仮称) 飯岡地区コミュニティ消防センター建設(建築主体) 工事に関する設計書	27. 2. 27 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27. 3. 3	写し 交付	総務部 消防対策室	28枚
322-3		・盛岡市立小中学校樹木整備事業業務委託 ・平成26年度道路樹木伐採等業務委託(単価契約) ・新田上川原線街路築造及び宅地造成等工事 ・市道岩手飯岡駅南公園線道路改良工事 ・榊沢田線街路築造及び宅地造成等工事 ・畑中近隣公園外1公園整備工事 ・普通河川大沢川改修工事 ・盛岡南新都市地区道路植栽工事 ・盛岡駅前自転車駐車場自転車ラック撤去新設工事 以上の金額入り設計書(設計内訳書, 一次, 二次, 三次, 四次単価表の全て), 諸経費計算書等全て	平成24年度の金入り設計書(鏡・設計内訳書・諸経費計算書・内訳書・単価表) ・中央公園広場整備工事 平成25年度の金入り設計書(鏡・設計内訳書・諸経費計算書・内訳書・単価表) ・畑中近隣公園整備工事 ・中央公園植栽工事 平成26年度の金入り設計書(鏡・設計内訳書・諸経費計算書・内訳書・単価表) ・公園維持管理業務委託(第1工区) ・公園維持管理業務委託(第2工区) ・公園維持管理業務委託(第3工区) ・公園維持管理業務委託(第4工区) ・畑中近隣公園外1公園整備工事	27. 2. 25 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27. 3. 3	写し 交付	都市整備部 公園みどり課	17枚 10枚 97枚 37枚 24枚 36枚 62枚 194枚 合計 457枚
322-4			25年度 市道河南・野崎線道路改良工事設計書 26年度 盛岡南新都市地区道路植栽工事設計書	27. 2. 23 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27. 3. 3	写し 交付	都市整備部 盛岡南整備課	69枚 9枚
322-5			前田地区コミュニティセンター建設(建築主体) 工事	27. 2. 23 部分開示	設計内訳書中, 予定価格算出の基礎となる当該金額が明確になる金額の部分。	5号	27. 3. 3	写し 交付	玉山総合事務所総務課	28枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
322-6			金額入り設計書及び諸経費計算書等全て 業務委託名 盛岡市立小中学校樹木整備事業 業務委託	27.2.27 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	教育委員会 総務課	2枚
322-7			平成26年度道路樹木伐採等業務委託（単価契 約）	27.3.2 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	建設部 道路管理課	30枚
322-8			平成26年度「市道岩手飯岡駅南公園線道路改 良工事」実施工事設計書	27.2.25 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	建設部 道路建設課	84枚
322-9			平成26年度盛岡市発注工事に係る設計書 （設計内訳書、一式内訳書、単価表、諸経費 計算書）工事名：普通河川大沢川改修工事	27.3.2 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	建設部 河川課	131枚
322-10			盛岡駅前自転車駐車場自転車ラック撤去新設 工事の金額入り設計書（設計内訳書、一次、二 次、三次、四次単価表の全て）、諸経費計算書 等全て	27.3.2 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	建設部 交通政策課	11枚
323-1	27.2.16	H25年度 ・菜園二丁目外地区内配水管布設替工事 ・太田地区土地区画整理事業地内排水管布設 工事 ・玉山区芋田字武道地内配水管移設工事 ・都南中央第三地区土地区画整理事業地内配 水管付設工事 ・玉山区下田字生出外地区内配水調整区設定工 事 H26年度 ・本町通二丁目地内配水管布設替その2工事 ・太田地区土地区画整理事業地内配水管布設 工事 ・西見前11地割地内配水管布設その1工事 ・浅岸二丁目外地区内配水調整区設定工費 ・手代森コミプラ高木伐採業務委託 以上の金額入り設計書（設計内訳書、一次、二 次、三次、四次単価表の全て）、諸経費計算書 等全て （平成26年度 手代森コミプラ高木伐採業務 委託については、指名選定基準書、入札調書等 も含め全て	次の工事に係る金額入設計書 平成25年度 ①菜園二丁目外地区内配水管布設替工事 ②太田地区土地区画整理事業地内排水管布設 工事 ③玉山区芋田字武道地内配水管移設工事 ④都南中央第三地区土地区画整理事業地内配 水管付設工事 平成26年度 ①本町通二丁目地内配水管布設替その2工事 ②太田地区土地区画整理事業地内配水管布設 工事 ③西見前11地割地内配水管布設その1工事	27.2.27 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	上下水道部 水道建設課	133枚 96枚 82枚 117枚 101枚 92枚 85枚 合計 706枚
323-2			次の工事に係る金額入設計書 玉山区下田字生出外地区内配水調整区設定工事 (H25) 浅岸二丁目外地区内配水調整区設定工費(H26)	27.3.2 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	上下水道部 水道維持課	105枚 235枚 合計 351枚
323-3			業務名 手代森コミプラ高木伐採業務委託 ①設計内訳書 ②単価表 ③諸経費計算書 ④氏名選定基準 ⑤入札調書	27.3.2 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.3	写し 交付	上下水道部 下水道施設 管理課	12枚
324	27.2.16	（仮称）青山三丁目アパート新2号館建設 （機械設備）工事 金入り設計内訳書一式	（仮称）青山三丁目アパート新2号館建設 （機械設備）工事	27.2.24 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27.3.2	写し 交付	建設部 建築住宅課	17枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
325	27. 2. 16	米内～高松配水幹線布設その2工事 加賀野1丁目外地内配水管布設工事 金入り設計内訳書一式	次の工事に係る金額入設計書 ①米内～高松配水幹線布設その2工事 ②加賀野1丁目外地内配水管布設工事	27. 2. 27 部分開示	設計内訳書中、予定価格算 出の基礎となる当該金額が 明確になる金額の部分。	5号	27. 3. 2	写し 交付	上下水道部 水道建設課	85枚 111枚
326	27. 2. 17	〇〇〇〇所有に係る盛岡市〇〇〇〇-〇-〇 (旧〇-〇-〇)の土地に、〇〇〇〇が排水設 備を設置するに際して、同人が申請した昭和 45年9月16日付「排水設備等計画確認申請 書」の排水設備図面 (〇〇〇〇所有に係る盛岡市〇〇〇〇-〇-〇 (〇-〇-〇)の土地に敷設されている公設 へへの接続状況の分かる排水設備図面)	盛岡市〇〇〇〇-〇-〇(旧〇-〇-〇)の土地 に係る、昭和45年9月16日付「排水設備等計画 確認申請書」の排水設備図面 (盛岡市〇〇〇〇-〇-〇(〇-〇-〇)地内の 公設へに接続されている状況の分かる排水設 備図面)	27. 2. 19 部分開示	個人の家屋内の間取り及び 排水状況が記録されている 部分	2号	27. 2. 23	写し 交付	上下水道部 給排水課	1枚
327	27. 2. 17	診療所の開業年、場所、開設者	平成27年2月17日までに届出された一般及び 歯科診療所の名称、開設者名、所在地、開設 年月日	27. 3. 2 全部開示			27. 3. 12 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	CD-R
328	27. 2. 18	直近2年分の決算書 「貸借対照表」「損益計算書」 ・医療法人なみき ・医療法人日新堂八角病院	医療法人なみき、医療法人日新堂の直近2年 分の決算書関係書類。 (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書	27. 3. 3 全部開示			27. 3. 4	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	8枚
329	27. 2. 20	盛岡市〇〇〇〇丁目〇番〇号の土地の道路調 査のため、同所在地の建物の建築計画概要書 の取得 所有者：〇〇様(現在の所有者)	盛岡市〇〇〇〇丁目〇番〇号に所在する建物 の建築計画概要書	27. 2. 26 全部開示			27. 2. 27 送付	写し 送付	都市整備部 建築指導課	10枚
330	27. 2. 20	平成26年度市道認定と区域決定と供用開始し に関する資料	平成26年度市道認定と区域決定と供用開始し に関する資料提供	27. 3. 2 全部開示			27. 3. 9 送付	写し 送付	建設部 道路管理課	60枚
331-1	27. 2. 23	1) 盛岡市環境デザイン委員会の顛末と各種 計画との関与及びその決定権限について判る もの	1) 盛岡市環境デザイン委員会の顛末と各種 計画との関与及びその決定権限について判る もの	27. 3. 5 部分開示	盛岡市環境デザイン委員会の 冊子資料にある盛岡市環境 デザイン委員会委員名簿中の 個人の住所及び電話番号	2号	27. 3. 11	閲覧 写し 交付	環境部 環境企画課	20枚
331-2		2) 材木町護岸改修につき、盛岡市との関連 が裏付けられるもの ・昭和57年度版「盛岡市の下水道」 ・昭和41年～60年頃国が実施した中津川左岸 中の橋下流域改修事業について国(当時建設 省)や県と市民意見の調整に盛岡市が関わっ たと判断しているが、このことについての盛 岡市が現有する資料全て	・盛岡市環境デザイン委員会の顛末と各種計 画との関与及びその決定権限について判るも の ・昭和41年～60年頃国が実施した中津川左岸 中の橋下流域改修事業について国(当時建設 省)や県と市民意見の調整に盛岡市が関わっ たと判断しているが、このことについての盛 岡市が現有する資料全て	27. 3. 9 不開示 (不存在)					市長公室 企画調整課	
331-3		・昭和57年8月発生の台風15号被害復興につ いて盛岡市が関わったことがわかるもの。北 上川と中津川、米内川、岩手公園(当時)に	昭和57年度版「盛岡市の下水道」	27. 3. 5 全部開示			27. 3. 11	閲覧 写し	上下水道部 総務課	30枚 カ7-1枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
331-4		限定する。 ・市道上の橋一号線の舗装改良について請求者は平成5年頃映像での異変により平成11年の改良事業実施以前の経過につき経緯が判るもの。 ・ブランド推進室時代のパンフレットによると、街並み景観プロジェクト及びびもりおか水の恵みプロジェクトでは中津川景観の整備や湧水について明示されているが、当時のプロジェクト調査での範囲が判るもの。	2) 材木町護岸改修につき、盛岡市との関連が裏付けられるもの 昭和41年～60年頃国が実施した中津川左岸中の橋下流域改修事業について国（当時建設省）や県と市民意見の調整に盛岡市が関わったと判断しているが、このことについての盛岡市が現有する資料全て  ・昭和57年8月発生の台風15号被害復興について盛岡市が関わったことがわかるもの。北上川と中津川、米内川、岩手公園（当時）に限定する。	27.3.4 不開示 （不存在）					建設部 河川課	
331-5			昭和57年8月発生の台風15号被害復興について盛岡市が関わったことがわかるもの。北上川と中津川、米内川、岩手公園（当時）に限定する。	27.2.27 不開示 （不存在）					都市整備部 公園みどり 課	
331-6			昭和57年8月発生の台風15号被害復興について盛岡市が関わったことがわかるもの。北上川と中津川、米内川、岩手公園（当時）に限定する。	27.3.2 不開示 （不存在）					財政部 資産税課	
331-7			・市道上の橋一号線の舗装改良について請求者は平成5年頃映像での異変により平成11年の改良事業実施以前の経過につき経緯が判るもの。	27.3.9 不開示 （不存在）					建設部 道路管理課	
331-8			ブランド推進室時代のパンフレットによると、街並み景観プロジェクト及びびもりおか水の恵みプロジェクトでは中津川景観の整備や湧水について明示されているが、当時のプロジェクト調査での範囲が判る行政文書	27.3.2 不開示 （不存在）					市長公室 広聴広報課 （広報プラ ト戦略室）	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
332	27. 2. 23	「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」におけるライフサイクルコスト及びライフサイクルアセスメント作成に係る情報（作成方法等の作成過程における情報、コンサルタントとの情報交換に関する情報を含む一切の情報。ただし公表情報は除く。）	「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」におけるライフサイクルコスト及びライフサイクルアセスメント作成に係る情報（作成方法等の作成過程における情報、コンサルタントとの情報交換に関する情報を含む一切の情報。ただし公表情報は除く。）	27. 3. 9 部分開示	(1) 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(案)の再検討に係る団体からの申し入れに係る個人の住所または氏名が記録されている部分 (2) 平成27年1月22日開催の県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会に係る傍聴者の住所または氏名が記録されている部分 (3) 他市町との審議検討過程にある事項が記録されている部分 (4) 他市町の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある事項が記録されている部分	2号 4号 5号	27. 3. 12	閲覧 写し 交付	環境部 廃棄物対策 課	USB メモリー 1322枚
333-1	27. 2. 24	下記の盛岡市決裁済事項について残存する資料全て 昭和30年8月22日 盛岡市市勢振興計画策定委員会の設置に関するもの 昭和31年10月20日前後 盛岡市市勢振興計画作成 昭和31年11月1日～8日迄 盛岡市勢総合調査及び市勢振興計画樹立記念祝賀会と市勢振興計画公開企画展	・昭和30年8月22日 盛岡市市勢振興計画策定委員会の設置に関するもの ・昭和39年3月24日 盛岡市総合計画委員会設置。盛岡市勢振興計画策定委員会及び盛岡市広域開発計画調査委員会の廃止	27. 3. 9 全部開示			27. 3. 11	閲覧 写し 交付	市長公室 企画調整課	10枚
333-2		昭和39年3月24日 盛岡市総合計画委員会設置。盛岡市勢振興計画策定委員会及び盛岡市広域開発計画調査委員会の廃止 昭和41年2月18日 盛岡市総合計画基本構想の公表 昭和42年6月29日 盛岡市五ヵ年計画の決定と公表 昭和44年5月頃 盛岡市と岩手県による共同事業と灰関中津川総合開発計画の検討と公表過程に関わるもの	・昭和31年10月20日前後 盛岡市勢振興計画作成 ・昭和31年11月1日～8日迄 盛岡市勢総合調査及び市勢振興計画樹立記念祝賀会と市勢振興計画公開企画展 ・昭和41年2月18日 盛岡市総合計画基本構想の公表 ・昭和42年6月29日 盛岡市五ヵ年計画の決定と公表 ・昭和44年5月頃 盛岡市と岩手県による共同事業と灰関中津川総合開発計画の検討と公表過程に関わるもの	27. 3. 9 不開示 (不存在)					市長公室 企画調整課	
334	27. 2. 26	(株)中央臨床検査研究所に係る水質汚濁防止法特定施設の届出書類	(株)中央臨床検査研究所に係る水質汚濁防止法特定施設の届出書類	27. 3. 2 全部開示			27. 3. 2	閲覧 写し 交付	環境部 環境企画課	57枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
335	27.2.26	盛岡市住居番号設定等整理簿と当該の住居表示台帳 期間：平成26年9月1日から平成26年12月31日 設定分	盛岡市住居番号設定等整理簿 4枚 住居表示台帳図 224枚 (平成26年9月1日～平成26年12月31日設定分)	27.3.9 部分開示	盛岡市住居番号設定等整理簿中の建物等の所有者氏名うち、個人の氏名の部分	2号	27.3.16 送付	写し 送付	総務部 管財課	228枚
336	27.3.2	盛岡市○○○○○○番地亡父○○○○と盛岡市（市民登録課）との間の土地の売買契約書の写し	盛岡市○○○○○○番地亡父○○○○と盛岡市（市民登録課）との間の土地の売買契約書の写し	27.3.13 部分開示	特定の個人の氏名、住所、印影、土地売買代金額	2号	27.3.13	閲覧	市民部 市民登録課	
337-1	27.3.3	○25盛水整第65-27号292頁の○○○○町○○番○（隣接39m）と○○児童公園H17等価交換請求証拠、H23.8.24町内会に提供宅地分筆測量173.36㎡（X01～07,N10）根拠の現公園みどり（○○）課長設計曳家補償契約書敷津設計図のうち、添付コ図、前ページ3の△図の二枚請求。	○25盛水整第65-27号292頁の○○○○町130番2（隣接39m）と○○児童公園H17等価交換請求証拠、H23.8.24町内会に提供宅地分筆測量173.36㎡（X01～07,N10）根拠の現公園みどり（○○）課長設計曳家補償契約書敷津設計図のうち、添付コ図、前ページ3の△図の二枚請求。	27.3.11 部分開示	平面図中の個人名、水栓番号	2号	27.3.24 送付	写し 送付	上下水道部 下水道整備課	2枚
337-2		○H26.12、コ図はコピーミス電話回答、前公園みどり課の河川管理○○係長根拠の行政文書請求。 ○市の委任状登記嘱託書○○○土地家屋調査士作成の盛水施第9-18号占用許可申請添付町内会の平面図請求。 ○H21撤去申し立て中 H23、同町内会長、○○番○相続人が補償契約敷地説明承諾の測量立会であるという行政文書請求。	○H26.12、コ図はコピーミス電話回答、前公園みどり課の河川管理○○係長根拠の行政文書請求。 ○H21撤去申し立て中 H23、同町内会長、○○番○相続人が補償契約敷地説明承諾の測量立会であるという行政文書請求。	27.3.13 不開示 (不存在)					建設部 河川課	
337-3		○市の委任状登記嘱託書○○○土地家屋調査士作成の盛水施第9-18号占用許可申請添付町内会の平面図請求。	○市の委任状登記嘱託書○○○土地家屋調査士作成の盛水施第9-18号占用許可申請添付町内会の平面図請求。	27.3.12 部分開示	個人氏名の部分	2号	27.3.24 送付	写し 送付	上下水道部 下水道施設管理課	1枚
338-1	27.3.5	・境界確認資料（仙北三丁目189-10附近「せせらぎ遊歩道」との接する部分）「現状の通行状況に鑑み」（生垣の区画機能をあえてはせずしてあるので）	・境界確認資料（仙北三丁目189-10附近「せせらぎ遊歩道」との接する部分）	27.3.12 部分開示	①個人の住所、氏名及び印影の部分 ②法人の住所、名称、代表者氏名及び印影の部分	2号 3号	27.3.19	写し 交付	建設部 用地課	8枚
338-2		①せせらぎ遊歩道事業計画（設計図面「上記境界附近」） ②計画策定までの貴所の地域住民とのかかわり見合「住民の意向、希望のくみあげが内容のわかるもの」 ③せせらぎの集中豪雨等による増水による越水対策（計画段階及び実際の例とその対処状況）「平成25年夏？三丁目床下浸水」 ・せせらぎの名称決定の経緯及び現在の状況 「掘段階と現在において設置目的と異なる運用はないのか。「現在確認できるのはゴミ流下、にごり水（にごり水は季節的事象かもしれないが単に清水流下設計段階で指向しなかったのか。」	①せせらぎ遊歩道事業計画（設計図面「上記境界附近」） ②計画策定までの貴所の地域住民とのかかわり見合「住民の意向、希望のくみあげが内容のわかるもの」 ③せせらぎの集中豪雨等による増水による越水対策（計画段階） ・せせらぎの名称決定の経緯、計画段階の設置目的	27.3.19 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備課	
338-3		③せせらぎの集中豪雨等による増水による越水対策（計画段階及び実際の例とその対処状況）「平成25年夏？三丁目床下浸水」 ・現在において設置目的と異なる運用はないのか。	③せせらぎの集中豪雨等による増水による越水対策（計画段階及び実際の例とその対処状況）「平成25年夏？三丁目床下浸水」 ・現在において設置目的と異なる運用はないのか。	27.3.19 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道施設管理課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
339-1	27.3.5 27.3.10 補正通知 27.3.13 補正提出	⑩紫波警察署員に修正文書渡した写しの開示及び文書に対応した内容書面の開示 ⑪現地が〇〇〇作製登記済と測量図と大きく異なるが又境界石不可であり現地調査記録の開示 ⑫私が現地測量図を統一縮尺寸法記入トレンシング用紙に作成し各測量図を重ねても〇〇〇作成図大きく異なり作成手順票の開示 ⑬私が現地を買い受けた時盛岡市が国土調査17条地図作成なく未定と話され法務局は絵図面と国土調査年月末不可と話したので市が行なった国土調査（同地所近辺）年月日に関連する文書の開示 ⑭現地を買い受け当時近辺に関する17条地図市役所に保存されていないと係員に話されたが公図保存決定の開示文書 ⑮〇〇〇〇〇〇現地及び近辺測量内現地境界立会記録住所、氏名、実印あるのに私の住所氏名記入あり関係書面の提示求めも一切なく法務局登記済関係書類内に〇〇〇〇立会人と明記してあり関係する全文書の開示 ⑯私が現地を買い受けた時盛岡市が国土調査17条地図作成なく未定と話され法務局は絵図面と国土調査年月末不可と話したので市が行なった国土調査（同地所近辺）年月日に関連する文書の開示	⑩現地が〇〇〇作製登記済と測量図と大きく異なるが又境界石不可であり現地調査記録の開示 ⑮〇〇〇〇〇〇現地及び近辺測量内現地境界立会記録住所、氏名、実印あるのに私の住所氏名記入あり関係書面の提示求めも一切なく法務局登記済関係書類内に〇〇〇〇立会人と明記してあり関係する全文書の開示	27.3.25 部分開示	個人の氏名、住所、印影が記録された部分	2号		閲覧 写し 交付	建設部 道路管理課	16枚
339-2		⑩〇〇警察署員に修正文書渡した写しの開示及び文書に対応した内容書面の開示 ⑪〇〇警察署員に修正文書渡した写しの開示及び文書に対応した内容書面の開示 ⑫盛岡市が10年間不正がなかったと新聞記載金銭関係と話されておりましたが、本開示関係者の領収書の原本提示写提出しましたが対応調査した文書の開示	⑩〇〇警察署員に修正文書渡した写しの開示及び文書に対応した内容書面の開示 ⑪〇〇警察署員に修正文書渡した写しの開示及び文書に対応した内容書面の開示 ⑫盛岡市が10年間不正がなかったと新聞記載金銭関係と話されておりましたが、本開示関係者の領収書の原本提示写提出しましたが対応調査した文書の開示	27.3.25 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
339-3		⑩私が現地を買い受けた時盛岡市が国土調査17条地図作成なく未定と話され法務局は絵図面と国土調査年月末不可と話したので市が行なった国土調査（同地所近辺）年月日に関連する文書の開示 ⑪市役所係員に多くの重要書類を貸してくれ資料にすると届けても一切受け取ってないと言い郵便証明でも届かぬと返さず。規則規約文の開示 ⑫盛岡市が10年間不正がなかったと新聞記載金銭関係と話されておりましたが、本開示関係者の領収書の原本提示写提出しましたが対応調査した文書の開示	⑩私が現地を買い受けた時盛岡市が国土調査17条地図作成なく未定と話され法務局は絵図面と国土調査年月末不可と話したので市が行なった国土調査（同地所近辺）年月日に関連する文書の開示	27.3.27 全部開示				閲覧 写し 交付	農林部 林政課	4枚
339-4		⑩現地を買い受け当時近辺に関する17条地図市役所に保存されていないと係員に話されたが公図保存決定の開示文書 ⑪盛岡市が10年間不正がなかったと新聞記載金銭関係と話されておりましたが、本開示関係者の領収書の原本提示写提出しましたが対応調査した文書の開示	⑩現地を買い受け当時近辺に関する17条地図市役所に保存されていないと係員に話されたが公図保存決定の開示文書	27.3.27 不開示 (不存在)					農林部 林政課	
339-5		⑩市役所係員に多くの重要書類を貸してくれ資料にすると届けても一切受け取ってないと言い郵便証明でも届かぬと返さず。規則規約文の開示 ⑪開示に至った文書他方調査資料出来ぬとする市条例等規約文書があれば開示	⑩市役所係員に多くの重要書類を貸してくれ資料にすると届けても一切受け取ってないと言い郵便証明でも届かぬと返さず。規則規約文の開示 ⑪開示に至った文書他方調査資料出来ぬとする市条例等規約文書があれば開示	27.3.27 全部開示				閲覧 写し 交付	総務部 総務課	17枚
340-1	27.3.5 27.3.10 補正通知 27.3.13 補正提出	②〇〇〇〇が一切土地境界立会通知もせず不法測量図1/250 〇〇〇〇を指示した書類及び資格票ある文書開示 ③〇〇〇〇が作成登記証書面と〇〇〇〇から送付された測量図届いてある〇〇〇〇に送付した同文書と関連した文書の開示	④-①市長全額支払に關した経緯文書の開示 ④-②支払額に至る作業記録、見積書、契約書の開示 ④-③支払者特定記録の開示	27.3.25 部分開示	個人の氏名、住所、印影が記録された部分	2号		閲覧 写し 交付	建設部 道路管理課	18枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
340-2		<p>①法務局写内に〇〇〇〇立会人5-13所有地でも市工事に関係ない地番一切通知ありません文書作成に至った行政文書の開示</p> <p>③-④〇〇〇〇が作成した文書（同地区市工事に関するもの）内容の対応と住所氏名，TEL番号と支給額¥1,000,000円領収住所TEL関連の対応文書の開示</p> <p>③-⑤市発注工事で関係課に相手方呼び特定業者を指定した年月日，指示した業者の資格票，免許の種類に分る文書開示</p> <p>④-⑦市長全額支払に關した経緯文書の開示</p> <p>④-⑧支払額に至る作業記録，見積書，契約書の開示</p> <p>④-⑨支払者特定記録の開示</p> <p>⑤-①市職員が作成登記関係書類に至った隣地関係者の立会記録関係文書の開示</p> <p>⑤-②私有地（市公用図参照）〇-〇が⑩〇-〇地内に合致するのに私有地〇-〇地内に〇-〇を写し替え⑩〇-〇を〇〇〇〇所有地としその間に3.3.2m×10mをも〇〇〇〇所有地とし重ねて，〇〇〇〇が盛岡市に寄付と登記完了，現地は図面どおりではなく右（図は請求書参照）線どおりであり隣接者の下水宅内樹GLP1～7m危険で樹蓋も現在も外した状態でありアスファルト舗装面積も過少面積とし又特定の関係者自宅玄関先から市道迄約100</p>	<p>②〇〇〇〇が一切土地境界立会通知もせず不法測量図1/250 〇〇〇〇を指示した書類及び資格票ある文書開示</p> <p>⑤④〇〇〇〇が作成登記証書面と〇〇〇〇から送付された測量図届いてある〇〇〇〇〇に送付した同文書と関連した文書の開示</p> <p>①法務局写内に〇〇〇〇立会人〇-〇所有地でも市工事に関係ない地番一切通知ありません文書作成に至った行政文書の開示</p> <p>③-④〇〇〇〇が作成した文書（同地区市工事に関するもの）内容の対応と住所氏名，TEL番号と支給額¥1,000,000円領収住所TEL関連の対応文書の開示</p> <p>③-⑤市発注工事で関係課に相手方呼び特定業者を指定した年月日，指示した業者の資格票，免許の種類に分る文書開示</p> <p>⑤-①市職員が作成登記関係書類に至った隣地関係者の立会記録関係文書の開示</p> <p>⑤-②私有地（市公用図参照）〇-〇が⑩〇-〇地内に合致するのに私有地〇-〇地内に〇-〇を写し替え⑩〇-〇を〇〇〇〇所有地としその間に3.3.2m×10mをも〇〇〇〇所有地とし重ねて，〇〇〇〇が盛岡市に寄付と登記完了，現地は図面どおりではなく右（図は請求書参照）線どおりであり隣接者の下水宅内樹GLP1～7m危険で樹蓋も現在も外した状態で</p>	27.3.25 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	

No.	請求受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・決定内容	不開示とした部分	第7条該当号	開示日又は送付日	閲覧写し交付	担当課等	写しの交付枚数
		m以上碎石を4~5㎡巾に無償で全面を敷き、業者がこのような事言われて舗装できないと住民に話し現在も大変困らせている。同地区内行政工事発注完結祝賀会に至った行政文書の開示 ⑥-①〇〇〇〇裁判所事件記録内に関係土地を売りましたと記入修正で寄付しましたと(1,500,000円領収あっても寄付)関係文書の開示 ⑥-②〇〇〇〇が盛岡市に寄付法務局登記済、市が寄付者に行なった関係証明全部の開示 ⑨〇〇〇〇他もあるが市長代位者とすれば関係ない土地番修正なくも完結書類は市が保存していることになり不正不備書類でも市長、村長が代位者であれば受け付けなければならぬと話され市の条例、規則、土地登記に関する④測量行程⑤代位者責務⑥盛岡市役所保存書面は謄本(市長発行謄本である)の行政文書の開示	ありアスファルト舗装面積も過少面積とし又特定の関係者自宅玄関先から市道迄約100m以上碎石を4~5㎡巾に無償で全面を敷き、業者がこのような事言われて舗装できないと住民に話し現在も大変困らせている。同地区内行政工事発注完結祝賀会に至った行政文書の開示 ⑥-①〇〇〇〇裁判所事件記録内に関係土地を売りましたと記入修正で寄付しましたと(1,500,000円領収あっても寄付)関係文書の開示 ⑥-②〇〇〇〇が盛岡市に寄付法務局登記済、市が寄付者に行なった関係証明全部の開示 ⑨〇〇〇〇他もあるが市長代位者とすれば関係ない土地番修正なくも完結書類は市が保存していることになり不正不備書類でも市長、村長が代位者であれば受け付けなければならぬと話され市の条例、規則、土地登記に関する④測量行程⑤代位者責務⑥盛岡市役所保存書面は謄本(市長発行謄本である)の行政文書の開示							
341-1	27.3.5 27.3.10 補正通知 27.3.13 補正提出	①調査対象となった不法不正方手順の開示 ②郵便局各課宛でも全て総務課届くが、表示出来る行政文書の開示 ③市長宛配達証明でも全て総務課開封規約文書の開示	⑥⑤に関連⑦市職員が不正文書作製特定者を信じ許可早く移動説明出来ぬと本人と話させぬとする市役所規定文書の開示	27.3.25 不開示 (不存在)					建設部 道路管理課	
341-2		④開示出来る各証明の関係が分る文書の開示 ⑤市役所市長代位者とする土地立会測量登記完結に至る行政文書の開示(先に関係者の手書きメモで行なうと開示不自然であった) ⑥⑤に関連⑦市職員が不正文書作製特定者を信じ許可早く移動説明出来ぬと本人と話させぬとする市役所規定文書の開示 ⑧開示文書内に自筆文書で根拠のなきことを記し相手弁護士に有利にする職員に説明求める用紙書面の開示及び手順の開示	②郵便局各課宛でも全て総務課届くが、表示出来る行政文書の開示 ③市長宛配達証明でも全て総務課開封規約文書の開示 ④開示出来る各証明の関係が分る文書の開示 ⑧開示文書内に自筆文書で根拠のなきことを記し相手弁護士に有利にする職員に説明求める用紙書面の開示及び手順の開示	27.3.27 全部開示			閲覧 写し 交付	総務部 総務課	17枚	
341-3		⑨市役所関係課係が不都合になれば顧問弁護士が5人か6人居ると強気になる関係規定文書の開示	⑨市役所関係課係が不都合になれば顧問弁護士が5人か6人居ると強気になる関係規定文書の開示	27.3.27 不開示 (不存在)					総務部 総務課	
341-4		⑩不正不法証明作成する人の市の条例規約文書の開示	市役所市長代位者とする土地立会測量登記完結に至る行政文書の開示	27.3.24 全部開示				閲覧 写し 交付	建設部 用地課	1枚

1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
341-5			不正不法証明作成する人の市の条例規約文書の開示	27.3.27 不開示 (不存在)					総務部 職員課	
342	27.3.6	盛岡市住居番号設定等整理簿と該当の住居表示台帳 ただし、平成26年9月1日から平成27年2月28日まで	盛岡市住居番号設定等整理簿 6枚 住居表示台帳図 316枚 (平成26年9月1日～平成27年2月28日設定分)	27.3.18 部分開示	盛岡市住居番号設定等整理簿中の建物等の所有者氏名うち、個人の氏名の部分	2号	27.3.23 送付	写し 送付	総務部 管財課	322枚
343	27.3.9	H25年度決算書 ・事業報告書・損益計算書・貸借対照表 医療法人久遠会 医療法人久仁会 医療法人謙和会 医療法人社団松誠会 社団医療法人智徳会	平成25年度の医療法人久仁会、医療法人謙和会、社団医療法人智徳会、医療法人久遠会の決算関係書類。 (1)事業報告書(2)貸借対照表(3)損益計算書	27.3.23 全部開示			27.3.30	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	18枚
344	27.3.10	昭和34年度 盛岡市〇〇〇町〇〇-〇 測量図 収用に係るもの	昭和34年度 盛岡市〇〇〇町〇〇-〇 測量図 収用に係るもの	27.3.17 全部開示			27.3.20	写し 交付	建設部 道路管理課	4枚
345-1	27.3.11	別紙行政開示請求に関する書面①～③迄提示いたします。④提出した各文の件 ①盛岡市役所各課に送付した郵便配達証明について	盛岡市役所各課に送付した郵便配達証明について	27.3.20 不開示 (不存在)					総務部 総務課	
345-2		理由は各課に送付した重要書類の一部証明も盛岡市に郵便物が届いても同課に一切届かぬと規則の開示	〇〇〇〇に10年間盛岡市が調査したが一切不正が見当たらずとあった、調査資料の明確書開示	27.3.20 全部開示				閲覧 写し 交付	総務部 総務課	12枚
345-3		②道路管理課〇〇〇が盛岡地方法務局に盛岡市長代位として登記した法務局書面の一部関係書の開示 理由 〇〇〇〇立会人とした書面の一部写真で写した一部所有者立会通知一切なく関係書類届かず  ③有限会社〇〇〇〇が、所有地〇-〇(〇〇〇〇)関係者印盛岡市確約文書の明解快開示 理由 所有者氏名印章が分るものや〇-〇を測量に至った寸法集計表の分る文書の開示	②道路管理課〇〇〇が盛岡地方法務局に盛岡市長代位として登記した法務局書面の一部関係書の開示 理由 〇〇〇〇立会人とした書面の一部写真で写した一部所有者立会通知一切なく関係書類届かず  ③有限会社〇〇〇〇が、所有地〇-〇(〇〇〇〇)関係者印盛岡市確約文書の明解快開示 理由 所有者氏名印章が分るものや〇-〇を測量に至った寸法集計表の分る文書の開示	27.3.24 部分開示	個人の氏名、住所、印影が記録された部分	2号		閲覧 写し 交付	建設部 道路管理課	16枚

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
345-4		<p>④⑦⑩⑬盛岡市役所から受け取った土地所有者に関係した書面の説明文書の開示 理由⑦〇〇〇〇〇測量図⑩市役所〇〇〇が〇〇〇〇〇に市長代位で登記したもの⑦⑩同縮尺寸法で重ねる合わすと⑦〇-〇に⑩〇-〇が同地所内と合致する道路課〇〇〇の元でトレシグ用紙内各図合わせる</p> <p>⑤〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇, 盛岡市〇〇〇〇〇〇〇-〇 〇 (〇〇) 〇〇〇〇 〇〇〇〇本人書内文書説明資料開示 理由 〇〇〇地内市整備会代表に作業経費全額受取りに至る書面不自然である</p> <p>⑥⑦⑩⑬各整備会領収書盛岡市が発注した工事代金であるが関係文書(〇〇〇〇との契約)の開示 理由⑦代表者土地家屋調査ではありません支払目的⑩領収書住所⑬住所違う支払い目的が不自然です⑬〇〇〇〇〇 1,500,000円領収書盛岡市に土地寄付法務局証明不自然である</p> <p>⑦同地区代表者立会通知記録の開示 理由 私有地が同地区所有者でも立会通知一切届かず</p> <p>⑧産業部農地林務課技師〇〇〇〇〇法務局登記に至った一部法務局文書一体の開示 理由 立会一切求めず</p> <p>⑨上記⑧作成者同地内開発許可分譲図等受けた時公図17条地区高度調査実施年月日の開示 理由 市役所に出向き国土調査まだ行ったなく国調図面まだないと言われた</p>	<p>③有限会社〇〇〇〇が, 所有地〇-〇 (〇〇〇〇) 関係者印盛岡市確約文書の明解快開示 理由 所有者氏名印章が分るものや〇-〇を測量に至った寸法集計表の分る文書の開示</p> <p>④⑦⑩⑬盛岡市役所から受け取った土地所有者に関係した書面の説明文書の開示 理由⑦〇〇〇〇〇測量図⑩市役所〇〇〇が〇〇〇〇〇に市長代位で登記したもの⑦⑩同縮尺寸法で重ねる合わすと⑦〇-〇に⑩〇-〇が同地所内と合致する道路課〇〇〇の元でトレシグ用紙内各図合わせる</p> <p>⑤〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇, 盛岡市〇〇〇〇〇〇〇-〇 〇 (〇〇) 〇〇〇〇 〇〇〇〇本人書内文書説明資料開示 理由 〇〇〇地内市整備会代表に作業経費全額受取りに至る書面不自然である</p> <p>⑥⑦⑩⑬各整備会領収書盛岡市が発注した工事代金であるが関係文書(〇〇〇〇との契約)の開示 理由 〇〇〇地内市整備会代表に作業経費全額受取りに至る書面不自然である</p> <p>⑥⑦⑩⑬各整備会領収書盛岡市が発注した工事代金であるが関係文書(〇〇〇〇との契約)の開示 理由⑦代表者土地家屋調査ではありません支払目的⑩領収書住所⑬住所違う支払い目的が不自然です⑬〇〇〇〇〇 1,500,000円領収書盛岡市に土地寄付法務局証明不自然である</p> <p>⑦同地区代表者立会通知記録の開示 理由 私有地が同地区所有者でも立会通知一切届かず</p>	27.3.24 不開示 (不存在)						建設部 道路管理課	
345-5		<p>⑩上記⑧⑨に関連当時市役所内で同地区全面地図確認市役所必ず証認印後日求めると話した(〇〇)関係文書の開示 理由 市役所係員が数多く立会で写し後日同写真渡す時, 関係書類に印章求めるとした約束何辺も市連絡しても写真も届けず約束</p>	<p>⑨上記⑧作成者同地内開発許可分譲図等受けた時公図17条地区高度調査実施年月日の開示</p>	27.3.25 全部開示				閲覧 写し 交付	農林部 農政課	1枚	
345-6		<p>⑪盛岡市〇〇〇〇第〇〇分区図作成に至った年月日の開示 理由 本地図は作成なく測量なしと開示文書で受けた本書作成</p>	<p>⑧産業部農地林務課技師〇〇〇〇〇法務局登記に至った一部法務局文書一体の開示 ⑫農政係長〇〇〇〇〇手書き文書息子が弁護士等々根拠の説明文書開示</p>	25.3.25 部分開示	個人の住所, 氏名等が記載された部分	2号		閲覧 写し 交付	農林部 農政課	6枚	
345-7		<p>⑫農政係長〇〇〇〇〇手書き文書息子が弁護士等々根拠の説明文書開示 理由 息子が弁護士でなく相手弁護士は高等裁判所へ通知不利与えた</p>	<p>⑩上記⑧⑨に関連当時市役所内で同地区全面地図確認市役所必ず証認印後日求めると話した(〇〇)関係文書の開示</p>	27.3.25 不開示 (不存在)					農林部 農政課		

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
345-8		⑫-2盛岡市長謄本証明の規則規定文書開示 理由 市長が謄本作製おかしいが ⑬平成19年4月3日開示文書の〇〇議員との対 応した文書の開示	⑪盛岡市〇〇〇第〇分区図作成に至った年月 日の開示	27.3.25 不開示 (不存在)					上下水道部 下水道整備 課	
345-9		理由 〇〇議員が現地に来て市職員と早く帰 り、現地一切確認せず開示文内で受取る ⑭〇〇〇〇に10年間盛岡市が調査したが一切 不正が見当たらずとあった、調査資料の明確 書開示	⑫-2盛岡市長謄本証明の規則規定文書開示	27.3.19 全部開示				閲覧 写し 交付	建設部 河川課	1枚
345-10		請求書が盛岡市に提出個人行政開示及び苦 情、報告文書、関係証明一体で提出した関係 書類の調査不自然でならないから	⑬平成19年4月3日開示文書の〇〇議員との対 応した文書の開示	27.3.25 部分開示	個人の住所、氏名が記録さ れた部分	2号		閲覧 写し 交付	農林部 林政課	17枚
346	27.3.13	道路・水路査定台帳 4870 〇〇〇〇丁目〇〇-〇 〇〇-〇	道路・水路査定台帳 4870 〇〇〇〇丁目〇〇-〇 〇〇-〇	27.3.18 部分開示	①個人の住所氏名及び印影 の部分 ②法人の住所、名称、代表 者氏名及び印影の部分	2号 3号	27.3.27	写し 交付	建設部 用地課	1枚
347	27.3.17	1社会医療法人知徳会 未来の風せいわ病院 平成25年度 貸借対照表・損益計算書 2医療法人真彰会 玉山岡本病院 平成25年度 貸借対照表・損益計算書	平成25年度の社団医療法人知徳会、医療法人 真彰会の決算関係書類。 (1)貸借対照表(2)損益計算書	27.3.24 全部開示			27.3.30 送付	写し 送付	保健福祉部 企画総務課	4枚
348-1	27.3.17	④下記①～⑥迄の各土地国土調査実施年月日 及び確定年月日、17条地図上公用年月日開示 求める。別紙1, 2で各①～⑥理由書とす反論 証明あれば開示する。 ①盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇所有者本人 ②盛岡市〇〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇所有者本人 ③盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者妻 ④盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者本人 ⑤盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者本人 ⑥盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者本人 ⑦同上①～⑥に対応した土地境界立会の市が 管理する道路水路記録年月日開示求める ⑧盛岡市関係課が市長代位者法務登記に至る マニュアル文書開示求める ⑨盛岡市職員が市に顧問弁護士が5人及び6人 おると時々煽るが何人か及び目的は何か開示 を求める ⑩昭和60年①内回議用紙作製本人認事件記録 に残す10年間同課在職も認めたが市の在職記 録請求 ⑪盛岡市が市民の土地境界立会規定規則なく	下記①⑤迄の各土地国土調査実施年月日及び 確定年月日開示求める。 ①盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇所有者本人 ⑤盛岡市〇〇〇〇〇地割〇〇〇-〇近辺所有者 本人	27.3.31 部分開示	個人の住所、氏名は記載さ れた部分	2号	27.4.14	閲覧 写し 交付	農林部 農政課	12枚
348-2		④下記①～⑥迄の各土地国土調査実施年月日 及び確定年月日、17条地図上公用年月日開示 求める。別紙1, 2で各①～⑥理由書とす反論 証明あれば開示する。 ①盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇所有者本人 ②盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者妻 ③盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇所有者本人 ④盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ⑤盛岡市〇〇〇〇〇地割〇〇〇-〇近辺所有者 本人 ⑥盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ⑦同上①～⑥に対応した土地境界立会の市が 管理する道路水路記録年月日開示求める ⑧盛岡市関係課が市長代位者法務登記に至る マニュアル文書開示求める ⑨盛岡市職員が市に顧問弁護士が5人及び6人 おると時々煽るが何人か及び目的は何か開示 を求める ⑩昭和60年①内回議用紙作製本人認事件記録 に残す10年間同課在職も認めたが市の在職記 録請求 ⑪盛岡市が市民の土地境界立会規定規則なく	下記①～⑥迄の各土地国土調査実施年月日及 び確定年月日、17条地図上公用年月日開示求 める。別紙1, 2で各①～⑥理由書とす反論証 明あれば開示する。 ①盛岡市〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇所有者本人 ②盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者妻 ③盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇所有者本人 ④盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ⑤盛岡市〇〇〇〇〇地割〇〇〇-〇近辺所有者 本人 ⑥盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ⑦同上①～⑥に対応した土地境界立会の市が 管理する道路水路記録年月日開示求める ⑧盛岡市が市民の土地境界立会規定規則なく 関係者本人の手書きメモで行うと開示文書で 受けた再度請求	27.3.31 不開示 (不存在)					農林部 農政課	

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数	
348-3		関係者本人の手書きメモで行うと開示文書で 受けた再度請求 ㊦総務課に全ての郵便物が届くと聞きました が各課係宛文書も開封後に必ず届ける姑息文 書の開示 ㊧盛岡市職員に対する盛岡簡易裁判所呼出期 日に対応回答一切なく処理記録文書の至る規 則の開示	下記②③④⑥迄の各土地国土調査実施年月日 及び確定年月日開示求める。 ②盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者妻 ③盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇所有者本人 ④盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ⑥盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人	27.3.31 不開示 (不存在)					農林部 農政課		
348-4			①盛岡市が市民の土地境界立会規定規則なく 関係者本人の手書きメモで行うと開示文書で 受けた再度請求	27.3.31 不開示 (不存在)					農林部 林政課		
348-5			②盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者妻 ③盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇所有者本人 ④盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ⑤盛岡市〇〇〇〇〇地割〇〇〇〇-〇近辺所有者 本人 ⑥盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ㊧同上①～⑥に対応した土地境界立会の市が 管理する道路水路記録年月日開示求める	27.3.27 不開示 (不存在)					建設部 河川課		
348-6			①盛岡市〇〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇所有者本人 ㊧同上①～⑥に対応した土地境界立会の市が 管理する道路水路記録年月日開示求める	27.3.27 部分開示	資料において特定の個人を 識別できる情報が記録され た部分。	2号 3号	27.4.14	閲覧 写し 交付	建設部 河川課	1枚	
348-7			①盛岡市〇〇〇〇〇-〇, 〇, 〇-〇所有者本人 ④盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ⑤盛岡市〇〇〇〇〇地割〇〇〇〇-〇近辺所有者 本人 ⑥盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇所有者本人 ㊧同上①～⑥に対応した土地境界立会の市が 管理する道路水路記録年月日開示求める	27.3.27 部分開示	①個人の住所、氏名が記録 された部分 ②法人の名称が記録された 部分	2号 3号	27.4.14	閲覧 写し 交付	建設部 用地課	3枚	
348-8			②盛岡市〇〇〇〇〇-〇-〇所有者妻 ③盛岡市〇〇〇〇〇地割〇-〇, 〇-〇所有者本人 ㊧同上①～⑥に対応した土地境界立会の市が 管理する道路水路記録年月日開示求める	27.3.27 不開示 (不存在)					建設部 用地課		
348-9			盛岡市関係課が市長代位者法務登記に至るマ ニュアル文書の開示	27.3.27 全部開示				27.4.14	閲覧 写し 交付	建設部 用地課	3枚
348-10			㊦㊧総務課に全ての郵便物が届くと聞きました が各課係宛文書も開封後に必ず届ける姑息 文書の開示	27.3.27 全部開示				27.4.14	閲覧 写し 交付	総務部 総務課	12枚

## 1 行政文書開示請求の内容及び処理状況

別紙 1

No.	請求 受理日	請求の内容	行政文書の件名	決定日・ 決定内容	不開示とした部分	第7条 該当号	開示日 又は 送付日	閲覧 写し 交付	担当課等	写しの 交付枚 数
348-11			㊦㊧盛岡市職員が市に顧問弁護士が5人及び6人おると時々煽るが何人か及び目的は何か開示を求める	27.3.27 部分開示	顧問弁護士の選任に関する行政文書中、職員の職務の遂行に係る情報に該当しない個人の経歴、身分取扱いに係る情報が記録された部分	2号	27.4.14	閲覧 写し 交付	総務部 総務課	3枚
348-12			(1) 昭和60年㊦内回議用紙作製本人認事件記録に残す10年間同課在職も認めたが市の在職記録請求。 (2) 盛岡市職員に対する盛岡簡易裁判所呼出期日に対応回答一切なく処理記録文書の至る規則の開示	27.3.31 不開示 (不存在)					総務部 職員課	
349	27.3.19	建設リサイクル法の届出台帳の写し H26.1月～H26.12月(1年分)	建設リサイクル法に係る届出台帳 (平成26年1月1日から平成26年12月31日まで、盛岡市全域)	27.3.30 部分開示	個人の氏名、工事の名称内の個人の氏名及び個人の届出の工事の場所	2号	27.4.24 送付	写し 送付	都市整備部 建築指導課	73枚
350	27.3.19	別紙記載の医療法人の直近の決算書 (事業報告書、貸借対照表、損益計算書) (医) 葵会	開示請求書に記載された医療法人の直近の決算書関係書類。 (1) 事業報告書(2) 貸借対照表(3) 損益計算書	27.3.27 全部開示			27.4.20	写し 交付	保健福祉部 企画総務課	4枚
351	27.3.19	建築基準法第12条第1項、第3項の定期報告書 H23年5月2日付の H23盛指第5017号H23盛指第5018号 建築物名称「北王ビル」 住所盛岡市中央通二丁目1-1	建築基準法で定める定期調査報告書(建築基準法第12条1項及び第3項に関するもの) 建築物名称「北王ビル」 建築物所在地 盛岡市中央通二丁目1-1	27.3.26 部分開示	特定の個人印影が記録された部分	2号	27.3.30	写し 交付	都市整備部 建築指導課	49枚
352	27.3.26	平成26年度水道資材設計単価表(3月一部改訂分)	平成26年度水道資材設計単価表(平成27年3月1日以降適用)	27.4.2 部分開示	単価表中、価格調査法人が発行する刊行物からの引用で、発行から1年未満の単価及び開示する事により当該価格が明確になる金額。	3号	27.4.8 送付	写し 送付	上下水道部 水道建設課	95枚
353	27.3.27	ばい煙発生施設一覧	ばい煙発生施設一覧	27.4.9 全部開示			27.4.15	写し 交付	環境部 環境企画課	10枚